

中間とりまとめ（案）に関する
意見募集結果等

平成20年2月8日

意見募集結果の概要

○提出件数 129件

○提出者数 132者(4者連名の意見書が1件)

○提出者の属性の内訳

・(社)日本ケーブルテレビ連盟
(社)日本ケーブルテレビ連盟信越支部からも個別に意見提出)

・(社)日本民間放送連盟

・地上放送事業者 55者

○北海道地域

北海道文化放送(株)

○東北地域

(株)秋田放送、(株)宮城テレビ放送、(株)仙台放送、山形放送(株)、福島テレビ(株)

○関東地域

日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、東京メトロポリタンテレビジョン(株)

○信越地域

(株)新潟総合テレビ、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)

○北陸地域

北日本放送(株)

○東海地域

(株)静岡第一テレビ、(株)テレビ静岡、(株)静岡朝日テレビ、静岡放送(株)、中京テレビ放送(株)、中部日本放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)

○近畿地域

讀賣テレビ放送(株)、(株)毎日放送、朝日放送(株)、関西テレビ放送(株)、テレビ大阪(株)、びわ湖放送(株)

○中国地域

山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、(株)テレビ新広島、広島テレビ放送(株)、(株)広島ホームテレビ、山口放送(株)

○四国地域

(株)高知放送、(株)テレビ高知

○九州地域

長崎放送(株)、(株)長崎国際テレビ、(株)熊本放送、(株)熊本県民テレビ、(株)テレビ熊本、(株)テレビ大分、(株)大分放送、大分朝日放送(株)、(株)宮崎放送、(株)南日本放送、鹿児島テレビ放送(株)

○沖縄地域

沖縄テレビ放送(株)

○その他(匿名希望) 2者

・有線テレビジョン放送事業者 30者

○信越地域

須高ケーブルテレビ(株)、協和ビジョン(株)、(株)信州ケーブルテレビジョン、(株)上田ケーブルビジョン、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ(長野ケーブルテレビ)、伊那ケーブルテレビジョン(株)

○北陸地域

(株)ケーブルテレビ富山

○東海地域

小林テレビ設備有限会社、(株)ビック東海、(株)ドリームウェーブ静岡、(株)伊豆急ケーブルネットワーク、伊賀上野ケーブルテレビ(株)

○近畿地域

姫路ケーブルテレビ(株)

○中国地域

日本海ケーブルネットワーク(株)、出雲ケーブルビジョン(株)、山陰ケーブルビジョン(株)、岡山ネットワーク(株)、山口ケーブルビジョン(株)、萩ケーブルネットワーク(株)、(株)ふれあいチャンネル、(株)ひろしまケーブルテレビ、(株)中海テレビ放送、(株)ケーブルネット下関、(株)倉敷ケーブルテレビ、(株)アイ・キャン、石見ケーブルビジョン(株)

○四国地域

よさこいケーブルネット(株)

○九州地域

宮崎ケーブルテレビ(株)、(株)ケーブルメディアワイワイ

○その他(匿名希望) 1者

・衛星放送関連会社 1者(スカパーJSAT(株))

・その他事業者 1者

・地方自治体 6団体(長野県松本市、辰野町、立科町、富士見町、原村、島根県津和野町)

・消費者団体 1者(全国消費者協会連合会)

・その他団体 2者(信州大学、京都滋賀県人会)

・個人 33者

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
1	個人	個人	-		全般	<p>区域外再送信は必要です。</p> <p>難視聴地域解消のため、地域型有線放送が取り入れられている現在、デジタル化を機に、民放各社が見直すと言明しているとの事。</p> <p>民放各社の強い意見で「区域外再送信は必要無い」と決定すれば、今まで視られたものが駄目になります。</p> <p>情報社会の現在、東京に住んでいても地方に住んでいても、同じ情報を得られるのは当然の事。</p> <p>アナログで見ていたものが、デジタルでも視られるのは、当たり前のものでそれが、総務省(国)の指針だと確信しております。</p> <p>田舎の母に今まで通り、テレビを見せたい。これが、私の願いです。よろしく願います。</p>
2	長野県富士見町	地方自治体	-		-	<p>1.富士見町は八ヶ岳西側に位置し、赤石山系との間は急峻な地形でテレビの難視聴地域であり、その難視聴地域対策と東京キー局が視聴できることから、ケーブルテレビの普及も順調に推移し、既に普及率も100パーセントに近く30年以上にわたりこのテレビ視聴環境がすっかり定着していること。</p> <p>2.地域住民は、ケーブルテレビの使用料を払っているのは東京キー局が視聴できる対価という意識があり、東京キー局が視聴できないとするとケーブルテレビの使用は減少する可能性があること。</p> <p>3.アナログからデジタルにより視聴環境が変わるのは、地域住民にとっては理解し難いものであること。</p> <p>上記により、これまでどおり有線放送により東京キー局を視聴できるよう強く要請したい。</p>
3	個人	個人	-		全般	<p>私は昨年4月から、松本市内の「うつくしがはら温泉敬老園」というところへ入居しました。ここは「複合型高齢者福祉施設」で、入居しているのは70歳～100歳くらいまでの老人ですが、老人の楽しみと言えば私もそうですが、「テレビ」です。幸いにも、ここ松本市には地元のケーブルテレビ局があり、東京のキー局の放送を居ながらにして見ることができます。</p> <p>私も長年愛用させて頂いていましたが、ここへ入居した際、各個人の部屋にはケーブルテレビの設備は入っていませんでした。私は引越す前から視聴していたため、どうしてもケーブルテレビを入れて頂きたく、ケーブルテレビ局や施設側と交渉して入れて頂きました。おかげさまで、今では東京のキー局の放送を毎日楽しく見させて頂いています。長年見ているテレビ局が見られなくなることは大変寂しいものですが、特に私のような老人にはなおさらです。また、この施設は全員が集まるロビーや食堂にはケーブルテレビが入っています。これは私が「自治会」を立ち上げて、その要望をまとめて実現したものです。老人達には、地元のテレビ放送ではもの足りないのか、東京キー局の放送を見るための多くの人でいつもにぎわっています。</p> <p>デジタル放送の時代になって、きれいな画面で視聴できたりデータ放送が使えたりすることはありがたいのですが、そういう事よりも、長年見させて頂いているキー局の電波が見られなくなってしまうことの方が重要な問題です。そうならなかったら寂しい限りです。視聴習慣はなかなか変えられるものではありませんので、ぜひデジタル放送でも東京キー局の放送を見させて頂きたいと、切に要望致します。</p>
4	個人	個人	-		全般	<p>①情報の選択は視聴者の自主性が尊重されるべきであり、「報道の自由」「知る権利」を大きく掲げる放送事業者が自ら視聴者を一方的に決定・制限できる事項とは認められない。</p> <p>②首都圏と密接した東京キー局の情報は常に新鮮で最新、内容も充実しており、高齢化が進む地方においても老若男女を問わず誰もが手軽に最新の情報を入手でき、最も愛され、生活に密着した媒体である。ケーブルテレビによる区域外再送信がなされない場合は、情報の地域格差が広がることは明らかであり、活性化を進める地方にも逆風になりかねない。</p> <p>③地方局では近年県内ローカルの情報が充実し、地産地消に大きく貢献する一方、キー局からの区域外放送が減らされており、世界的な情報化社会の中において、県内情報に偏った地方局からだけの情報では日本や世界の情勢は掴み難くなっている。</p> <p>④地方では難視聴対策から市町村自らCATV事業主になるなどによりケーブル網を構築し、さらにケーブル網を活用した住民への「お知らせ」や、「インターネット接続サービス」を展開しており、生活に密着した住民の情報源として定着している。今後「緊急情報」などの情報提供の手段としても、大いに期待されている所である。</p> <p>しかし、地方でも愛されているキー局の区域外放送がなくなる場合、ケーブルテレビの加入者の大幅な減少が予想され、ひいては市民への防災情報の周知にも大きな打撃となることが懸念される。</p> <p>⑤キー局の再放送がなされない場合、テレビすら満足に見られない地方が都市に偏った社会から受け入れられるはずもなく、財政難や過疎、少子高齢化などの対策として、企業誘致やUターン、定住対策などを進める地方にとっても少なからぬ影響がある。地方の価値を一段と下げることが懸念され、地方と都市の格差を更に広げることが懸念されるほど、大きな問題である。</p> <p>⑥中山間地域においては、地デジ移行後も電波状態が悪いため直接視聴は現時点においてできず、今後も中継局によるカバーの予定もない事から、地方と都市の情報入手できるケーブルテレビによる放送は地方の生命線と思われる。</p> <p>以上のことから、地デジによる恩恵を住民が等しく享受するためにも、区域外再送信を強く希望します。</p>
5	個人	個人	-		全般	<p>東京キー局が見られない場合、ケーブルテレビへの加入者の減少が予想される。</p> <p>長野県伊那市では、市民への「防災情報」や「緊急情報」などの情報提供の手段として、ケーブルテレビを用いた周知は、大変有効である。</p> <p>ケーブルテレビの加入者の減少は、ひいては市民への防災情報の周知の低下が懸念される。</p> <p>また、独自放送局の取材等の確認ができず、放送日が不明、取材内容の確認ができない、再放送の状況もわからないといった状況もある。</p> <p>このようなことから、情報社会の発展に逆行するような状況は考えられない。</p> <p>今後、情報の共有は今以上に必要な時代を迎えると考えます。</p> <p>よって、東京キー局の再送信を希望する。</p>
6	個人	個人	-		全般	<p>区域外再送信問題でケーブルテレビ局から説明を受け今回の中間答申を見る中で、強く感じるののは、民間放送局側はこれまでの利権を守ろうとしているのがはっきり感じられます。今や、すべての業種が規制緩和・自由化のなかで、企業努力をし、生き抜こうとしている時代に「経営に与える影響」とか「ネットワーク協定」がどうか、公器として理解しがたい言い分まで同意しかねます。また、このような主張がまかり通れば、BS放送を東京キー局が行っている意義は何なのか。民間放送局と資本関係の強い新聞のテレビ番組欄は何だったのか。理屈が通りません。デジタル放送の普及のためにも、どうか一日も早く受益者が損害を蒙らない裁定を望みます。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
7	岡山放送(株)	地上放送事業者	-	-	-	<p>地上放送事業者は放送法、放送普及基本計画による「地域免許制度」のうに成立していますが、区域外再送信が行きすぎた場合には「地域免許制度」は形骸化し、「県域」を基盤とするローカル局の経営を危うくし、「地方の放送文化」「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくします。</p> <p>大臣裁定制度は、有線テレビジョン放送事業者が極めて零細であった時代の保護・育成策として導入されたもので、放送メディア全体におけるケーブルテレビ事業者の収入が4,000億円を超える現状において、地方においては有線テレビジョン放送事業者の売上高・利益がローカル局を上回る事例も多く、立法事実は消滅しています。有線テレビジョン放送事業者のいう「住民・視聴者の利益」とは、有線テレビジョン放送で区域外再送信を視聴している「有料加入者の利益」に過ぎず、地上テレビジョン放送が目的としているのは、「視聴者全体の利益」であるを再認識すべきです。</p> <p>「県域」放送を基盤とする地上放送事業者は、これまで地域の住民に地域情報や良質な番組を「あまねく無料」で届けるとともに、ネットワークを通じて全国へ地域の情報も提供してきました。地上放送事業者は、アナログ放送から2011年のデジタル放送へ向けて同等の世帯カバーのため嘗てない莫大な設備投資を強いられ、経営基盤が圧迫されている事に加え、継続して行われている区域外再送信がローカル局の経営に影響を及ぼしていることは否めません。この状況が続けば視聴者全体の利益が大きく損なわれる恐れがあります。</p> <p>また、地上放送事業者はそれぞれが提供する放送番組の著作権・著作隣接権を有しており、有線テレビジョン放送事業者は再送信同意を求める場合には、この点についても十分留意する必要があります。</p> <p>今後は、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の当事者が真摯な話し合いを続け「民一民」により問題の解決すべき事だと考えます。</p>
8	個人	個人	-	-	全般	<p>再送信の同意裁定に関して矛盾を感じます。</p> <p>「有線放送による放送の再送信に関する研究会中間とりまとめ(案)」の概要3ページ【裁定基準の見直し等】の部分で、裁定制度は「受信者の利益」を広く保護する制度、とあります。しかし、4ページでは同意裁定を原則としながら、実際には、再送信への同意が得られるか否かはもつぱら事業者間の協議にゆだねられ、裁定申請が行われたとしても「同意」裁定とはならない、とあります。</p> <p>これは、地方に住み、地域民放では見られない番組を見たい、という地域住民の要望に答えていないのではないかと思います。たとえば、地方では民放が放映していない場合、ワールドカップをオンタイムでは見られない、などの不利益が生じているときあります。</p> <p>たしかに、地域の民放の生き残り等を考えると、複雑な思いはします。しかし、中間とりまとめ案が「受信者の利益」を保護するのであれば、難視聴地域と都市部の「情報」格差を防ぐことが大切なのではないかと、思います。</p>
9	個人	個人	-	-	全般	<p>現在地方局では、東京キー局の番組が遅れて放送されており、リアルタイムで情報を得ることができません。また、放送されない番組もあり、地方局だけでは、期待されるニーズに応えることが不可能であると考えますので、再送信を希望します。</p>
10	個人	個人	-	-	全般	<p>地方局では、東京キー局の番組が遅れて放送されており、リアルタイムで情報を得ることができないため、テレビ東京や東京キー局の放送が是非必要である。</p> <p>地方局では見られない番組もあり、首都圏との情報の差が出ないようにお願いしたい。</p>
11	個人	個人	-	-	全般	<p>テレビ東京で放映されている、『開運!なんでも鑑定団』『元祖!でぶや』をととても楽しみにしています。県内民放でも放送されますが2週間以上も遅れるので、やはりリアルタイムで見られることはとてもありがたいです。地方の山間部では、インターネット等が普及した今でも、テレビは数少ない娯楽なのです。せつかく見られるようになった番組が、見られなくなることは見られなかったころより不便さを感じます。山間部だからこそより多くの情報をひつようとするのはないでしょうか。</p>
12	個人	個人	-	-	全般	<p>私の住んでいる地区は山に囲まれたいわゆる難視聴区域です。昔からテレビはきれいに見えないもの2重にみえるもの。また視聴が可能なcHはNHK、県内の民放放送は共同アンテナを立てやっとの思いでざらざらの画像をみてきました。ところがケーブルTVが整備され状況は一変しました。きれいに視聴ができるのです。</p> <p>おまけにKey局の放送まで視聴可能となりました。ケーブルTVのおかげです。有線放送による放送の再送信の問題について考えたとき、県内の民放はデジタル放送に移行しても私の地域では取り残されます。ケーブルTVしか選択肢はないのです。</p> <p>今まで満足にTVも見えなかった。今はたくさんのcHを選ぶことができる。このことについて後退はありません。ぜひ有線放送による放送の再送信をお願いします。</p>
13	個人	個人	-	-	全般	<p>ケーブルTVで再送信が必要かどうかは、解決策の一つであり、地方の国民が、大都市と比べて、キー5局を受信できないという情報格差が大問題です。</p> <p>BShiでも、ケーブルTVでも、インターネットでも、何らかの方法で、キー5局を受信できるようにしてください。</p>
14	個人	個人	-	-	全般	<p>受信者の利益の確保を最初に挙げられていることを大変評価いたします。</p> <p>当市ではCATV会社の有線放送により、ほぼ全ての一般家庭及び市内企業あるいは公共施設等のほとんどが東京キー局あ放送を視聴できる状態にあります。</p> <p>昭和59年から四半世紀にわたって視聴できてきた東京キー局の放送が、何故デジタル化によって視聴できなくなるのか理解できません。</p> <p>誰もが皆、小さい頃から東京キー局を視聴しており、いきなり見れませんとと言われても、納得が出来ません。是非、現状以上になるよう対応をお願いします。</p> <p>私共にとって利便性が後退するのであれば、多額の経費をかけてデジタル化を行う必要は無いものと思います。</p>
15	中部日本放送(株)	地上放送事業者	-	-	全体	<p>民放事業者は、現行の大臣裁定制度は、地上民放事業者の根幹である地域免許制度と相容れないものであると、かねてから主張してきたが、今回の「中間とりまとめ(案)」は、制度面の見直しを回避しており、抜本的な問題解決になっていない。</p> <p>研究会は、「大臣裁定制度」の撤廃を含めた抜本の見直しを早急に行うべきである。</p>
16	(株)テレビ新広島	地上放送事業者	-	-	全般	<p>中間とりまとめ(案)では受信者利益を最重要点としているが、この受信者とは、有線テレビジョン放送事業者と有料契約を結んだ者であり、契約を結ぶことの出来ない経済弱者と前者に生じる情報格差は、大きな問題であると考えられる。取りまとめ(案)中の「受信者」という言葉を、「有料契約受信者」として読み直していただきたい。はたして全ての地域住民に公平な方向を示したものとイえるだろうか。最終とりまとめの文中では「受信者」を「有料契約受信者」に変更していただきたい。</p>
17	山口放送(株)	地上放送事業者	-	-	-	<p>「中間取りまとめ」ではCATVが放送事故を起こした場合の対処が検討されていない。都市型CATVが放送事故を起こせば、大規模かつ長時間にわたることも想定される。この場合のケーブル事業者の責任の在り方について明確にすべきである。また大臣裁定で再送信を命じた場合の大臣の責任、あるいは再送信に同意した側の責任についても、この機会に整理する必要がある。これは同意にあたっての重要な前提条件ともなり、根本的な問題と考える。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
18	(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ(長野ケーブルテレビ)	有線テレビジョン放送事業者	-	-	-	<p>1、当社の状況 都市型ケーブルテレビとして、1987年に開局しました。開局当初から同意をいただき東京キー局5波の区域外再送信を行ってまいりました。しかし、系列ローカル局の強い反対などによりキー局からの同意がいただけない状況から、平成10年11月からテレビ東京を除くキー局4波の再送信を順次停止してまいりました。 停止した当時、加入者からの反応は想定をはるかに超えるものでした。受付電話はひっきりなしに鳴り、出たときに強烈なクレームをいただき、「勝手に止めるのは詐欺だ」「契約違反だ」「金は払わないぞ」といったお叱りが連日続きました。お叱りとともに利用を停止される加入者も、続出しました。東京波を視聴したいという加入者の強い願いをいやおうなしに感じさせられました。苦渋の経営判断でありました。</p> <p>2、長野市の地域性 長野オリンピックを控えた平成9年に長野新幹線が開通しました。また、高速道路も整備され、長野と東京を結ぶ高速バスは年を追うごとに増便されています。 交通網の整備によって従来以上に人・物ともに首都圏と経済的に強いつながりを形成しています。文化や生活スタイルにおいても市民の関心は古くから東京に向けられています。そのため、首都圏情報は長野市民にとって欠くことのできない生活必需品といっても過言ではありません。現在当社が再送信する「テレビ東京」の放送は、加入者にとって最も貴重な情報源となっています。</p> <p>3、長野市の地理的特性 地上アナログ放送において、長野市の一部地域では、やや大型のアンテナを屋根に設置することで東京キー局の電波を家庭で直接受信し、視聴することが可能です。従って、当社の開局以前から東京キー局を視聴する習慣が、長野市にはありました。そうした視聴習慣は、国の政策や企業の都合によって阻まれるべき性質のものではないと考えます。現状市民が享受している正当な権利は、可能な限り守られるべきだと考えます。</p> <p>4、当社の意見 前述のとおり、当社のチャンネル編成において「テレビ東京」は最も重要なコンテンツであり、加入者の強い要望に叶うものであります。長野市は、地上4派地域でありながらも、地理的、経済的、文化的に首都圏と一体性のある地域と認識しております。受信者の利益を確保することが求められる一定の区域に該当すると考えております。</p>
19	福島テレビ(株)	地上放送事業者	-	-	-	<p>意見： ケーブルテレビ区域外再送信に関する大匠裁定制度は、ケーブル事業が小規模で難視聴解消に役買っていた時代の制度である。昨今は、ケーブル事業者の収入規模もMSO化により、県域放送事業者に匹敵している。 一方で、著作権者は自らの権利保護に対して極めて敏感になってきている。それはアナログ時代に、区域外再送信が番組著作権侵害や番組出演者の肖像権侵害を引き起こしてきた経過があるため、本格的なデジタル時代を迎え、違法コピーへの警戒感も含め、権利者団体が、今後、さらに厳しい対応を取ることが予想される。再送信問題を議論するにあたっては、こうした放送局や権利者の著作権保護の観点を置き去りにしてはならないと考える。 また、再送信研究会の中間とりまとめ案の中で、「受信者の利益確保」を中心にすべきと書かれているが、テレビジョン放送事業者は50年の歴史の中で、県域放送局の使命として難視聴解消に努めてきた。しかも、県域放送局として地域の情報発信に努めてきた。放送対象区域内の再送信については、難視聴解消の観点から認めてきた。したがって、ここに書かれている「受信者」というのは放送区域外受信者である。県内(区域内)の放送を県外(区域外)に在住の受信者が、ケーブルを通して受信するのが、受信者の利益を確保する事にあたるのか、はなはだ疑問である。 こうした区域外再送信を認める事は、地域免許制度との矛盾を際立たせるもので、到底容認できるものではない。</p>
20	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	-	-	-	<p>当社は、山口県東部の岩国市及び玖珂郡和木町をサービスエリアとしたケーブルテレビ局です。 岩国市及び玖珂郡和木町は、広島県と隣接しており、CATVが開局するずっと以前のテレビ放送が始まった当初から広島波と山口波の両方を受信・視聴してきた地域で、視聴習慣は数十年に及びます。住民にとって広島県は生活圏・経済圏となり、広島波は区域外波というよりも生活に直結した必要不可欠な情報源となっております。 今後、2011年までに情報格差の解消を目的に岩国市の過疎地域である未整備地区を行政と共に整備していく計画を立てておりますが、同一市内で情報格差が生じることのないよう、ご指導をお願い致します。 国策で放送のデジタル化へ向かっているにもかかわらず、民放事業者とCATV事業者との協議不調で一番混乱し、不利益を被っているのは一般視聴者です。また既設の共同受信施設で従来から区域外波の同意を得て維持してきた組合で、地元負担金や高齢化の問題でデジタル化改修が困難となっている施設はCATVへの移管を検討しておりますが、この段階でも区域外波の問題でデジタル化へ踏み出せないという施設もございます。 このような現実を捉え、区域外再送信問題の早期解決を望みます。</p>
21	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	-	-	有線放送による放送の再送信に関する研究会 中間とりまとめ(案) (全体)	<p>平成19年12月21日の本研究会(第5回会合)において、新美座長より『両連盟による協議については、本研究会としても注視し、これを尊重することとしたい。両連盟においては、引き続き協議を重ね、成案を得られるようお願いしたい。』旨の発言があった。正に当事者である日本民間放送連盟および日本ケーブルテレビ連盟が、鋭意、協議を重ね、ようやく両連盟によって取りまとめ、合意に達した平成19年12月3日付けの「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」文書における合意事項を何よりも尊重すべきであることと明記すべきである。 なんとすれば、両連盟は本研究会からの依頼を受けて協議を開始した訳で、本研究会はこの合意事項を前提として、両連盟の会員社間において「民—民」協議のうえ成った合意については、尊重し最大限支持すべき立場にあるからである。</p>
22	個人	個人	-	-	全般	<p>パブリックコメント案②の該当箇所 (6) 中期的な課題 ① ローカルコンテンツの充実 地上放送事業者ならびに有線テレビジョン放送事業者は、ともに地域社会を基盤とするマスメディアとして普及・発展してきたものであり、それぞれが地域密着型のローカルコンテンツを制作し、今日に至っている。 また、地上デジタル放送の円滑な普及等に当たっても、両者が連携して取り組んでいく必要がある。 これらの背景を鑑みれば、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、いずれも、地域社会に基盤を有するマスメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することが適当である。 ② 新たな紛争解決の手段 現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、こうした裁定制度を活用することなく、当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備(誠実対応義務等)について検討すべきである。 また、情報通信分野については、表現の自由の問題等慎重に対処すべき点多々含まれていることや、放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になる中で、この場合のあっせん等の主体としては、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要である。その際には、例えば、電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会60が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たに業務を担わせることも一つの手法と考えられる。この場合には、あっせん等を行う機関に裁定の諮問をすることがあっせん等に当たって整理した事実関係等を有効に活用する等の観点から適当である。</p>
23	(株)ケーブルネット下関	有線テレビジョン放送事業者	-	-	全般	<p>当社は、1996年設立以来下関地区の地上波の難視聴対策、地上デジタル放送の普及に貢献して参りました。現在地上波の再送信数は、約5万8千世帯(2007年12月末現在)に及び、下関地区の約71%に地上波を安定して提供しております。 また、多チャンネルのデジタル化率も約57%となり、デジタル化の推進に貢献していると自負しております。 したがって、改めて下関地区における当社の地上波再送信メディアとしての役割、貢献度をご理解お願い申し上げます。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
24	匿名	有線テレビジョン放送事業者	-		全般	アンテナで実際に区域外の地上波放送が視聴できる地域に限って申し上げます。 現在、全国で地上デジタル放送の視聴エリアが増加しておりますが、ケーブルテレビ経由で視聴しているために、いわゆる区域外の地上デジタル放送が視聴できない事案が全国で多数発生しています。 直接受信できる地域の区域外再送信問題をまず最初に解決させることが重要であると考えています。 今回の「中間とりまとめ(案)」には直接受信できる地域のことに取り上げられていなかったことが残念です。
25	山陰ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	-		全般	アナログからデジタルへの移行期にある現在において、視聴者の利益の確保は当然のことです。同様にこの区域外再送信の協議の難航は、既に視聴習慣のある視聴者の利益が失われることに他なりません。一度同意を得た区域外再送信の同意が得られないことや事業区域の拡大地域において同意を得ることが出来ないことは、「今まで見えていたものが見れない」となり、これは地域の住民(視聴者)にとって到底納得できないものであります。裁定に係る研究会の立上げはこの諸問題を迅速かつ適切に解決する機関として、CATV事業者にとって大変ありがたく受け止めておりますので、今後一層のご努力をされますことを切に要望いたします。
26	伊那ケーブルテレビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	-		全般	平成18年度より長野県でも地上デジタル放送が開局しました。当然のことながら以前にも増して東京キー5局がいつから視聴出来るのかという問い合わせが多くなっています。弊社が開局時同時に提供したチャンネルは、地元は5局(NHK2波と当時は県内ネット局3波の計5局)の他に東京キー5局の区域外波が全てであり、加入動機の最大の要因は(東京のチャンネルが見られるからCATVに加入した)という背景があります。 当地域では、新聞の番組欄に地元県内局と同じ紙面に東京波の番組も並んで掲載されており、開局から20年以上を経過し加入率も7割近くとなった今では、東京のチャンネルは見られて当たり前のように視聴習慣が定着しているのが現状です。 又、許可エリアである伊那市は、かつて高遠藩主内藤家の江戸屋敷であった新宿御苑が縁で新宿区と友好提携をして交流が深く、現東京芸術大の初代学長伊澤修二先生は伊那市高遠町の出身者であり、芸大と伊那市高遠町が合同で毎年音楽祭が開催されています。NHKの天気予報も関東甲信越は一体のエリアとして放送され東京圏とは違和感なく一体の認識が定着しております。 何より一般の視聴者には、今見ているその放送が区域外波か区域内波だとか、同意があるとかいらぬとか、又アナログ波からデジタル波に移行する理由や違い等々・限られた一部の人にしか理解されておりません。今まで見られたチャンネルが今後も同様に見られるのかどうか問題なのです。 高画質高音質となり便利で夢を与えるデジタル化が、アナログ時代より不便でサービス低下になることは見過ごせません。「東京波が見れない現状ではデジタルの魅力が無い、はっきりするまでデジタル移行は先送り」とおっしゃる方々も多く、区域外再送信問題がデジタル化を推進する上で阻害要因となっています。東京の情報は弊社の地域では住民生活の一部となっています。 つきましては、弊社エリアにおいて多チャンネル時代を迎えた現在でも、原点と魅力うけ東京キー5局の速やかな再送信同意による放送の提供こそが、国策としてのデジタル化が地域住民から指示され、魅力あるデジタル化を強力に推進する上で必須の条件だと考えております。事業者側視点でなく長期に渡って視聴してきた利用者皆様の声を聞き届け頂きたい切望するものです。
27	個人	個人	-		全般	意見→民放3局以下の少数民放地域では全系列(NNN・ANN・JNN・TX・FNN)の区域外再送信をすべし 宮崎県におけるメディアの現状を述べます。 日本には、民放ネットワークが5存在します。(独立局を除く) 宮崎には(宮崎市では)民放2社(UMK[FNNとNNN・ANNのトリプル]、MRT[JNN])とCATVによる福岡波(KBC[ANN]、FBS[NNN])の放送が行われています。 民放2社しかない宮崎県にとって、CATVによる区域外再送信は系列補完の意味合いで行われております。 これが無くなると、宮崎県民100万人もの情報選択の幅を著しく減少させます。 ※上記のことが無いように、適切な対応をお願いします。※ 個人的なことですが、宮崎県に移住する前は関東地方に居住しており民放5局+独立局をで視聴してきました。 宮崎に転勤になり、まず驚いたのがTV環境です。CATVに入らなければこれまで見てきたNNN系列、ANN系列の番組が視聴できなくなり、TX系列に至ってはCATVに加入しても視聴できません。 またFNN系列であるUMKが曜日、時間帯によってNNNとANNを切り替えるのでCATVの区域外波と重複することが多々あります。そのおかげで一部FNNの番組も視聴できません。 宮崎における民放視聴可能数は実質3.5局にとどまっています。 同じ日本に在りながら日本の国民と情報を共有できない現状の放送制度には疑問を感じます。 各キー局には、全国に系列局を配置すること、全国民がまあね視聴できるような環境を整備してほしいと思います。 ***** *全国で5系列視聴できるようにすべき。* ***** その方法が民放の新規参入によるものか、CATVによる再送信によるものか、どちらでもいいのでとにかく早急に整備して下さい。 「一部地域を除いて〇〇時から放送」→宣伝しておきながら宮崎県では放送無し 「UMKでは該当しません」 正月を過ぎた2月辺りに「メリークリスマス！」 そんな放送するくらいなら県域免許制度いりません！
28	名古屋テレビ放送(株)	地上放送事業者	-		全般	この「中間とりまとめ(案)」は、全般的に有線テレビジョン放送側の観点から、再送信同意制度の現状と課題が再確認されており、放送を取り巻く環境(放送制度や、放送コンテンツの内容、放送局の現時点での課題など)という視点からの区域外再送信問題の現状に関する考察が不十分であると考える。 2011年の完全デジタル移行に向けた莫大な設備投資により、民放各社の経営基盤は深刻に圧迫されている。そのような状況下での行き過ぎた区域外再送信は、地元放送事業者の経営に更なるダメージを与えることとなる。このことは、良質なコンテンツを安定的に提供するという地上放送の責務を果たすことに支障を及ぼし、国民視聴者全体の利益が損なわれることにもつながる。という側面を記述するべきと考える。また、実態として各所で行われている違法再送信の実情と是正の必要性についても、十分に留意して議論するべきと考える。 また、研究会の要請で「民放連」と「日本ケーブルテレビ連盟」による直接協議が行われ、そこで区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方を整理している他、各事業者レベルでも、「民一民」での問題解決を図るべく、真摯な話し合いを積み重ねてきている。今後の議論には、これら当事者の考え方が十分に反映されるべきであると考える。
29	個人	個人	-		全般	アナログテレビでは可能だった区域外再送信がデジタルテレビになると不可能になるのは受信者の利益を著しく害するので絶対反対である。 そんなデジタル化ならやっていただかなくて結構。 地方民放は情報格差はないと嘯いているがそんなことはない。 何週も遅れて放送されるドラマやアニメ、子供の教育に悪いパチンコのCMだらけではないか。 こんな状況を東京からやってくる親戚にどれだけ呆れられたことか。 資本主義、自由主義を標榜するならもっと消費者の自由選択を尊重して欲しい。 地方民放は規制で困り込んで無理やり自局を見せ視聴率を上げようとするのではなく自らの努力によって実現せよ。
30	個人	個人	-		全般	区域外再送信がデジタルテレビになると不可能になるのは受信者の利益を著しく害するので絶対反対です。 地方民放は情報格差はないと嘯いているがそんなことはありません。 ドラマやアニメは何週も遅れて放送されています。深夜はテレビショッピングばかり。CMIは子供の教育に悪いパチンコのCMだらけ。 もっと消費者の自由選択を尊重して欲しい。 地方民放は規制で視聴率を上げようとするのではなく自分で努力すべきです。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
31	個人	個人	-		全般	<p>地上放送事業者の制作番組の有線放送テレビジョン(以下TV)による再送信は既に十数年前から実施されており、聞くところに寄れば正規の協議に則り実施していること云々。視聴者である住民側から言えば多くの情報が中央と同時に受け入れることができること、また、放送により文化の交流がでず知識共有物に地域の格差をなくす上で多いに貢献している。</p> <p>当地域の特性から見ても町内に観光地を有し、都会人との交流のうえでTVの効果は大きい。文化の交流は町の若者(児童、生徒及び学生)が都会との交流を通じて自らの住む地域特性を意識することに有線TVによる地上放送の再送信による恩恵と考える。</p> <p>尤も、地元有線TVは20年余の実績があり山間地では電波による放送が受信できない地域にも情報を発信してきた。それには町内の情報は元より民間放送を再送信したことで地域の90%以上の世帯で加入しているのが現状である。また、長野県では民間放送と有線TVとの共同による番組の制作も行われているというように、地域の特性を生かした放送内容を拡充をする上で双方の共同が今後の課題ではないか。</p> <p>有線TVの意義なるものは地域間の情報交換は第一の課題だが、中央の情報を身近に発信することから有線TVで再送信することは不可欠な物と考える。地上放送とも協調して行くためには地域特性が失われた民間放送が制作する番組がどれも同じような番組を制作しタレントの消費品化する傾向が助長されてきている。また、地域に生きる有線TVにより番組を選定して有線で再送信することは子どもの教育には意義があり受信者の利益に通じるものがあることも述べおきたい。</p> <p>受信者の利益(権利)からすれば、個人がチャネルを選ぶように有線放送が地域の特性を鑑みて再送信することは人権にも関わる益なるものだろう。しかし、有線TV会社の番組選択に問題があれば地域住民から選出された番組審議委員等による調整が図られるのは当然のことだ。新幹線や高速道路網による中央との文化交流、地域間の交流は日進月歩以上のスピードで広まっている。これは放送網も同様で地上法事業者間の交流以上に有線TV間の交流が広まりつつ有るのは明らかである。しかし、未だ地方に行く地上放送TVで見ることが出来るのは3チャンネルだけで情報の偏りがあるのは明白である。</p> <p>既に同意を得て再送信をしている地域に於いては、一定の基準をクリアした上で再送信を継続可能として、更なる地域格差の減少と情報の共有化を図る認識をもっていただきたい。</p>
32	個人	個人	-		全般	<p>「放送の地域性に係る意図」についても基準として示すことが適当」とあるがその場合、「(民間)放送事業者の経営上の都合」以外に想定されるものがあるとは思えない。</p> <p>「番組編集上」の「地域性に係る意図」という局面において、ある特定の地域以外に視聴されては困るような事例があるとは思えない。</p> <p>以上から、</p> <p>「放送事業者がその放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという「放送の地域性に係る意図」という表現は今後、様々なトラブルを引き起こす元となるのではないのか？」</p> <p>仮に、民間放送事業者のいうところの「系列放送」を含む「(民間)放送事業者の経営上の都合」に配慮するというのならそれを明確に記すべきであるし、そうでないのなら、「地域性に係る意図」という玉石色の表現は取りやめた方がいいと思う。</p> <p>特に地方での地上波民間放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の関係を鑑みるに、双方の紛争の解決時に用いられるガイドラインの解釈に「一方の都合でどうとでもなる」ような解釈が可能なら文言は避けたいと思う。</p>
33	(株)長崎国際テレビ	地上放送事業者	-		全般	<p>① 当社(当地区)の現状と基本的考え方 当社の置かれている長崎地区においては、大分地区に見られるような、係争に至るまでの「区域外再送信」の問題は発生していません。一部地域ではケーブルテレビで近接地区の5番目の民放(TVQ)の区域外再送信が行われていますが、当社の「区域外再送信」に対する基本スタンスは民放連の主張と同様(中間とりまとめ案資料16ページ他)放送法、電波法の地域免許制度等と矛盾するものと考えております。「区域内再送信」につきましては、ケーブルテレビ設立当初、長崎独自の地形や離島による「難視聴対策」「情報格差の是正」の意義のもとに始まりましたが、一部のケーブルテレビ会社の中には、近年その域を大きく越え、ケーブルテレビ会社はインターネット、IP電話を併せたサービス＝「トリプルプレイ」(中間とりまとめ案資料2ページ)により売上、収益とも大きく伸ばしております。(地上波を付加価値のひとつとして利用している) 地上波局がデジタル設備投資により経営が圧迫される中で、制作費、著作権に関する費用などを支出し、ケーブルテレビ会社が無償で番組を受け、再送信によって利益を生み出すという構造には違和感を感じております。 ケーブルテレビ会社のデジタル設備投資は、設置世帯の伸張により回収出来ます(契約料、使用料)が、地上波放送局は間接的な方法(広告収入)でしか回収出来ないのが現状です。</p> <p>② ケーブルテレビと地上放送事業者の今後について ① 項で述べた一方で、視聴者ニーズは明らかに変化してきております。ケーブルテレビが飛躍的に発達し、受信者にとって生活の一部として不可欠な存在になり、現行法制と乖離し始めている中で、「大臣裁定」、あるいは「裁定基準の見直し」によってのみ両者の整合性を取ることは困難と考えます。また、「大臣裁定基準の見直し」に当りましては、受信者利益の保護、ケーブルテレビの健全な発達を求めるとともに、地上波放送社の健全な発達も必要不可欠であります。</p> <p>地上波放送は「放送法に守られている」一方で、「放送法によって厳しく規制」されております。例えば、受信者保護のために厳しいCM、番組の審査を行っていることや、報道機関として高い倫理性を求められていることなどです。また、広い意味での「受信者利益」としての緊急災害時における放送など、ケーブルテレビにない「社会的責任性」を併せて求められております。</p> <p>以上から、今後は「ケーブル」と「地上波」それぞれの保護を求めるとはならず、両者が「有機的」且つ「ビジネスライク」に結びつくことが最大の「受信者保護」につながるものと考え、その方策を模索することを強く求めてまいりたいと考えて次第です。</p> <p>結論といたしましては、「受信者保護」さらに「環境の変化」を二大要素とした上で、以下の3点につきまして検討をしていただきたいと考えております。</p> <p>① 現行法制と現状の乖離の見直し ② 地上波の持つ「社会的責任性」を何らかの形でケーブルテレビ会社にも求める ③ ケーブルテレビと地上波放送のビジネスモデルの構築 ＝課金方式(PV方式、システム全体への課金の検討も含む)、あるいはケーブルテレビへの独自の税制の検討など 以上を当社の意見として提出させていただきます。と思います。</p>
34	全国消費者協会連合会	消費者団体	-		全般	<p>報告書のどの部分を指摘すべきかわからないので、別記します。</p> <p>民放の少ない地域にとっては、テレビ放送の選択肢が少なくなるのは、重大なことです。この報告書でも指摘されている通り、地方ではテレビ放送に情報、文化、娯楽を頼っています。特に高齢者の生活には欠かせません。</p> <p>民放局の少ない地域の人々が今以上、情報、文化、娯楽など首都圏住民に比べ、不利益にならないような施策としてください。</p> <p>なお、地方消費者協会へもこの中間とりまとめを配信しましたが、たいへん分かり難く、意見が出し難かったようです。</p>
35	(株)テレビ高知	地上放送事業者	-		②	<p>ケーブル3社は営利事業であり、サービス世帯はおよそ50,000世帯(14.5%)なので県民全体の利益と一致しない、むしろ県内の情報格差社会の拡大に繋がる。</p> <p>* ケーブル3社は、全て営利事業であるので経営効率の高いエリアのサービスを重視しているあまり県内の中山間地域を含めた難視聴対策が進んでいない。 * テレビ高知のサービスエリア世帯数:345,000世帯 ケーブル3社のサービスエリア世帯数:64,350世帯(推定) 情報格差社会の拡大→県内の29,500世帯(85.5%)がEIX系番組を視聴出来ない。</p>
36	(株)テレビ高知	地上放送事業者	-		③	<p>県内民放各社の財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる。</p> <p>* 想定される視聴率減少に伴うテレビ高知のスポット売上損害額 月間平均GRP(延視聴率)166.065% 稼働率:80% EIX系推定視聴率7.6% 調査サンプル該当率:1.7% GRP減少(想定)20,177% P/C(平均):@1,194円 スポット売上損害額(月額):@1,194 × 20,177 × 80% = 19,273,070円 スポット売上損害額(年額):19,273,070 × 12ヶ月 = 231,276,840円 *従いまして、経営を根幹から揺るがすこととなり、今後の地上デジタル放送の中継局投資や難視聴対策の見直し、そして放送番組の質の低下などを避けて通ることが出来なくなります。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
37	(株)テレビ高知	地上放送事業者	-	-	⑤高知県内のケーブル事業者は営利目的でチャンネル数の増加を推進している。	<p>*「他県放送の視聴」(チャンネル数の増加)を巡っては、必要とされる主たる理由が地域性とは関わりが薄い、基幹4系列が全国ネットする人気番組への視聴要望にあるのが実体であり、これについては「検討の視点」で言及されている「無秩序、無制限な区域外再送信により、放送事業者の財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下」という深刻な弊害とのバランスをとることが重要である。</p> <p>*高知県内のケーブル事業3社は、テレビ朝日系の番組を区域外同時再送信することで、ケーブル視聴契約世帯の獲得が最大のテーマであります。ケーブル3社のサービスエリア内・外が情報格差の拡大を招き、県内の中山間地域の少子高齢化・過疎化を促進することにも繋がる恐れもあります。</p> <p>また、生活弱者などを考慮すれば、市町村を含めた行政に対して新たな問題を提起することも考えられます。</p> <p>◎高知県内民放各社の区域内同時再送信に関して、ケーブル事業者は現在のアナログ・デジタル回線費の応分の負担も検討してもらいたい。</p> <p>マイクロ回線費:東京～高知(5区間)民放1社 1億5000万円(年間)</p>
38	長野県原村	地方自治体	-	-	-	<p>長野県は、関東甲信越と呼ばれているとおり関東圏と一体であり、首都圏に出かけることは日常的に行なわれています。</p> <p>また、過半数の子供達は高校卒業後に首都圏の大学・専門学校に進学し、保護者は首都圏の情報が必要としています。</p> <p>ケーブルテレビの普及に伴い、新聞のテレビ番組欄には、県内紙は勿論のこと、全国紙までもが県内民放と同列で東京キー局および、テレビ東京の番組表を掲載しており、住民の視聴習慣として定着しています。</p> <p>30年にわたり視聴されてきた東京キー局等の放送が、デジタル化によって視聴できなくなることは、住民にとって必要な首都圏の情報取得の手段が無くなることとなり、大きな損失になると考えます。</p>
39	個人	個人	-	-	全般	<p>私は、10年ほど前から、テレビ東京、23時からのワールドビジネスサテライトを欠かさず見る習慣になっています。経済などの情報の大半をそこから得ているため、これが見られなくなることは、「受信者の利益」という面ではかなりマイナスです。</p>
40	(株)テレビ高知	地上放送事業者	-	-	①「受信者の利益」への配慮について	<p>*現在のアナログ放送においてもテレビ朝日系の区域外同時再送信は行われておらず、あくまで新たな案件であり「受信者利益」の保護に該当しない。</p> <p>*高知県内の民放各社は、地上デジタル放送のサービスエリアはアナログ放送と同等を目指し難視聴エリアの解消に向けて中継局建設を行っています。</p> <p>*テレビ朝日系の主な人気番組は、民放各社が番組購入という形で放送は行っておりまして現在でも支障はないものと思われまます。</p>
41	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	1～19	-	第I部 再送信同意制度の現状と課題(全体)	<p>有線テレビジョン放送側に偏った視点から、再送信同意制度の現状と課題を整理しており、結果的に区域外再送信問題が矮小化されている。</p> <p>具体的には、放送法のもとで県域を基本とする地上テレビジョン放送が地域住民に果たしてきた役割や約310チャンネルにのぼるアナログ放送の違法再送信の実態、地上放送の多局化・BS/CS放送の普及・インターネットの急速な普及等の多メディア・多チャンネル化の進展による地域間の情報格差の縮小、再送信に関する著作権や契約上の権利を含めた様々な権利処理の必要性について言及がない。こうした現状をきちんと把握したうえで、公平かつ客観的に再送信に関する課題を抽出すべきである。</p> <p>特に、アナログ放送の違法再送信の実態については、正確な最新データとその解消に向けた行政の取り組み状況を記述すべきである。</p>
42	(株)仙台放送	地上放送事業者	1～19	-	第I部 再送信同意制度の現状と課題(全体)	<p>有線テレビジョン放送の変遷、現状の記載がある中で、地上テレビジョン放送が地域免許制度の枠組みがあつてこそ健全に発展し、地域に根ざした放送を通して地域住民に貢献してきた事について言及すべき。</p>
43	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	1～19	-	第I部 再送信同意制度の現状と課題(全体)	<p>「第I部 再送信制度の現状と課題」における現状の認識と課題の整理は、全体として有線テレビジョン放送法並びにケーブルテレビ事業者側に著しく偏っている。そもそも日本の放送秩序は、社会が自律的に形成したのではなく、チャンネルプランによって、国が政策的に創出した国法上の秩序である。地上放送法を基幹とし、ケーブルテレビ放送を難視聴対策として補完的位置づけの放送として出発したことは歴史的事実である。そうだとすれば、放送秩序を創出した国が、自らの創出した放送秩序を乱すおそれのある行為(区域外再送信)を認めるのであれば、それは放送秩序の自壊を招くことになる。情報通信政策局長が、本研究会の第1回会合の冒頭挨拶において、「行政として現行の県域免許制度を要する考えは持ち合わせていない。」と明言された通り、地域免許制は何よりも尊重されるべき原則である。</p> <p>現在のこのような全国的な置局が形成される以前に、約50年という、ほとんど「歴史的」と言える時間の流れの中において区域外再送信は行われてきたことであり、3局め4局めの放送局が設置されるに伴って、多くの地域においては、区域外再送信を終了させたケーブルテレビ事業者も多々ある。現在、4波地区において区域外再送信を行っているケーブルテレビ事業者の多くは、順法精神・企業モラルの欠如した、社会正義を認めようとし、既得権にしがみつこう者である。にもかかわらず、「違法な区域外再送信」を区別せずに、「区域外再送信」が「地域ニーズ」に依って、近隣の放送対象地域の放送番組を住民に提供している」ことを、一方的に「意義」として肯定的に表現している。</p> <p>平成19年3月8日の参議院予算委員会における菅総務大臣の答弁によれば、全国において違法再送信が310ケースも行われているという。しかし、「第I部 再送信制度の現状と課題」にはこうした違法再送信の実態について一行も書かれていない。総務省は違法再送信が310ケースも行われていることを認知しながら、何故、一行もこれについて触れないのか? 何故、書かないのか? その理由が知りたい。これこそが、正に再送信の現状であり、実態ではないのか?</p> <p>また、有線テレビジョン放送法施行規則によれば、「同時再送信」は、「テレビジョン放送を受信し、同時に再送信することと定義されているにもかかわらず、実態として、光ファイバーによって比較的遠隔地から光伝送によって区域外再送信が行われているケースも複数存在する。</p>
44	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	1～19	-	第I部 再送信同意制度の現状と課題(全体)	<p>有線テレビジョン放送の有料視聴者の「受信者の利益」という偏った視点から、再送信同意制度の現状と課題を整理しており、結果的に区域外再送信問題が矮小化されている。</p> <p>具体的には、放送法のもとで県域を基本とする地上テレビジョン放送が地域住民に果たしてきた役割や、地上放送の多局化・BS/CS放送の普及・インターネットの急速な普及等の多メディア・多チャンネル化の進展による地域間の情報格差の縮小、再送信に関する著作権や契約上の権利を含めた様々な権利処理の必要性について言及がない。こうした現状をきちんと把握したうえで、公平かつ客観的な課題抽出を行うべきである。</p> <p>特に、アナログ放送の違法再送信の実態については、最新のデータとその解消に向けた行政の取り組み状況を記述すべきである。</p>
45	(株)毎日放送	地上放送事業者	1～19	-	第I部 再送信同意制度の現状と課題(全体)	<p>大臣裁定そのものに異議を唱えてきた弊社としては、大臣裁定ありきの現状分析は違和感を感じる。</p> <p>今回の研究会の設置経緯は2011年の完全デジタル移行に向けて再送信について当面の問題整理と解決を図るものであることは理解できるが、その根底には地域制に基づく放送法と、地域には束縛されない有線テレビジョン法・役員利用放送法の間の齟齬が存在するのであって、長期的視点に立ち、この点の問題整理をする必要性についても課題で言及すべきではないか。デジタル化に当たって大きな問題として浮上してきたのは、地方局にとってデジタル化投資は、新規開局に等しいほどの過大な設備投資を必要とするためである。経営的危機の中で、ケーブルによって再送信先のネット同系局に、多大な営業的不利益と迷惑を掛けたくない、という強い意志からであることを是非書き加えていただきたい。</p> <p>また地上テレビジョン放送が地域に対して果たしてきた役割や、約310チャンネルにものぼるアナログ放送の違法再送信の実態、メディア環境の変化の中での、地域間情報格差の縮小について現状を把握したうえで、国民視聴者の観点から、公平で客観的な課題の抽出を行うべきである。</p> <p>特に、アナログ放送の違法再送信の実態については、正確なデータと、その解消に向けた行政の取り組み状況、地元地上波放送局の新規開局に伴い、区域外再送信を停止したケーブルテレビ事業者があること、などの実態を記すべきである。</p>
46	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	1～19	-	第I部 再送信同意制度の現状と課題(全体)	<p>例えば2ページでは、区域外再送信見直しの経緯が、地上デジタル放送開始にあたって、有線テレビジョン放送事業者のトリプルプレーを脅威に感じた地上放送事業者が一方的に見直すよう要求したと記述されているが、それ以前にアナログ放送において、4局地区での放送普及基本計画充足による地上放送事業者の区域外再送信不同意、それを無視した有線テレビジョン放送事業者による違法再送信の実態と、国会における違法再送信に対する議論などの重要事実と言及していない。</p> <p>さらに平成19年1月に施行された著作権法で、IP再送信について地域性が適用された事実にも言及すべきである。全体的に有線テレビジョン放送事業者側に偏った内容であり、上述のような現状を的確に把握したうえで、客観的な現状と課題を抽出すべきである。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
47	朝日放送(株)	地上放送事業者	1~19		第I部 再送信同意制度の現状と課題 全体	ケーブルテレビ事業者(以下CATVと記す)が地域情報の担い手であることや難視聴の解消・地域ニーズに基づいて区域外再送信を行っていることへの肯定的な言及はあるが、同様の活動を行っている地上テレビ事業者の活動への言及が欠けているのではないかと。 現在、地上波局は2011年7月のアナログ放送終了に向けて、中継局の設置を急ピッチで進めて難視聴区域の解消をしているところであり、番組編成においては地域情報の充実にも力を注いでいる。 また少数波地区の地上波局は、様々な番組を放送システムを問わず購入・編成し、地域住民へのサービスに努めていることの記述も必要である。
48	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者			第I部 再送信同意制度の現状と課題 (全体)	① 一度は地上放送事業者の同意を得て区域外再送信していた有線テレビジョン放送事業者が、ある時点から同意元等の要望を入れて再送信を止めた下記の事例がある。再送信同意制度の経過と現状を理解し、今後の同制度の方向性を示すにあたって、極めて重要な具体例であるので、現状と課題の項に加えるべきである。 i. 系列局が地域で開局した際、有線テレビジョン放送事業者がその系列の区域外再送信を停止したケース。(1993、95年愛媛地区、96年岩手地区、97年山形地区の新局開局時) ii. 同意元が区域外再送信の不同意を表明した際、当該の都市型有線テレビジョン放送事業者がそれを受け入れ、長年の再送信を停止したケース。(1998~99年長野県長野市) いずれもケーブルテレビ加入者の理解も得られ、地元放送事業者と共存共栄を図り、健全経営している。 ② 約310の有線テレビジョン放送事業者が不同意のまま違法に区域外再送信を行っている[2007(平成19)年3月8日参議院予算委員会:菅総務大臣]実態を、ここに記載すべきである。
49	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	1		「1 問題の概要」への項目追加 なお、下記に項目名例を示す (3)再送信に関する有線テレビジョン放送法違反	再送信問題は、国会(平成19年3月8日 参議院予算委員会)でも取り上げられ、総務大臣の答弁によると、有線テレビジョン放送法の違反件数は310件にも上っている。中間とりまとめ(案)では、この違法な再送信の問題に触れることなく、「受信者の保護」に焦点があてられている。このような検討の仕方では、地上放送事業者の同意を得ない違法な再送信であっても、視聴者の保護のため再送信が認められるのではないかと誤解を与え、違法な再送信を助長する恐れがある。 この大量の法律違反を招いている原因は、有線テレビジョン放送事業者の中に法令順守の精神が低い事業者が存在すること、視聴者保護という概念を有線テレビジョン放送事業者が過大に広く解釈し自らの利益に利用しようとしていることによると考えられる。これらが、関係者間の信頼関係を崩し、再送信問題の本質的な協議を進みにくくさせているという問題を招いている。 再送信に関し、新たな法律違反を起こさないためにも、また、関係者が信頼関係を取り戻すためにも、「1 問題の概要」に「(3)再送信に関する有線テレビジョン放送法違反」を追加し、この問題を示すべきである。また、同予算委員会でも総務大臣は「総務省としては、今年の2月に、法に基づいて再送信が適正に行われるように指導したところであり、」とも答弁している。少なくとも、この指導以降の状況を把握し、その対策について、中間とりまとめ(案)において示すべきである。
50	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者			「1 問題の概要」への項目追加 なお、下記に項目名例を示す (4)著作権等の検討の必要性	再送信問題を検討するに当たり、著作権法および契約等に関する議論が不可欠であるにもかかわらず、中間とりまとめ(案)では地上放送事業者の著作権隣接権にしか触れていない。「1 問題の概要」に「(4)著作権等の検討の必要性」を追加すべきである。 ただし、著作権や契約等の詳細な検討は、文化庁の場で専門的な見識に基づき行うべきである。この研究会では、そこでの議論を踏まえて、再送信に関する検討を慎重に行う必要がある。
51	(株)高知放送	地上放送事業者	1	11~	有線テレビジョン放送による地上放送の区域内再送信は、その放送対象地域内の難視聴地域等においても放送番組を受信できる環境を構築することに貢献している。区域外再送信は、地域ニーズに応じて、近隣の放送対象地域の放送事業者の放送番組を住民に提供している。 1 地上テレビジョン放送を行う一般放送事業者(以下「地上放送事業者」という。)は、放送対象地域ごとに放送免許が付与されている。放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第2条の2第2項)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、放送普及基本計画において規定されているものである。 2 なお、有線テレビには、総務大臣が指定した受信障害発生区域内で地上放送事業者の業務を行う有線テレビジョン放送事業者(以下「有線テレビジョン放送事業者」という。)に対して、その指定区域内においては、区域内再送信を行う義務を課す規定がある(有線テレビ法第13条第1項)。ただし、これまでこの総務大臣による受信障害発生区域の指定が行われたことはない。	無償或いは低廉な料金で難視聴地域の環境を整備する非営利事業者と、営利法人とを明確に区分けて議論に入る事が必要と考える。区分けしないままに論じられるので混乱が生じる。 上記の区分けをしない為、地域住民のニーズと有料サービスを受けている加入者のニーズという立場が違う両者を一律に述べることで混乱が生じる。料金の支払い義務を持つ有料サービス契約者のニーズが大きいと思われる。
52	(株)新潟総合テレビ	地上放送事業者	2	-	第I部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2)区域外再送信の状況 (この項目全体)	同意が無いにもかかわらず再送信をしている「違法再送信」の実態について、はっきり記述すべきである。 総務大臣は参議院予算委員会でも、全国に310チャンネルもの違法再送信が存在している実態を明らかにしている。ケーブルテレビ事業者は、こうした「違法再送信」を早急に中止すべきであり、この「違法再送信」の実態を解消した上で議論を始めることが必要であることも追記すべきである。
53	協和ビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	2	3~13	(2)区域外再送信の状況 第2条の2第6項の「放送事業者(略)は、その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるよう努めるものとする」の規定の趣旨に資するものとして、放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間で大きな問題なく再送信が行われてきている。 一方で、区域外再送信は、これまで、住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、アナログ放送において広く行われていた。 しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。	第2条の2第6項は放送普及基本法で計画的な普及及び健全な発達を図る為に定められた法であって、区域外再送信を制限するものではない。また電気通信事業の放送への参入もあり「トリプルプレイ」は有線テレビにとって事業収益の向上には必ずしもつながらない。
54	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	2	8~10	(2)区域外再送信の状況 一方で、区域外再送信は、これまで、地域住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、地上アナログ放送において広く行われていた。	区域外再送信が地上放送事業者のアナログ放送において広く行われていたとだけ書くのは、公平性と妥当性を欠く。前述のように、それは少数チャンネル時代などの背景があったことを明記すべきである。 長野県では長野放送が平成8年11月にテレビ松本ケーブルビジョン、LCVなど有線テレビジョン放送事業者3社に対して、「区域外再送信の見直しについて協議の場を持ちたい」と要請した。その後、平成9年から10年にかけて長野放送、信越放送、テレビ信州は有線テレビジョン放送事業者に対し、「区域外再送信中止」を要請したが無視された。東京キー局5社は連名で長野地区有線テレビジョン放送事業者に再送信中止を求めたが、長野市のINCがテレビ東京以外のキー局4社の再送信を中止したほかは、要請を無視して同意のないまま再送信を続けて現在に至っている。こうした具体的事例も記載して区域外再送信の全体の状況を公平に示すべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
55	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	2	8~16	(2) 区域外再送信の状況 一方で、区域外再送信は、これまで、地域住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、地上アナログ放送において広く行われていた。しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。このようなこともあり、地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている。	そもそも区域外再送信の同意が得られなかった場合、地元のない系列局の番組の視聴が困難になる世帯が「423万世帯」にもなるのは、国の放送政策の結果であり、チャンネルプランによって、国が放送免許を付与してきた結果である。 また、この「中間とりまとめ(案)」が作成された、昨年末の時点において、既に佐賀県・徳島県(1波地域)、山梨県(2波地域)においては、「民一民」の協議により解決している。この現状認識はこれらの事実を考慮していない。
56	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	2	8~16	「1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況」の文章の変更 一方で、区域外再送信は、これまで、地域住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、地上アナログ放送において広く行われていた。しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。このようなこともあり、地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている。	中間とりまとめ(案)では、同意の得られない場合が生じている理由を、「地上放送事業者の経営環境の厳しさと」「有線テレビジョン放送事業者の収益力の向上」と記述している。これは、両者の経営環境の変化が再送信同意拒否の唯一の理由といった印象を与え、区域外再送信に対する不正確な問題把握になっている。 したがって、該当箇所は下記の表現に改めるべきである。 一方、区域外再送信の問題は、有線テレビジョン放送が小規模で、地上放送の普及が未成熟の時代には、あまり顕在化しなかった。 しかしながら、有線テレビジョン放送が拡大し、地上放送の普及によるネットワーク化が進展すると、その問題が大きく顕在化してきた。 具体的には、区域外再送信が、ネットワーク局の経営に悪影響を及ぼし、ネットワークの相互協力によって成り立っている地上放送の基幹放送としての基盤を崩しはじめてきた。 このような状況により、地上放送事業者の中には区域外再送信への同意を拒否する者も現れてきた。一方、有線テレビジョン放送事業者の中には、同意がなにもかわらず区域外再送信を止めない者も出てきた。
57	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	2~3	8~16	第1部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況 一方で、区域外再送信は、これまで、地域住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、地上アナログ放送において広く行われていた。しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。このようなこともあり、地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている。	区域外再送信の状況に関する記述内容が不十分である。 区域外再送信は、区域内再送信とは位置付けが異なり、有線テレビジョン放送事業者にとって、自らの業務区域内で他の地域(県)の地上放送が視聴できるサービスを実施することは、有料加入者を誘引するための営業ツールになるというメリットがあることを明記すべきである。 一方、第2部「1 検討の視点」で指摘された「無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される」といった重要な問題認識については、区域外再送信の現状に関する記述でも言及されるべきである。さらに、近年のコンプライアンス意識や著作権等の権利保護意識の高まりが区域外再送信を見直すきっかけになっていることも記述すべきである。
58	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	2~3	8~16	第1部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況 一方で、区域外再送信は、これまで、地域住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、地上アナログ放送において広く行われていた。しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。このようなこともあり、地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている。	区域外再送信に関する記述内容が不十分である。 区域外再送信は、区域内再送信とは位置付けが異なり、有線テレビジョン放送事業者にとって、自らの業務区域内で他の地域(県)の地上放送が視聴できるサービスを実施することは、有料加入者を誘引するための営業ツールになるというメリットがあることを明記すべきである。 一方、第2部「1 検討の視点」で指摘された「無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される」といった重要な問題認識については、区域外再送信の現状に関する記述でも言及されるべきである。さらに、近年のコンプライアンス意識や著作権等の権利保護意識の高まりが区域外再送信を見直すきっかけになっていることも記述すべきである。
59	(株)毎日放送	地上放送事業者	2~3	8~16	第1部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況 一方で、区域外再送信は、これまで、地域住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、地上アナログ放送において広く行われていた。しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。このようなこともあり、地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている。	区域外再送信は、ケーブルテレビ事業者にとって、他の地域(県域)の地上放送が視聴できることが契約者誘引の営業ツールになっている実態がある。一方、第2部「1 検討の視点」で指摘された「無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される」といった問題点についても言及されるべきであるし、近年のコンプライアンス意識の高まり、著作権者保護意識の高まりの中において、区域外再送信が大きな問題をはらんでいる実態についても触れるべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
60	読賣テレビ放送(株)	地上放送事業者	2	9~17	<p>第I部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況</p> <p>区域外再送信は、これまで、地域住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、地上アナログ放送において広く行われていた。しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。このようなこともあり、地上デジタル放送の再送信同意に関して協議が難航し、地上アナログ放送では同意を得ていた放送についても、デジタルでは同意が得られない場合も生じている。</p>	当初は地上テレビジョン放送局も少なく、空白地域をカバーするために区域外再送信に同意してきたが、現在ではネットワークも整備されてきたため、情報格差を補完するという役割も薄れている。このような状況変化についても本文に盛り込むよう要望する。
61	(株)ケーブルネット下関	有線テレビジョン放送事業者	2	7~13	<p>一方で、区域外再送信は、これまで、地域住民に近隣の放送対象地域の地域情報等を提供するものとして、地上アナログ放送において広く行われていた。しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。</p>	近年有線テレビジョン放送事業者の収益が以前にも増して安定している理由は、「トリプルプレイ」、「VOD、HDDVRなどのデジタル新サービス」等の新規商品開発、地域密着型の営業などによる自らの努力の積み重ねの結果であります。デジタル化による設備投資負担は有線テレビジョン放送事業者も地上放送事業者も等しく経営に影響するものであり、「地上放送事業者の経営環境」と「有線テレビジョン放送事業者の収益の向上」を対比するのは適当と言えます、「区域外再送信の見直し」とは切り離して議論いただくことを要望いたします。
62	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	2	9~13	<p>第I部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況</p> <p>しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。</p>	<p>地上波放送局の経営環境の悪化に直接的に全く無関係な民間企業の事業領域拡大による収益力の向上と、区域外再送信の見直しとが、一体となって議論されていることは疑問である。</p> <p>地上波放送事業者の経営環境の問題と有線放送事業者の区域外再送信が、なぜ合わせて議論されるのかが疑問である。</p>
63	日本海ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	2	9~13	<p>第I部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外の再送信の状況</p> <p>しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。</p>	地上放送事業者が指摘する「有線テレビジョン放送事業者の収益力が向上しているから区域外再送信を見直すべし」との論法は、論理が飛躍しているように思われます。
64	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	2	10~14	<p>(2) 区域外再送信の状況</p> <p>しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。</p>	地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者の収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた、とあるのは、公平性を欠き誤解を招きかねない不適切な記述である。区域外再送信は、基幹放送である民放の県域免許制度を形骸化し、崩壊させる恐れがあることと、大臣裁定制度は民放の普及が不十分で、有線テレビジョン放送事業者が零細であった時代に、その保護・育成の意味もあつて制度化されたものであり、民放の普及による4波地区の拡大とケーブルテレビの成長にともなつて実態にあわなくなっているため撤廃するべきであると、主張しているものである。
65	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	2	9~13	<p>第I部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況</p> <p>しかしながら、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す一方で、有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等が見られるところ、地上放送事業者から、区域外再送信を見直すべきとの声が高まってきた。</p>	ケーブルテレビの事業領域拡大としての「トリプルプレイ」の提供による収益力の向上と区域外再送信の見直しが何故一体として議論されるのか疑問を感じます。
66	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	2	10~11	<p>第I部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況</p> <p>有線テレビジョン放送事業者においては、インターネット接続、IP電話と併せた、いわゆる「トリプルプレイ」の提供が行われ、収益力の向上等</p>	“・・・においては、多チャンネル放送、インターネット接続、・・・”と下線部分の追記を要望します。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
67	(株)高知放送	地上放送事業者	2	16	デジタル放送への移行が進展する中で、このまま区域外再送信の同意が得られなかった場合、これまで視聴してきた世帯のうち、地元にいわずゆる系列局のない地上放送が視聴不可能となる可能性のある世帯は、……推定される。	放送普及基本計画においては、目標数の県域放送波が放送対象地域を「あまねくカバーすることが本来の趣旨であり、区域外再送信による一部地域カバーかつ有料サービスは、その趣旨と大きくかけ離れたものとする。
68	東京メトロポリタンテレビジョン(株)	地上放送事業者	2	16～22	第一部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況 地上デジタル放送への移行が進展する中で、このまま区域外再送信の同意が得られなかった場合、これまで視聴してきた世帯のうち、いわずゆる系列局のない地上放送が視聴不可能となる可能性のある世帯は2007(平成19年)年2月現在、423万世帯(全世帯の8.2%)と推定される。このうち、いわずゆる少数チャンネル地域(その地域の地上民間放送が3波以下の地域をいう。以下同じ。)においては、141万世帯(全世帯の2.7%)にのぼる(図1)と推定される。	独立UHF局13局は、いずれも関東、中京、近畿の広域圏内において、県域免許を付与されている。広域圏とは、生活圏、経済圏、文化圏などが連続的に広がりを持つ空間であり、地形的にも放送波を県境の線をもって区切ることの困難な性格のものである。弊社TOKYO MXは、東京都を放送エリアとする免許を受けているが、歴史的に振り返れば、アナログ開局以前から周辺の神奈川、千葉、埼玉の3局の独立UHF局の電波が都内に深く到達した状況で、都内の多くのCATV局でも同時再送信されていた。TOKYO MXの電波も越境し、首都圏内のCATV局で幅広く同時再送信されてきた。中間とりまとめ(案)では、「地域性」がキーワードとされているが、首都圏の場合、通勤圏、通学圏は、東京を中心として隣接の神奈川、千葉、埼玉、山梨はもとより、茨城、栃木、群馬、静岡も含めて拡大しており、「地域性」の概念も県境で区切ることのできない現実を無視してはならない。いわずゆる「神奈川都民」「千葉都民」「埼玉都民」と呼ばれるように、首都である東京は、周辺の県に住む人々の仕事や教育や娯楽、文化活動の場となっており、東京の情報は県境を越えて周辺の県に住む人々にとっても必須な「地域情報」だ。中間とりまとめ(案)では、系列局のない地域の視聴者のことのみを例示しているが、系列5波地域である関東広域圏内であっても、アナログでは見られた独立UHF局がデジタルの同時再送信ができなければ見られなくなる視聴者が大勢あることを見逃している。まして、放送波が到達している地域でも、CATVでは見られないといった状況はCATVの世帯普及率40%の今日、「受信者の利益」を損ねるだけでなく、お金を払ってもテレビを見たいという、「テレビを見ることに熱心な人々」に対する裏切りであろう。広域圏内に立地するという、系列ネット局の立場とは異なる特殊性をもつ独立UHF局については、アナログでの同時再送信がおこなわれていたエリアの実態を尊重すべきものとする。
69	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	2	17～23	「1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況」の文章の最後に「ただし書き」を追加 地上デジタル放送への移行が進展する中で、このまま区域外再送信の同意が得られなかった場合、これまで視聴してきた世帯のうち、地元にいわずゆる系列局のない地上放送が視聴不可能となる可能性のある世帯3は、2007(平成19年)年2月末現在、423万世帯(全世帯の8.2%)と推定される。このうち、いわずゆる少数チャンネル地域(その地域の地上民間放送が3波以下の地域をいう。以下同じ。)においては、141万世帯(全世帯の2.7%)にのぼる(図1)と推定される。	この中間とりまとめ(案)では、デジタル放送への移行に伴い視聴できなくなる世帯数をあげ、その問題を強調している。しかし、デジタル放送で視聴できなくなる再送信には、違法な再送信が含まれている恐れがある。 この中間とりまとめ(案)では、違法な再送信と正当な再送信を区別せずに取り扱い、誤解を生みかねないものとなっている。このため、該当箇所の末尾に、下記の「ただし書き」を追加すべきと考えます。 ただし、この視聴できなくなる世帯の中には、違法な再送信が継続されている場合や何らかの理由により再送信を停止する経過措置に入っている場合が含まれている。再送信の必要性の判断には、その精査が必要である。
70	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	2	18	第一部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況 地元にいわずゆる系列局のない地上放送	クロスネット局の系列を複数ある系列の中から主な系列一つとした場合であって、ケーブルテレビ局でその他の系列局の再送信を行ったとしても、一般的に他の地域(4波以上地域)では視聴できて、当該エリアでは視聴できない番組が存在することになる。特にクロスする系列数が多いほどその傾向は顕著に現れてくる。視聴者保護の観点から、クロスネットで放送される系列に関しては、当該放送局で放送される系列全てをケーブルテレビ区域外再送信でできる範囲として定義して頂きたい。
71	(株)テレビ熊本	地上放送事業者	3	図1	第一部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況 図1 地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行に当たり区域外再送信の視聴が不可能となる可能性のある世帯数(地元にいわずゆる系列局がない放送に限る。)	熊本地域の各放送事業者は、テレビ東京から番組販売を通じて視聴者に需要のある番組を届けている。区域外再送信の不同意によって、テレビ東京系列の「チャンネル」の視聴はできなくなるとしても、視聴者に需要がある番組は熊本地域の各放送事業者を通じてかなりの番組が視聴できるので、単純に「視聴不可能」と記述するのは誤解を招く。
72	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	3	図1	第一部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況 図1 地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行に当たり区域外再送信の視聴が不可能となる可能性のある世帯数(地元にいわずゆる系列局がない放送に限る。)	2007(平成19年)年2月末以降、区域外再送信に同意した事例もあるので、最新データを掲載すべきである。また、テレビ東京(TX)又は独立U局の視聴が不可能な世帯数は278万世帯となっているが、例えば、テレビ東京では、全国の民放事業者への番組販売を通じて、国民視聴者に需要のある人気番組を届けている。区域外再送信の不同意によって、同社の「チャンネル」の視聴ができなくなるとしても、人気番組は各地域の民放事業者を通じて視聴できる。あるいは、有線テレビジョン放送事業者が受信者ニーズの高い番組を購入する等の手段により提供することも可能と考えるので、単純に「視聴不可能」と記述するのは誤解を招く。 なお、「視聴不可能」となる可能性のある世帯数には、違法な再送信を視聴してきた世帯も含まれていると思われるので、これらを混同して扱うべきではない。
73	(株)テレビ東京	地上放送事業者	3	図1	第一部 再送信同意制度の現状と課題 図1 地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行に当たり区域外再送信の視聴が不可能となる可能性のある世帯数4(地元にいわずゆる系列局がない放送に限る。)	TXN系列の視聴が不可能になる地域の表示が278万世帯とありますが、弊社では番組販売を通じて、全国の放送局に視聴者に需要のある人気番組を届けております。違法な区域外再送信の解消によって、「チャンネル」の視聴はできなくなるかもしれませんが、視聴者が求める「番組」は各地の放送局を通じてご覧いただけますので、単純に「視聴不可能」とするのは誤解を招くと考えます。
74	(株)毎日放送	地上放送事業者	3	図1	第一部 再送信同意制度の現状と課題 1 問題の概要 (2) 区域外再送信の状況 図1 地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行に当たり区域外再送信の視聴が不可能となる可能性のある世帯数(地元にいわずゆる系列局がない放送に限る。)	テレビ東京(TX)又は独立U局の視聴が不可能な世帯数は278万世帯となっているが、特に、テレビ東京は、全国の民放への番組販売や、BSデジタル放送を通じて需要のある人気番組を届けている。区域外再送信の不同意によっても、人気番組は各地域の民放を通じて視聴できる。各地の地上放送事業者は正当な対価を支払い、同社系列の番組の放送枠を確保し、地域の視聴者のニーズに応えてきたところである。また独立U局はそもそも地域に密着した放送局として設立され、存在しているのであり、他地区での視聴の公益性は同列に論じる必然性はないのではないか。故にすべてを単純に合算し、「視聴不可能」との記述で、あたかも国民視聴者が多大な被害を受けるかのような印象を与えるのは、正確ではないのではないかと。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
75	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	4	20~26	2 再送信同意制度及び裁定制度の立法趣旨等 (1)再送信同意制度の立法趣旨 なお、再送信同意制度と著作権法(昭和45年法律第48号)に基づく著作権隣接権等の関係について、再送信同意制度が導入された1972(昭和47)年第68回国会においては、政府参考人から、著作権法は「私権」という形で放送事業者に権利を付与したものでございまして、そもそも本来予定しております法の領域が違っております。」と答弁され、再送信同意制度と著作権法に基づく著作権隣接権制度は全く別個のものである旨述べられている。	昭和47年5月18日衆議院通信委員会において、同意と対価の関係及び放送事業者の同意拒否に関する阿部未喜男委員の質問に対し、藤本政府委員は次のように答えている。「そもそも放送事業者にとりましての権利があるわけで、そういった点を私どもとしては尊重して、かつてに商売をしてはいけないという意味で同意ということを描けたわけですが、「私どもとしては、放送自体の秩序ということを考え、現在のチャンネルプランというものができて、そこで放送事業者が放送をやっていますので、その秩序を破ってまで放送事業者に同意しろというわけにもいかないと考えております」。 また、参議院通信委員会においても有線テレビジョン法13条2項の立法趣旨が、著作権上の関係にあるのか放送秩序の問題にあるのか、という西村尚治委員の質問に答えて、藤本政府委員は、「この同意の条項でございますが、著作権と、放送の場合ですと、隣接著作権といいますが、そういったものに関係するわけでは。それが主体ですが、実際の場合にございまして、放送秩序の問題もございまして」と答えている。 以上、政府委員答弁では、著作権との関連性が主におかれ、それに加えて放送秩序の維持が同意制度の立法趣旨とされている。 また、難視聴地域における放送事業者の著作権隣接権の制限に関して、加戸説明員は、「有線テレビジョン放送法の13条1項あるいは2項の問題につきましては、私も電波監理上の視点からの公法的な規制をしたものと解しております。著作権法の上においては、放送事業者が行います放送について、著作権、隣接権制度(マタ)で保護しておりますけれども、これは、いかなる形でも、私権という形で放送事業者に権利を付与したものでございまして、そもそも本来予定しております法の領域が違っております。しかし、公法的な領域におきまして一定の再送信を義務づけられ、私権的には、放送事業者の権利が働いて、同意を得なければ再送信ができないという矛盾が生じますので、本来の法体系は違いますが、公法的な規定によって義務づけられているものにつきましては、私法的な権利も規制する。そういう方針をとりまして、再送信が義務づけられている場合には、放送事業者の私権でございますが、著作権、隣接権を制限するという考え方をとったわけですが、その理由としますところは難視聴地域の解消という観点から、公益の必要性という観点から、私の権利を制限する措置に出たもので。」と説明している。 「私権という形で放送事業者に権利を付与したものでございまして、そもそも本来予定しております法の領域が違っております。再送信同意制度と著作権法に基づく著作権隣接権制度は全く別個のものである」の部分は、前後の文脈から明らかなように、「放送事業者が行います放送につきまして、著作権、隣接権(制度)で保護しているのは当然だが、有線テレビジョン法の13条1項によって難視聴地域の解消が義務づけられている場合には、「私権的には、放送事業者の権利が働いて、同意を得なければ再送信ができない」という矛盾が生じるので、本来の法体系は違いますが、公法的な規定によって義務づけられたものは、私法的な権利も規制する。そういう方針をとり、再送信が義務づけられている場合には、放送事業者の私権である。著作権、隣接権を制限するという考え方をとった。」と述べられている。すなわち、この同意制度の立法趣旨は正しく引用されていない。むしろ昭和47年の答弁によれば、同意制度は「著作権と放送制度の維持のため」と明言されている。
76	(株)高知放送	地上放送事業者	5	1~	有テレ法……裁定制度は、有テレ法制定時にはなかったが、有線テレビジョン放送が播送期にあるとされていた1986(昭和61)年に導入された。(略) 再送信に係る同意が得られない事態が頻発すると有線テレビジョン放送の健全な発達を阻害することから、これを防ぐためとされている。	制定後20年以上が経過し、播送期にあった有線テレビジョン放送も健全に発達して放送事業者を凌駕するケーブル事業者も存在する現在にあっては、手厚い保護を一時的に保障する制度は意義を失っていると考える。
77	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	5	1~9	(2)裁定制度の概要とこれまでの経緯の変更 有テレ法第13条第3項から第8項までに規定する裁定制度(以下「裁定制度」という。)は、有テレ法制定時にはなかったが、有線テレビジョン放送が播送期にあるとされていた1986(昭和61)年に導入された。当時、区域内再送信に加えて、区域外再送信や自主放送も行う有線テレビジョン放送事業者が増加する中で、地上放送事業者から再送信同意が拒否される事例が増えしてきた。この問題を解決するため、再送信同意に係る紛争に関する有線テレビジョン放送事業者からの申請に基づき、郵政大臣が裁定を行うこととする制度が1986(昭和61)年に導入された。	中間とりまとめ(案)では、「地上放送事業者から、再送信同意が拒否される事例が増えしてきた。」とし、この問題を解決するために裁定制度が導入されたと記述している。 この表現は簡略化し過ぎているため、問題の所在が不明確となっている。裁定制度は旧郵政省が有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的とした制度である。裁定制度が審議された。第104回国会において、「再送信の同意が出ないことによって困るものがCATV事業者でございますので、今回の法改正の目的とし、再送信の円滑かつ適切な実施を図る」ということとございまして、裁定申請を行える者を実際の救済を求めるものに絞った」とし、有線テレビジョン放送事業者の救済制度としての答弁が行われている。 したがって、該当箇所は下記の表現に改めるべきである。 地域免許制度の下で、ネットワークのルールや番組販売ルールが成立・発展してきた等の背景から、地上放送事業者が再送信同意を拒否する事例が増えた。当時、有線テレビジョン放送事業者の保護・育成が必要と考えた旧郵政省は、有線テレビジョン放送事業者からの申請に基づき、郵政大臣が裁定を行うこととする制度を、1986年(昭和61年)に導入した。なお、地上放送事業者は、この制度に、当初から一貫して反対している。
78	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	5	1~12	2 再送信同意制度及び裁定制度の立法趣旨等(2)裁定制度の概要とこれまでの経緯 有テレ法第13条第3項から第8項までに規定する裁定制度(以下「裁定制度」という。)は、有テレ法制定時にはなかったが、有線テレビジョン放送が播送期にあるとされていた1986(昭和61)年に導入された。当時、区域内再送信に加えて、区域外再送信や自主放送も行う有線テレビジョン放送事業者が増加する中で、地上放送事業者から再送信同意が拒否される事例が増えしてきた。この問題を解決するため、再送信同意に係る紛争に関する有線テレビジョン放送事業者からの申請に基づき、郵政大臣が裁定を行うこととする制度が1986(昭和61)年に導入された。裁定制度の導入に関する有テレ法改正が審議された第104回国会においては、再送信に係る同意をしないことにつき「正当な理由」がある場合として、以下の5つの基準が例示された。	過去の政府答弁や3度の「大臣裁定」で示された「5つの基準」は、昭和61年5月13日参議院通信委員会における森島政府委員の答弁によれば、「いろいろなケースが考えられますが、共通する一応の判断の目安というものを5点申し上げます……こういったことが、一応判断の目安になるというように考えています。」とあり、「5つの基準」が必要条件であり「共通する一応の判断の目安になる」が、「いろいろなケース」で変わってくる、と述べられている。すなわち「5つの基準」は、「正当な理由」としていろいろあるうちの、「一応の判断の目安」としてあげられているにすぎず、これが絶対的な基準でないことは明確である。
79	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	5	2~9	第1部 再送信同意制度の現状と課題 2 再送信同意制度及び裁定制度の立法趣旨等 (2)裁定制度の概要とこれまでの経緯 有テレ法第13条第3項から第8項までに規定する裁定制度(以下「裁定制度」という。)は、有テレ法制定時にはなかったが、有線テレビジョン放送が播送期にあるとされていた1986(昭和61)年に導入された。当時、区域内再送信に加えて、区域外再送信や自主放送も行う有線テレビジョン放送事業者が増加する中で、地上放送事業者から再送信同意が拒否される事例が増えしてきた。この問題を解決するため、再送信同意に係る紛争に関する有線テレビジョン放送事業者からの申請に基づき、郵政大臣が裁定を行うこととする制度が1986(昭和61)年に導入された。	該当箇所では、「地上放送事業者から再送信同意が拒否される事例が増えきた」ため、この問題を解決するために裁定制度が導入されたと記述しているが、これは簡略化し過ぎている。 裁定制度の導入が審議された1986年の第104回国会で、政府委員が「再送信の同意が出ないことによって困るのがCATV事業者側でございますので、今回の法改正の目的といたしまして、「再送信の円滑かつ適切な実施を図る」ということとございまして、裁定申請を行える者を実際の救済を求める立場の者に絞った」と答弁しており、裁定制度は旧郵政省が有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入した制度である。こうした事実をしっかりと記述すべきである。 なお、民放事業者は、地域免許制度を形骸化させる現行の硬直した裁定制度に当初から一貫して反対している。
80	個人	個人	5	12~20	(2)裁定制度の概要とこれまでの経緯 i)~v)までは地上アナログ放送での基準。	i)~v)までの地上デジタル放送での具体的な基準はないのか？ アナログ放送方式とデジタル放送方式とは、まったく別の方式だと思います。 特に、受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合の技術基準を明記すべきではないのか？
81	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	5	22~26	2 再送信同意制度及び裁定制度の立法趣旨等 (2)裁定制度の概要とこれまでの経緯 なお、裁定制度は、有テレ法にのみ設けられているが、これは、有線テレビジョン放送が難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしてテレビジョン放送を再送信する場合に、再送信に係る同意が得られない事態が頻発すると有線テレビジョン放送の健全な発達を阻害することから、これを防ぐためとされている。	ここに述べられているように、裁定制度が「難視聴地域等における不同意を防ぐこと」を目的として定められたのなら、「区域外再送信」に対して「同意すべし」として裁定を下すのは「大臣裁定」の拡大解釈にあたる。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
82	個人	個人	5	22~26	なお、裁定制度は、有線法にのみ設けられているが、これは、有線テレビジョン放送が難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしてテレビジョン放送を再送信する場合に、再送信に係る同意が得られない事態が頻発すると有線テレビジョン放送の健全な発達を阻害することから、これを防ぐためとされている。	今までの裁定の例を見てみると、区域内放送の難視聴地域における裁定の例は一件もなく、区域外再送信の紛争にのみこの制度が利用されている。この制度は区域外再送信の紛争にしか役に立たない制度ではないか。
83	(株)高知放送	地上放送事業者	6	21	受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべきと考える。	1頁11行・14行と同様に、営利法人と非営利事業者とを一律に論ずるため混乱する。いわゆる住民と有料サービス契約者との区分けをした上での検証をすべきである。
84	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	7		「再送信を取り巻く環境の変化」への項目追加 なお、下記に項目名例を示す (4)著作権法の変化	今春には、地上デジタル放送の補完措置として、ケーブルテレビと類似のIPマルチキャストによる再送信が予定されている。 これに向け、平成18年12月に、著作権法が改正(下記、参考)された。これら条文では、再送信の区域が放送法の放送対象地域であることを明確に規定している。 著作権法に「放送対象地域」という文言が規定されたのは初めてのことであり、「再送信区域が放送対象地域である」ということを明確に規定しなければならなくなってきた」ということが、著作権法に大きな状況の変化をもたらした。 この事実は、区域を議論してきた研究会の検討には欠かせないことであり、中間とりまとめ(案)の「再送信を取り巻く環境の変化」に追加すべき重要項目と考える。 (参考) 著作権法 第二百条 3(注:以下条文(略)) 第三十八条 2(注:以下条文(略))
85	朝日放送(株)	地上放送事業者	8	6~16	(CATVの)「④経営状況」全体	制度の改正で同一エリアへの新規参入が認められるようになったが、依然として多くの地域においてCATVは、一社による独占状態である。特に地上波の少数波地区において、地元局にない放送系統が普通の家庭の受信設備で受信できない場合、その地区のCATV加入率は高い。本来無料放送である区域外の地上波が、有料サービスであるCATVの最大の「売り物」になっているからである。 またCATVはプラットフォームでもある。地上波以外のBS・CSなどのチャンネル組成・契約において、その地域において独占状態にあるのでCATV側の買い手市場である。独占であるがゆえにCATVに契約を求めるCS番組事業者や有料放送のBS(NHKを含む)に対してCATVは圧倒的な優位に立っている事実の認識も必要である。 すでに大阪府においては、度重なる合併の結果、関西広域圏を対象とする地上波局と変わらない売上高のCATVが誕生し、地方においては経常利益が地上波局を上回るCATVが存在する。 このような状況はCATVが独占である上、無料の区域外波を有料でサービスしていることに起因している。ちなみに当社は区域内外を問わず再送信を認めたCATVからは一銭の対価も徴収していない。 CATVの契約者は区域外波を含めたサービスを受けているが、その契約料は高止まりしたままであり、区域外再送信を認めた地上波局も経済的には報われていないし、地元局は区域外再送信によって経済的損失を被り、CATVからの正当な権利を得ていない著作権者もいる。このようなCATVのみが相当な利益を得るビジネスモデルは、CATVが産業として成長した現在、見直されるべきであろう。 また地上波局はCATVによる区域外再送信によって経済的ダメージを受けながら、エリア内に自力でデジタル中継局を建設している。これは直接受信をしている視聴者も含む区域内の全ての視聴者にユニバーサルサービスを行うためである。 放送同様のユニバーサルサービスを行っている電気通信事業者には、その維持のための補償の枠組みがあるが、放送事業者はそのような補償もなく中継局を設置し、アナログ比100%の受信世帯数を目指している。 ゆえにCATVが事業として発達し、独占の結果、経済的にも恵まれている一方、デジタル投資のため少なからぬ地方局が赤字を計上しているという視点も必要である。 放送事業者は、民間企業としてユニバーサルサービスを担保するために、多額の支出をしているにもかかわらず、一切の補償を受けてはいない。CATVについては、このような一定の責任を公共に対して果たす、事業としての成熟を遂げていると見るべきである。 同様なプラットフォームである、CSのプラットフォームについては、その絶対的地位を濫用しないよう、懇談会の答申を受け、行政による制度構築が行われているが、同様の検討がCATVにおいても行われる時期にきていると考えられる。 これらの現実を本研究会は認識した上で、最終答申を出すべきである。
86	スカパーJST(株)	衛星放送関連会社	8	7~16	④ 経営状況 営利を目的として有線テレビジョン放送を行う者の経常収入は、1987(昭和62)年度において約114億円であったが、これは当時の民間放送事業者(ラジオ放送等を含む。)の経常収入(約1兆3,500億円)の約0.8%に過ぎなかった。2006(平成18)年度においては、自主放送を行う許可施設で、営利法人のうち有線テレビジョン放送を主たる事業とする者の営業収益(有線テレビジョン放送事業以外の事業を含む。)は、約6,500億円となり、同年度の地上民間放送事業者(ラジオ放送等を含む。)の営業収益約2兆6,000億円の約25%に相当している。	・営利を目的として有線テレビジョン放送を行う者が、左記の通り大きく成長した要因として、東京キー局などの「区域外再送信」をキラーコンテンツの一つとして訴求してきたこともあったと考えますので、その旨を本中間取りまとめに記載するのが適当と考えます。
87	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	8	7~16	④ 経営状況 営利を目的として有線テレビジョン放送を行う者の経常収入は、1987(昭和62)年度において約114億円であったが、これは当時の民間放送事業者(ラジオ放送等を含む。)の経常収入(約1兆3,500億円)の約0.8%に過ぎなかった。…… 同年度の地上民間放送事業者(ラジオ放送等を含む。)の営業収益2兆6,000億円の約25%に相当している。	有線テレビジョン放送と地上民間放送の経営状況比較がされているが営業収益だけではなく、当期純利益・利益剰余金、負債額の比較により民間放送事業者と大多数の有線テレビジョン放送事業者には依然として大きな差があることを示すべきと考えます。地上民間放送の区域外再送信拒否に経営状況の悪化があげられているが、この部分の記述は正確な比較ができるようにすべきと考えます。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
88	個人	個人	8	8~16	④経営状況 営利を目的として有線テレビジョン放送を行う者の経常収入は、1987(昭和62)年度において約114億円であったが17、これは当時の民間放送事業者(ラジオ放送等を含む。)の経常収入(約1兆3,500億円)の約0.8%に過ぎなかった。2006(平成18)年度においては、自主放送を行う許可施設で、営利法人のうち有線テレビジョン放送を主たる事業とする者の営業収益(ケーブルテレビ事業以外の事業も含む。)は、約6,500億円となり、同年度の地上民間放送事業者(ラジオ放送等を含む。)の営業収益約2兆6,000億円の約25%に相当している。	④経営状況 再送信には2種類あり、 ・区域内再送信 首都圏及び東名阪では、高速道路、新幹線、高層ビルによる都市受信障害対策共聴施設、辺地共聴施設、集合住宅共聴施設。 ・区域外再送信 1970年代に開局したケーブルテレビ局の多くは難視聴施設で、山梨県、長野県、静岡県、岐阜県、岡山県、佐賀県に集中している。 特に、区域外再送信については、地方民放局が開局前の1970年代に、より多くのチャンネルを見たいとの消費者(受信者)の思いと、東京タワー等からの電波を受信し、より多くのチャンネルを届ける事をビジネスモデルとした、ケーブルテレビ事業者が出現した、日本のケーブルテレビ事業者の第一世代と言える。 黎明期のケーブルテレビ事業者は民放キー局の区域外放送を受信し、区域外再送信を有料でサービスする事が主の収入の柱で事業を開始している。 当初は、再送信が売り物の中心を占めていたはずであり、CSデジタル放送が開始された2002年、ケーブルテレビ局向けにジェイサット線と宇宙通信線が通信衛星を用いてアナログによる放送をサービスした後でも、ケーブルテレビ事業者の多くは再送信料が、営業収益の大部分を占めており、現在でも一部のケーブルテレビ事業者は同じ状況である。 ・区域外再送信の料金体系 ・再送信(地上波)の営業収益の比率 を加筆願いたい。
89	個人	個人	8	12	④伝送路の広帯域化、多様化	有線放送の枠の中には、当然、IPTVも視野に入れるべきで、多様化の中にIP同時再送信の再送信同意内容も付加える必要があるかと考える。 ・NTTのNGN構想における再送信問題。 参考: http://nab.or.jp/shinsakai/ ・地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン。
90	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	10	(追加)	(2)有線テレビジョン放送以外のメディアの変化	(追加)コンテンツ保護の強化に合わせ、コンテンツ価値が上昇したためサッカーワールドカップやオリンピック予選、プロ野球日本シリーズ等いわゆる国民的イベントの放送を地上民間放送1系列で独占中継するケースが増えてきており、区域外再送信が視聴できない場合の情報格差が拡大している。
91	日本海ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	10	1~4	第I部 再送信同意制度の現状と課題 3 再送信を取り巻く環境の変化 ①地上放送の普及状況 1972(昭和47)年において、3波以下の地域は全国で27県(全世帯の約33%)であったが、1986(昭和61)年には22県(全世帯の約22%)、2007(平成19)年には14県(全世帯の約11%)となっている。	日本で地上放送が始まって50年以上経過しているにもかかわらず、同じ日本国民でありながら居住する地域によって視聴できるチャンネル数に格差が生じていること自体、問題ではないでしょうか。
92	個人	個人	10~14	2~	①地上放送の普及状況 ii)「少数チャンネル」	今や人口割合で見ると民放2局以下の地域は、極少数の情報弱者だ。住民は長年、地域情報格差に耐えてきたが、近年は徐々に緩和されつつあった。多くの場合、有料CATV加入が必要となるが、視聴手段が確保されただけでも感謝している地域住民は多い。 本来、主要民放5局が制作する番組は国民的文化基盤であり、あまねく全国で視聴可能にすべきだ。キー局を支えるのは大企業の広告だが、その広告費は企業の商品やサービス価格に転嫁されている。つまり少数チャンネル地域住民も間接的にキー局運営費用を負担している。その費用で制作された番組を田舎という理由で視聴出来ないのは、同じ日本国民として不公平だ。 地デジの再送信には道路インフラ整備のように、巨額の投資が必要なわけでもない。都市と地方の均衡ある発展を目指すためにも、地デジ再送信による情報格差の是正は必須だと考える。
93	個人	個人	11		(2)有線テレビジョン放送以外のメディアの変化	・ケーブルインターネット接続の項目の追加を希望。
94	スカパーJSA T(株)	衛星放送関連会社	11	5~9	電気通信事業を営む者から電気通信役務の提供を受けて放送を行う電気通信役務利用放送については、2001(平成13)年に制度化され、翌年に施行されたが、IPマルチキャスト方式で有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者は、2007(平成19)年9月末現在4社であり、加入世帯数は約23万世帯となっている。	・現在、地上デジタル放送のIP同時再送信について検討・準備が進んでおり、本研究会との関連性は非常に高いので、本中間取りまとめにおいて、何らかの記載をするのが適当と考えます。
95	スカパーJSA T(株)	衛星放送関連会社	11	18~24	このブロードバンドを利用し、利用者からの求めに応じストリーミング方式で動画配信するサービスも伸びている。例えば、(株)USENが提供する動画配信サービスGyaolは、2005(平成17)年4月のサービス開始以来、2年半で視聴登録者数が約1,650万(2007(平成19)年10月末)に達しているほか、動画共有サイトYouTubeの家庭からの利用者は2007(平成19)年2月時点で月間1,017万人となっている。	・ケーブルテレビ事業者がブロードバンドサービスを提供し、VODなどの動画配信サービスを行っていることも記載するのが適当と考えます。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
96	(株)ケーブルネット下関	有線テレビジョン放送事業者	12	1~2	新幹線等による鉄道の高速度、高速道路の整備の進展等による道路環境の高度化・普及等により、生活圏も拡大している。	下関は歴史的に福岡地区と地域一体性がありましたが、本誌に記載されているとおり、交通の高度化に従って、通勤、通学、生活必需品の購入等を福岡県下の都市で行う場合が増えております。したがって、従来以上に下関地区における福岡地区との文化圏、生活圏の一体性が広がっていると考えます。
97	(株)新潟総合テレビ	地上放送事業者	12		第1部 再送信同意制度の現状と課題 3 再送信を取り巻く環境の変化 (3) 国民視聴者の生活環境の変化 (この項目全体)	国民視聴者の生活環境の変化が、地域免許制度を否定するものかどうかは、別途議論すべき問題であり、その議論を経ずに区域外再送信の問題として扱うことは、地域免許制度と矛盾し、話の筋道からしても不適切である。
98	(株)高知放送	地上放送事業者	12	6	また、新幹線も、……九州新幹線が開業しており、県境をまたぐ通勤・通学、日常生活の広域化に貢献してきた。	新幹線の開業により、一般的な市民生活者の通勤・通学圏や日常生活圏が広域化するとは考えにくい。都市部で生活圏の広域化は進展しているが、疲弊している地方都市では赤字路線が廃止になるなど逆行している実態があるため、地域性を考慮すべきであり全国一律の論理にはなじまないと考えます。
99	(株)ドリームウェーブ静岡	有線テレビジョン放送事業者	12	-	-	ここでは、12行目の“こうした交通の高度化”のように交通の高度化が強調されている。しかし、生活圏の広域化の要因には「生活の高度化」(国民生活が豊かになったこと)が根底あるいは背景としてあるのではないかと。例えば首都圏隣接地域では首都圏居住者の別荘地、避暑・避寒地、レジャー基地として利用されているなどがある。 よって以下の【追記】をお願いしたい。 “また、このような交通の高度化によるものを含め生活圏の広域化の要因には、「生活の高度化」が背景としてあり、例えば首都圏等では首都圏居住者の別荘地、避暑・避寒地、レジャー基地として大々的に利用され、首都圏の生活そのものがその地域に移動する様相を示している。”
100	(株)新潟総合テレビ	地上放送事業者	13	13~19	第1部 再送信同意制度の現状と課題 3 再送信を取り巻く環境の変化 (3) 国民視聴者の生活環境の変化 こうした交通の高度化に伴い、人の日常生活における移動距離も長距離化し、生活圏が広域化しつつある。例えば、他の都道府県を就業地・通学地とする人(15歳以上)は、1970(昭和45)年には293万人(15歳以上の就業・通学者全体の7.4%)に過ぎなかったのが、1985(昭和60)年には478万人(同8.6%)、2005(平成17)年には583万人(同8.5%)と着実に増加している。	統計資料の取り上げ方が適切ではないと考える。 「他の都道府県を就業地・通学地とする人」を、1970年・1985年・2005年の3回の国勢調査から「着実に増加している」とされているが、1995年・2000年・2005年の直近3回の国勢調査を見ると、「他の都道府県を就業地・通学地とする人」は、2000年が前回比-4.5%、2005年が前回比-1.5%であり、これは減少傾向にあるとも読める。 また「他の都道府県を就業地・通学地とする人」は、必ずしも放送対象地域を超えて移動する人ではないことに注意が必要である。神奈川県在住者で東京都を就業地・通学地とする人は107万人であるが、この人数は関東広域圏を放送対象地域とする放送事業者から見れば放送区域内での移動にすぎない。さらにこれは、例えば新潟県で関東広域圏の放送を受信している区域外再送信とは全く関係の無い人数である。生活圏の広域化を論ずるのであれば、当該ケーブルテレビ事業者のサービスエリアごとに詳細に調査すべきである。
101	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	12		第1部 再送信同意制度の現状と課題 3 再送信を取り巻く環境の変化 (3) 国民視聴者の生活環境の変化の全文	ここでは、本文12行目の“こうした交通の高度化”のように交通の高度化が強調されている。しかし、生活圏の広域化の要因には「生活の高度化」(国民生活が豊かになったこと)が根底あるいは背景としてあるのではないかと。 例えば首都圏隣接地域では首都圏居住者の別荘地、避暑・避寒地、レジャー基地として利用されているなどがあります。従って以下の追記を要望します。 “また、このような交通の高度化によるものを含め生活圏の広域化の要因には、「生活の高度化」が背景としてあり、例えば首都圏等では首都圏居住者の別荘地、避暑・避寒地、レジャー基地として大々的に利用され、首都圏の生活そのものがその地域に移動する様相を示している。”
102	静岡放送(株)	地上放送事業者	14	11~13	4 有線テレビジョン放送事業者及び地上放送事業者の間の主な争点 (1) 有線テレビジョン放送事業者(CATV連盟)の主な主張 ① 区域外再送信について …「地上放送の完全デジタル化を円滑に行うためにも区域外再送信を今まで通り早期に実施する必要がある」	地上波放送のデジタル化は、アナログ放送カバーエリアを100%視聴可能とするよう、各地のNHK、民放が取り組んでいる。完全デジタル化においてCATV事業者が果たすべき役割は、地域免許制度との整合性を考慮すればデジタル波の「区域内再送信」である。
103	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	14	12~20	また、「住民・視聴者が要望する主たる要因」として、i)~v)をあげている。なお、区域外再送信の範囲について、「サービス提供範囲は近隣の地域に限定し、遠距離は考えていない」としている。	岩国市の状況はまさにこのとおりで、区域外といっても親局の電波が届いていて、CATV未加入の一般家屋でも昔から容易に受信しているという現実があります。広島県内放送局は山口県内放送局よりも開局時期が早く、岩国市周辺地域は歴史的に広島県内放送局を視聴する習慣があります。広島県内放送局の電波もサテライト局よりも親局の電波のほうが強く、画像も良好に受信できるという現状もあります。生活圏・文化圏も同一であり、JR・バス等の公共交通機関もこれらが配慮されています。また、難視の自主共聴施設でも区域外再送信を行っているという経緯もあります。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
104	(株)ケーブルネット下関	有線テレビジョン放送事業者	14	14~20	また、「住民・視聴者が要望する主たる要因」として、 i)「区域外の電波が届いている」 ii)「少数チャンネル」 iii)「生活圏、文化圏が同一である」 iv)「長年の視聴習慣がある」 v)「複合型」をあげている。	社団法人日本ケーブルテレビ連盟による「住民・視聴者が要望する主たる要因」は、全てが当社における区域外再送信の要望と一致するものと考えております。 下関では、福岡波が直接受信可能であり、山口波はテレビ山口、山口放送、山口朝日放送の3波と少数のチャンネルのみであり、福岡県と生活圏、文化圏が同一にあります。 また、直接受信、アナログ時代からの区域外再送信により、住民は長年の視聴習慣があります。 したがって、系列外だけでなく、同系列の福岡波の再送信同意を望んでおります。
105	(株)高知放送	地上放送事業者	15	2	「視聴者利益の保護」のため、ケーブルテレビ事業者の責務として已む無く大臣裁定を申請」としている。	1頁11行・14行と同様に、「視聴者」は「有料サービス契約者」あるいは「加入者」とすべきである。契約者に対しての「ケーブル事業者の責務」を果たし、果実を得るものならば、「已む無く」申請したものは考えられない。
106	山口放送(株)	地上放送事業者	15	10	④「不同意再送信」について	有テレ法第13条第2項に違反していることから、同法第25条第2項に基づき処分が行われるべきである。大臣裁定等によってこれらの違法行為が正当化あるいは追認されることがあってはならない。
107	匿名	地上放送事業者	15	10~15	④「不同意再送信」について いわゆる「不同意再送信」について、「視聴者に対し、納得出来る理由なしにサービスを停止することは出来ない」、期限が切れる時点で「法令に順じ「大臣裁定」を仰ぐべきであったかもしれないが、日本的事情(和の精神)から話し合いによる解決を模索してきた」とし、「一概に“違法”という指摘は当たらないと考える」としている。	④「不同意再送信」について 再送信同意の可否は、あくまで再送信を供与する民間放送事業者側が主体的に判断するものでなければならない。視聴者への合理的な理由の有無を根拠とし、同意のないまま再送信を継続する状況は明白な法律違反であり、一刻も早く中止すべきである。
108	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	15	8~12	いわゆる「不同意再送信」について、「視聴者に対し、納得できる理由無しにサービスを停止することは出来ない」、期限が切れる時点で「法令に順じ「大臣裁定」を仰ぐべきであったかもしれないが、日本的事情(和の精神)から話し合いによる解決を模索してきた」とし、「一概に“違法”という指摘は当たらないと考える」としている。	過去に同意を頂いていた時点から、期限が切れるときにも、“不同意”とは言われておらず、「県内放送事業者の承諾を得ること」という付帯条件を提示され、県内放送事業者の承諾が得られるまでは協議中という形で再送信を継続するという話し合いになっているので、問題は有ったものの違法とは考えておりません。
109	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	16	1~7	①区域外再送信について 区域外再送信について、民放連が本研究会の第2回会合に提出した資料……「区域外再送信問題の解決にあたっては、再送信先の民放事業者の意見を最大限に尊重すべき」としている。	「再送信先の民放事業者＝県内放送事業者」となりますが、県内放送事業者の対応も事業者により異なり、話の発展が望めない状況です。 山口県内放送事業者からは、区域外波を入れることにより自局の視聴率の低下を招き、経営が圧迫されているという説明を受けております。こういった理由から県内放送事業者の許可を頂くというのは現実的に困難であり、また自由競争社会において県内放送事業者の許可が必要というのはいかかかなのかと考えます。
110	匿名	地上放送事業者	16	1~9	(2)地上放送事業者(民放連)の主な主張 ①区域外再送信について 区域外再送信について、民放連が本研究会の第2回会合に提出した資料(以下「第2回民放連提出資料」という。)において、「区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うく、「地方の放送文化」、「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくすると主張している。併せて、「区域外再送信問題の解決にあたっては、再送信先の民放事業者の意見を最大限に尊重すべき」としている。	(2)地上放送事業者(民放連)の主な主張 ①区域外再送信について 民間放送事業者が区域外再送信を同意する根拠は、原則として同意申請対象地域が難視聴地域であり、当該地域で視聴できる放送波が少なく明白な情報格差が発生している場合に限ることが望ましい。 多額の購入費を支払い、再送信先の民放事業者が番組を放送している一方、区域外再送信により有線テレビジョン放送事業者が上記番組を同時再送信する行為は放送事業者として到底受け入れられない。
111	個人	個人	16		①区域外再送信について	・地上アナログテレビ放送での区域外再送信の場合の同意条件内容。 ・地上デジタルテレビ放送での区域外再送信の場合の同意条件内容。 を具体的に列挙して欲しい。
112	中京テレビ放送(株)	地上放送事業者	16~18		(2)地上放送事業者(民放連)の主な主張	有線テレビジョン事業者による、地上放送の再送信は「放送対象地域内の難視聴を解消する」方策として、その役割を担っている。 一方、区域外再送信は放送対象地域内により近い県境付近等において、電波事情、地理的条件を鑑み、特殊なケースとして認められてきたものである。 こうした経緯を念頭において、再送信同意制度を見直されることを希望する。 地上放送の放送対象地域が区域外再送信によって、結果として拡大し、時間の経過とともにそのエリアが放送対象地域として既成事実化しないことを希望する。 民放連とケーブル連盟の間で「ケーブルテレビ区域外再送信の適正なあり方および範囲に関する考え方」を整理しており、研究会の取りまとめはこれを十分踏まえるべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
113	個人	個人	16	4~9	「区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし、「地方の放送文化」、「地域に根ざした放送サービス」の維持発展を難しくする」と主張している。併せて、「区域外再送信問題の解決にあたっては、再送信先の民放事業者の意見を最大限に尊重すべき」としている。	民放連は「『地方の放送文化』、『地域に根ざした放送サービス』の維持発展を難しくする」というが、CATV局は地元局を排除してはいない。地元の無料地上波ではカバーできない分を、有料CATVで補完するという補助的手段が、地元放送文化の発展を阻害するとの主張は理解に苦しむ。 民放連の主張は「視聴率低下による広告収入低下の懸念」に集約されると思うが、地元の局という有利な条件があるのだから、それを武器に地元の支持を得るべく切迫感の中で解決すべきで、視聴者の選択肢を奪うことで経営の安定を図ろうとする姿勢は極めて不健全だ。 アナログ停波により地上波再送信がストップするなら、スムーズな地デジへの移行は不可能だし、CATV加入者も激減する。情報隔離と格差の再来により、住みにくい地域に逆行することこそが、地元の発展を阻害すると思う。 また、民放連の「再送信先の民放事業者の意見を最大限に尊重すべき」との主張は、放送の公共性を軽視した傲慢な考えで到底容認できない。最大限に尊重すべきは「再送信先の地域住民の意見」だ。 テレビ局員の給与水準や経費の使い方を見るにつけ、合理化余地は十分すぎるほどある。テレビ局員の高待遇は、地元住民を犠牲にしてまで守るべきものか再考をお願いする。また地元テレビ局の自己保身のために肝心の地元が地盤沈下すれば、結局は地元テレビ局も損をすることを理解していただきたい。
114	小林テレビ設備有限会社	有線テレビジョン放送事業者	16.1 9		①区域外再送信について 区域外再送信について中略・「区域外再送信が行き過ぎた場合には、この地域免許制度は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし以下略 「県域免許制との整合性」 「区域外再送信が行き過ぎた場合には、この地域免許制度は形骸化し、特に「県域」を基盤とするローカル民放局の経営を危うくし以下略	区域のくくり方について 生活文化圏を過去現在同一としている地域について 県域または区域外とは再送信の場合、「隣接県を含む」と明文化したらいかがでしょうか。 理由 ① 当地進業者の実情 農水省 進業センサス 平成15年度統計資料によると 進業就業者 60歳以上 下田市 447人 246人 南伊豆町 272人 239人 合計 719人 481人 ここにも高齢化が進み、2/3が高齢者となっている。 この方々の生活パターンは、伊豆七島近海を含む沿岸地域が盛場であり、且つ、下田は「昔より風待ち港」といわれるほど、外洋気象変動も激しく慣れ親しんだ「東京民放」がここでの出来ないニュースソースもあり、休息を飽し、家族間会話のずれをなす大切なものであります。もちろん稼業中の気象状況に關しましては無縁を通じ、有線を通じ諸状況確認に關しまして必要なことは言うまでもありません。もちろん伊豆七島は東京圏でありながら決して遠いところではありません。 ② 当地の観光事情 静岡県観光コンベンション室より発表されている 春、秋、冬3回にわたるアンケート調査の有効回答をもとに宿泊客流動動態によると、宿泊客の居住地は県内平均で関東59.5%に対して、伊豆地域での宿泊客の関東地区比率は71.5%と圧倒的に東京圏来客で占められている。これに15%の県内客を加えると、殆どが東京方面の客といえる。 ③ 当地生活圏について言及 伊豆東海岸を走るJR伊東線は、JR東日本に關し、東京への直通列車はあっても、静岡への直通列車は有りませんし、そのため首都圏との人的交流も多く、経済、文化の面においても、首都圏とのつながりは深い地域といえます。 ④ ケーブル事業ベースで言うと、住民は個別に視聴できずケーブル会社では再送信出来ない、ことになる ⑤ ケーブル送信に無い、需要家である視聴者、地元進業者の方々と面談する中、「東京はいづから映るんだ。NHKと東京が映れば良い。」いかに当地が東京民放と密着しているかを知らされました。下田市を例に取りますと平成のはじめの3万人であった人口は26,000人となっている。 60歳以上が38%、ここに2006年12月の静岡県人口動態資料を記す。ちなみに静岡県全体では平均年齢44歳、ほぼ全国平均である。 地域 平均年齢 人口 伊豆半島全域 49.1 277,114 下田市 49.7 28,170 東伊豆町 50.1 14,957 河津町 50.5 8,210 南伊豆町 52.4 9,939 松崎町 52.0 8,006 西伊豆町 53.6 10,174 熱海市 51.6 40,949 伊東市 48.6 72,432 伊豆市 48.8 36,321 伊豆の国市 45.2 49,358 一市五町合計 51.0 77,456 過疎、高齢化が進んで、限界集落も発生する危険を抱えている市で、弊社以外の送信業務に携わる小規模組合とも連携をとりつつ、高齢過疎の町で、地元密着、自主放送+県内生活圏の県内民放+子供たちの生活圏(子供たちの大半は東京方面の学校へ、会社へ。=東京チャンネル)全国情報NHKの総合バランスの中で高齢者ならびに来訪者(観光客)にテレビ送信を行いたいと思っています。当地観光中心はテレビです(下田市に映画館ナシ)。
115	匿名	有線テレビジョン放送事業者	16 19	図5	「地上放送事業者(民放連)の主な主張」の中の「地域免許制度」の形骸化 「民放連の意見」内「区域外再送信がいすぎた場合・・・」	デジタルも含め、区域外の放送電波が現実飞来している地域が全国に多数あります。 P19にあります図5の中で「地域性の観点」の「民放連の意見」にあります。「区域外再送信が行きすぎた場合には、この「地域免許制度」は形骸化し、とありますがアンテナで直接受信できる地域は行きすぎではないと思われます。 直接受信できる地域において、区域外波をケーブルテレビが再送信することにより、地域免許制度が形骸化することであれば、すでに電波が飛来している地域において形骸化しているということになります。 もし、アンテナによる直接受信が可能な地域を「地域免許制度の形骸化」という考え方により認めないのであれば、効率的な送信施設の配置という考え方を捨て、他県へ電波が届かないことに重点を置いた送信施設の再設置を行う必要がでてきます。 区域外の地上波放送のアナログ電波をアンテナ視聴していた国民に、デジタル放送をアンテナで視聴できないようにするとすると、国民から大変な反発が予想されます。
116	個人	個人	17		全般	区域外の地上波放送が直接受信できる地域に対しては、優先的に問題解決の協議を行うべきと考えます。 17頁 区域外再送信は放送局の同意不要にすべき。区域外再送信を拒否する放送局の姿勢は憲法第21条の言論・表現の自由に明らかに反する。 放送局に県域免許制度を押し付けておきながらCATVには区域外再送信を認めてきた日本の放送政策は矛盾しており放送局の放送区域の自由化とセットで行う必要があるのではないだろうか。
117	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	17 18	13~ 19	④再送信に関する対価について 対価については、「対価徴収(有料化)だけでは・・・再送信の有料化が区域外再送信問題の解決策とは考えていない」としている。	5団体処理に関しては、これまでもCATV連盟からの指示通り、区域外についても計算方法に従い支払いを行っています。他団体についてもCATV連盟との協議が整い次第、指示に従い対応を行っていく考えであります。
118	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	17~ 18	20~	⑤事業者間の協議による解決について 事業者間の協議による解決について、「地上民放事業者は、デジタル放送の・・・「同意が妥当な範囲」を模索し、要望に応じてきている」としている。	「同意が妥当な範囲」を現実のアンテナ受信調査結果を元に提案しても、放送事業者側の意向と合致せず、解決に向かっていないのが現状です。 また広島県内放送事業者と山口県内放送事業者の許可という3者間の協議になっており、2者間の協議では結論が出ない状況となっております。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
119	(株)ひろしまケーブルテレビ	有線テレビジョン放送事業者	17~18		事業者間の協議による解決について、「地上民放事業者は、デジタル放送の区域外再送信については円滑な同意に努めており、また、区域外再送信についても全てにおいて同意を拒んでいるわけではなく、個々の事業者の判断において「同意が妥当な範囲」を模索し、要望に応じてきている」としている。	参考資料④「第2回民放連提出資料①」を確認したところ、当該箇所は区域内再送信となっております。単純なタイプミスと思われます。
120	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	18	1~2	⑤事業者間の協議による解決について 区域外再送信については円滑な同意に努めており、また、区域外再送信についても全てに対して	最初の区域外再送信は、区域内再送信の誤植と思われる。
121	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	19	図5	図5 研究会でのヒアリングにおける両連盟の主張の概要 裁定の判断基準の中のチャンネル数の観点における民放連の意見として、少数チャンネル地域で区域外のニーズがあるのは分かるが、だからと言って全てOKということではない。	民放3波以下の地域であっても、地理的・文化的・経済的な一体性がなければ区域外波は認められないということになるのか？ 3波以下の地域というのは、地上テレビ放送が放送法および放送普及基本計画に基づく地域免許制度として、県域として地元の経済性等鑑みた結果、現在の形になっていると認識している。 同じ日本国内でありながら、情報であれ、娯楽であれ、視聴できないチャンネルがあるという、その地域(というよりは県)に住んでいるがゆえの差別感を感じながら住民は暮らしている。 地方であればあるほど、地理的・現代の文化的(歴史的経緯ということが現代にどれだけ影響があるのか?)・経済的な部分は、より中央に求めることが一般的であり、メディアの部分のみを隣接県との間わりによって判断するということはいかかなものか。 以上のこと等から、地理的・文化的・経済的な一体性ということはあまり重要視すべきではなく、放送普及基本計画が全国各地で4波を受信できることを指針として定めているのであれば、3波以下の地域は隣接県からの欠落チャンネル再送信を原則同意とすべきである。 民放3波以下の地域であっても、地理的・文化的・経済的な一体性がなければ区域外波は認められないということになるのか？ 『地理的・文化的・経済的な一体性のある地域』と『見られない系列のチャンネルが存在する地域』ということでは決してイコールではなく、系列が少ない地域に住む住民にとって『地理的・文化的・経済的な一体性』というのはあまり相互関係があるとは言えないのではないかと。 当県では最新の統計調査で過去1年間に県内に流入した人口は約23,000人。逆に県外へ流出した人口は約28,000人です。 その約5000人は殆どが若者の人口の減少で、流出する原因の上位に「見られる民放が少ない」という理由が存在します。 民放の系列が少ないということは単に娯楽を楽しむ機会が失われているという枠を超え、人口の減少、ひいては地域経済の疲弊を生み出していることから『地理的・文化的・経済的な一体性のある地域』ということとは「無関係」とすべきではないでしょうか。
122	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	19	表	CATV連盟の意見 維持するのが適当。ただし、文化・生活圏が一体な場合等区域外のニーズがあるところは、弾力的に認めるべき。 民放連の意見 「民放3波以下の地域への配慮」「地理的・文化的・経済的な一体性」「再送信先の民放事業者の考え方の確認」等が考えられる。 表 「地元局経営の観点」民放連の意見	文化・生活圏、地理的・経済的な一体性というものを行政単位で区切る形でガイドラインを作成してもらいたいと要望致します。同一市町村の中で線引きをされると情報格差の面で差異が発生してしまいます。 また、既存の共同受信施設で区域外再送信の同意を受けて再送信していた放送局に関しては、当該共同受信施設がデジタル化改修の代替等でCATVへ移管する際、それまでの放送チャンネルを維持しなければ移管できないため、移管するCATVにも同様の放送内容を維持できるよう考慮していただきたいと要望致します。
123	(株)ケーブルメディアワイワイ	有線テレビジョン放送事業者	20	1~6	第I部で見えてきたように、地上デジタル放送への完全移行を前に、現在、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間における区域外再送信の同意に関する協議について、難航する事例が生じている。こうした状況が続けば、有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。	地上デジタル移行への普及促進につとめている点からも区域外波問題が難航する事はデジタル移行への鈍化も考えられます。
124	萩ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	20	1~6	第II部 対応の方向性 1 検討の視点 第I部で見えてきたように、地上デジタル放送への完全移行を前に、現在、地上放送事業者と有線テレビジョン事業者の間における区域外再送信の同意に関する協議について、難航する事例が生じている。こうした状況が続けば、有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。	再送信同意については民・民の話し合いによる解決が原則とはいえ、実態として進展していない状況において、問題を洗い出し、解決のための指針を策定するために、総務省が研究会を立ち上げたことは、大いに評価でき、視聴者のためにも公平なルール作りを期待しています。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
125	(株)ケーブルネット下関	有線テレビジョン放送事業者	20	1~28	第1部で見えてきたように、地上デジタル放送への完全移行を前に、現在、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間における区域外再送信の同意に関する協議について、難航する事例が生じている。<省略>そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第1部の3で見えたような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事業を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	当社においても、区域外再送信の同意に関する協議について、山口波、福岡波と誠意を持って話し合いを続けてきました。一方で、総務省が主体となって有識者による客観的な研究会を立ち上げていただき、客観的な議論をしていただいた事は、下関の視聴者保護のためにも大いに歓迎いたします。
126	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	20.2	1~15	第II部 対応の方向性 1 検討の視点 第1部で見えてきたように、地上デジタル放送への完全移行を前に、現在、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間における区域外再送信の同意に関する協議について、難航する事例が生じている。こうした状況が続けば、有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	各地域での話し合い解決が原則であるとはいえ、一部地域を除き実態として進展が見られなくなっているところから、問題を洗い出して解決のための指針を策定する考え方で、総務省が研究会を立ち上げたことは、国民視聴者のためにも大いに評価し期待しております。
127	(株)宮崎放送	地上放送事業者	20		1. 第II部 対応の方向性 1 検討の視点	『地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される』(20頁9~12行)ことを強く主張したい。その上で現行制度を前提として運用面での見直しをするにあたって『当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方』(21頁1行)を十分に踏まえることとした点は評価する。
128	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	20~21		第II部 対応の方向性 1 検討の視点(全体)	① 放送普及基本計画に定める「全国あまねく4波」が達成している地域と、少数チャンネル地域を同一に論ずるべきではない。4波地区では情報格差の問題はなく、少数チャンネル地域が抱えている問題とは本質的に違うのでこの検討からははずすべきである。 ② 『『受信者の利益』の保護』というが、有線テレビジョン放送事業者は「加入者＝契約者」から一定の対価を取ること引き換えに「加入者＝契約者」に送信しているのだから、その利益は「有料加入者の利益」である。すべての視聴者に無料であまねく放送を届けている地上放送事業者が目的としているのは、「国民視聴者全体の利益」であり、「有料加入者の利益」とは根本的に異なる。「有料加入者の利益」を強調しすぎると、有線テレビ放送事業者と受信契約をしていない「非加入者＝非契約者」である地域住民との間に情報格差を生むことになり、この格差を国が容認することにもなる。地域の視聴者の一部である「有料加入者の利益」を、あまねく視聴者に無料で放送を届ける「国民視聴者全体の利益」と比較衡量したとき、「国民視聴者全体の利益」が優位にあることは自明である。地域情報の重要性・必要性・多様性の観点から、「有料加入者の利益」だけを守るために、「国民視聴者全体の利益」を目的としている地上放送事業者の存続が危ぶまれる事態に立ち至ることは、回避すべきである。
129	(株)テレビ朝日	地上放送事業者	20.2	3	第II部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれないようにすること) 2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることから見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。また、裁定制度導入時に播送期にあつたとされる有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた面もあると考えられる。	(意見) 裁定制度を「受信者の利益」を保護する制度として位置づけているが、本制度は、協議が整わない場合に、再送信の同意をしないことに「正当な理由」があるかを判断するためのものと考えられるのが自然である。「受信者の利益」は、再送信同意の可否を判断する際の「比較衡量事項」の一つと考えるべきであり、「受信者の利益」を法律上の保護対象とみるべきではない。 (理由) 地上放送の受信者には「放送事業者に対する受信請求権」は認められておらず、法律上の保護対象とはされていない。では、なぜ有線テレビジョン放送の受信者—それも区域外再送信の受信者—には「受信者の利益」が認められるのか、また、地上放送の受信者よりケーブルテレビの区域外再送信の受信者を厚く保護するのか、その法的根拠を明確にして欲しい。 地上放送の受信者の権利・利益を保護する制度上の根拠がないのであれば、「裁定制度の目的は、…『受信者の利益』を保護し、…区域外再送信の受信者保護についても、受信者の利益を広く保護する制度として機能してきた」と結論付けるには無理があると考える。 また、「この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることから見られるとおり」という理由についても、(大分の事例を除く)過去の裁定事例(2例)が「全て同意裁定」となっているからといって、「受信者の利益を広く保護する制度として機能してきた」とすることにも無理がある。この研究会が開催される契機となったのは、現在、全国各地で区域外再送信を巡る問題が頻発し、裁定制度の従来の判断基準や裁定理由が実態に合わなくなったためと理解している。 ケーブルテレビの「受信者の利益」を保護する責任は、一義的には受信契約で再送信義務を負うケーブルテレビ事業者固有の問題である。単にこれまでの視聴実態という「受信者の利益」を根拠として、放送事業者の権利を制限する法的根拠、合理的理由は見出せない。 裁定制度の目的は、「放送事業者の受ける制限」とケーブルテレビ受信者の利益との比較衡量を行うことで再送信問題に関する相互の利害調整を果たすことが制度本来の目的であり、「大臣裁定」という制度によりケーブルテレビの「受信者の利益」という権利保護が認められたものではない。むしろ、区域外再送信の裁定申請があつた場合、大臣裁定を下す際の判断事項の一要素として考慮することが法律の趣旨に合うものとする。
130	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	20.2	1~15	第II部 対応の方向性 1 検討の視点 第1部で見えてきたように、地上デジタル放送への完全移行を前に、現在、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間における区域外再送信の同意に関する協議について、難航する事例が生じている。こうした状況が続けば、有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	中間報告にある「有線テレビジョンも地上波も、地域社会に基盤を有するメディアとして…区域外再送信の問題が長期化することによって、地上波デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない」との表現は、極めて重要な指針であり、評価したい。今回のケーブル連盟と民放連の協議再開も、まさに上記の指針に添ったものであり、3波以下の少数チャンネルの情報格差差は正に大きな役割を果たした。 ここ数年、区域外再送信の問題については、地元民放局とも協議をすすめてきたが、お互いの利害がからみ進展が見られない中で総務省が研究会を立ち上げたことは、視聴者のためにも評価します。 デジタル移行に伴う視聴者の利益確保を指針として、ご検討(方向性)いただけることは、円滑なデジタル移行を促進すべく、営業を行うケーブルテレビ事業者にとっては、今後の問題解決に期待のもてる重要な指針と受け止めております。 地上放送事業者も有線テレビジョン放送事業者も、民間事業(大多数が)ではありますが、総務省の許可事業であります。技術の進歩に伴って、様々な変化が生じる中で、運営のルールも、改められるべきと考えます。民間で話し合っ解決しない事が多々、生じてくる中では、総務省が新たなルールを作り、それに沿った運営をするよう指導される事が必要と考えます。 今回の研究会の立ち上げ、その答申をベースにした、ガイドラインの設定は、非常によい対策であると思えます。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
131	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	20,23	4~6	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。	「アナログで見られたものはデジタルでも見れる」のが視聴者の立場”…有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。”…が示されておられることは評価できる。
132	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	20	4~6	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 “…有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。”	幣連盟の要望、「アナログで見られたものはデジタルでも見られるように」に相関するような問題意識 “…、有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。” …が示されておられることを評価しております。
133	姫路ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	20	4~6	有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。	連盟の要望、「アナログで見られたものはデジタルでも見られるように」に相関するような問題意識 “…、有線テレビジョン放送については、地上アナログ放送では視聴できていた放送番組が地上デジタル放送では視聴できなくなるおそれがある。” …が示されておられることを評価しております。
134	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	20	7~10	第Ⅱ部 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって(a)、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には(b)、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	直線下線の箇所(a)のみが二重下線の箇所(b)の直接の原因であるとはいえないのではないのでしょうか？また、ケーブルテレビ事業者は放送事業者の同意を得て再送信することが義務付けられており、現在同意なし状態が指摘されている場合でも最初は同意があつて後、視聴者に納得していただくには充分でない理由で同意を断られ已む無く再送信を継続しているケースが大多数です。 いずれにしろ(a)の表現は(b)の仮定としては適切ではないと考えます。 また、地デジに関しての努力について、地上放送事業者だけでなくケーブルテレビ事業者について言及できたいと考えます。 従って以下の通り、修文、追記を要望します。 【修文案】 “一方、ひとつの意見であるが、…懸念されるとの考えもある。” 【追記】 なお、ケーブルテレビ事業者は、地上デジタル放送の普及促進のため、伝送路、ヘッドエンド、STBなどの施設、設備のデジタル化を鋭意推進してきました。 また、地デジ難視聴解消のためエリアの拡大や自治体との連携等にも努めています。あるいは放送事業者の中継局建設に代替している事例もあります。 多数のケーブルテレビ事業者は技術的に受信者の利便に最適な設備環境を整備完了するに至っており、未整備の事業者も対応を急いでいます。 これら施設、設備のデジタル化には、巨額の投資を要しますが、一部政府による制度支援によるものを除き、基本的には各事業者の多大な自助努力により対応しています。 以上の努力の結果、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及見込みは次のようになっていきます。 ○2008年8月北京オリンピック時点でのケーブルテレビによる地デジ普及目標：2000万世帯(「地上デジタル放送推進のための行動計画(第8次)」(2007年12月)による) ○2010年末時点においてはホームパス数の99.11%(42,941千世帯)が地デジに対応する予定(「ケーブルテレビの地上デジタル放送対応ロードマップ」(2007年6月)による) また、地デジの視聴者向け周知に関しても、コミュニティチャンネルやケーブルガイド、インターネットのホームページなどの自社媒体を活用して広報、宣伝に努めています。
135	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	20	7~10	一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	地上デジタル放送局の財政基盤の脆弱化の可能性については、インターネットなど新たな広告媒体の台頭(による広告収入の低下)など、他に現実的に大きな要因が考えられる。 また、地上放送局に財政基盤の脆弱化によってかかる状況が懸念される場合は、補充エリアとして、役務利用を含めた有線放送事業者が活躍すべきだと考えられる。 そのような相互補充が地上デジタルの普及をすすめる、国民視聴者の利益に適うことである。 →【修正案1】全文削除 →【修正案2】“無秩序、無制限な区域外再送信によって”→“社会情勢の変化など様々な要因によって”
136	日本海ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	20	7~10	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	第104回国会で示された「正当な理由」5基準に該当しない区域外再送信であれば、「財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる」懸念はないと思われます。
137	山口放送(株)	地上放送事業者	20	9	一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	山口県の都市型CATVは、県内民放3波のほか、福岡民放5波あるいは広島民放4波を再送信しており、実質民放8波~7波地区となっている。中には、福岡、広島両方を取り入れ計12波を再送信し、そのうち同意のない広島4波の大臣裁定を申請したケースまで存在する。 このため山口県は、区域外再送信による財政的被害が極めて深刻な地域となっている。 このままでは、県民にとって必要な地域情報の提供、あるいは緊急・災害報道、地方文化の発展・継承活動等の体制が維持できなくなり、県民視聴者の利益が著しく損なわれることになる。放送の公共的使命を果たして行くためには一定の財政基盤が必要である。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
138	山陽放送(株)	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	有線テレビジョン放送の「受信者の利益」と言いながら、無制限な区域外再送信を行った結果、深刻な弊害を惹き起こす懸念があることも十分に留意すべきである。左記の記述を重く受け止めている。
139	(株)テレビ大分	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	県域をエリアとする地域放送局として、地域の活性化、県民生活安全の為、1日24時間の報道体制で地域情報を発信する自社制作情報番組の制作、そして緊急地震速報を始め、災害情報発信、さらにはデジタル化により、ワンセグサービスやデータ放送送出の為のシステム構築など日夜努力を重ねています。これらは安定した経営基盤の確立なくしてこれら地上テレビとしての責務を果たす事は不可能だと考えます。
140	(株)大分放送	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	左記は極めて重要な問題認識であり、「受信者の利益」への配慮については、常にこの深刻な弊害との比較衡量が重要である。 県域をエリアとする地域放送局として我々は1日24時間の報道体制や、地域活性化の為に地域情報を発信する自社製作情報番組、そして緊急地震速報を始め、災害情報発信、さらにはデジタル化により、データ放送やワンセグサービス送出の為のシステム構築など日夜努力を重ねている。これら地上テレビとしての責務を果たす為にも安定した経営基盤の確立は欠かすことが出来ないと考える。
141	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	左記は極めて重要な問題認識であり、「受信者の利益」への配慮については、常にこの深刻な弊害との比較衡量が重要であります。 県域をエリアとする地域放送局として我々は1日24時間の報道体制や、地域活性化の為に地域情報を発信する自社製作情報番組、そして緊急地震速報を始め、災害情報発信、さらにはデジタル化により、データ放送やワンセグサービス送出の為のシステム構築など日夜努力を重ねております。これら地上テレビとしての責務を果たす為にも安定した経営基盤の確立は欠かすことが出来ないと考えます。
142	びわ湖放送(株)	地上放送事業者	20	9~12	一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	当社では、アナログ放送の区域外再送信により、再送信先放送事業者として経営に重大な影響を蒙っている。「放送普及基本計画」上、滋賀は近畿広域局4社と当社の民放5波地域であるが、実態として隣県(府)京都の民放が、かなりの範囲で直接受信可能となっている。 加えて、徐々に拡大してきたケーブルテレビへの「区域外再送信」により、滋賀全体の90%以上(世帯比)で視聴可能となっており、現在も当該局デジタル放送の区域外再送信について“地元局としての理解”を求められている。 当社では引き続き、デジタル中継局や番組制作設備等への莫大な投資を抱えており、隣県からの一方的な区域外再送信は、経営的に「懸念」を通り越している。 今回の研究会の検討は「2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点」で行われてきた、とのことであれば、一方的な区域外再送信は、エリア内で努力を続けている再送信先放送事業者の経営に悪影響を及ぼし、ひいてはデジタル放送への円滑な移行に支障が出ることにつながる、という事実があることをご認識いただきたい。区域外再送信が問題となるのは、その結果が双方の地域、視聴者、放送事業者等にとって常に一方的である、ことに起因している。まず、再送信元と再送信先双方が対等平等な関係になるかどうか、という視点を付け加えていただきたい。
143	長崎放送(株)	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	左記は極めて重要な問題認識であり、「受信者の利益」への配慮については、常にこの深刻な弊害との比較衡量が重要である。 当社は、地域の地上波テレビ局として、地域情報やニュースの発信に務め、また、デジタル化に伴う放送サービスの充実等、あらゆる経営努力を傾注しており、このことが地域の「受信者の利益」に繋がるものと確信している。ローカル放送局として、これらの責務を果たすためにも、財政基盤の安定確立は、必要不可欠であり、区域外再送信が放送エリアの受信者の利益と一致しない可能性があることに十分留意すべきと考える。
144	(株)熊本放送	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	左記は極めて重要な問題認識であり、賛成する。 弊社に於いても基幹放送としての責務を果たすべく、デジタル化投資はもとよりあらゆる経営努力を尽くしている。これはひとえに「視聴者の利益」に資するためであり、「受信者の利益」へ配慮した努力である。 「受信者の利益」への配慮については、常にこの深刻な弊害との比較衡量が重要である。
145	(株)南日本放送	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	最も重要な問題認識であり、「受信者の利益」への配慮は常にこの点に比較衡量される必要がある。また、その「受信者の利益」はケーブル受信者という「国民視聴者全体」の一部であるという点にも留意願いたい。
146	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	該当箇所は、極めて重要な問題認識である。こうした無秩序・無制限な区域外再送信がもたらす深刻な弊害を回避するため、研究会は適切な対応の方向性を示すべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
147	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	該当箇所は、極めて重要な問題認識である。こうした無秩序・無制限な区域外再送信がもたらす深刻な弊害を回避するため、研究会は適切な対応の方向性を示すべきである。
148	(株)毎日放送	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	極めて重要な問題認識で、有線テレビジョン放送の「受信者の利益」への配慮にあたっては、区域外再送信がもたらす深刻な弊害との比較での軽重判断が重要と考える。日本の地上放送はNHKという公共放送と、民間放送の二元体制の下で存立し、言論・報道の多様性を担保してきた訳であり、無料広告放送を通じて(ケーブルテレビ有料加入者だけでなく)国民一般視聴者が従前と同様に、その機会を享受できるような判断がなされるべきである。
149	(株)東京放送	地上放送事業者	20	9~12	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 一方、地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される。	そもそも、地域免許制度に立脚する地上テレビ放送に関して、有線テレビジョン放送の「受信者の利益」への配慮を理由に、地域免許制度とまったく相容れない区域外再送信を許容していくことが矛盾を孕んでおり、重大な問題である。 地上テレビ放送は全国5000万世帯にあまねく視聴されるべき基幹放送であり、有線テレビジョン放送受信者2110万世帯は視聴者の一部に過ぎず、有線テレビジョン放送の「受信者の利益」は「国民視聴者全体の利益」と一致しない可能性があることに留意すべきである。 以上を前提として「対応の方向性」を考える場合、左記は極めて重要な問題認識であり、「受信者の利益」への配慮については常にこの深刻な弊害との比較衡量が重要である。
150	山陰ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	20	11~15	有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	共に地域に生きるCATV事業者と民間放送事業者は、共存共栄を図ることが大前提であり、有線テレビジョン放送事業者は地形難視及び都市型難視(ビル陰等)の解消で地上放送の補完的機能を果たし、放送事業者とは連携してまいりました。 今後の地上デジタル放送の普及についても、放送事業者の置局計画を補完できればと考えております。 いずれにしても視聴者の利益は確保しなければなりません。 まずもって、総務省が研究会を発足されたことに対して敬意を表したいと思います。
151	日本海ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	20	11~15	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	鳥取県内でも地上デジタル放送が開始されて1年余り経過しますが、加入者から「いつになったら区域外のデジタル放送を視聴できるようになるのか」といった問い合わせが数多く寄せられています。この状態が続けば、デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうこととなります。
152	個人	個人	20	11~15	有線テレビジョン放送も地上放送も、～国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	これはそのとおりで、区域外再送信問題が長引いていることを理由に、私自身、デジタル放送の視聴環境をなら整えていない。 周囲の知人等においても同様の状況である。 区域外再送信問題が長引くことは、デジタル完全移行を遅らせる最大の原因と考える。 (ケーブルテレビ受信以前のアンテナ受信では、区域内放送が受信できなかった。)
153	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	20	13~17	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	地上デジタル放送の普及は、地上放送事業者とその放送対象地域内の有線テレビジョン放送事業者の協力によって行われるべきものであり、区域外再送信が当該地域の地上デジタル放送の普及に有効であるかのような検討の視点は甚だ疑問である。地上デジタル放送の普及と区域外再送信問題は、関連づけて検討を行うべきではない。
154	(株)仙台放送	地上放送事業者	20	13~17	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	区域外再送信の問題長期化が地上デジタル放送の普及に支障を及ぼす旨の表現は不適当。
155	京都滋賀県人会	その他団体	20	13~17	有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	賛成である。当県人会としても地上デジタル放送については円滑な移行に向けて協力したいと考えている。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
156	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	20	13~17	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	地上デジタル放送の普及は、地上放送事業者とその放送対象地域内の有線テレビジョン放送事業者の協力によって行われるべきものであり、区域外再送信が当該地域の地上デジタル放送の普及に有効であるかのような検討の視点は基だ疑問である。地上デジタル放送の普及と区域外再送信問題は、関連づけて検討を行うべきでない。
157	(株)毎日放送	地上放送事業者	20	13~17	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	区域外再送信が地上デジタル放送の普及に、有効であるかのような視点には疑問を抱かざるを得ない。むしろ上述の無制限な区域外再送信が、当該地域の民間放送事業者に与える経済的ダメージが、デジタル放送への移行投資に与える影響の方が大きいと考えられる。
158	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	20	13~17	有線テレビジョン放送も地上放送も、地域社会に基盤を有するメディアとして、……国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	区域外再送信問題が解決されていないため、既に視聴者端末のデジタル化促進に支障をきたす事例も生じております。また、「デジタルでは区域外再送信の放送を視聴することができないのでは」という不安が一部視聴者にあります。このことは、既に国民視聴者の利益を損ねていると考えております。早期解決のためのガイドラインの公表を期待しております。
159	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	20	12~15	地上デジタル放送への円滑な移行に向けて相互に協調することが求められているが、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	当社は現在、地上デジタル放送(民放)の区域外再送信を行っていないため、加入者はデジタルコースへの移行を躊躇っています。具体的には現時点で加入約2万5千世帯のうちデジタルコースへの移行は約1千世帯に留まっています。既設の共同受信施設も負担金の問題や高齢化の問題から自主改修もできず、CATVへの移管も進まずデジタル化への足を踏みとどまっている状況です。
160	(株)テレビ東京	地上放送事業者	20	13	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なう	地上デジタル放送の普及は、まず地上波放送局とその区域内のケーブル事業者の協力によってなされるべきものであり、区域外、特に違法区域外再送信が、当該地域における地上デジタル放送の普及に有効であるかは基だ疑問であります。
161	朝日放送(株)	地上放送事業者	20	14~16	区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない	区域外再送信の問題の長期化と地上デジタル放送の普及とは関係がない。地上波局はその放送対象地域内のデジタル化推進のために中継局置局や普及広報活動などに最大の努力を払っている。デジタルの区域外再送信ができないため、区域内再送信を行っていないCATVはないはずだ。 「国民視聴者の利益」については、CATVの契約者だけでなく、CATVに加入していない直接受信による視聴者も含めて考えるべきである。視聴者全体の利益とは地元放送局による充実した地域情報と全国ネット番組の適度な組み合わせによる豊かで多様な番組編成を享受することである。特にCATVに加入できない視聴者が、区域外再送信によって地元局がダメージを受け、十分な地域情報や豊富な種類の番組を享受できなくなることに利益損失について、本研究会ではさらに議論を進めるべきである。
162	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	20	15~18	「1 検討の視点」の一部変更 が、区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	放送の普及に関する条文「放送法第二条の二 6(下記、参考)」では、放送対象地域外について言及していない。地上デジタル放送の普及促進に繋がることと評価し得る再送信は、放送対象地域内の再送信であり、区域外再送信をこれと同等に扱うべきではない。むしろ、再送信先の地上放送事業者への悪影響という側面から、区域外再送信は地上デジタル放送の普及の阻害要因である。 したがって、当該箇所の「…区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし…」という表現は適切ではない。当該箇所を下記の表現に改めるべきである。 が、区域外再送信には地上デジタル放送の普及に支障を及ぼす恐れがあり、その解決が求められている。 (参考) 放送法第二条の二 6(担当注:以下条文(略))
163	(株)テレビ新広島	地上放送事業者	20	16~17	1. 検討の視点 区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	全ての放送事業者は、デジタル放送のあまねく普及に向けて最大限の努力をしています。それでも発生する難視聴区域への区域外再送信には、同意を求められた場合同意する用意はあり、この問題によって普及に支障をきたしたり、国民視聴者の利益を損なうことはないと考えます。したがって、この記述の削除をお願いします。
164	讀賣テレビ放送(株)	地上放送事業者	20	17~19	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 区域外再送信の問題が長期化することによって、地上デジタル放送の普及に支障を及ぼし、国民視聴者の利益を損なうことがないようにしなければならない。	地上テレビジョン放送事業者がデジタル放送普及への配慮をするよう努力を求められているのは放送対象地域内であり、対象地域外には言及されていない。(放送法第2条の2第6項及び平成14年地デジ免許方針参照) したがって、本文にあるような「区域外再送信問題が地デジ普及に支障を及ぼし…」は不適當であり、当該部分は削除すべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
165	島根県津和野町	地方自治体	20	23~	第Ⅱ部 対応の方向性 1検討の視点 そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。この検討に当たっては、以下の点を十分に踏まえることとした。 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれないようにすること)	“…受益者の利益の確保”を掲げていただき、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保するには、ケーブルテレビ局が一役を担うものと理解でき評価しております。
166	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	20	23~	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。この検討に当たっては、以下の点を十分に踏まえることとした。 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれないようにすること)	“…本研究会としては…まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。”と問題解決を重点とした施策を目指しております。
167	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	20	23~	第Ⅱ部 対応の方向性 1検討の視点 そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。この検討に当たっては、以下の点を十分に踏まえることとした。 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれないようにすること)	現行制度を前提として、受信者の利益の確保の2点が大きなポイントと考えます。
168	山陰ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	20	23~ 26	そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	事業者間における区域外再送信同意に関する協議が長引き、これ以上難航すれば従来からの視聴習慣が損なわれ、視聴者は著しく不利益を被ることとなります。 そこで、現行制度を前提に運用面での見直しについて重点的に検討を行うとされる研究会の施策に対し、大いに期待するものであります。
169	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	20	25~ 30	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	2007(平成19)年8月9日の情報通信審議会の大分県有線テレビジョン放送事業者による裁定申請に対する答申では、「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、(略)制度のあり方について今後幅広く検証すべき」旨が指摘されており、研究会では、現行制度を前提とした運用面での見直しにとどまることなく、現行の硬直した裁定制度の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきである。 こうした裁定制度を撤廃するならば、これに代わり、迅速かつ柔軟な「民一民」の仲裁手段の導入を関係者で検討する用意がある。
170	(株)テレビ新広島	地上放送事業者	20	25~ 30	第Ⅱ部 対応の方向性 1. 検討の視点 そこで本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを……2011年のデジタル放送への円滑な移行を確保する観点から……現行制度を前提として……運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	2007年8月、大分の有線放送事業者による裁定申請に対する答申では「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し……制度のあり方について今後幅広く検証すべき」旨の指摘がある。再送信問題がデジタル放送への円滑な移行に支障をきたすことは考えにくく、答申通り制度の抜本的な見直しを早急に行うべきである。
171	(株)テレビ静岡	地上放送事業者	20	25~ 30	第Ⅱ部対応の方向性 1 検討の視点 そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	「検討の視点」の項目では「地上放送については、無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が引き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される」と記述されている。地上放送事業者は「地域免許制度」の上に成立しており、それぞれの事業者が独自に「編成権」を持ち、他局が制作した番組の放送にはネットセールスや番組販売・購入等が発生するなど「地域＝放送エリア」を大原則として成立しており、有線テレビ放送とは全く違ったスキームとなっている。 制度面の見直しに踏み込まず、現行制度を前提とした運用面での見直しにとどまるならば、問題の本質的な解決は難しいと考える。改めて「大臣裁定制度の廃止」を含む抜本的な見直しを求める。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
172	(株)毎日放送	地上放送事業者	20	25~30	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	研究会では、現行制度を前提とした運用面での見直しにとどまることなく、「大臣裁定制度」の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきである。「大臣裁定制度」に代わる、迅速で柔軟な「民一民」の仲裁手段の導入と、そのための透明性の高い判断基準作りが肝要ではないか。
173	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	20	25~30	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	平成19年8月、情報通信審議会は大分県の有線テレビジョン放送事業者による裁定申請に対する答申で、「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、(略)制度のあり方について今後幅広く検証すべき」としている。 本研究会では、現行制度を前提とした運用面での見直しにとどまることなく、「大臣裁定制度」の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきである。
174	関西テレビ放送(株)	地上放送事業者	20.23	25~30	そこで、本研究会としては、制度面の見直しを検討することも重要な課題であることを認識しつつ、有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を確保する観点から、第Ⅰ部の3で見たような様々なメディア環境の変化等を勘案し、まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	「裁定制度」は、放送事業運営上の基盤となる放送法、電波法、放送普及基本法による「地域免許制度」との間に、矛盾を生じさせる結果となる可能性を内包した制度であると考えられる。 また、地上波放送事業者が固有に持つ著作権、著作隣接権についても配慮のバランスを欠いた制度であると考えられる。 この制度は、CATV事業が零細であった時代の保護・育成の一環として導入されてきたものと理解しているが、その前提は、現在は大きく変化している。 一方、再送信同意の協議は、良好な関係を保ちながら交渉を進められるよう、関係者は常に努力をしており、本来、民一民での解決が望ましいものと考えている。 「裁定制度」の現在の議論に対して、研究会は、「現行の制度を前提として運用面での見直しについて重点を置く」としているが、廃止を含めた抜本的な見直しを望ましい、と考える。
175	(株)高知放送	地上放送事業者	20	28	まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	5頁1行・23行と同様に、既に裁定制度の意義が失われており、その意義を失った制度ありきで議論を進めるのはいかかなものかと考える。
176	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	20	30	1 検討の視点 運用面での見直しについて重点的に検討を行うこととした。	2007(平成19)年8月9日の情報通信審議会の答申におけるたし書きで「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、(略)制度の在り方について今後幅広く検証すべき」と指摘され、地上放送事業者が訴える県域放送制度の形骸化問題、著作権および著作隣接権、地方放送事業者の経営問題、地域情報や緊急情報提供等の重要問題が幅広く検討されることを期待していた。しかし研究会の中間とりまとめでは、運用面での見直しに検討の重点を置き、情報通信審議会の答申のたし書きで指摘した制度の在り方の検討を行っていないのは、問題の矮小化であり、納得できない。 「幅広く検証すべき」とする審議会の指摘を正面から受け止め、県域放送制度の形骸化問題や、著作権および著作隣接権、地域情報や緊急情報提供の重要性、地方放送事業者の経営問題なども含めて、根本的な解決を目指して検討を行なうべきである。
177	長野県辰野町	地方自治体	20	29~31	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 この検討にあたっては、以下の点を十分に踏まえることとした。 ○アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保 (受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	受信者の利益の確保を最初に挙げられていることを大変評価いたします。 当町においてはCATV会社の有線放送により、ほぼ全域において東京キー局の放送が視聴できる状態にあります。 昭和59年から24年間にわたり視聴できていた東京キー局の放送が、何故デジタル化によって視聴できなくなるのか町民に説明が付けられません。→町民にとってサービスが後退することを何故国が実施するのか→それなら今までの方が良いのではないかとこの意見が噴出してくる。(町民はありきたりのデジタル化の説明では納得しない)
178	個人	個人	20	29~31	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 この検討にあたっては、以下の点を十分に踏まえることとした。 ○アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保 (受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	岡谷市ではLCV(株)の有線放送により、昭和59年から東京キー局の放送を視聴できる状態にあり、その加入率は、ほぼ100%とのことであります。 アナログ放送からデジタル放送への移行に伴い東京キー局の放送を視聴できなくなるのは、今後、デジタル化による放送の多様性が進む状況に逆行することであり、我々受信者にとって到底理解できない内容であると考えます。
179	個人	個人	20.23	29~31	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 この検討にあたっては、以下の点を十分に踏まえることとした。 ○アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保 (受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	受信者の利益の確保を最初に挙げられていることを大変評価いたします。 私は、東京キー局の番組が視聴できるようにCATVと契約しているのであって、それがデジタル化によって不可能になるのであれば、契約を続ける必要はなくなります。
180	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	20	30~31	アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることのないようにすること)	これまで視聴できていたという受信者の現実が第一に考えられていることを評価します。 既設の共同受信施設で従来から区域外波の同意を得て維持してきた組合が高齢化や地元負担の問題で、維持やデジタル化改修が困難となっている施設はCATVへの移管を検討しておりますが、この段階でも区域外波のチャンネル数減少の問題でデジタル化へ踏み出せないという組合もございます。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
181	テレビせとうち(株)	地上放送事業者	20	32	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	「受信者の利益の確保」に関し、図らずも違法再送信事業者の「加入者」となっている方々が、引き続き違法再送信を見続けられることも受信者利益の確保であるとするならば、重大な誤解があると考えます。「利益を確保すべき受信者」というのは、地元局の地上波放送を正当に視聴されている区域内視聴者の方々であって、違法区域外再送信事業者の加入者ではない、と考えます。さらに付け加えるならば、国の政策として実施されたアナログ周波数変更対策で、佐賀県、徳島県以外の地区の区域外受信者は変更対策上の保護対象世帯にしないこととされており、その時点で区域外受信者の利益は保護されないものとなったと考えております。また、デジタルチャンネルプランにおいても、区域外波が視聴可能となることを前提に周波数割り当てがなされておらず、一部の地域では隣接する地域のそれぞれのデジタル放送の電波が混信し視聴できない事態が発生しております。これらの混信は、アナログとデジタルの混信とは異なり、国の対策対象とはなっておりません。このことから、アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保は、区域内受信者についてのみ議論されるべきものと考えます。
182	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	20	32~33	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	運用面での見直しの検討にあたって十分に踏まえることとした「受信者の利益」とは、有線テレビジョン放送で区域外再送信を視聴する“有料加入者の利益”に過ぎず、地上テレビジョン放送が重要と考えているのは、“国民視聴者全体の利益”であることを再認識すべきである。県域を基本とする地上テレビジョン放送は、これまで地域住民に対し、日々の生活に必要な不可欠な地域情報や豊かで良質な番組を“あまねく無料”で届けるとともに、ネットワークを通じた全国への地域情報の発信などを行ってきた。しかしながら、アナログ放送と同等の世帯カバーのためのデジタル設備投資に加え、行き過ぎた区域外再送信の横行によって民放事業者の経営基盤が弱体化すれば、これまでの地上テレビジョン放送の役割を果たせなくなり、我が国の国民視聴者全体の利益が大きく損なわれるおそれがある。したがって、研究会では、有線テレビジョン放送で区域外再送信を視聴する“有料加入者の利益”と“国民視聴者全体の利益”を明確に区別するとともに、その“有料加入者の利益”を保護すべき範囲(基準)を明らかにしたうえで、区域外再送信問題への対応の方向性を検討すべきである。
183	中部日本放送(株)	地上放送事業者	20	32~33	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	県域を基本とする地上テレビジョン放送は、これまで地域住民に対し、生活に必要な不可欠な地域情報や生命財産を守るための災害情報、そして豊かで良質な番組を「あまねく」かつ「無料で」届けるとともに、ネットワークを通じて全国へ地域情報を発信してきたが、行き過ぎた区域外再送信が増加することで、こうした役割が損なわれることになれば、「国民視聴者全体の利益」が大きく損なわれるおそれがある。したがって、「国民視聴者全体の利益」の観点から、区域外再送信問題への対応を検討すべきである。
184	(株)テレビ静岡	地上放送事業者	20	32~33	○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	中間とりまとめ(案)では「受信者の利益」が前面に掲げられているが、これは有線テレビジョン放送の「受信者」であり、地上放送を受信する視聴者全体の利益についても考慮する必要がある。有線テレビジョン放送事業者の中には区域外再送信のための受信点を特別に設け、同意のないまま区域外再送信を“売り物”にしてサービスエリアを拡大し“既成事実化”している事業者もあり、実態の把握と合わせ「受信者の利益」についても十分な検証と検討が必要。
185	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	20	32~33	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	「受信者の利益の確保」に関して、まず、「受信者」は単にケーブルテレビの契約者であって国民視聴者ではない。これは自明のことである。そして、「利益の確保」とはすなわち既得権を認める、もしくは護る、ということの意味することか？すなわち、「一部の有料加入者の既得権を国が護る」ということと解釈してよいのか？そもそも既得権とは、基本的に守られなければならないものか？
186	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	20	32~33	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	運用面での見直しの検討にあたって十分に踏まえることとした「受信者の利益」とは、有線テレビジョン放送で区域外再送信を視聴する“有料加入者の利益”に過ぎず、地上テレビジョン放送が重要と考えているのは、“国民視聴者全体の利益”であることを再認識すべきである。県域を基本とする地上テレビジョン放送は、これまで地域住民に対し、日々の生活に必要な不可欠な地域情報や豊かで良質な番組を“あまねく無料”で届けるとともに、ネットワークを通じた全国への地域情報の発信などを行ってきた。しかしながら、アナログ放送と同等の世帯カバーのためのデジタル設備投資に加え、行き過ぎた区域外再送信の横行によって民放事業者の経営基盤が弱体化すれば、これまでの地上テレビジョン放送の役割を果たせなくなり、わが国の国民視聴者全体の利益が大きく損なわれるおそれがある。したがって、研究会では、有線テレビジョン放送で区域外再送信を視聴する“有料加入者の利益”と“国民視聴者全体の利益”を明確に区別するとともに、その“有料加入者の利益”を保護すべき範囲(基準)を明らかにしたうえで、区域外再送信問題への対応の方向性を検討すべきである。
187	(株)毎日放送	地上放送事業者	20	32~33	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	「受信者の利益」とは、有線テレビジョン放送で区域外再送信を視聴する“有料加入者の利益”に過ぎず、地上テレビジョン放送が目的としている“国民視聴者全体の利益”より小さなものであると考えられる。県域を基本とする地上テレビジョン放送は、これまで地域住民に対し、日々の生活に必要な不可欠な地域情報や、豊かで良質な番組を無料広告放送によって届けるとともに、ネットワークを通じた全国への地域情報の発信、全国・世界からの地域への情報供給などを行ってきた。しかし、アナログ放送と同等の世帯カバーのためのデジタル設備投資が、民放事業者の経営基盤を圧迫している厳しい状況下の経済環境にあって、行き過ぎた区域外再送信の横行が追い討ちをかけ、こうした役割が損なわれることになれば、国民視聴者全体の利益が大きく損なわれる。故に「国民視聴者全体の利益」の確保の観点から、区域外再送信問題への対応の方向性を検討すべきである。
188	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	20	32~33	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	研究会のいう「受信者の利益」とは、有線テレビジョン放送で区域外再送信を視聴する“有料加入者の利益”であり、“視聴者全体の利益”に重点を置くべきである。“有料加入者の利益”に偏って、“視聴者全体の利益”を損なうことがあってはならない。さらに、地上放送事業者はアナログからデジタルに変わってもこれまで同様“あまねく無料”で放送を送り届ける努力をしている。そのための莫大な設備投資に加え、行き過ぎた区域外再送信の蔓延によって、経営が弱体化する可能性がある。そうなれば地域情報や良質な番組を送り届ける能力が低下し、視聴者全体の利益が大きく損なわれることになる。
189	名古屋テレビ放送(株)	地上放送事業者	20	32~33	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保	ここで言われる「受信者の利益」とは、有線テレビジョン放送の「有料加入者」で、その中でも区域外再送信を視聴する一部を示しているものである。研究会は、「国民視聴者全体の利益」という観点で議論するべきであると考えます。
190	テレビ大阪(株)	地上放送事業者	20	下から2行目	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれることがないようにすること)	近畿地区にはテレビ東京ネットワークに属するテレビ大阪以外に、広域局4系列と大阪府を除くすべての府県に独立県域局が存在します。また、広域内の県域放送局それぞれがアナログでの区域外再送信を行ってきた諸々の歴史的な経緯も存在します。そのため、テレビ大阪では地元での協議を経て、地域の放送秩序を乱さない範囲で隣接府県のケーブルテレビ事業者にもアナログと同様デジタルにおいても区域外再送信の同意を出しております。区域外再送信については、「受信者の利益」が損なわれることがないことを基本に、各地域の民間の協議にゆだねるのが妥当と考えます。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
191	(株)テレビ東京	地上放送事業者	20	下から2行目	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれないようにすること)	「受信者の利益の確保」に関し、違法再送信事業者の「加入者」に因らずもなってしまう方々の利益が、違法再送信を見続けられるということを意図しているのであれば、重大な誤解があると考えます。「利益を確保すべき受信者」というのは、本来は、地元局の地上波放送を視聴されている視聴者の方々であって、違法再送信事業者の加入者ではない、と考えます。これらの「本来」利益を確保するべき受信者の方々に対しては、テレビ東京のほぼすべての人気番組は番組販売を通じて、全国の民間地上波放送局で放送されています。それらの番組は、その地上波放送局の直接受信、もしくはその地域のケーブル事業者による地元地上波局の再送信を通じてもご覧いただけます。違法再送信の解消によって、テレビ東京の「チャンネル」の視聴はできなくなるかもしれませんが、「番組」は引き続き楽しんでいただけますので、「受信者の利益の確保」はできているものと考えます。弊社といたしましては、民間地上波放送局によって、その地域の視聴者にあまねく番組が届けられることが、最大の「受信者利益」になると考えます。
192	(株)伊豆急ケーブルネットワーク	有線テレビジョン放送事業者	20	最下行	○ アナログ放送からデジタル放送への移行に伴う受信者の利益の確保(受信者の利益が損なわれないようにすること)	地上放送事業者も有線テレビジョン放送事業者も、受信者による放送の視聴が事業の基本となっています。従って、放送について受信者の利益を優先するのは当然のことであり、研究会においてこの点を改めて明確にしていることは大変重要と考えます。
193	(株)テレビ大分	地上放送事業者	21	1	1 検討の視点 ○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方	運用面の見直しを行う上で、左記が盛り込まれたことは、考え方の大きな前進と考えます。 大分県では、現在 地上放送事業者と民間有線テレビジョン放送事業者と、また「大分県自治体CATV推進協議会」とも民間、行政間での真摯な話し合いを続けているところであり、標記研究会の取りまとめは、それらを十分に踏まえるべきだと考えます。
194	(株)大分放送	地上放送事業者	21	1	1 検討の視点 ○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方	運用面の見直しを行う上で踏まえることのひとつに、左記が盛り込まれたことは、考え方の大きな前進であり賛成する。 現在、大分県では、地上放送事業者と民間有線テレビジョン放送事業者と、また「大分県自治体CATV推進協議会」とも民間、行政間での真摯な話し合いを続けているところであり、標記研究会の取りまとめは、それを十分に踏まえるべきである。
195	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	21	1	1 検討の視点 ○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方	運用面の見直しを行う上で踏まえることのひとつに、左記が盛り込まれたことは、考え方の大きな前進であり賛成します。 現在、大分県では、地上放送事業者と民間有線テレビジョン放送事業者と、また「大分県自治体CATV推進協議会」とも民間、行政間での真摯な話し合いを続けているところであり、標記研究会の取りまとめは、それを十分に踏まえるべきであります。
196	長崎放送(株)	地上放送事業者	21	1	1 検討の視点 ○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方	まずは、現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的に検討を行なうこととし、この検討にあたっては、十分に踏まえることのひとつに、左記の要件が盛り込まれたことは、考え方の大きな前進であり同意見である。 現在、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、連盟間を軸に、民間同士の真摯な話し合いを続けており、標記研究会の取りまとめにおいても、その経緯・協議・結果を十分に踏まえらるることを要望する。
197	(株)熊本放送	地上放送事業者	21	1	1 検討の視点 ○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方	検討の視点として左記が盛り込まれたことは、考え方の大きな前進であり賛成する。
198	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	21	1	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方	「当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方」が運用面での見直しの検討にあたって十分に踏まえることとされたことは、大いに評価する。 “民一民”による区域外再送信問題の解決に向けて、民放連と日本ケーブルテレビ連盟との間で、区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方を整理しており、残った諸課題についても、両連盟間を軸に真摯な話し合いを続けているので、研究会のとりまとめは、これらを十分に踏まえるべきである。
199	(株)毎日放送	地上放送事業者	21	1	第Ⅱ部 対応の方向性 1 検討の視点 ○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方	「当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方」が運用面での見直しの検討にあたって十分に踏まえることとされたことは、高く評価できる。 近畿地方ではこれまでも、地上放送事業者と有線放送事業者間で真摯な話し合いを続け、区域外再送信の適正なあり方を検討し、実効をあげてきた。このように“民一民”による問題解決に向けて、民放連と日本ケーブルテレビ連盟との間で、協議がなされており、研究会のとりまとめは、これらを十分に踏まえてほしい。
200	(株)東京放送	地上放送事業者	21	1	1 検討の視点 ○ 当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方	運用面の見直しを行う上で踏まえることのひとつに、左記が盛り込まれたことは、考え方の大きな前進であり賛成する。 現在、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は連盟間を軸に民間同士の真摯な話し合いを続けているところであり、標記研究会の取りまとめは、それを十分に踏まえるべきである。
201	(株)高知放送	地上放送事業者	21	3	、いわゆるマストキャリアの導入等の再送信に係る制度の問題については、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、中期的課題として検討を行った。	放送普及基本計画の趣旨からすると、この再送信は「区域内再送信」と明記すべきと考える。その再送信にあたっては、放送対象地域を「あまねく」カバーすることは、伝達手段が何であれ要求されることには変わりないとする。
202	(株)テレビ東京	地上放送事業者	22		2 課題に関する対応の方向性 (1) 再送信同意制度の意義	そもそも、再送信同意制度は、その地域の地上波放送局とケーブル事業者が協力して、当該地域内にあまねく放送を届けるためのものと理解しております。この制度を区域外再送信に適用すること自体、法律の趣旨を逸脱するものであり、「放送政策の中核」を占める「地域免許制度」の存在意義を大きく揺るがすものであると考えます。区域外再送信については、あくまで各地域の実情に応じて、民間で協議すべき課題であり、違法再送信事業者の裁定申請については、それを受理しないよう要望いたします。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
203	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	22		2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 (全体)	国の過去の答弁によれば、同意制度は「著作権と放送制度の維持のため」と明言されている。ここに述べられたように、単に「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されることだけに限っていない。 昭和47年5月18日衆議院通信委員会において、同意と対価の関係及び放送事業者の同意拒否に関する阿部未喜男委員の質問に対し、藤木政府委員は次のように答えている。「そもそも放送事業者にとりましての権利があるわけで、そういった点を私どもとしては尊重して、かつてに商売をしてはいけないという意味で同意ということ掲げたわけです」、「私どもとしては、放送自体の秩序ということを考え、現在のチャンネルプランというものができて、そこで放送事業者が放送をやっていますので、その秩序を破ってまで放送事業者に同意をしろうというわけにもいかないと思っています。」 また、参議院通信委員会においても有線テレビジョン法13条2項の立法趣旨が、著作権上の関係にあるのか放送秩序の問題にあるのか、という西村尚治委員の質問に対して、藤木政府委員は、「この同意の条項でございますが、著作権と、放送の場合ですと、隣接着著作権といいますが、そういったものに関係するわけです。それが主体ですが、実際個々の場合になりますと、放送秩序の問題もございます」と答えている。 以上によって明確な通り、著作権との関連性が主におかれ、それに加えて放送秩序の維持が同意制度の立法趣旨とされている。
204	よさこいケーブルネット(株)	有線テレビジョン放送事業者	22	14	(1)再送信同意制度の意義 地域の不特定多数の者に対し情報発信する大きな社会的影響力を有するメディアにより行われた場合には、...	CATV事業は放送の形態をとりながら契約をベースとしたB to Cのビジネスモデルであり、「不特定多数」の概念よりも「特定多数」の概念の方が実態だと考える。
205	山口放送(株)	地上放送事業者	22	22	この放送事業者の「番組編集上の意図」の含意には、様々なものがあり得るが、アナログ放送がデジタル放送を問わず、それが保護されなくなることを放送法及び有線テレビ法上防止すべき場合としては、具体的には、以下のものが考えられる。 ①(省略) ②放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、または歪曲されること。	賛成。 現行の有線テレビ法の再送信同意は、再送信される放送事業者に対する手続きのみを規定しており、実際に区域外再送信の影響を受ける地域の放送事業者の意見が考慮されていない。区域外再送信の協議にあたっては、双方の地域の放送事業者の「番組編集上の意図」が侵害されないようなスキームが必要。
206	(株)高知放送	地上放送事業者	22	23	有線テレビジョン放送事業者の一方的な判断、都合により再送信を行う時間、番組構成等について変更が行われ、放送事業者の放送番組についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	企業のコンプライアンスと契約の信義誠実の原則の問題であり、このような基礎的な事項が担保されているのはあたりまえの前提である。社会情勢がこれほど変化しているのに、未だ20年以上前の基準で未だに判断基準とするのはいかがなものか。
207	(株)高知放送	地上放送事業者	22	27	それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	著作権、出演者との契約内容ほか区域外再送信を前提としない権利関係の設定が多数ある。報道取材対象の肖像権についても「県域」放送として承認を基本としているため、慎重に配慮する必要があると考える。
208	(株)熊本放送	地上放送事業者	22	29~32	2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 ② 放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	再送信同意制度の意義の一つに左記「番組編集上の意図」が挙げられたことは大きな前進であり、賛成する。
209	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	22	29~32	2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 ② 放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	現行の硬直した裁定制度の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきと考えるが、今回の現行制度を前提とした運用面での見直しにおいて、放送事業者の「番組編集上の意図」が保護されなくなることを放送法及び有線テレビジョン放送法上防止すべき場合として、放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)があげられたことは、評価する。 研究会の議論にあったように、憲法21条で保障されている「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれており、こうした放送事業者の「番組編集上の意図」としての放送対象地域を越えて「再送信されない自由」を最大限尊重すべきである。
210	匿名	地上放送事業者	22	29~32	② 放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	② 放送番組の再送信は、各放送ネットワーク下で運営する民間放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、及び視聴者の三者で培われた放送秩序の維持に大きく寄与してきた。しかし、放送事業者の同意を得ない区域外再送信は「番組編集上の意図」を害し、歪曲するばかりでなく、長年培われた三者の友好な放送環境を混乱に陥れる懸念がある。
211	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	22	29~32	2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 ② 放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	現行の硬直した裁定制度の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきと考えるが、今回の現行制度を前提とした運用面での見直しにおいて、放送事業者の「番組編集上の意図」が保護されなくなることを放送法及び有線テレビジョン放送法上防止すべき場合として、放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)が挙げられたことは、高く評価する。 憲法21条で保障されている「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれており、こうした放送事業者の「番組編集上の意図」としての放送対象地域を越えて「再送信されない自由」を最大限尊重すべきである。
212	(株)毎日放送	地上放送事業者	22	29~32	2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 ② 放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	放送事業者の「番組編集上の意図」が保護されなくなることを放送法及び有線テレビジョン放送法上防止すべき場合として、放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)が挙げられたことは、高く評価する。 民営企業である地上放送事業者は、適正なコスト(著作権者への適正な対価の支払)で放送番組を制作・調達しているものであり、望まざる区域外再送信による実効放送エリアの拡大で、過大な著作権料の支払を生じることは看過できない。 また過去の司法判断(例・大阪地方裁判所でのいわゆるマンションサーバ訴訟判決)でも、放送番組の著作権が保護されるのは、放送対象区域内(府県単位)との判断も示されているように、こうした放送事業者の「番組編集上の意図」としての放送対象地域を越えて「再送信されない自由」を最大限尊重すべきである。この事は当研究会の議論の中でも行われている。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
213	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	22	29～32	2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 (2)放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	研究会での議論にもあったように、憲法21条で保障されている「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれると考える。こうした放送事業者の“再送信されない自由”をもっと尊重するべきである。
214	名古屋テレビ放送(株)	地上放送事業者	22	29～32	2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 (2)放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	研究会での「表現の自由」に関する議論によれば、憲法21条で保障されている「表現の自由」に含まれる「表現しない自由」は、侵害された場合の侵害の程度が最も強い自由である、とのこと。これに沿えば、放送事業者の「放送対象地域の外で再送信されない自由」も尊重されるべきであると考えます。
215	(株)東京放送	地上放送事業者	22	29～32	2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 (2)放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	再送信同意制度の意義を「『番組編集上の意図』を保護することを有テレ法上明らにしたもの」とした上で、「放送法及び有テレ法上防止すべき場合」の一つに左記が挙げられたことは大きな前進であり、評価する。
216	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	22	下から4	第二部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 (2)放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	1. “無断”(下線)はあつてはなりません、“同意”による再送信では「番組編集上の意図」が害されず歪曲されないことになるでありませんか。“同意”がある場合は区域外での再送信に配慮した編集が行われるという意かと思われるが、現実にはそのようなことが行われているのでありませんか。 2. 「中間取りまとめの骨子(案)」(12.7第4回研究会資料として総務省から12.17当連盟「区域外再送信に関する全国会議(第3回)」で説明を受けたもの)のP2には“無断”ではなく“同意なく”と記述されていますが、この両者では意味が違ってしまうように感じられます。元に戻して頂きたい要望します。
217	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	22	下から4	第二部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (1)再送信同意制度の意義 (2)放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送番組が、それ以外の地域で無断で再送信されると、その放送が受信される地域に関する放送事業者の「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲されること。	受信者はどの放送であるかを認識して観ており、問題はない。また、道州制も検討されつつある今日、地域の枠にこだわるのはいかなるものか。
218	(株)高知放送	地上放送事業者	23	1	裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。	5頁1行・23行と同様に、既に裁定制度の意義が失われており、その意義を失った制度ありきで論議を進めるのはいかなるものかと考える。 1頁11行・14行と同様に、「受信者」は、視聴聴対策の共聴サービス利用者と、「有料サービス契約者」あるいは「加入者」と区分けして保護政策を検討すべきである。
219	日本海ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	23	1～5	第二部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2)裁定制度の意義 裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることから見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。	ご指摘のとおりです。この制度がなければ地上放送事業者は「正当な理由」がないまま再送信同意を拒むこともでき、「受信者の利益」を保護することができなくなってしまいます。「受信者の利益」を広く保護する制度として今後も機能することを願っています。
220	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	23	1～6	(2)裁定制度の意義 裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、受信者の利益を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることから見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。	■「受信者の利益」は、区域内の直接受信者とケーブルテレビ有料加入者の両者を考慮し、十分な検証と検討がされることを切に要望する。 ・区域外再送信は、「受信者の利益」ではなく、「ケーブルテレビ加入者の利益」である。当該地域の放送事業者が、区域外再送信の影響で財政基盤が弱くなることで、地域情報番組や多様な番組の購入が減少し、「区域内の直接受信者の利益」を損なうおそれがある。また、デジタル放送の中継局建設が遅れれば、「区域内の直接受信者の利益」を損なうことになる。 ・「区域内の直接受信者」と、経済的に余裕のある「ケーブルテレビ加入者」の間で、情報格差が生じるおそれがある。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
221	(株)ケーブルメディアワイワイ	有線テレビジョン放送事業者	23	1~7	<p>第Ⅱ部 対応の方向性</p> <p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(2) 裁定制度の意義</p> <p>裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることから見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。また、裁定制度導入時に揺籃期にあったとされる有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた面もあると考えられる。</p>	<p>裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることであり、裁定制度は放送の公平な普及発展に機能していくと考えます。</p>
222	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	23	1~7	<p>第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(2) 裁定制度の意義</p> <p>裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることから見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。また、裁定制度導入時に揺籃期にあったとされる有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた面もあると考えられる。</p>	<p>「裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。…」として裁定制度の意義を高く評価されていることを感銘をもって受け止めております。</p>
223	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	23	1~8	<p>(2) 裁定制度の意義の変更</p> <p>裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定がすべて同意裁定となっていることから見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。また、裁定制度導入時に揺籃期にあったとされる有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた面もあると考えられる。</p>	<p>裁定制度の目的については、裁定制度が審議された第104回国会(昭和61年4月23日衆議院通信委員会)において「再送信の同意が出ないことによって困るのがCATV事業者でございますので、今回の法改正の目的としまして、『再送信の円滑かつ適切な実施を図る』ということでございますから、裁定申請を行える者を実際の救済を求めるものに絞った」とし、有線テレビジョン放送事業者の救済制度としての答弁が行われている。</p> <p>このように、裁定制度は、有線テレビジョン放送の救済が目的であるにもかかわらず、中間とりまとめ(案)では「…『受信者の利益』を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。」としている。このことにより、中間とりまとめ(案)は、「受信者」対「地上放送事業者」という誤った図式を生みかねない。</p> <p>したがって、該当箇所は下記の表現に改めるべきである。</p> <p>裁定制度は、裁定制度導入時に揺籃期を過ぎ成長過程にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的として導入された。有線テレビジョン放送事業者と地上放送事業者の間の再送信に関する紛争が起きた場合において、有線テレビジョン放送事業者が再送信を行うことを可能とする制度として、有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた。また、有線テレビジョン放送業の振興により、有線テレビジョン放送の受信者利益の保護に寄与してきた側面もある。</p>
224	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	23	2~8	<p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(2) 裁定制度の意義</p> <p>裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることから見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。また、裁定制度導入時に揺籃期にあったとされる有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた面もあると考えられる。</p>	<p>裁定制度の目的は、同制度の導入が審議された1986年の第104回国会で、政府委員が「再送信の同意が出ないことによって困るのがCATV事業者側でございますので、今回の法改正の目的といたしまして、「再送信の円滑かつ適切な実施を図る」ということでございますから、裁定の申請を行える者を実際の救済を求める立場の者に絞った」と答弁しており、旧郵政省が有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を目的に導入した制度である。こうした事実を踏まえ、該当箇所を「裁定制度の目的は、裁定制度導入時に揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の保護・育成を図ることであった。この制度は、地上放送事業者が再送信の同意を拒否する事例が生じた場合、有線テレビジョン放送事業者が再送信を行うことを可能とする制度として、有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた。また、これまでの裁定が全て同意裁定となっていることから、「受信者の利益」の確保に寄与してきた側面もある」と改めるべきである。</p>
225	匿名	地上放送事業者	23	1~16	<p>(2) 裁定制度の意義</p> <p>裁定制度の目的は、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、「受信者の利益」を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ることである。この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることから見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。また、裁定制度導入時に揺籃期にあったとされる有線テレビジョン放送業の振興に寄与してきた面もあると考えられる。</p> <p>放送事業者の「番組編集上の意図」を保護する再送信同意制度において、同意するか否かは放送事業者の任意に委ねられているが、この裁定制度は、放送事業者が再送信に係る同意をしないことにつき「正当な理由」が認められない限り、同意裁定を行う仕組みがとられている。</p> <p>このように再送信に同意する旨の裁定は、放送事業者の「番組編集上の意図」を制約することとなるが、その制約根拠については、再送信される番組を視聴することによって得られる「受信者の利益」に関する十分な検討が必要である。</p>	<p>2) 裁定制度の意義</p> <p>放送事業者は県域内の視聴者を対象に放送しているが、地上波の性質上、隣接する県で視聴することを妨げるものではない。隣接する県境の地域同士がお互いに生活面や経済面で一定の関連性を持つのは当然のことであり、こうした隣接する県の一部で視聴できることを既得権益に、有線テレビジョン放送事業者が区域外再送信同意を申請する行為は、「受信者の利益」の拡大解釈につながりかねない。</p> <p>再送信の同意に関しては、当該再送信地域の放送波数や民間放送事業者の意向を十分に踏まえた上で、他地域と比較して明らかな情報格差が発生しているケースを基本的に認められるべきである。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
226	(株)テレビ高知	地上放送事業者	-		④裁定制度の意義について	<p>*「受信者の利益」を①地域情報の取得、②他県放送の視聴(チャンネル数の増加)に切り分けたことは理解出来るが、このうち②については、ただ単に「多くの放送を視聴できれば受信者にとってメリットが大きい」という至極当たり前のことを述べているに過ぎず、必要性は①よりはるかに低い。</p> <p>上述の一般論を持って、「受信者の利益」を幅広く認めてしまうことは、地域免許制度及び放送普及計画と著しく矛盾し、また、区域外再送信による無秩序、無制限な地上放送の多チャンネル化に道を開くものでありとうてい容認できない。</p> <p>*高知県と香川・岡山両県(EX系列の瀬戸内海放送エリア)は四国山脈でさえぎられており、太平洋気候と瀬戸内海気候、それぞれの気候に育まれた風土がありますので、当然のことながら、生活等に必要な情報は大きく異なっています。いたずらに混乱を来す情報を生活者に与えるべきではなく、それぞれのエリアの地域情報をより詳しく伝えていくことが地方局の努めでもある。</p> <p>*県域免許の地方局が伝える重要な地域情報は自県内に限ったものでなく、隣接県にも及んでいます。仮にそうした隣接県を含む広域ローカル情報の発信をさらに充実する必要があるならば、同一系列の隣接局による情報連携の強化を図るなどの方法が本筋であり、隣接県情報の追加的提供の役割を認めることにより区域外再送信を肯定するのは筋違いである。</p>
227	山形放送(株)	地上放送事業者	23~24	1~	「(2)裁定制度の意義」全体に対して	<p>再送信同意に係る裁定制度の目的として、「受信者利益の保護」「有線テレビジョン放送の健全な発達」が挙げられています。しかし、有線テレビジョン放送における再送信とは、放送事業者の放送番組を受信して、それを有線放送することである以上、地域免許制度という地上放送のスキームを尊重すべきです。</p> <p>地方民間放送は県域を単位とし、その県域においてニュース、番組やCMを通し、地域の社会や経済の発展に寄与するものです。しかし、無秩序な区域外再送信は放送の地域免許制度を有名無実のものとし、経営に影響を与え放送番組の質の低下を招くなど、地域に根ざした放送サービスを困難にさせるものであり、放送事業者の健全な発達なしには「有線テレビジョン放送の健全な発達」、ひいては「受信者利益」が得られないと考えます。</p> <p>裁定とは公平であるべきであり、「有線テレビジョン放送の健全な発達」だけを目的とする一方的な大臣裁定制度は、廃止を含めた抜本的見直しを行うべきと考えます。</p>
228	朝日放送(株)	地上放送事業者	23~24		(2)裁定制度の意義 全体	<p>CATVの健全な発達を阻害しないように設けられた裁定制度は、アナログ時代においてはCATVが区域外再送信を求めると、地上波側を必然的に同意を出さざるを得ない状況に追い込んでしまった。</p> <p>現在CATVが事業として発達し経済的にも恵まれている一方で、デジタル投資のため少なからぬ地方の地上波局が赤字を計上している。局の円滑なデジタル化とCATVに加入していない視聴者にとって唯一の選択肢である地上波のサービスを守るという、今までに無かった観点が必要であるし、その観点から当社は大臣裁定の撤廃を含めた制度の見直しを求める。</p>
229	名古屋テレビ放送(株)	地上放送事業者	23~24		2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義	<p>裁定制度は、有線テレビジョン放送事業者の育成策として導入されたものと考え、その後の飛躍的な発展により、そうした立法事実は消滅したと考える。</p> <p>放送の根幹に関わる「表現しない自由」について、「総務大臣の裁定」という一方的な手段で臨むのは好ましくないと考え、裁定制度の撤廃を含む、抜本的な見直しの再検討を要望する。</p>
230	全国消費者協会連合会	消費者団体	23~24		受信者の利益	<p>受信者の利益については報告書内容に賛同する。この主旨を守ってほしい。</p>
231	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	23	2~	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 “…「受信者の利益」を保護し、…”	<p>“…「受信者の利益」を保護…”</p> <p>上記記述は、有線テレビ第1条の趣旨でもある「受信者の利益」の確保の必要性を全面に出すことにより、放送の公共性を保ち、誰のための放送かを明確にしておられ評価するものです。</p>
232	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	23	3~5	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(2)裁定制度の意義 この制度は、慎重な検討を経て示されたこれまでの裁定が全て同意裁定となっていることからも見られるとおり、「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。	<p>“…この裁定制度は、…「受信者の利益」を広く保護する制度として機能してきた。”と裁定制度の果してきた機能を評価されていることに共感しております。</p>
233	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	23	9	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(2)裁定制度の意義 “同意するか否かは放送事業者の任意に委ねられているが、…”	<p>【修文】左下線部分について “任意”、“委ねられる”とは有線テレビ第13条第2項の“同意”の箇所を解釈したものと思われませんが、 ・“任意”を“判断”に ・“委ねられて”を“よるとされて” としてはいかがでしょうか？</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
234	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	23	9	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 同意するか否かは放送事業者の任意に委ねられているが、	正当な理由が明記されている中で、「任意に委ねられている」という表現は、おかしいのではないのでしょうか。
235	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	23	12	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(2) 裁定制度の意義 “このように再送信に同意する旨の裁定は、…”	“このように再送信に同意する旨の裁定は、…” 【修正案】左下線のるべきとしてはどうでしょうか。
236	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	23	14～32	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 このように再送信に同意する旨の裁定は、放送事業者の「番組編集上の意図」を制約することとなるが、その制約根拠については、再送信される番組を視聴することによって得られる「受信者の利益」に関する十分な検討が必要である。 この「受信者の利益」としては、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、具体的には以下のものが挙げられる。 ① 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること。 (略) ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多様性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	「受信者の利益」としてあげられた「① 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること」と「② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」に区別したことは理解できるが、これらは同等に扱うべきではない。 ②の「受信者の利益」は、ただ単に多くの地上放送が視聴できるというメリットであって、①とは違い、必要性に乏しい。こうした「受信者の利益」を幅広く認めることは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾するとともに、無秩序・無制限な区域外再送信を助長することになり、到底容認できない。 また、有線テレビジョン放送の受信者は、地上放送の放送対象地域内の視聴者全体ではなく、有線テレビジョン放送の業務区域内の限られた数の“有料加入者”に過ぎず、区域外再送信の受信者は“有料加入者”のさらに一部分に過ぎない。当該地域における情報の多様性・多様性の向上を図るのであれば、当該地域の地上放送の充実によって実現することが原則であると考えられる。有料サービスによって、民主主義の基盤強化を図るとの考え方は、国民視聴者の情報アクセスの機会に格差を生じかねず、適切ではない。
237	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	23	14～32	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 このように再送信に同意する旨の裁定は、放送事業者の「番組編集上の意図」を制約することとなるが、その制約根拠については、再送信される番組を視聴することによって得られる「受信者の利益」に関する十分な検討が必要である。 この「受信者の利益」としては、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、具体的には以下のものが挙げられる。 ① 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること。 (略) ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多様性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	「受信者の利益」としてあげられた「① 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること」と「② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」に区別したことは理解できるが、これらは同等に扱うべきではない。 ②の「受信者の利益」は、ただ単に多くの地上放送が視聴できるというメリットであって、①とは違い、必要性に乏しい。こうした「受信者の利益」を幅広く認めることは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾するとともに、無秩序・無制限な区域外再送信を助長することになり、到底容認できない。 また、有線テレビジョン放送の受信者は、地上放送の放送区域対象内の視聴者全体ではなく、有線テレビジョン放送の業務区域内の限られた数の“有料加入者”に過ぎず、区域外再送信の受信者は“有料加入者”のさらに一部分に過ぎない。当該地域における情報の多様性・多様性の向上を図るのであれば、当該地域の地上放送の充実によって実現することが原則であると考えられる。有料サービスによって、民主主義の基盤強化を図るとの考え方は、国民視聴者の情報アクセスの機会に格差を生じかねず、適切ではない。
238	(株)毎日放送	地上放送事業者	23	14～32	(2) 裁定制度の意義 このように再送信に同意する旨の裁定は、放送事業者の「番組編集上の意図」を制約することとなるが、その制約根拠については、再送信される番組を視聴することによって得られる「受信者の利益」に関する十分な検討が必要である。 この「受信者の利益」としては、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、具体的には以下のものが挙げられる。 ① 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること。 (略) ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多様性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	「受信者の利益」として挙げられた「① 受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること」と「② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」に区分したことは合理的であるが、この2点は同等には扱うべきものではない。 ②の「受信者の利益」は、ただ単に多くの地上放送が視聴できるというメリットであって、①とは違い、必然性に乏しく、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」との軽重比較の対象にはなり得ないと考えられる。こうした「受信者の利益」を幅広く認めることは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、無秩序・無制限な区域外再送信を助長することになり、容認できない。 また同一系列局が地元にある場合は、ゴールデン、プライム、それに朝、夕の多くの時間帯が全く同一の内容になっており、視聴者メリットとは言えない。 有線テレビジョン放送の受信者は、地域(県)の視聴者全体ではなく、その業務区域内の限られた数の“有料加入者”に過ぎず、区域外再送信の受信者は“有料加入者”のさらに一部分に過ぎない。当該地域(県)における情報の多様性・多様性の向上を図るのであれば、当該地域の地上放送によって実現することが原則であると考えられる。有料サービスによって、民主主義の基盤強化を図るとの考え方は、国民視聴者の情報アクセスの機会に、格差を生じさせる恐れがある。 またその地域が少数波地域の場合は、新局開局時に地元の経済力からモアチャンネルが実現できなかった結果である事も事実として把握すべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
239	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	23	16~	<p>第II部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(2) 裁定制度の意義</p> <p>この「受信者の利益」としては、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、具体的には以下のものが挙げられる。</p> <p>① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。</p> <p>この地域情報は、基本的には居住する地域(県)の地上放送を見ることにより関連性が認められる得ることができるが、例えば、生活面・経済面で一定の場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。</p> <p>② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。</p>	<p>“この「受信者の利益」としては、…具体的には以下のものが挙げられる。”として、</p> <p>①“隣接の県の地上放送を見ることにより”、②“複数の地上放送を受信できることのメリット”が挙げられ、また、P24では“国民の活動の範囲が広域化し…中で”“有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。”とされていることに共感しております。</p>
240	匿名	その他事業者	23~24	17~	<p>この「受信者の利益」としては、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、具体的には以下のものが挙げられる。</p> <p>① 受信者が自らの生活等に必要(略)</p> <p>② 受信者が自県の地上放送に加えて(略)</p> <p>これらの利益が具体的な裁定において(略)</p> <p>こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。</p>	<p>私共のゴルフ場にプレーにおいていただくお客様の中には、首都圏から来場される方も多く、また近くの系列のホテルに宿泊されプレーをされるお客様もおります。営業の面でも東京方面へ出かけることが多く、首都圏の情報も知っておくことが必要であると考えております。</p> <p>東京キー局のデジタル放送が視聴できないとなると営業面においてもマイナス要因となり、大変残念なことであります。また地域を活性化させていく一つの手段として、特に首都圏の情報をリアルタイムに得ることは必要であり、是非東京キー局のデジタル放送が視聴できるようにして欲しいと願っております。</p>
241	姫路ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	23	16~24	<p>この「受信者の利益」としては、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、具体的には以下のものが挙げられる。</p> <p>① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。</p> <p>この地域情報は、基本的には居住する地域(県)の地上放送を見ることにより得ることができるが、例えば、生活面・経済面で一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。</p> <p>② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。</p>	<p>“この「受信者の利益」としては、…具体的には以下のものが挙げられる。”として、①“隣接の県の地上放送を見ることにより”、②“複数の地上放送を受信できることのメリット”が挙げられ、また、P24では“国民の活動の範囲が広域化し…中で”“有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。”とされていることに共感しております。</p>
242	(株)ふれあいチャンネル	有線テレビジョン放送事業者	23	16~31	<p>この「受信者の利益」としては、アナログ放送かデジタル放送かを問わず、具体的には以下のものが挙げられる。</p> <p>① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。</p> <p>この地域情報は、基本的には居住する地域(県)の地上放送を見ることにより得ることができるが、例えば、生活面・経済面で一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。</p>	<p>市町村合併は生活・経済圏を超え、さらに県境を超えて行われ、将来の道州制移行を考えると、受信者の生活圏は非常に広域的になっている。そうした中で、隣接県だけの情報で受益者は満足するであろうか。中国、四国など地方の情報、特に観光、イベント情報へのニーズ高く、その情報は圏域を超えて流通し、受益者にとって日常生活に欠かせないのが実態である。なのに、地上放送の放送内容は広域的な視野に乏しく、広域的な視点は脆弱である。もっと、系列の地上放送が連携してそうしたニーズを満足させてくれない以上、受益者は広い、他の圏域の地上放送を見たいはずである。その意味から「隣接の県の地上放送」でなく、「広域圏の地上放送」と改めるほうがいいのでは。そういう表現になれば、②の「複数の地上放送を受信できるメリットは大きい」に活かされてくると思います。</p>
243	個人	個人	23	18~	①②	<p>受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できることが、多様な内容の放送の意義であり、必要としない情報を提供されても、取りに行かない。(視聴しない。)</p> <p>放送は、受信者のために行われている原点を重要視してほしい。</p>
244	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	23	18~22	<p>① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。</p> <p>この地域情報は、基本的には居住する地域(県)の地上放送を見ることにより得ることができるが、例えば、生活面・経済面で一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。</p>	<p>岩国市は、山口県の東部で広島県との隣接地域であり、生活面・経済面は完全に広島を向いています。当社はCATVのチャンネル数増加や娯楽性、県内放送系列外の放送等を求めるためだけに区域外波が必要なのではなく、生活圏の情報が必要という考えで区域外波を求めており、例えばNHK総合も山口局・広島局の差異はローカルニュースのみですが、当社は両方とも再送信しております。</p> <p>岩国市の南部地区は四国の愛媛県内放送局も受信可能で一般の方は受信・視聴しておりますが生活圏・経済圏という観点から愛媛県内放送局の再送信は行っていません。</p> <p>ガイドライン作成の際にこういった地域の関連性を考慮して盛り込んでいただきたいと思います。</p>
245	静岡放送(株)	地上放送事業者	23	19~23	<p>(2) 裁定制度の意義</p> <p>① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。</p> <p>この地域情報は、基本的には居住する地域(県)の地上放送を見ることにより得ることができるが、例えば、生活面・経済面で一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。</p>	<p>区域外再送信による受信者の利益が示されている。居住している地域外の情報を得られるとしているが、GH、P帯の番組表は東京局とほぼ同一といってよい。デイトタイムや深夜で一部異なる部分もあるが、ドラマ再放送やバラエティといった類の番組がほとんどである。それをもって受信者が自らの生活等に必要地域情報といえるのか。</p>
246	個人	個人	23	19~23	<p>① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。</p> <p>この地域情報は、基本的には居住する地域(県)の地上放送を見ることにより得ることができるが、例えば、生活面・経済面で一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。</p>	<p>区域外の放送が、当該住人の生活に必要な不可欠なものであるとする場合、CATV加入者のみ視聴できる区域外再送信では、当該住人があまねく情報を得られる状況にならないのではないかと。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
247	山陽放送(株)	地上放送事業者	23	19~25	2(2)裁定制度の意義 ① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。 この地域情報は、基本的には居住する地域(県)の地上放送を見ることにより得ることができるが、例えば、生活面・経済面での一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。 ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の放送を再送信により視聴できること。	「多くの地上放送を受信できることのメリット」を、そのまま「受信者の利益」として認めてしまうことは、地域免許制度と著しく矛盾することになる。 生活面・経済面での一定の関連性についても判断基準が曖昧で、軽々に隣接の県の地上放送の視聴を認めることは、無秩序、無制限な区域外再送信による多チャンネル化にも繋がりがかねず、容認できるものではない。
248	(株)テレビ大分	地上放送事業者	23	19~27	2(2)裁定制度の意義 ① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。(中略) ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の放送を再送信により視聴できること。地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれているか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。	「受信者の利益」を①地域情報の取得、②他県放送の視聴(チャンネル数の増加)に切り分けたことは理解できますが、このうち②については、ただ単に「多くの放送を視聴できれば受信者にとってメリットが大きい」という当たり前のことを述べているに過ぎず、必要性は①よりはるかに低いものです。 多チャンネル化はBS、CSなど衛星放送の普及発達によっても既に実現しているところであり、実際に有線テレビジョン放送事業者の中には、50チャンネルを超える多チャンネルサービスを実施している者が少なく、更にその上、「複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい」との一般論をもって「受信者の利益」を幅広く認めてしまうことは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、また、区域外再送信による無秩序、無制限な地上放送の多チャンネル化に道を開くものであり、とうてい容認できません。
249	(株)大分放送	地上放送事業者	23	19~27	2(2)裁定制度の意義 ① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。(中略) ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれているか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。	「受信者の利益」を①地域情報の取得、②他県放送の視聴(チャンネル数の増加)に切り分けたことは理解できるが、このうち②については、ただ単に「多くの放送を視聴できれば受信者にとってメリットが大きい」という至極当たり前のことを述べているに過ぎず、必要性は①よりはるかに低い。 多チャンネル化はBS、CSなど衛星放送の普及発達によっても既に実現しているところであり、実際に有線テレビジョン放送事業者の中には、50チャンネルを超える多チャンネルサービスを実施している者が少なくない。 その上でさらに、「複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい」との一般論をもって「受信者の利益」を幅広く認めてしまうことは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、また、区域外再送信による無秩序、無制限な地上放送の多チャンネル化に道を開くものであり、とうてい容認できない。
250	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	23	19~27	2(2)裁定制度の意義 ① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。(中略) ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれているか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。	「受信者の利益」を①地域情報の取得、②他県放送の視聴(チャンネル数の増加)に切り分けたことは理解できるが、このうち②については、ただ単に「多くの放送を視聴できれば受信者にとってメリットが大きい」という至極当たり前のことを述べているに過ぎず、必要性は①よりはるかに低いです。 多チャンネル化はBS、CSなど衛星放送の普及発達によっても既に実現しているところであり、実際に有線テレビジョン放送事業者の中には、50チャンネルを超える多チャンネルサービスを実施している者が少なくないです。その上でさらに、「複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい」との一般論をもって「受信者の利益」を幅広く認めてしまうことは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、また、区域外再送信による無秩序、無制限な地上放送の多チャンネル化に道を開くものであり、とうてい容認できません。
251	(株)東京放送	地上放送事業者	23	19~27	2(2)裁定制度の意義 ① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。(中略) ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれているか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。	「受信者の利益」を①地域情報の取得、②他県放送の視聴(チャンネル数の増加)に切り分けたことは理解できるが、このうち②については、ただ単に「多くの放送を視聴できれば受信者にとってメリットが大きい」という至極当たり前のことを述べているに過ぎず、必要性は①よりはるかに低い。 多チャンネル化はBS、CSなど衛星放送の普及発達によっても既に実現しているところであり、実際に有線テレビジョン放送事業者の中には、50チャンネルを超える多チャンネルサービスを実施している者が少なくない。 その上でさらに、「複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい」との一般論をもって「受信者の利益」を幅広く認めてしまうことは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、また、区域外再送信による無秩序、無制限な地上放送の多チャンネル化に道を開くものであり、とうてい容認できない。
252	讀賣テレビ放送(株)	地上放送事業者	23~24	21~	第II部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 ① 受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること。 この地域情報は、基本的には居住する地域(県)の地上放送を見ることにより得ることができるが、例えば、生活面・経済面での一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。 裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかの指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	有線テレビジョン放送事業者が地域密着を謳うのであれば、安易に区域外の地上テレビジョン放送の再送信に頼るのではなく、事業者自らが近隣地域の情報も含めた地域情報番組など積極的に制作し発信することで実現すべきである。 よって、「一方で、有線テレビジョン放送事業者側も区域外の地上テレビジョン放送の再送信に頼るばかりでなく、加入者の生活情報等に必要地域情報の番組を自主制作するなどの努力が一層求められる。」旨追加願いたい。
253	(株)広島ホームテレビ	地上放送事業者	23	21	受信者の利益 生活面・経済面での一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。	受信者の利益と言うことが大上段に構えられているが、ここで言う受信者とはケーブルテレビと契約している有料受信者のことで、ケーブルに加入していない受信者の利益が全く考慮されていない、ケーブルテレビ契約者が増加しているとは言え大半はケーブルテレビに加入していない受信者である。ケーブルテレビに加入していない受信者の不利益についても検討、言及すべきである。 地上波放送の役割は区域内へ有益、適切な情報を提供することが一義であり、ケーブルテレビの区域外再送信に隣接県情報提供の役割を担わせることは適当で無い。スピルオーバー地域は別として地上波放送のソフトがその主役となることは疑問である。情報の入手はその他のインターネット情報でも可能である。 区域外再送信先の地上波放送局は、ケーブルテレビにより、経済的打撃を受け、ソフト提供力を減少させるものである。このことによりその地区の受信者は大いに損失を蒙る。地上波放送はその放送対象地域の受信者の利益を一義に考慮すべきで、区域外再送信地域のケーブルテレビ受信者の利益のもと大臣裁定されることは疑問である。地上波放送はあくまでも県域放送であり、電波の到達地域も県域に限るのが適当で、行政からもその指導を受け免許を与えられている。しかしながら、生活圏、経済圏を理由に区域外再送信を安易に認めることは、電波法に基づく地域免許制度と矛盾する。隣接県の受信者はたまたま区域外再送信により情報を入手しているわけで、それを盾に区域外再送信を正当化することに疑問を感じる。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
254	(株)倉敷ケーブルテレビ	有線テレビジョン放送事業者	23	20 ～ 31	<p>第Ⅱ部 対応の方向性</p> <p>2 課題に対する対応の方向性</p> <p>(2)裁定制度の意義</p> <p>生活面・経済面での一定の関連性が認められる場合には、隣接の県の地上放送を見ることにより得られることもある。</p> <p>特に隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主政治の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。</p>	<p>隣接県の地上波を視聴することに賛同します。地元倉敷市で創業された多くの中核企業が関西へ本社を移したものの工場他、関連会社の多くが地域に残っています。関西からの通勤者は多く、生活・経済の交流も益々盛んで、兵庫県を始め関西圏への大学や企業への通勤も多くなって来ています。</p> <p>隣県の放送を受信することにより、その情報の恩恵に浴し、勤務先や住居での安全・安心な生活を送ることに繋がります。因って、隣接兵庫県の独立UHF局の放送に対して「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えます。</p>
255	日本海ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	20	7～ 10	<p>第Ⅱ部 対応の方向性</p> <p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(2)裁定制度の意義</p> <p>②受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。</p> <p>地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。</p> <p>特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。</p>	<p>ご指摘のとおりです。特に、鳥取県のような少数チャンネル地域では、「地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい」といえます。</p>
256	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	23	14～ 32	<p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(2) 裁定制度の意義</p> <p>② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。</p> <p>地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。</p> <p>特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。</p>	<p>ここにいう「受信者の利益」は、少数チャンネル地区を除いては、ただ単に多くの地上放送が視聴できるというメリットであって、BSなどと同様、モアチャンネル(多チャンネル化)の要望に過ぎず、「受信者の利益」確保の必要性は乏しい。</p>
257	(株)南日本放送	地上放送事業者	23	19～ 23	<p>2(2)裁定制度の意義</p> <p>② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の放送を再送信により視聴できること。</p> <p>地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれているか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。</p>	<p>単に多くのチャンネルを視聴できることを指摘したに過ぎない。これを「受信者の利益」とすることは、地域免許制度および放送普及基本計画と矛盾し、区域外再送信による無秩序、無制限な地上放送の多チャンネル化に道を開くものであり、容認できない。</p>
258	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	23	24～ 31	<p>(2)裁定制度の意義</p> <p>②受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。</p> <p>地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。</p>	<p>■「大臣裁定制度」の立法事実が消滅しており、早急に撤廃を含めた抜本的な見直しをすべきである。特に、「4波地区」は、裁定の対象から除外すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域外再送信は地域免許と矛盾し、地上民放送事業の根幹を揺るがすものである。地上放送事業者は「地域免許制度」の上に成立しており、「地方の放送文化」、「地域に根ざした放送サービス」、そして「健全な民主主義発展に資する」放送の使命を担ってきた。4波以上の地域については、「放送普及基本計画」が十分に満たされている。 ・各ネットワークに加盟する放送事業者は、全国の視聴者に供給すべき番組を「ネットワークタイム」(全国ネット番組)に設定し、ネット回線により全国で同時放送している。「4波地区」は、情報の多元性や多様性が確保されており、裁定の対象から除外すべきである。また、ネットワークタイム以外の時間帯は、地域ニュースや地域情報番組、購入番組を独自編成しており、同系列局の区域外再送信は、当該地域の放送事業者の「編成権」を侵害する。 ・テレビ東京系列の番組についても、静岡地区の場合、民放4局がプライムタイムの全国ネット番組のほとんどを購入しており、ニュース番組もBSジャパンで全国放送されている。静岡地区においては、情報の多元性や多様性が確保されている。 ・隣接県の放送事業者が「広域局」(関東・中京・近畿)の場合、区域外再送信により、地域社会が大都市圏に侵食され、埋没するおそれがあり、特段の配慮が必要である。静岡県における区域外再送信の拡大は、情報の隣接都市、特に東京への一極集中を加速させるもので、地域免許制度はもとより地方の独自性を著しく阻害するものである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
259	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	23	24～31	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	そもそも日本の放送秩序は、社会が自律的に形成したのではなく、チャンネルプランによって、国が政策的に創出した国法上の秩序である。地上波放送局を基幹とし、ケーブルテレビ放送を難視聴対策として補完的位置づけの放送として出発したことは歴史的な事実である。放送法およびチャンネルプランに依って、地上放送事業者に地域免許が付与され、それによって国の基幹となる放送は行われている。いわば難視聴地域解消という、補完的な位置づけにあるケーブルテレビ放送によって、少数チャンネル地区の解消を図るというのは、もともとの趣旨が違う。また、地域免許によって地上波放送局がおこなっている「居住する地域(県)の放送」と、補完的役割であるケーブルテレビ業者が行っている「隣接する地域の放送」を同列、もしくは必要以上に大きく扱うことは著しく妥当性を欠く。
260	(株)仙台放送	地上放送事業者	23	24～32	(2) 裁定制度の意義 ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	有線テレビジョン放送の受信者は、地域(県)の視聴者全体ではなく、限られた数の「有料加入者」に過ぎない。又、区域外再送信の受信者は「有料加入者」のさらに一部分である。この有料サービスによって得られる情報による民主主義の基盤強化が図られたとしてもそれは、上記の通り受信者の一部であり、受信者の利益の公平性に欠ける。
261	静岡放送(株)	地上放送事業者	23	24～32	(2) 裁定制度の意義 ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	ここでも区域外再送信による受信者の利益が示されている。チャンネル数の格差は正ということならば、その数はいくつが妥当なのか。かつて全国で民放4波化政策が推し進められた経緯に立脚すれば、「4波」ということであり、5局目(TX系列)を区域外再送信する必要はない。加えて、4局ではTX系列の番組を購入、あるいはネットすることでほとんど放送しており、エリア内で受信者が著しい不利益を被っているとは考えにくい。加えてCS、BS放送の普及により多元性、多様性はその度合いを一層増している。県外波の区域外再送信が受信者の利益に大きな意味を及ぼすものとはいえないと考える。 情報格差はむしろCATVに加入する(できる)、しない(できない)世帯の間に存在する。区域外再送信は、エリア内での情報格差をむしろ助長している。 地上波テレビ放送は基幹メディアとして緊急地震速報など、地域住民の生命と財産に関わる情報を送り届ける責務がある。区域外再送信をあたかも認容することでこうした情報を得る機会を失うとすれば、それこそが「受信者の利益」の喪失である。
262	沖縄テレビ放送(株)	地上放送事業者	23	24～32	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	②の「受信者の利益」は、単に他県の多くの地上波を視聴できるメリットであり、無制限な区域外再送信を助長すれば、県域を基盤とする民放の経営を危うくし、地域に根ざした放送の維持発展を困難にするおそれがある。
263	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	23	24～32	② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、(略)地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	少数チャンネル地区については、複数の地上波受信のメリットがあるとしても、4波地区には情報格差はない。生活に必要な地域情報が含まれるか否かに関わりなく、複数の地上放送を受信することになぜメリットがあるのか理解に苦しむ。隣接地区でもなく、内容もほとんど同じ東京キー局波をケーブルテレビが区域外再送信する必要はない。 隣接する地上放送を再送信することによって民主主義の基盤強化が図られるというが、具体的な説明がなく、漠然としている。また、「有料加入者」と「非加入者」との間に格差を生じてしまうケーブルテレビの仕組みの中で、民主主義の基盤強化を図ることが可能かどうかは極めて疑問である。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
264	名古屋テレビ放送(株)	地上放送事業者	23	24~32	② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	この部分の「受信者の利益」は、単に視聴できるチャンネルの選択肢が増えるというメリットである。これを認めて行くことは地域免許制度および放送普及基本計画と矛盾し、行き過ぎた区域外再送信を広げることにつながると考える。特に、放送普及基本計画が満たされた4波以上の地区においては、民主主義の基盤強化のための情報の多元性・多様性は既に担保されており、この「受信者の利益」が主張される必然性は無いと考える。
265	中部日本放送(株)	地上放送事業者	23	25~32	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	ここで言う「受信者の利益」は、単により多くの地上放送を視聴できるという利点であって、しかも、有線テレビジョンの受信者は、地域の視聴者全体でなく、その業務区域内の限られた「有料加入者」に過ぎない。 有料サービスによって、情報の多元性、多様性を確保する考え方は、かえって、国民視聴者の情報アクセスに格差を生じさせるおそれがある。
266	読賣テレビ放送(株)	地上放送事業者	23	27~35	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	多チャンネル放送サービスを提供するケーブルテレビ事業者の場合、隣接地域の地上放送再送信が無くとも情報の多元性や多様性を十分に実現しており、この部分の根拠は乏しい。
267	(株)高知放送	地上放送事業者	23	25	地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	地域限定情報である政見放送や緊急地震速報を区域外放送チャンネルの増加により、必要な地域情報に接するチャンスが減少することは、民主主義の基盤や災害防止対策の強化につながるものとは考えられない。隣接県と利益が相反する政策を標榜する選挙候補者は政見放送を自己の選挙区のみで放送されることが前提であろう。
268	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	23	26~28	地上放送は国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。	地上放送は国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供しており、情報格差是正の観点から重要なことであると考えております。
269	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	23		第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(2) 裁定制度の意義 自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	“…、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。”と区域外再送信の意義を評価されていることに賛同いたします。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
270	姫路ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	23	16~	自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	“…、自らの生活等に必要地域情報が含まれるか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。”と区域外再送信の意義を評価されていることに賛同いたします。
271	(株)ビック東海	有線テレビジョン放送事業者	23	27	特に隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化	受信者にとって「受信者が番組を選択」できる状態が最良であります。多くの受信者が望む地域であれば、情報を受信できないことのほうが問題です。
272	(株)テレビ大分	地上放送事業者	23	28~31	2(2)裁定制度の意義 ② 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	地方政治を含めて選挙区は県域であり、選挙時地上波放送で義務付けられる政見放送も県域で厳しく規定されています。この点からの区域外再送信による「受信者の利益」の確保の必要性は認められないと考えます。また、当該地域のチャンネル数に関わりがない一般論であるならば、どの地域においても「情報の多元性・多様性」を理由に区域外再送信を求めることが可能となり、無秩序、無制限な区域外再送信の広がり招くこととなります。
273	(株)大分放送	地上放送事業者	23	28~31	2(2)裁定制度の意義 ② 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	地方政治を含めて選挙区は県域であり、選挙時地上波放送で義務付けられる政見放送も県域で厳しく規定されている。この点からの区域外再送信による「受信者の利益」の確保の必要性は認められないと考える。また、当該地域のチャンネル数に関わりがない一般論であるならば、どの地域においても「情報の多元性・多様性」を理由に区域外再送信を求めることが可能となり、無秩序、無制限な区域外再送信の広がり招くこととなり、まったく論外である。
274	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	23	28~31	2(2)裁定制度の意義 ② 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	地方政治を含めて選挙区は県域であり、選挙時地上波放送で義務付けられる政見放送も県域で厳しく規定されています。この点からの区域外再送信による「受信者の利益」の確保の必要性は認められないと考えます。また、当該地域のチャンネル数に関わりがない一般論であるならば、どの地域においても「情報の多元性・多様性」を理由に区域外再送信を求めることが可能となり、無秩序、無制限な区域外再送信の広がり招くこととなり、まったく論外であります。
275	(株)南日本放送	地上放送事業者	23	28~31	2(2)裁定制度の意義 ② 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	全ての国民視聴者ではなく、ケーブル受信者という一部を対象とするものであって、民主主義の基盤強化になるとは言い難い。
276	(株)東京放送	地上放送事業者	23	28~31	2(2)裁定制度の意義 ② 特に、隣接する地域の地上放送を再送信することによりチャンネル数が事実上増加し、その地域における情報の多元性や多様性が向上し、地方政治を含めた民主主義の基盤強化が図られる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	左記はいったい如何なる状況を指すのか？少数チャンネル地域に関することと解釈することもできるが、その意図が不明瞭であり、誤解を招く。また、そのことを指すのであれば、ケーブルテレビ加入者と非加入者で、見られるチャンネル数に格差が生じるという問題点にも併せて言及されるべきである。また、当該地域のチャンネル数に関わりがない一般論であるならば、どの地域においても「情報の多元性・多様性」を理由に区域外再送信を求めることが可能となり、無秩序、無制限な区域外再送信の広がり招くこととなり、まったく論外である。
277	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	24	2~8	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること。 裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかと指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	第I部 再送信同意制度の現状と課題 3 再送信を取り巻く環境の変化 (1) 有線テレビジョン放送の変化(P7~8)に書かれている通り、 また、その中でも特に ④経営状況 にあるように、有線テレビジョン放送は飛躍的な発展をとげ、「大臣裁定」制度の立法事実も消滅している。そもそもこの有線テレビジョン放送法という放送事業者に対して著しく不利な“非対称規制”な法律は、ケーブルテレビ産業が極めて零細であった昭和61年当時、ケーブルテレビ業界の育成策として考えられた。 22年前、法改正の審議において、当時の郵政省は、「放送区域を越えてCATV側が再送信をいたしますとチャンネルプランが形骸化するのではないが、こういう御指摘がございますけれども、CATVのカバーする世帯数というのは、何分にもまだ非常にわずかでございますので、こういった形骸化ということは実際には起こっていないし、また近い将来を見ますと、このCATVの世帯数の急速な増加ということもそう急には起こらないと考えますので、形骸化ということがすぐに問題になるとは考えておりません」と答弁している。これは、すなわち、有線テレビジョン放送法自体が、22年前の状況において作られ、現在の状況に全くマッチしていない法律であるということである。前提となる条件が大きく変質し、本来の「大臣裁定」制度の立法趣旨が消滅しているにもかかわらず、敢えて強硬に現行法内における法の解釈を主張するのならば、明らかな「不作為」を構成すると思われる。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
278	山陰ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	24	3~4	裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかと指摘もある。	放送事業者の意見として、かつてのCATV播送期とは違い、CS放送の普及及びインターネットの格段の普及により区域外再送信が地域のCATV事業者にとって情報格差の是正手段とは考えていない旨の文書をいただくことがあります。しかしながら、放送と通信の融合時代を迎えそれによって事業エリアの拡大を収益の向上を目指すことと、区域外再送信の見直しが一元的に議論されることには正直疑問を感じます。高速道路網の整備により瀬戸内圏、関西圏への日帰り出張が日常的になった現在において大阪や岡山の天気を知りたいという方にとって、区域外放送の天気予報などは貴重な情報源です。裁定制度そのものは必要な制度と考えます。
279	日本海ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	24	3~4	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2)裁定制度の意義 裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかと指摘もある。	「メディア環境の変化等」に照らしても、必要性は低下していません。この制度がなければ、「正当な理由」なき同意拒否によって、「受信者の利益」を保護できなくなってしまう。
280	(株)熊本県民テレビ	地上放送事業者	24	3~9	(2)裁定制度の意義 裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかと指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が圏域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	区域外再送信への同意を強制する裁定制度は、ケーブルテレビ産業が零細であった時代の育成策として導入された制度であり、その後のケーブルテレビ事業の発展により、裁定制度そのものが、時代に即した制度となっていない。また、放送法・電波法の地域免許制度と矛盾している。大臣裁定制度は、抜本的な見直しが必要である。
281	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	24	3~9	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかと指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	現行の硬直した裁定制度は、有線テレビジョン放送産業が極めて零細であった時代の保護・育成策として導入されたものとするが、その後の飛躍的な発展により、そうした立法事実は消滅している。仮に、少数チャンネル地域であり、かつ地理的・経済的・文化的な一体性がある場合には、該当箇所の記述にあるような有線テレビジョン放送の役割を認める場合があるとしても、その具体的な在り方は「民一民」の協議で合意すべきものであって、放送事業者の「表現しない自由」を「総務大臣の裁定」という一方的な行政処分によって切り捨てるべきではない。 また、区域外再送信によって、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を有線テレビジョン放送に担わせることが、地域免許制度ならびに放送普及基本計画に照らして合理性があるかは甚だ疑問である。本来、隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割は、関連する地域の地上放送事業者の連携強化などによって充実を図るべきである。
282	中部日本放送(株)	地上放送事業者	24	3~9	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかと指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	有線テレビジョン放送が、隣接県の情報を追加的に提供している点を認めるとしても、その具体的な在り方は「民一民」の協議で合意すべきものであって、大臣裁定という形で一方的に行政処分するべきでない。
283	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	24	3~9	裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、……こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョンに担わせることは、当面、適当であると考えられる。	当社のような県境地域において、両県の放送を再送信することの妥当性が記述されておりますことを評価します。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
284	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	24	3~9	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかと指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	現行の硬直した裁定制度は、有線テレビジョン放送産業が極めて零細であった時代の保護・育成策として導入されたものと考えられ、その後の飛躍的な発展により、そうした立法事実は消滅している。 仮に、少数チャンネル地域であり、かつ地理的・経済的・文化的な一体性がある場合には、該当箇所の記述にあるような有線テレビジョン放送の役割を認める場合があるとしても、その具体的な在り方は“民一民”の協議で合意すべきものであって、放送事業者の「表現しない自由」を「総務大臣の裁定」という一方的な行政処分によって切り捨てるべきではない。 また、区域外再送信によって、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を有線テレビジョン放送に担わせることが、地域免許制度ならびに放送普及基本計画に照らして合理性があるかは基だ疑問である。本来、隣接権(地域)の情報を追加的に提供するという役割は、関連する地域の地上放送事業者の連携強化などによって充実を図るべきである。
285	(株)毎日放送	地上放送事業者	24	3~9	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかと指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	裁定制度は、有線テレビジョン放送産業が極めて零細であった時代の保護・育成策として導入されたものと考えられ、その後の飛躍的な発展により、そうした立法事実は消滅している。 少数チャンネル地域であり、かつ地理的・経済的・文化的な一体性がある場合には、該当箇所の記述にあるような有線テレビジョン放送の役割を認める場合があるとしても、その具体的な在り方は“民一民”の協議で合意すべきものであって、放送事業者の「表現しない自由」や、望まざる実効放送区域の拡大に伴う著作権負担増など、地上放送事業者の不利益を、「大臣の裁定」という一方的な行政処分によって切り捨てるべきではない。 また、区域外再送信によって、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない、隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を、有線テレビジョン放送に担わせることが、地域免許制度ならびに放送普及基本計画に照らして、合理性があるかは基だ疑問である。
286	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	24	3~9	2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 裁定制度については、メディア環境の変化等に照らし、必要性が低下してきたのではないかと指摘もある。しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	裁定制度は、導入時、弱体であった有線テレビジョン放送事業者に視点を置いた“不均衡”な制度である。制度導入時と現在とではメディア環境は、大きく変わっており、有線テレビジョン放送事業者の経営的基盤も拡大している。 有線テレビジョン放送が地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供する役割を果たし、それを基盤に発展してきたというが、果たしてそれが地域住民によって有用なものか、有料加入者への便宜や加入促進の材料となっている点にも目を向けるべきである。
287	出雲ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	24	3~9	裁定制度については、 は、……………当面、適当であると考えられる。	隣接の区域外再送信の意義を評価されていますことに賛同いたします。
288	(株)高知放送	地上放送事業者	24	4	国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	放送普及基本計画においては、地上放送波で放送対象区域を「あまねく」カバーすることが本来の目的であり、一部地域カバーにしかすぎず、かつ有料サービスでは、本来の普及計画の基本趣旨とは大きくかけ離れたものである。隣接県とのチャンネル数の格差が同一県内に持ち込まれ、しかも享受出来る地域が限定された上に有料サービスとなり、地域格差拡大をさらに助長することは放送普及基本計画の理念上許されるものではないと考える。
289	山陽放送(株)	地上放送事業者	24	4~8	2(2) 裁定制度の意義 ② 国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域の住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	重要な情報・出来事については、隣接県・自県を問わず県域免許の地方局でも伝えており、県域を超える情報を有線テレビジョン放送に担わせることを適当とは考えていない。あえて広域のローカル情報の発信をさらに充実する必要があるとすれば、同一系列の隣接局による情報連携の強化を図るなどの方法をとるべきであり、既に一部行っている。 左記の理由により区域外再送信を肯定するのは納得できない。
290	(株)テレビ大分	地上放送事業者	24	4~8	2(2) 裁定制度の意義 ② 国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域の住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	県域免許の地方局が伝える重要な地域情報は自県内のものに限らず、隣接県の情報にも及んでいます。仮にそうした隣接県を含む広域ローカル情報の発信をさらに充実する必要があるならば、同一系列の隣接局による情報連携の強化を図るなどの方法が本筋であり、隣接県情報の追加的提供の役割を認めることにより区域外再送信を肯定するのは筋違いと考えます。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
291	(株)大分放送	地上放送事業者	24	4~8	2(2)裁定制度の意義 ② 国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域の住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	県域免許の地方局が伝える重要な地域情報は自県内のものに限ったものではなく、隣接県の情報にも及んでいる。仮にそうした隣接県を含む広域ローカル情報の発信をさらに充実する必要があるならば、同一系列の隣接局による情報連携の強化を図るなどの方法が本筋であり、隣接県情報の追加的提供の役割を認めることにより区域外再送信を肯定するのは筋違いである。
292	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	24	4~8	2(2)裁定制度の意義 ② 国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域の住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	県域免許の地方局が伝える重要な地域情報は自県内のものに限ったものではなく、隣接県の情報にも及んでいます。仮にそうした隣接県を含む広域ローカル情報の発信をさらに充実する必要があるならば、同一系列の隣接局による情報連携の強化を図るなどの方法が本筋であり、隣接県情報の追加的提供の役割を認めることにより区域外再送信を肯定するのは筋違いであります。
293	(株)南日本放送	地上放送事業者	24	4~8	2(2)裁定制度の意義 ② 国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域の住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	視聴者の活動範囲が拡大することに伴って広域なローカル情報の必要性が高まってきたのであれば、本来、地上放送局によって担われるべきであって、それをユニバーサルサービスではない有線テレビジョン放送事業者の役割とすることは筋違いである。 (裁定制度について) 裁定制度については制度導入時、揺籃期にあった有線テレビジョン放送事業者の育成という理由は既に消滅し、視聴者の利益の保護という点でも必要性が低下している。
294	(株)東京放送	地上放送事業者	24	4~8	2(2)裁定制度の意義 ② 国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域の住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	県域免許の地方局が伝える重要な地域情報は自県内のものに限ったものではなく、隣接県の情報にも及んでいる。仮にそうした隣接県を含む広域ローカル情報の発信をさらに充実する必要があるならば、同一系列の隣接局による情報連携の強化を図るなどの方法が本筋であり、隣接県情報の追加的提供の役割を認めることにより区域外再送信を肯定するのは筋違いである。
295	びわ湖放送(株)	地上放送事業者	24	4~9	しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	生活圏・経済圏の広域化に伴い、県域を超える地域住民に対して地上放送が隣接県(地域)の情報を追加的に提供できないのは、ひとえにその免許で県域(放送対象地域)を越えないよう“制限”されているからに他ならない。生活圏・経済圏が明らかに県域を超える地域への平等な情報提供は、地上放送が担うべきであり、そのためには、生活圏・経済圏等地域住民の広域化に合わせた放送対象地域への見直しが必要である。 県域を越えて必要とする情報を、双方の地域で平等に得られることの手段として、有線テレビジョン放送にその役割を担わせることは、「当面」であるとしても認めがたいことである。2011年の完全デジタル化を契機に、放送対象地域が抱える矛盾解決への提言こそ先決ではないか。 また、有線テレビジョン放送にその役割を担わせることは、隣接県(地域)双方の地域住民のどちらか一方が加入及び視聴に伴う費用を負担する必要がある。このことは新たに不平等を生じさせることであり、受信者の利益の確保にはつながらない。
296	(株)熊本放送	地上放送事業者	24	4~9	2(2)裁定制度の意義 ② 国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域の住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	県域免許の地方局が伝える重要な地域情報は自県内のものに限ったものではなく、隣接県の情報にも及んでいる。仮にそうした隣接県を含む広域ローカル情報の発信をさらに充実する必要があるならば、同一系列の隣接局による情報連携の強化を図るなどの方法が本筋であり、隣接県の追加的提供を根拠に区域外再送信を肯定するのは適当ではない。
297	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	24	4~9	国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	放送法によって地上放送の放送区域は県域に厳格に制限されている。他の県域や広域地区にまで放送したい番組やニュースがあったり、逆に他の広域地区や県域の番組やニュースを自社の地域で放送するため、地上放送事業者はネットワーク協定等を結んで、互いに対価を払って番組を提供・流通させている。したがって、地上放送事業者には禁止している隣県への越境放送を、有線テレビジョン放送事業者には是認するというのは、放送政策の根幹に関わる重大な問題であり、大臣裁定で行うのは当を得ないとする。こうした重大な問題は、放送法と有線テレビジョン放送法、著作権法の整合を図るなど、法の見直しを行なって抜本的に解決すべきである。
298	(株)倉敷ケーブルテレビ	有線テレビジョン放送事業者	24	4~9	国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を超える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	地上放送では対応できない隣接県の情報を追加的に提供する役割を果たしてきており、地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、長期的に適切であると考えられ、デジタル化においても県域単位の地上放送と自治体・地域単位の有線テレビジョン放送は相互補完機能を発揮して、両者の機能は今後も継続するものと考えられます。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
299	(株)ケーブルネット下関	有線テレビジョン放送事業者	24	4~9	しかしながら、国民の活動の範囲が広域化し、生活圏・経済圏が県域を越える場合がある中で、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	当社においても、その地域住民に対し、「現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供する」役割を果たしてきたと自負しております。
300	(株)テレビ東京	地上放送事業者	24	5	(2) 裁定制度の意義 有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	区域外再送信を有線テレビジョン放送に担わせることは、放送法および、放送普及基本計画で定められている『放送対象地域』を有線テレビで事実上拡大することであり、放送政策上の大きな転換であると受け止めます。こうした政策転換を運用の範囲内で行うことは、放送秩序の混乱を招く恐れがあります。特に、4局地区においてテレビ東京系列の区域外再送信を認めるということは、ケーブルテレビによってその地区を5局化するものであり、放送普及基本計画を根本から変える必要さえある大転換であります。区域外再送信を行政として容認していくのであれば、より一層の議論を踏まえた上で、法改正など明確な形で実行していただきたいと思っております。
301	島根県津和野町	地方自治体	24	5~	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	地方の実情を把握していただき、大変評価すべき内容と感じます。前文の「受信者の利益」としての具体事例①②の内容についても、県境に位置する住民にとっての当然の利益であり、ケーブル局にとっては、住民の利益に準じてサービス提供すべき内容で評価します。
302	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	24	5~	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	“…、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。”と隣接再送信の意義を明確に評価されていることに賛意を表します。
303	石見ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	24	5~9	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	様々な地域の実情を勘案いただき、遍く公平に、国民に放送を届ける観点から、有線テレビジョン放送における隣接再送信の意義を明確に評価されていることに賛意を表します。
304	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	24	5~9	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	隣接再送信の意義を明確に評価していることの意義は大きい。 特に少数波地域における区域外再送信は、今や日常生活にとって欠くべからざるものになっており、ケーブルテレビは情報格差是正に大きく貢献している。 また、デジタル化という国策の担い手でもある。
305	岡山ネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	24	5~9	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (2) 裁定制度の意義 「有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる」	裁定制度の意義として「隣接県の情報を追加的に提供するという地上放送にできない役割を有線テレビジョン放送に担わせることは適当である」としてケーブルテレビの役割を適正化され、期待されていることに対して、大いに評価し、力強く感じております。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
306	姫路ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	24	5~9	有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	“…、有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。”と隣接再送信の意義を明確に評価されていることに賛意を表します。
307	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	24	5~9	有線テレビジョン放送はその地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報を追加的に提供するという役割を果たしてきており、こうした役割を地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に担わせることは、当面、適当であると考えられる。	今後ますます生活圏の広域化が見込まれる中、少数チャンネルの地域において、有線テレビジョン放送が果たすべき役割は大きなものであると考えます。
308	個人	個人	24	6~7	現行の県域を基本とする地上放送では対応できない隣接県(地域)の情報	居住する地域(県)の地上放送でも、地域ニーズに応じて隣接県(地域)の情報を提供することも可能なのではないか。例えば、天気予報で周辺地域の予報も出ることによるCATVの区域外再送信によって、隣接県の情報を提供しようとする放送活動の妨げになっていないか。
309	よさこいケーブルネット(株)	有線テレビジョン放送事業者	25~29	全般	3) 裁定の基準の見直し等 ① 放送番組の同一性やチャンネルイメージの5基準に加え ② 放送が受信される地域についての意図が追加され、受信者の利益との比較衡量によりその確保の必要性を判断するとしたこと。	民放はB to B、CATVはB to C、このビジネスモデルの違いが区域外問題の混迷を深めていたが、県域免許を前提とした場合、視聴者の利益を一定満たすことのできる現実的な新基準となっており、長期化している問題の解決促進が期待できる。
310	(株)宮城テレビ放送	地上放送事業者	25		(3) 裁定の基準の見直し等	現裁定制度は、ケーブルテレビの黎明期における育成策および受信障害対策としてその有効性は認めるが、今日のケーブルテレビ事業の広域化、外資規制の撤廃等規制緩和を鑑みれば、地域免許制度を基盤とする地上放送事業者に対して著しい“非対称規制”となっている。放送秩序を維持するため、マストキャリアーも含めた早期の制度見直しおよび違法再送信への適切な措置を要望する。
311	(株)宮崎放送	地上放送事業者	25		第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等	『放送の地域性に係る意図は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたいという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く』(26頁17~20行)とあるが、「放送の地域性に係る意図」が消極的な意図だと判断することには異論がある。裁定の基準として他と同等にすべきである。 『裁定の基準として区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる』(29頁23~29行)とあるが、『無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される』(20頁9~12行)ことを考慮すべきである。
312	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	25	9~15	(3) 裁定の基準の見直し等 ① 放送番組の同一性やチャンネルイメージ この基準については、裁定制度の導入の法改正が行われた際に国会答弁で次の5つの基準が例示として述べられている。これらの5つの基準については、番組の同一性やいわゆるチャンネルのブランドイメージの確保にかかわるといって、「番組編集上の意図」の中核を占めることから、基本的には、「受信者の利益」の内容や程度にかかわらず、常に確保することが適当である。	■ デジタル放送で区域外再送信が行われると、「リモコンID番号」が競合し、ブランドイメージの確保が困難になる。 なお、当社では、「デジタル4チャンネル」のPRを行い、ブランドイメージの確保を目指している。
313	(株)新潟総合テレビ	地上放送事業者	25	24~25	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ① 放送番組の同一性やチャンネルイメージ v) 有線テレビジョン放送の受信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合	この点は非常に重要なため、厳密に確保すべきである。 さらに「有線テレビジョン放送の受信技術レベルが低く」という記述を削除すべきである。 技術レベルの如何を問わず、電波状況等により結果的に「良質な再送信が期待できない場合」は再送信すべきではない。区域外再送信を行っているケーブルテレビ事業者の中には、電波状況の悪い日には、内容が判断できないほどに画質が悪化している現状がある。この原因は、相当な遠距離受信による電界強度の低下によるもので、仮に受信技術レベルがどれほど高くても、良質な再送信は期待できない。 また、そのような電波状況では、地上デジタル放送であればブラックアウトになると考えられる。視聴者からすれば、映りが悪いことは電波状況悪化に結びつくとしても、ブラックアウトは停波と同じにしかみえず、地上デジタル放送のイメージを下げる危険性も心配される。
314	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	25~26	26~	② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)	裁定基準の見直しに当たって、「放送の地域性に係る意図」が加えられたことは一定の評価ができる。「放送の地域性に係る意図」は、放送法で定められた放送対象地域の視聴者に生活上必要な情報や災害情報、緊急地震速報、国民保護法に基づく情報提供、政見放送など地域での生活の利便と民主主義の進展に寄与するという積極的な意図を持っており、最大限に尊重されるべきである。また、放送対象地域に限ってだけ著作権の処理をしているものがあり、コマーシャルには放送地域が限定されているものもある。このように放送対象地域を限定したさまざまな「放送の地域性に係る意図」は、同時に区域外で見られたいという積極的な意図でもあり、「消極的な意図である」との見解は是認できない。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
315	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	25		第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(3)裁定の基準の見直し等 ②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) ア)背景 放送事業者が再送信に係る同意をしないことにつき「正当な理由」(有線法第13条第5項)がある場合については	放送メディアは、公共的使命からも、表現の自由としての「情報の自由な流通」が希求されるべきであり、国民視聴者には遍く見る権利があります。 そのような放送の使命には、視聴者の権利が内包されていますから、「見られたくない」という表現は適当ではなく、「(本音は)見られるべきだが、(建前上は)見られてはならない」という合意での別の言い方、例えば「見られてはならない」などであるべきだと考えます。また、「5条件」については、考え方の根拠が、国会審議の議事録等で明示されているように、「地域性の係る意図」についても、根拠を明確に示されるべきであると考えます。
316	(株)テレビ東京	地上放送事業者	25	13	(3)裁定基準の見直し等 ②放送が受信される地域についての意図 ア)背景 「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当	この方向性は大いに支持するものであります。この裁定基準においても放送法および放送普及基本計画との整合性を保つ基準とすることを強く要望いたします。
317	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	25～26	24～	②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) ア)背景	光ファイバ網や高速ネットワークを使用し、全く受信できない地域の区域外波を受信することは全く考えておりません。一般的に受信可能な区域外波をCATV未加入の家屋と同様に視聴できる状態にしたいという思いであります。現実には広島県内放送事業者の発行しているタイムテーブル紙のCM営業欄には岩国市がサービスエリアとして記載されています。
318	匿名	地上放送事業者	25～26	26～	②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) ア)背景 放送事業者がその放送番組を自らの放送対象地域以外で見られたくないという「放送の地域性に係る意図」については、遠隔地の地上放送をネットワークにより伝送し有線テレビジョン放送で再送信することが経済面等から困難であったことから、これまでは「遠隔地」間での区域外再送信が行われることが一般に想定されず、基準として示す必要性はそれほどなかったと考えられる。 しかしながら、光ファイバ網といった高速ネットワークの整備やこれを用いた伝送に係るコストの低廉化等により、遠隔地で受信した地上放送を自らの業務区域まで伝送し、区域外再送信として提供するサービスを行うことが一般に可能となってきた。 また、交通や通信手段の発達等を背景として、国民の生活圏等の広域化は大きく進展しており、従来の県域の枠組みを超えて情報を得ようとする受信者のニーズが増大してきている。 こうした有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当である。	②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) ア)背景 裁定を下す基準として、「放送の地域性に係る意図」を十分に配慮する必要がある。放送番組が民間放送事業者の意図に反して、放送対象地域外で放送される場合は、明らかに番組編集上及び放送の地域性に係る意図に反していると言わざるを得ない。
319	(株)ふれあいチャンネル	有線テレビジョン放送事業者	25～26	下から4	②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) ア)背景 放送事業者がその放送番組を自らの放送対象地域外では見られたくないという「放送の地域性に係る意図」については、遠隔地の地上放送をネットワークで伝送し有線テレビジョン放送で再送信することが経済面等から困難であったことから、これまでは「遠隔地」間での区域外再送信が行われることが一般に想定されず、基準として示す必要はそれほどなかったと考えられる。	放送番組を自らの放送対象外では見られたくないという「放送の地域性に係る意図」の表現で、本当に地上放送事業者が地域外の視聴者に「見られたくない」という意図を持っているのか、ははなはだ疑問。おおよそ、放送倫理基準にのっとった放送内容である限り、その放送内容がどの地域に生活する受益者にもみ「見られる」内容のみならず、見られたくない、見て欲しくない放送があるであろうか。②のその後の記述でも、「意図」という表現が多々あるが、「放送対象地域外では見られたくない」の表現は削除すべきで、代わって「放送対象地域外での放送を想定していない」などの表現に修正したほうが良いと思います。そうした観点から、「放送の地域性に係る意図」については、裁定の基準とする必要はことさらないのでしょか。
320	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	25～26	25～	②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)」の評価 ア)背景 放送事業者がその放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという「放送の地域性に係る意図」については、遠隔地の地上放送をネットワークにより伝送し有線テレビジョン放送で再送信することが経済面等から困難であったことから、これまでは「遠隔地」間での区域外再送信が行われることが一般に想定されず、基準として示す必要性はそれほどなかったと考えられる。 しかしながら、光ファイバ網といった高速ネットワークの整備やこれを用いた伝送に係るコストの低廉化等により、遠隔地で受信した地上放送を自らの業務区域まで伝送し、区域外再送信として提供するサービスを行うことが一般に可能となってきた。 また、交通や通信手段の発達等を背景として、国民の生活圏等の広域化は大きく進展しており、従来の県域の枠組みを超えて情報を得ようとする受信者のニーズが増大してきている。 こうした有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当である。	中間とりまとめ(案)が裁定の基準に「放送の地域性に係る意図」を加える考えを示したことについて、一定の評価をする。 ただし、評価はするが、弊社は裁定制度を廃止すべきと考えている。 裁定制度は、有線テレビジョン放送事業者の保護のために導入された制度である。現在、その目的は達成され、その存在意義は既になくなっていく。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
321	スカパー-JSAT(株)	衛星放送関連会社	26	4~14	しかしながら、光ファイバ網といった高速ネットワークの整備やこれを用いた伝送に係るコストの低廉化等により、遠隔地で受信した地上放送を自らの業務区域まで伝送し、区域外再送信として提供するサービスを行うことが一般に可能となってきた。また、交通や通信手段の発達等を背景として、国民の生活圏等の広域化は大きく進展しており、従来の県域の枠組みを超えて情報を得ようとする受信者のニーズが増大してきている。 こうした有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当である。	・電波が届かないような遠隔地での区域外再送信の実施は、直接その地域の地上放送のみを受信している視聴者と有線テレビジョン放送の受信者との間で情報の格差が生じることとなります。そのような状態を大臣裁定によって作ることは望ましくないので、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことに賛成します。
322	山陰ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	26	5~6	しかしながら、光ファイバ網といった高速ネットワークの整備やこれを用いた伝送に係るコストの低廉化等により、遠隔地で受信した地上放送を自らの業務区域まで伝送し、区域外再送信として提供するサービスを行うことが一般に可能となってきた。	光ファイバ網の整備及びコストの低廉化に伴い、伝送方法が確立されたと理解しております。弊社の開局当初には考えられもしなかったことです。しかしながら、現状として例えば関東圏域の放送事業者の電波を上述の方法で再送信することなど考えておりません。遠距離ではなく、近隣の地域に限定するものと理解しております。
323	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	26	10~11	従来の県域の枠組みを超えて情報を得ようとする受信者のニーズが増大してきている。	地方局は遠近に関わらず伝送費用を負担するとともに、番組購入費、ネットワーク分担金、ニュースネットワーク分担金、字幕放送分担金、権利団体への費用など、多額の費用をかけてキー局等から番組を調達している。地方局が深夜早期以外の時間帯で放送している新作の番組はほとんど、東京キー局と同じであるが、有線テレビジョン放送事業者が異なる番組の放送を望むのであれば、地方局と同様に費用を計上した上で、必要な番組を購入して「有料加入者」のニーズに応えるべきである。
324	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	26	11~13	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) ア) 背景 こうした有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当である。	現行の硬直した裁定制度の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきと考えるが、今回の現行制度を前提とした運用面での見直しにおいて、昭和61年当時の裁定の5つの基準に加え、放送事業者の「番組編集上の意図」として、新たに「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準とする方向性が示されたことは、評価する。
325	(株)毎日放送	地上放送事業者	26		2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) ア) 背景 こうした有線テレビジョン放送や受信者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当である。	昭和61年当時の裁定の5つの基準に加え、放送事業者の「番組編集上の意図」として、新たに「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準とする方向性が示されたことは、評価する。全く賛成である。
326	(株)宮城テレビ放送	地上放送事業者	26		イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準	受信者の利益と「放送の地域性に係る意図」の比較衡量する際の基準については、一定区域の受信者の利益を最大限尊重することには賛成であるが、事業者の利益が混入しない基準作りが必要である。
327	(株)テレビ東京	地上放送事業者	26		イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く…	放送法および放送普及基本計画に定められた放送対象地域を尊重し、「放送の地域性に係る意図」を従前の5基準と同等の扱いをするよう強く要望いたします。著作権法においてもIPの同時再送信では放送対象地域との整合性が盛り込まれているため、ケーブルテレビにおいても同様の規制をすべきであると考えます。
328	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	26	1~	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(3)裁定の基準の見直し等イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 “…「放送の地域性に係る意図」…”	新たに「放送の地域性に係る意図」をあげ「受信者の利益」との比較衡量により判断するとされていることは評価しております。しかし、放送法上では第1条「放送を公共の福祉に適合するよう規律し」や、第1条第1項「放送が国民に最大限に普及し」及び第1条第2項「放送の不偏不党、真実及び自律を保証」など、地域性には必ずしも言及されておりません。従って「放送の地域性に係る意図」で過度に偏った判断とならぬようガイドラインなどに具体的に明示して頂きたいと考えます。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
329	(株)ケーブルテレビ富山	有線テレビジョン放送事業者	26	15	<p>第Ⅱ部 対応の方向性</p> <p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図</p> <p>イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p>	<p>新たに「放送の地域性に係る意図」をあげ「受信者の利益」との比較衡量により判断するとは評価できる。しかし、放送法上では第1条「放送を公共の福祉に適合するよう規律し」や、第1条1項「放送が国民に最大限普及し」及び第1条2項「放送の不偏不党、真実及び自律を保証」など、地域性には必ずしも言及していない。従って「放送の地域性に係る意図」で過度に偏った判断とならぬようガイドラインなどに具体的に明示して頂きたい。</p>
330	山口放送(株)	地上放送事業者	26	15	<p>受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p>	<p>ケーブル事業者は「受信者の利益保護」を第一の論点に据えて主張しているが、所詮は自らの事業を守るための便利な表現として、この言葉を利用しているに過ぎない。ケーブル事業者は放送事業者から無償で番組を受けている。そして、そのチャンネルが多ければ多いほど契約競争力が増し、自らの利益につながっている。そうした営利状態をまず踏まえ、偏ることなく正確に表現すべきと考える。</p>
331	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	26	15~21	<p>(3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図</p> <p>イ) 受信者の利益</p> <p>「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記の5つの基準に比べて保護すべき必要性が低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の可否)を判断することが適当である。</p>	<p>■「放送の地域性に係る意図」は、「番組編集上の意図」と同様最大限保護されるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域免許制度は、地上放送の根幹であり、「放送の地域性に係る意図」は最大限保護されるべきである。放送対象外の地域に再送信するかどうかは放送事業者の判断によるべきである。 ・他地域の放送が混在することで、政見放送や緊急災害情報が伝わらないなど、当該地域の放送事業者としての役割が果たせず、「放送の地域性」が確保できない。 <p>■CMにおける「地域性に係る意図」の侵害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーの販売戦略等に基づき、地域ごと異なるCMを放送している。全国ネット番組においても、CMのローカル差替を行い、地域性を確保している。CMが放送対象地域外で見られることは、「放送の地域性に係る意図」に反する。また、当該地域では未販売の商品のCMが流れるなど視聴者の混乱を招くおそれがある。
332	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	26	15~21	<p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)</p> <p>イ) 受信者の利益</p> <p>「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。</p>	<p>そもそも日本の放送秩序は、社会が自律的に形成したのではなく、チャンネルプランによって、国が政策的に創出した国法上の秩序である。放送法ならびにチャンネルプランに依って、放送事業者に地域免許が付与され、それによって国の放送は行われている。これは最大限尊重されるべきである。</p> <p>また、本研究会の議論にあったように、憲法21条で保障されている「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれており、こうした放送事業者の「番組編集上の意図」としての放送対象地域を越えて「再送信されない自由」は最大限尊重されるべきである。</p>
333	(株)テレビ熊本	地上放送事業者	26	15~22	<p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)</p> <p>イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。</p>	<p>放送事業者は、放送法で定められた放送対象地域を前提に放送番組を編集しており、「放送の地域性に係る意図」は、その地域の視聴者に対し、特に、災害放送、地域情報、政見放送等をサービスするという積極的な意図である。こうした放送事業者の意図は、「番組編集上の意図」として最大限尊重すべきであり、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量において最も重要視すべきである。</p> <p>又、とりまとめ(案)では区域外再送信を行う再送信元の消極的な意図だけの問題と片付けられているようであるが、次の問題点を指摘したい。</p> <p>特に地域放送事業者は放送普及基本計画により、「県域」を基盤として経営を行ってきたものであるが、例えば少数チャンネル地域に区域外再送信が行われるとすれば、視聴率の毀損に到ることは容易に推測できる。視聴率の毀損は即、スポットCM等の軽量化に繋がりがり地域の放送事業者の収入減に直結する。このことは財産権の侵害に相当する以外の何物でもないと考える。</p> <p>(大分民放3局のシミュレーションによると区域外再送信が容認されると、大分民放3局の逸失収入は18億円となっている)</p> <p>このように受信者の利益のみが喧伝され、民間放送事業者の経営基盤を揺るがす事実配慮がなされていないのは、あまりに一方向的であると考え。</p>
334	(株)仙台放送	地上放送事業者	26	15~22	<p>イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。</p>	<p>「放送の地域性に係る意図」には気象、地震、事件、事故、交通情報等、地域向けを意識した重要度が高い放送が含まれている。しかし放送対象地域外においては上記の情報がまったく受けられないので「受信者の利益」にも反する事となる。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
335	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	26	15~22	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	放送事業者は、放送法で定められた放送対象地域を前提に放送番組を編集しており、「放送の地域性に係る意図」は、その地域の視聴者に対し、日々の生活に必要な地域情報や豊かで良質な番組を届けるという「積極的な意図」である。こうした放送事業者の意図は、「番組編集上の意図」として最大限尊重すべきであり、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量において最も重要視すべきである。憲法21条で保障されている「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれており、こうした放送事業者の「番組編集上の意図」としての「放送の地域性に係る意図」を最も重要視することにより、「放送事業者の意思に反して区域外再送信されない自由」が保障されるべきである。
336	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	26	15~22	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	地上放送事業者は、放送法で定められた放送対象地域を前提に放送番組を編集しており、「放送の地域性に係る意図」は、その地域の視聴者に対し、その地域の生活情報や、災害放送、地域情報、政見放送等を提供する積極的なもので、「消極的な意図」との扱いは適切ではない。地域情報を積極的に取上げる地上放送事業者の「番組編集上の意図」は最大限尊重されるべきものであり、とくに「有料加入者の利益」との比較衡量においては、それ以上に確保する必要性がある、最も重要視すべき点である。また、民間放送におけるCMIは、広告主においても地域ごとの広告戦略に基づいて放送されており、区域外再送信は、商品情報の混乱を招く可能性もある。このことからCMIにおいても地域性に係る意図が働くものと考えられる。
337	名古屋テレビ放送(株)	地上放送事業者	26	15~22	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	「放送の地域性に係る意図」について、消極的な意図であるとの記述がある。しかしながら放送事業者は、放送法で定められた放送対象地域を前提に放送番組を編集しており、「放送の地域性に係る意図」とは、その地域の視聴者に対し、特に、災害放送、地域情報、政見放送等をサービスするという積極的な意図である。この放送事業者の意図は「番組編集上の意図」として最大限尊重すべきであり、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量において最も重要視すべきである。また前述の通り、憲法で保障される「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれており、従って「放送事業者の意思に反して区域外再送信されない自由」が保障されるべきである。
338	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	26	15~22	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	放送事業者は、放送法で定められた放送対象地域を前提に放送番組を編集しており、「放送の地域性に係る意図」は、その地域の視聴者に対し、日々の生活に必要な地域情報や豊かで良質な番組を届けるという「積極的な意図」である。こうした放送事業者の意図は、「番組編集上の意図」として最大限尊重すべきであり、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量において最も重要視すべきである。研究会の議論にあったように、憲法21条で保障されている「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれており、こうした放送事業者の「番組編集上の意図」としての「放送の地域性に係る意図」を最も重要視することにより、「放送事業者の意思に反して区域外再送信されない自由」が保障されるべきである。
339	(株)毎日放送	地上放送事業者	26	15~27	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。 具体的に「受益者の利益」の確保が大きい場合は・・・同意裁定を行うことも適当であると考えられる。	「放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図」旨の記述があるが、これは削除すべきである。放送事業者は、放送法で定められた放送対象地域を前提に放送番組を編集しており、「放送の地域性に係る意図」は、その地域の視聴者に対し、特に、災害放送、地域情報、政見放送等をサービスするという積極的な意図である。また各地上放送事業者は各々の放送対象地域に見合った権利料の支払いによって番組を制作・調達しているのであって、望まざる区域外再送信がもたらす実効的放送エリアの拡大は、コンプライアンス意識の高まり、著作権者の意識の高まりの時流の中にあつては権利料の膨張を招き、放送事業者の経営基盤安定化の阻害要因となる。さらにコマースの放映にあつても、地域限定キャンペーンのようなコマースは日常茶飯にあり、区域外再送信による実効放送エリアの拡大で消費者に混乱を招く事態が実際に起こっている。こうした放送事業者の放送区域に関する意図は、「番組編集上の意図」として最大限尊重すべきであり、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量において、最も重要視すべきである。研究会の議論にあつたように、憲法21条で保障されている「表現の自由」の中には、「表現しない自由」が含まれており、こうした放送事業者の「番組編集上の意図」としての「放送の地域性に係る意図」を最も重要視することにより、「放送事業者の意思に反して、区域外再送信されない自由」が保障されるべきである。また地域性に係る意図の中には、同一ネットワーク間では主要な番組が重複しており、再送信の局へ多大な迷惑を掛けたくない、という経営的な判断も含んでいる。従って地域性は5基準に比べて最も重要視すべき要件である。また先述のように望まざる区域外再送信による著作権者への対価支払の膨張は、それが番組の質の低下、ひいては民営企業である地上放送事業者の経営基盤を阻害することは国民一般視聴者に利益にも反するものである。左記は少数波地域の受信者のみを想定しているのか。既に4波の地域は、隣県の4波が再送信されることが、地元局の経営問題よりも受益者の利益に適うとはとても思えない。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
340	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	26	15～29	イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は……範囲内にあるとして、同意裁定を行うことも適当であると考えられる。	「受信者の利益」の確保が必要な場合は、同意裁定を行うことが妥当であると考えます。
341	(株)伊豆急ケーブルネットワーク	有線テレビジョン放送事業者	26	16	「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	「消極的な意図」との指摘があるように、基準として盛り込む必要があるのか疑問ですが、「番組編集上の意図」の新たな一つとして上げるのであれば具体的な例を示す必要があると考えます。 受信者が放送区域を越えた生活圏を持つことが多くなった現在において、放送も隣接する複数の地域情報を積極的に提供し受信者が選択すべきであると考えます。電波では受信障害などを引き起こす可能性もありますが、これに貢献できるのが有線テレビジョン放送による再送信であり、アナログでも有効な情報伝達機能として発達してきました。 放送という一方的なメディアで受信者の必要としている情報を制限することは、受信者の利益を制限することになると考えます。
342	テレビせとうち(株)	地上放送事業者	26	17	イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く…	放送法および放送普及基本計画に定められた放送対象地域を尊重し、「放送の地域性に係る意図」を従前の5基準と同等の扱いとするよう強く要望いたします。 地域性に関して言うと、例えば政見放送においては、その放送は放送区域内の選挙区でのみ放送されることを前提としており、区域外で放送が行われることは結果として公職選挙法で定められた規程に反する可能性もあります。よって放送対象地域以外で見られたくないという意図は決して消極的なものではなく、法の趣旨に則ったものであることを強く指摘したいと思います。
343	広島テレビ放送(株)	地上放送事業者	26	16～18	「放送の地域性に係る意図」は(略)消極的な意図であることから、	「放送の地域性に係る意図」は地域免許制度の根幹をなす表現の権利の一つであり、放送対象区域に向けた情報を区域外では見られたくないという意図が「消極的な意図」との認識は改めていただきたい。放送事業者の判断により必要であればネットワークを通じて全国に情報を発信することができ、場合によっては番組販売により、特定の区域にも有料で伝送することも可能である。また、番組販売は有線テレビに対しても可能であり、「受信者」の要望に応え、有線事業者が番組購入しケーブルで送信することも可能である。
344	(株)熊本放送	地上放送事業者	26	16～21	2(3)裁定基準の見直し等 ②イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	「放送の地域性に係る意図」は、憲法第21条の「表現の自由」から導かれる権利である。決して「消極的な意図」などではなく、昭和61年5基準と同等に考えるべきである。 従って、仮に大臣裁定を下す場合においても、他の5基準と同様に「受信者の利益」の内容・程度にかかわらず、常に「放送の地域性に係る意図」を確保することが適当と考えるべきである。
345	(株)東京放送	地上放送事業者	26	16～21	2(3)裁定基準の見直し等 ②イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	「放送の地域性に係る意図」は標記研究会の委員から指摘されているように、憲法第21条の「表現の自由」から導かれるところの保護すべき重要な権利である。まさに民主国家の礎と言っても過言ではないものであり、決して「消極的な意図」などと矮小化すべきでなく、従来からの昭和61年5基準に比べても保護すべき必要性は遜色ないと考えるべきである。 従って、仮に大臣裁定を下す場合においても、他の5基準と同様に「受信者の利益」の内容・程度にかかわらず、常に「放送の地域性に係る意図」を確保することが適当と考えるべきである。
346	静岡放送(株)	地上放送事業者	26	17～22	イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	放送対象地域とは、1Pの注1で「その地域の自然的、経済的、社会的、文化的事情や周波数の効率的利用を考慮して、放送普及基本計画に規程されているもの」と書かれている。「放送の地域性」はかかる事由により定められたものであり、消極的な意図でもなく、ましてや5基準に比して保護すべき必要性が低いものとはいえない。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
347	(株)テレビ静岡	地上放送事業者	26	17~22	イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたいという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として示すことが適当とする点は評価するが、「消極的な意図」5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く」という位置付けは適切でない。 放送対象地域は放送普及基本計画に規定されており、放送番組は「放送エリア」を想定して企画・制作(権利処理を含む)・販売されており、放送の地域性は「番組編集上の意図」として尊重されるべきと考える。
348	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	26	17~22	イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準」の表現の抜本的変更 「放送の地域性に係る意図」は、広く国民視聴者に向かって表現(放送)されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたいという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める上記5つの基準に比べて保護すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の適否)を判断することが適当である。	裁定制度は、廃止すべきであるが、仮に、裁定制度が廃止されなかった場合を想定し、意見を述べる。 放送法第二条の二 6項により、地上放送事業者は「その行う放送に係る放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるもの」であることから、当該箇所には下記のような2つの誤りがある。 (1)「…広く国民視聴者…」ではなく、「…放送対象地域の視聴者…」である。 (2)「…放送対象地域以外では見られたいという消極的な意図…」と表現しているが、地上放送事業者は、自社の放送対象地域以外での視聴に関しては一般的に考慮の外に置いている。このため、「消極的な意図」という尺度の表現は不適切である。 したがって、当該箇所には「放送の地域性に係る意図」は、…上記5つの基準以上に保護すべき必要がある…」という記述を用いた表現に改めるべきである。
349	朝日放送(株)	地上放送事業者	26	17~29	受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性にかかる意図」の比較衡量の基準	大阪を中心とした関西広域圏を放送対象区域とする当社には、関西に限定された放送だからこそ制作・編成できる番組が数多くある。番組出演者の中には、関西の視聴者に向けてこそ、意見・コメントを発信したいという意図を持つ人が数多いことは事実である。 また、関西限定だからこそ放送が可能になるスポーツ中継や映画・ドラマも数多い。 当社は、放送地域である関西だけの視聴者にメリットのある情報番組を多く制作することにより、地域の高い支持を受ける編成的な努力を続けている。このような関西限定の番組は「放送対象地域以外では見られたいという消極的な意図」には当たらず、むしろ積極的な番組制作ならびに編成の意図の結果であることは明白である。 このような番組編成の制作意図を「消極的な意図」という考え方で括って、区域外再送信の障害にはならないと結論づけるのは早計だ。区域外再送信が制度的に恒常化し、その結果、地域を限定した番組が制作編成できなくなった場合、区域内の視聴者は今まで視聴できた豊かな番組サービスが享受できなくなる。これでは本末転倒である。 重ねて言うが、放送の地域性にかかる意図は地上波局にとっては大きな番組編集上の意図の一つである。 本研究会の最終答申においては、区域内の全ての視聴者の利益についても十分に配慮を払われるべきである。
350	広島テレビ放送(株)	地上放送事業者	26	19	5つの基準	いわゆる「5つの基準」は資格要件であり大臣裁定の判断基準とすべきではない。
351	匿名	地上放送事業者	26	23~33	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益 隣接の地域(県)の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれが属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まると考えることが適当である。 こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。 i) 地域間における人・物等の交流状況(略) ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等(略) iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣(略)	地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量る要素として、i) 地域間における人・物等の交流状況、ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等、iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣といった3つを挙げているが、これらの要素を同列に扱うのではなく、「i) 地域間における人・物等の交流状況」を基礎とすべきである。 具体的には、「ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等」では、江戸時代以前の「藩」という地域区分や方言等の風俗・文化経済圏をもって地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量ろうとしているが、その考え方は、宮崎県の大半は島津藩(鹿児島県の前身)になってしまふ。現在の行政区分は都道府県であり、これに基づく地域免許制度によって、現在の放送秩序が形成されている以上、「ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等」は付加的な要素に過ぎない。これを同列に扱えば、現行の放送秩序を逸脱する一方で、今回の研究会の検討課題には含まれていない地域免許制度の見直しにまで波及することになり、妥当ではないと考える。江戸時代の形態を参考にすることは時代に逆行したものであり、全く理解に苦しむ。 また、「iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣」も付加的な要素とすべきである。これを尊重すると、新たな放送局の開局などの事情変更があっても、一度同意した区域外再送信は永久に拒否できなくなる。また、宮崎では過去の経緯で、無断でエリア拡大している状況もあり、それも視聴形態ととらえられることは断じて出来ない。 したがって、地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量る要素として、「ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等」と「iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣」を独立させるのではなく、「i) 地域間における人・物等の交流状況」によって地域間の関連性を量るためのあくまで付加的な要素とすべきである。 宮崎は民放2局地区であり、また弊社は3局(CX-NTV-EX)クロス編成のため、キー局と日時違いでネット番組を放送したり、キー局と同時間で放送されない番組も日時違いでローカル編成している。更に、ケーブルテレビの区域外再送信と同時間で重複して放送される番組も非常に多い。 よって、区域外再送信でこうした番組が弊社より先に放送されることにより、弊社のコンテンツが2次利用的なソフト価値になっているケースが多い。 又、その他の視聴率は、ゴールデン、プライムは1局分に相当する数字になっており、売り上げにも大きな影響が出ている。 民放2局地区という状況で、県民への情報格差是正の手段として区域外再送信の役割を全く否定するものではない。しかし、多額のデジタル設備投資等で経営が厳しくなっている中、地域住民の生活に密着している放送事業者の経営を悪化させることは番組制作、番組購入面などからも質の低下につながりかねない。 あくまでケーブルテレビ契約者のみへのサービスである「受信者の利益」とあまねく県民に放送として伝えている放送事業者の立場をよく考慮して欲しい。ケーブルテレビ放送事業者側に偏った見解といえる。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
352	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	26~27	23~	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益 (2)の①で述べられている隣接の地域(県)の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれ属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まると考えることが適当である。こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。 i) 地域間における人・物等の交流状況(略) ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等(略) iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣(略)	こうした地域間の関連性の程度を量る要素として i) 地域間における人・物等の交流状況 ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣等を挙げるのに何ら異論はないが、これら3つの要素は密接な関係にあると考えられる。歴史的な経緯があつての、地域間における人・物等の交流であり、視聴実態、視聴習慣等が形成されるという関係にあると考えられる。であるならば、これら地域間の関連性の程度を量る3つの要素の関係を、バラバラな独立した関係として捉えるのではなく、相互に関連性のある、密接な関係として考えるべきなのは当然である。
353	匿名	地上放送事業者	26~27	32~	a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 (2)の①で述べられている隣接の地域(県)の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれが属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まると考えることが適当である。こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。	a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 「受信者の利益」の程度を量る地域間の関連性の程度については、列挙されているように様々な要素が絡み合うほか、有線テレビジョン放送事業者の性格、受信者の利益(損失)の程度も見極めることが重要である。民間放送事業者側の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と個別に判断することは困難であるため、再送信元の民間放送事業者数など明確な判断基準あるいは対象基準のフレームづくりが求められている。
354	長野県辰野町	地方自治体	26~27	32~	第Ⅱ部 対応の方向性 (3) 裁定基準の見直し等 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合	ここでは、「地域間の生活面・経済面での関連性の程度」を言われていますが、当町では、高校生の進学先の過半数以上が首都圏の大学等に進学しており、親及び家族は首都圏の情報を必要としています。 また、新聞のテレビ面には県内紙は勿論、全国紙までもが県内民放と同列で東京キー局の番組表を掲載しているのが現状です。これも定着した文化の一部と言えるのではないのでしょうか。
355	個人	個人	26~29	32~	第Ⅱ部 対応の方向性 (3) 最低基準の見直し等 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 全文	ここでは、「地域間の生活面・経済面での関連性の程度」を言われていますが、我が地域では、高校生の進学者の過半数以上が首都圏の大学等に進学しており、親及び家族は首都圏の情報を必要としています。 また、新聞のテレビ面には県内紙は勿論、全国紙までもが県内民放と同列で東京キー局の番組表を掲載しているのが現状です。これも定着した文化の一部と言えるのではないのでしょうか。
356	個人	個人	26~29	32~	第Ⅱ部 対応の方向性 (3) 最低基準の見直し等 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 全文	有線テレビジョン放送の再送信によることで、家庭生活において身近な存在であるマスメディアの一つから、県外の地域情報を身近に得ることができ、受信者の生活圏が広がると考えられます。 また、受信者が身近な地域における情報の収集量と、同程度の県外地域情報の収集を得るためには、テレビジョンによる番組の再送信が必要不可欠であると考えられます。
357	個人	個人	26~29	32~	第Ⅱ部 対応の方向性 (3) 最低基準の見直し等 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 全文	長野県は関東甲信越地区として、東京を中心とした生活圏、経済圏に属しており、東京キー局の番組を直接見られないのは、地理的要因(山間部による隔絶)程度と考えており、長野県、山梨県と北関東の諸県とでは、東京との繋がりは同程度であると考えます。 全国どの都道府県でも、どこかの広域的生活圏、経済圏に属しており、その中心となる情報を等しく共有できることが、道州制の導入等も踏まえ大切ではないかと考えます。
358	個人	個人	26~29	32~	第Ⅱ部 対応の方向性 (3) 最低基準の見直し等 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 全文	ここでは、「地域間の生活面・経済面での関連性の程度」を言われていますが、私が居住する岡谷市をはじめとする諏訪地域(岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村)では、高校卒業後の進学者の過半数以上が首都圏の大学等に進学しており、親及び家族は、進学の前後を通じ様々な局面において、首都圏の情報を必要としています。 また、諏訪地域は、戦前は生糸の世界的な供給地として、戦後は「東洋のスイス」とも謳われた精密工業のメッカとして、日本経済の発展に大きく寄与しており、現在においても、地域内と首都圏内企業及び大学との連携や取引が盛んに行われている状況を踏まえると、地域内の製造業経営者にとっても、首都圏の情報を得ることは、企業を存続して行く上で重要なウエイトを占めています。 さらに、諏訪地域は首都圏から鉄道・車とも2時間台で到達できる位置にあり、諏訪湖や白樺湖、蓼科高原、メヶ原高原など多くの観光資源を有していることと相まって、毎年、多くの観光客が首都圏より訪れております。観光客の方々のニーズに即したサービスの提供は、観光産業に従事される方々にとってまさに「生命線」であり、そのためには首都圏の情報得ることが欠かせない状況にあります。 このほか、最近では、コンビニに行く感覚で首都圏域内の商業施設に買い物に出掛ける世代も多くなってきております。 以上のような状況を反映し、新聞のテレビ面には県内紙は勿論、全国紙までもが県内民放と同列で東京キー局の番組表を掲載しているのが現状です。 これまで述べてきたとおり、首都圏と諏訪地域は、過去から現在に至るまで、人、物、情報等の交流の程度が極めて強く、生活面・経済面での関連性も著しく高い状況にあります。 世帯普及率が100%近い状況にある地元CATV事業者の有線放送により、昭和59年から四半世紀にわたって視聴できてきた東京キー局の放送が、地上デジタル放送への移行により視聴できなくなることは、これまでの歴史的経緯、生活習慣を覆すことになり、「受信者の利益」を著しく侵害するものであります。 諏訪地域の住民にとって、利便性が後退するのであれば、多額の経費をかけてデジタル化を行う必要は無いものと思えます。
359	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	27	1~29	(2)の①で述べられている隣接の地域(県)の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、……地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなる考えられている。	i) 地域間における人・物等の交流状況、ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等、iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣、を考慮して、行政区である市町村単位で範囲を定め、県内民放の系列内外問わず、区域外再送信を出来るようにすることを提案します。 市、県、国の協力を受けながら2011年までに岩国市の情報格差の解消を目的に過疎地域である未整備地区を整備していく計画を立てておりますが、同一市内で情報格差が生じることのないよう、ガイドラインに盛り込んでいただきたいと要望致します。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
360	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	27	6~29	<p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)</p> <p>イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>ア「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること」の場合</p> <p>(2)の①で述べられている隣接の地域(県)の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれ属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まると考えることが適当である。こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。</p> <p>イ) 地域間における人・物等の交流状況(略)</p> <p>ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等(略)</p> <p>iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣</p>	<p>地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量る要素として、i) 地域間における人・物等の交流状況、ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等、iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣といった3つをあげているが、これらの要素を同列に扱うのではなく、「i) 地域間における人・物等の交流状況」を基軸とすべきである。</p> <p>具体的には、「ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等」では、江戸時代以前の「藩」の地域区分や方言等の風俗・文化圏をもって地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量ろうとしている。しかし、現在の行政区分は都道府県であり、これに基づく地域免許制度によって、現在の放送秩序が形成されている以上、「ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等」は付加的な要素に過ぎない。</p> <p>また、「iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣」も付加的な要素とすべきである。これを尊重すると、新たな放送局の開局などの事情変更があっても、一度同意した区域外再送信は永久に拒否できなくなる。</p> <p>したがって、地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量る要素として、「ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等」と「iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣」を独立させるのではなく、「i) 地域間における人・物等の交流状況」によって地域間の関連性を量るための付加的な要素とすべきである。</p>
361	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	27	6~29	<p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)</p> <p>イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>ア「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること」の場合</p> <p>(2)の①で述べられている隣接の地域(県)の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれ属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まると考えることが適当である。こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。</p> <p>イ) 地域間における人・物等の交流状況(略)</p> <p>ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等(略)</p> <p>iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣(略)</p>	<p>地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量る要素として、i) 地域間における人・物等の交流状況、ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等、iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣といった3つをあげているが、これらの要素を同列に扱うのではなく、「i) 地域間における人・物等の交流状況」を基軸とすべきである。</p> <p>具体的には、「ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等」では、江戸時代以前の「藩」の地域区分や方言等の風俗・文化圏をもって地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量ろうとしている。しかし、現在の行政区分は都道府県であり、これに基づく地域免許制度によって、現在の放送秩序が形成されている以上、「ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等」は付加的な要素に過ぎない。</p> <p>また、「iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣」も付加的な要素とすべきである。これを尊重すると、新たな放送局の開局などの事情変更があっても、一度同意した区域外再送信は永久に拒否できなくなる。</p> <p>したがって、地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量る要素として、「ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等」と「iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣」を独立させるのではなく、「i) 地域間における人・物等の交流状況」によって地域間の関連性を量るための付加的な要素とすべきである。</p>
362	(株)毎日放送	地上放送事業者	27	6~29	<p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)</p> <p>イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>ア「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること」の場合</p> <p>(2)の①で述べられている隣接の地域(県)の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれ属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まると考えることが適当である。こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。</p> <p>イ) 地域間における人・物等の交流状況(略)</p> <p>ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等(略)</p> <p>iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣(略)</p>	<p>地域間の生活面・経済面での関連性の程度を量る要素として、i) 地域間における人・物等の交流状況、ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等、iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣といった3つを挙げているが、これらの要素を同列に扱うのではなく、「i) 地域間における人・物等の交流状況」を基軸とすべきである。</p> <p>「iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣」の尊重では、何らかの事情変更があっても、一度同意した区域外再送信は永久に拒否できなくなる。現行アナログ放送での区域外再送信にはいわゆる違法再送信も含まれる訳なのでその点についても留意するべきである。</p> <p>特に視聴実態については、それが適法な同意の下で行われてきたか否かがまず問われるべきで、中にはかつて少数チャンネル地域であったことから始まった再送信が、その後の放送局新設による放送事業者の再三の同意中止通告にも関わらず、これを無視して再送信が行われてきた違法再送信もある。それらも含め「再送信の視聴実態がある」とする事は、違法を追認することとなり、承服できない。</p>
363	(株)ケーブルテレビ富山	有線テレビジョン放送事業者	27	8	<p>第II部 対応の方向性</p> <p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(3) 裁定基準の見直し等</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図</p> <p>イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>ア「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること」の場合</p>	<p>再送信の同意条件に従前の5原則に加え受信者の視点3点を追加して欲しい。(現状は裁定の判断基準)</p> <p>i) 少数チャンネル地域</p> <p>ii) 隣接地域</p> <p>iii) 文化的・経済的に一体的な地域</p>
364	長野県立科町	地方自治体	27	15	<p>(2)の①で述べられている隣接の地域(県)の地域情報を取得することに係る「受信者の利益」の程度については、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれが属する地域間の生活面・経済面での関連性の程度により定まると考えることが適当である。</p> <p>こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。</p> <p>i) 地域間における人・物等の交流状況</p> <p>以下に掲げる事項のような人、物、情報等の交流の程度が高い場合には、一般的には、生活面・経済面での関連性の程度が高く、地域住民にとって当該地域の情報を取得したいという必要性が高いと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤・通学等人の移動状況 ・ 両地域間の経済的取引状況 ・ 電波のスピルオーバー 等 	<p>「受信者の利益」の程度について、生活面・経済面での関連性の程度により定まるとされている。当町は、長野県の東部に位置し、長野新幹線佐久平駅より車で約20分、佐久平駅-上野駅間は、長野新幹線で1時間13分の距離である。平成9年の長野新幹線開通より、約2時間で都内に移動できるようになり、かつて宿泊を伴っていた観光やビジネスの行き来が、日帰りの距離となった。利便性が高まったことにより、情報の共有が必要とされている。また、立科町南部の白樺高原は、年間200万人が訪れる観光地であり、別荘地でもある。関東方面からも大勢の訪れをいただいており、気象や交通事情等を特に必要としている。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
365	長野県松本市	地方自治体	25~29	4~	放送の地域性に係る意図について記述がある部分のうち、「生活面・経済面での一定の関連性」の確認に関する部分	現在、地元CATVの視聴者が、東京キー局の放送番組を視聴している生活実態があります。 市民生活は、多種多様ですが、享受している情報が少なからず多くの市民の生活に欠くことのできないものとなっている現状において、「生活面・経済面での一定の関連性」について、新たな尺度をもって判断することは、非常に困難であり、どのような尺度をもってしても、対象外と判断された視聴者は、少なからず、現状享受できている情報の利益が減少し、又は、皆減することとなってしまいます。 以上、現状の市民生活における視聴者としての利益が損なわれることのないように意見を申しあげるものです。
366	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	27	6	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(3)裁定の基準の見直し等 イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 “こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが…”	以下のように追記を要します。 i) “地域間における人・物等の交流状況”・“ ”内の“人・物”の後に“情報”を入れる。 (理由)本文に“情報”が入っているから。 ii) 例示に次のような例を追記していただきたい。 “・再送信元地域で発行される新聞・雑誌が配達・販売され、再送信元の番組表をテレビ欄で見ることが出来るような場合” “・大都市圏の後背地として地域特性を活かした工業の立地、食料品などの生活必需品の生産拠点、セカンドハウス(別荘)の集中や観光利用の密度が高いような場合”
367	(株)テレビ大分	地上放送事業者	27	6~29	2(3)②イ) a「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のようなものが考えられる。 i) 地域間における人・物の交流状況(中略) ・通勤・通学等人の移動状況 ・両地域間の経済的取引状況 ・電波のスピルオーバー等 ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等(中略) iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣(以下略)	「受信者の利益」のうち①「地域情報の取得」については、i)を軸に判断するのが適当です。 大分県の場合日田地区がこれに該当すると考えられ、住民の話し合いで解決し、福岡5波の再送信を同意し承致しました。 今後、豊後高田地区に於いても、スピルオーバーの観点から区域内の一般住宅での受信可能な福岡波のチャンネル全てを再送信する方向で検討していますが、この考え方は全県下に及ぶものではありません。 ii)に関しては、江戸時代から100数十年も経過しており、どの地域がこれに該当するのか具体性がなく、仮にあっても極めて例外的な事例であって、特筆すべき要素とは考えられません。 また、特にiii)に関しては、それが適法な同意の下で行われてきたサービスが否かがまず問われるところ。中にはかつて少数チャンネル地域であったことから始まった再送信が、その後の放送局新設による放送事業者の再三の同意中止通告にも関わらず行われてきた違法再送信もありません。それらも含め「再送信の視聴実態がある」と断じることが、有線テレビジョン放送事業者が「生活面・経済面での関連性」が低いにも関わらずビジネスの都合上行ってきたものをも追認することとなり、承服できません。
368	(株)大分放送	地上放送事業者	27	6~29	2(3)②イ) a「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のようなものが考えられる。 i) 地域間における人・物の交流状況(中略) ・通勤・通学等人の移動状況 ・両地域間の経済的取引状況 ・電波のスピルオーバー等 ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等(中略) iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣(以下略)	「受信者の利益」のうち①「地域情報の取得」については、i)を軸に判断するのが適当である。 大分県の場合日田地区がこれに該当すると考えられ、住民の話し合いで解決し、福岡5波の再送信を同意し承とした。 今後、豊後高田地区に於いても、スピルオーバーの観点から区域内の一般住宅での受信可能な福岡波のチャンネル全てを再送信するとして検討しているが、この考え方は全県下に及ぶものではない。 ii)に関しては、廃藩置県から137年を経過した今日において、どの地域がこれに該当するのか具体性がなく、仮にあっても極めて例外的な事例であって、特筆すべき要素とは考えられない。 また、特にiii)に関しては、それが適法な同意の下で行われてきたサービスが否かがまず問われるところである。中にはかつて少数チャンネル地域であったことから始まった再送信が、その後の放送局新設による放送事業者の再三の同意中止通告にも関わらず行われてきた違法再送信もある。それらも含め「再送信の視聴実態がある」と断じることが、有線テレビジョン放送事業者が「生活面・経済面での関連性」が低いにも関わらずビジネスの都合上行ってきたものをも追認することとなり、承服できない。
369	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	27	6~29	2(3)②イ) a「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のようなものが考えられる。 i) 地域間における人・物の交流状況(中略) ・通勤・通学等人の移動状況 ・両地域間の経済的取引状況 ・電波のスピルオーバー等 ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等(中略) iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣(以下略)	「受信者の利益」のうち①「地域情報の取得」については、i)を軸に判断するのが適当であります。 大分県の場合日田地区がこれに該当すると考えられ、住民の話し合いで解決し、福岡5波の再送信を同意し承としました。 今後、豊後高田地区に於いても、スピルオーバーの観点から区域内の一般住宅での受信可能な福岡波のチャンネル全てを再送信するとして検討しているが、この考え方は全県下に及ぶものではない。 ii)に関しては、廃藩置県から137年を経過した今日において、どの地域がこれに該当するのか具体性がなく、仮にあっても極めて例外的な事例であって、特筆すべき要素とは考えられません。 また、特にiii)に関しては、それが適法な同意の下で行われてきたサービスが否かがまず問われるところであり、中にはかつて少数チャンネル地域であったことから始まった再送信が、その後の放送局新設による放送事業者の再三の同意中止通告にも関わらず行われてきた違法再送信もある。それらも含め「再送信の視聴実態がある」と断じることが、有線テレビジョン放送事業者が「生活面・経済面での関連性」が低いにも関わらずビジネスの都合上行ってきたものをも追認することとなり、承服できません。
370	(株)ケーブルネット下関	有線テレビジョン放送事業者	27	6~29	こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のものが考えられる。 i) 地域間における人・物等の交流状況 ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣	地域間の関連性の程度を測る要素として挙げられている3つの要素については、客観的な基準になりうるので、合理性があり賛同いたします
371	(株)東京放送	地上放送事業者	27	6~29	2(3)②イ) a「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 こうした地域間の関連性の程度を量る要素としては以下のようなものが考えられる。 i) 地域間における人・物の交流状況(中略) ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等(中略) iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣(以下略)	「受信者の利益」のうち①「地域情報の取得」については、i)を軸に判断するのが適当である。ii)に関しては、廃藩置県から137年を経過した今日において、どの地域がこれに該当するのか具体性がなく、仮にあっても極めて例外的な事例であって、特筆すべき要素とは考えられない。 また、特にiii)に関しては、それが適法な同意の下で行われてきたサービスが否かがまず問われるところである。中にはかつて少数チャンネル地域であったことから始まった再送信が、その後の放送局新設による放送事業者の再三の同意中止通告にも関わらず行われてきた違法再送信もある。それらも含め「再送信の視聴実態がある」と断じることが、有線テレビジョン放送事業者が「生活面・経済面での関連性」が低いにも関わらずビジネスの都合上行ってきたものをも追認することとなり、承服できない。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
372	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	26~27	30~	(3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図 イ) 受信者の利益 i) 地域間における人・物等の交流状況 以下に掲げる事項のような人、物、情報等の交流の程度が強い場合には、一般的には、生活面・経済面での関連性の程度が高く、地域住民にとって当該地域の情報を取得したいという必要性が高いと考えられる。 ・通勤・通学等人の移動状況 ・両地域間の経済的取引状況 ・電波のスビルオーバー等	■ 地域間の関連性や情報取得の必要性を客観的に示すことは困難である。 ・「通勤・通学等の人の移動状況」「両地域間の経済的取引状況」「電波のスビルオーバー」等で、当該地域の情報取得の必要性が高いとする客観的基準を設定できるのか疑問である。
373	(社)日本ケーブルテレビ連盟信越支部	有線テレビジョン放送事業者団体	27	8~15	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定基準の見直し等 i) 地域間における人・物等の交流状況 全文	地域間の関連性の程度を量る要素として、私どもも生活面・経済面・文化面での関連性は大きなファクターと考えます。 ・長野県は、関東甲信越と呼ばれるとおり明治の時代から経済的及び文化的にも首都圏との結びつきが強く、企業の人的交流は大変多くあります。 ・長野県は縦に長い県であり、諏訪地方は県庁所在地の長野市に行くよりも、東京に行く方が近く、便利であり、日常的に東京へ買い物に行きます。 また、飯田地方は同様に名古屋に行く方が圧倒的に便利であり、中京と経済・文化圏が同一になっています。また、長野新幹線の開通により上田・軽井沢地方は首都圏の通勤圏になってきています。
374	静岡放送(株)	地上放送事業者	27	8~15	イ) 受信者の利益 i) 地域間における人・物等の交流状況 以下に掲げる事項のような人、物、情報等の交流の程度が強い場合には、一般的には、生活面・経済面での関連性の程度が高く、地域住民にとって当該地域の情報を取得したいという必要性が高いと考えられる。 ・通勤・通学等人の移動状況 ・両地域間の経済的取引状況 ・電波のスビルオーバー等	通勤・通学等人の移動状況や両地域間の経済的取引状況を客観的に納得できる具体的な数値として示すことができるのか。 スビルオーバーを「直接受信できること」と読み替えた場合、その基準はどうなるのか。
375	(株)信州ケーブルテレビジョン	有線テレビジョン放送事業者	27	8~15	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 最低基準の見直し等 i) 地域間における人・物等の交流状況 全文	長野新幹線が開通し東京まで1時間30分かつ、通勤通学圏内となっています。更に群馬県高崎・前橋・熊谷は完全に通勤通学圏となっています。このため、関東圏への大学進学率は非常に高くそこに住む家族も増えています。また、人・物・情報等の交流の程度が強いかどうかの判断する基準において、当該地域(千曲市)に住む住民の意識や考え方、行政の意見も最大限尊重されるよう明記いただきたい。
376	(株)倉敷ケーブルテレビ	有線テレビジョン放送事業者	27	8~15	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 i) 地域間における人・物等の交流状況 以下に掲げる事項のような人、物、情報等の交流の程度が強い場合には、一般的には、生活面・経済面での関連性の程度が高く、地域住民にとって当該地域の情報を取得したいという必要性が高いと考えられる。 ・通勤・通学等の移動状況 ・両地域の経済的取引状況 ・電波のスビルオーバー等	区域外再送信につきましては、岡山県の隣県兵庫県域放送の再送信同意を受け、15年間に渡り放送を継続してきました。岡山県と兵庫県は通勤・通学圏内として交流も多いところから必然的に生活・経済もさることながらスポーツ文化も関西圏と共有しているのが現状です。地域住民からも強い要望を受けて、大阪府域と同じ隣接県として、再送信同意を受けて継続してきました。隣県のためにスビルオーバーもあり、地域の一般家庭でも兵庫県域放送を受信できる環境にあります。
377	京都滋賀県人会	その他団体	27	8~22	i) 地域間における人・物等の交流状況 以下に掲げる事項のような人、物、情報等の交流の程度が強い場合には、一般的には、生活面・経済面での関連性の程度が高く、地域住民にとって当該地域の情報を取得したいという必要性が高いと考えられる。 ・通勤・通学等人の移動状況 ・両地域間の経済的取引状況 ・電波のスビルオーバー等 ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等 例えば、江戸時代以前の「藩」の地域区分や方言等の風俗・文化圏については、現在の都道府県の行政区域とは異なる場合でも、県域を超えた文化的な交流等が積極的に行われ、あるいは、地域住民における一体感・親近感が強いことが考えられることから、そのような場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。	京都と滋賀は「京滋」という言葉(ネット検索で274万件がヒット)に代表されるとおり歴史的・文化的にもつながりが深い。近年は鉄道・道路網の整備に伴い人的・経済的交流は増加の一途をたどっており、一体的な都市圏を形成している地域である。多くの企業は京滋をエリアとして本社・支社(支店)を置き、社名そのものに「京滋」を冠している社も少なくない。当京都滋賀県人会にも京都で活躍している多数の滋賀県出身者が所属している。また、両府県知事が定期的に会議を持っていることもつながりの深さを示しており、京滋の関係は現状に照らしても、他の地域とは比べ物にならないほど強いものがある。こうしたことから、地域間の関連性の程度を量る要素として適切である。しかし、現実的には京都の地域放送(KBS京都)が直接及び区域外再送信により滋賀のほとんどの地域で視聴可能であるのに対し、滋賀の地域放送(びわ湖放送)は京都では視聴出来ないという実態である。当県人会では、京滋間で「情報の交流」についても必要性が増してきているため、昨年、滋賀の地域放送が京都でも視聴可能となるよう、昨年「近畿総合通信局長」や京都府内の「有線テレビジョン放送事業者」らに要請文書を提出したところである。しかし、残念ながら現段階では、実現に至っていない。貴研究会の最終報告がこうした状況の解消に寄与することを大きく期待したいところである。なお、本「中間とりまとめ(案)」によると各県で裁定申請の具体例が見られるが、「裁定」によらずとも、この基準に明確に当てはまる場合は京都を放送対象地域にする、という制度見直しについても言及いただきたい。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
378	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	27~28	8~29	<p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)</p> <p>イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合</p> <p>イ)地域間における人・物等の交流状況</p> <p>以下に掲げる事項のような人、物、情報等の交流の程度が高い場合には、一般的には、生活面・経済面での関連性の程度が高く、地域住民にとって当該地域の情報を取得したいという必要性が高い。</p> <p>・ 通勤・通学等人の移動状況</p> <p>・ 両地域間の経済的取引状況</p> <p>・ 電波のスピルオーバー等</p> <p>ii)両地域の関係を巡る歴史的経緯等(略)</p> <p>iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣</p> <p>再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。</p> <p>このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の優位の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることと適当と考えられる。(略)</p> <p>今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めることが必要である。</p> <p>「一定の区域」をどのような区域とする場合であっても、その区域は、「受信者の利益が確保される」と「推定」されるに過ぎず、当事者に十分な手続機会が与えられた上で、「生活面・経済面での一定の関連性」が認められないと反証される場合には、同意裁定しないなど、社会実態を踏まえ柔軟な取扱いを行うことが適当と考えられる(逆に「一定の区域」以外の場合でも、「生活面・経済面での一定の関連性」が認められると立証できれば、同意裁定となる。)</p>	<p>地域間の関連性の程度を量る要素について、通勤通学等人の移動状況や経済的取引状況は、時代とともに大きく変化することから、曖昧な範囲を受信者の利益と表現することには疑問を感じる。地域を定める場合の方法としては、電波のスピルオーバーを一般家庭で標準的な機器を用いて受信できる範囲とすれば客観性が得られるのではないかと。加えて、電波のスピルオーバーについては、アナログとデジタルでは大きく異なることから、デジタルの実態に合わせて、一般家庭で直接受信する視聴者との均衡を欠かないよう配慮する必要がある。</p> <p>歴史的経緯が140年前の藩制度まで遡って考慮する必要があるか、行政制度との乖離がないよう、配慮すべきである。</p> <p>その際には、有線テレビジョン放送法および著作権法に抵触する違法な再送信については厳重な判断を下すべきである。</p> <p>民一民協議を注視するならば、「一定の区域」の具体的な範囲等は「推定」に頼ることなく、例えば「デジタルのスピルオーバー」区域で標準的な方法で受信できる区域」という、客観的な指標を第一前提に協議する旨、明記すべきである。</p>
379	伊賀上野ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	27	4	<p>・両地域間の経済的取引状況</p> <p>・電波のスピルオーバー等</p>	<p>・両地域間の経済的取引状況</p> <p>・<u>歴史上ならびに現在における文化・生活交流状況</u></p> <p>・電波のスピルオーバー等</p> <p>下線部分を追記</p>
380	(株)新潟総合テレビ	地上放送事業者	27	15	<p>第Ⅱ部 対応の方向性</p> <p>2 課題に関する対応の方向性</p> <p>(3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)</p> <p>イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合</p> <p>イ)地域間における人・物等の交流状況</p> <p>・ 電波のスピルオーバー等</p>	<p>「電波のスピルオーバー」という一言で記述するのは、誤解を生じる可能性が高い。少なくとも一般家庭の民生アンテナで受信できることが最低限の条件であることを盛り込むか、または電界強度等の数字で表すことが必要である。</p> <p>区域外再送信の多くは、電波法の「放送局の開設の根本的基準」で定められた「地上高10mの高さにおいて1mV/m以上」を満たしていないところから、その十数分の一の微弱な電波を受信している。</p> <p>巨大な高利得アンテナで、ケーブルテレビ事業者のサービスエリアから何Kmも離れた場所に、特異な地形を利用した受信基地を設置し、特殊な条件下で受信することは「電波のスピルオーバー」とは決して言えない。</p>
381	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	27	15	<p>・ 電波のスピルオーバー</p>	<p>「電波のスピルオーバー」については、例えば「民生用の受信アンテナを通常の条件で使用したときに見える地域」等、具体的な条件・定義の例示が必要である。</p>
382	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	27	16~22	<p>ii)両地域の関係を巡る歴史的経緯等</p> <p>例えば、江戸時代以前の「藩」の地域区分や方言等の風俗・文化圏については、(略)情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。</p>	<p>江戸時代の「藩」の区域が一つの文化圏を形成している地域もあるが、それは明治以降も現代に至るまで脈々と続いてきた地域の一体性によるものであり、現在の地域性と同義である。従って、現在の文化圏を越えて、わざわざ「藩」を持ち出す必然性はないと考える。</p>
383	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	27	16~29	<p>i)「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合」の一部変更</p> <p>ii)両地域の関係を巡る歴史的経緯等</p> <p>例えば、江戸時代以前の「藩」の地域区分や方言等の風俗・文化圏については、現在の都道府県の行政区域とは異なる場合でも、県域を超えた文化的な交流等が積極的に行われ、あるいは、地域住民における一体感・親近感が強いことが考えられることから、そのような場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。</p> <p>iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣</p> <p>再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。</p>	<p>裁定制度は、廃止すべきであるが、仮に、裁定制度が廃止されなかった場合を想定し、意見を述べる。</p> <p>生活面・経済面での一定の関連性が認められる場合として、i)「地域間における人・物等の交流状況」とii)「両地域の関係を巡る歴史的経緯等」とiii)「再送信に関する視聴実態、視聴習慣」の3つが挙げられているが、これらを同列に評価することはできない。</p> <p>具体的には、「ii)両地域の関係を巡る歴史的経緯等」について、江戸時代の「藩」という概念を殊更評価することには違和感を持つ。現在は都道府県の行政区域であり、地域免許制度が放送における秩序としてある以上、「藩」の概念は、付加的な評価としてのみ用いるべきである。</p> <p>また、「iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣」に関しても付加的な評価にすべきである。この項目に力点を置くと、一度同意した場合は永遠に同意し続けなければならないという、不合理な結果になる。</p> <p>したがって、「ii)両地域の関係を巡る歴史的経緯等」と「iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣」は、本項の主旨である地域間の関連性の程度を量る要素として、i)「地域間における人・物等の交流状況」よりも劣後して扱うのが適当である。</p> <p>当該箇所はこのような考え方に改めるべきである。</p>
384	個人	個人	27	10	<p>ii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣</p>	<p>芸術文化活動にかかわる一人として、東京キー局で流れる東京地域向けのコマーシャルを見てイベントや公演の情報を得たり、上京する際の買い物の情報を得たりと何気ない日々の中で、偶然知る情報は少なくありません。今や東京発の情報は全国向けであって、CMひとつ取っても地方民放経由では得られない情報がたくさんあります。東京ローカルと考える方が無理があります。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
385	個人	個人	27	12	iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣	・「受信者の利益」を考慮した場合、再送信料の料金体系は@840(区域内)～@3,150(区域外)と幅があり、特に区域外再送信をサービスの中心におくケーブルテレビ事業者は、再送信料の標準的対価はどのくらいと考えているのか？
386	匿名	地上放送事業者	27	12～18	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	区域外再送信が行われている実態がある場合であっても、有線テレビジョン放送法および著作権法に抵触する違法な再送信を解消すべきである。また、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」を尊重し、行き過ぎた区域外再送信は是正すべきである。まして、事前の話しもなく勝手にエリア拡大を申請するなどの契約違反の行為を繰り返しているケーブルテレビ事業者もあるのに、そのような視聴実態、視聴習慣にまで「受信者の利益」を優先することには理解できない。民間同士で民事的にあくまで解決すべきことである。 既得権の観点からみた場合においても、それは絶対的な権利ではなく、それが保護されるべき権利なのかは、個別に検討すべきである。
387	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	27	12～18	(3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図 イ) 受信者の利益 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	■違法再送信による視聴実態を既成事実化すべきではない。 ・過去、適正に同意を得ず、長年に渡りケーブルテレビ加入者にその違法性を告知せず、対価を得て区域外再送信を行ったり、区域外再送信をするための特別な受信ポイントを設ける現状もある。その結果、そうした地域住民が区域外の放送を視聴することが習慣として根付いている場合は、「受信者の利益」の確保とは考えられない。 ・ケーブルテレビ事業者の中には、違法を認識しながら区域外視聴可能をうたい文句に加入者を募り利益を得ている悪質なケースも存在する。こうした加入者をいわば人質に「受信者の利益」を主張するケーブルテレビ事業者の実態を把握すべきである。
388	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	27	12～18	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	「過去適正に同意を得て」いても、現在、再三にわたる放送事業者の警告を無視し、有線テレビジョン放送法に定められている、放送事業者の「同意」を得ることなく「違法に行われている再送信」に対してまでも、果たして「受信者の利益」すなわち、「一部の有料加入者の既得権を国が護る」必要性があるのか？ 「大臣裁定」制度は、有線テレビジョン放送産業が極めて零細であった時代の育成策として導入されたものと考えられるが、その後の飛躍的な発展により、そうした本来の立法趣旨は消滅している。 少数チャンネル地域であり、かつ地理的・経済的・文化的な一体性がある場合には、該当箇所の記述にあるような有線テレビジョン放送の役割を認めるとしても、その具体的な在り方は“民一民”の協議で合意すべきものであって、放送事業者の「表現しない自由」を「総務大臣の裁定」という一方的な行政処分によって切り捨てるべきではない。
389	須高ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	27	12～18	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図 イ) 受信者の利益 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣	「受信者の利益」の確保を最大限に考えた場合、弊社での区域外再送信は、19年間の視聴習慣・視聴実態があり、長野県内において4局目の民放が開局する以前から既に区域外再送信の視聴が生活習慣として定着しています。また、弊社対象地域の一部においては、弊社が開局する以前から、区域外波を家庭のアンテナで視聴している実態があります。そうしたことから、今後区域外再送信が仮に困難となった場合、「受信者の利益確保」という大前提が瓦解するものと考えます。
390	(株)伊豆急ケーブルネットワーク	有線テレビジョン放送事業者	27	13	iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	区域外のアナログ放送が一般家庭のアンテナで受信できている地域においては、放送事業者の同意を得て再送信してきた実態がある。デジタル放送も同様である場合に、不同意によりケーブルでの受信が出来なくなることは受信者にとって著しく不利益になる。また再送信できなくなる有線テレビジョン放送事業者も受信者に説明が困難である。アンテナでの視聴実態、視聴習慣がある地域についても、必然的に地域住民の情報取得による「受信者の利益」を確保すべきと考えます。
391	個人	個人	27	23	再送信に関する視聴実態、視聴習慣	・地方局で、リアルタイムに見られない放送を、毎週楽しみにしている。 ・朝の時間帯の、ニュース番組が地方局では放送していない為毎日見えています。 ・休日の午後など、地方局ではドラマをやっていない為、再送信局の番組を楽しみにしている。 ・番組を色々選べられる生活に、慣れている。 ・友人が居る、関東方面のニュースを楽しみにしている。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
392	静岡放送(株)	地上放送事業者	27	23~27	iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	民放4局地区となり、情報格差がなくなった以降もCATV事業者は区域外再送信を伴うエリア拡張を進めてきた。県外波の視聴は実態としては存在するが、県境の一部を除けばそれは後天的なものである。長年にわたる視聴習慣が保護されるべきとすれば、それは地元民放において他ならない。 区域外再送信はむしろCATV事業者の顧客獲得ツールに使われてきた歴史的経緯がある。CATV事業者が中小の同業者を吸収する際、被吸収エリアは「区域外の電波」が届かず、「生活面・経済面の一定の関連性がない」にも関わらず、既存のサービスエリアと同質のサービスを提供するという理由により、新たに区域外再送信を開始し、顧客の獲得に努めた事例もある。
393	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	27	23~29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a 「受信者が自らの生活等に必要で地域情報を取得できること」の場合 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	現在、区域外再送信が行われている実態がある場合であっても、有線テレビジョン放送法および著作権法に抵触する違法な再送信は解消すべきである。また、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」を尊重し、行き過ぎた区域外再送信は是正すべきである。 既得権の観点からみた場合においても、それは絶対的に確保すべき「受信者の利益」ではない。新たな放送局の開局などの事情変更を踏まえ、それが従来どおり確保されるべき「受信者の利益」なのかは、個別に検討すべきである。仮に、長年の視聴習慣があった場合でも、一定の経過措置を講じたうえで、受信者に十分な周知・説明を行うことにより、区域外再送信を停止することは可能と考える。
394	(株)仙台放送	地上放送事業者	27	23~29	iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	区域外再送信が行われている実態がある場合でも、当初チャンネル格差があつて、現在は解消されている場合などでは、放送普及基本計画に照らしても、既得権だという事だけで優遇されるべきでない。また、今後、デジタル放送への移行後にチャンネル格差が無くなる事もあり得る事も考慮すべき。
395	秋ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	27	23~29	第II部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合に、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	弊社は有線テレビジョン放送を平成元年から開始しましたが、当時は、山口県の民間放送は2波で、平成5年に3波となりました。当時地域住民の要望により、福岡波を同系列を含め5波の区域外再送信を開始し、現在まで約19年間同意書が切れることなく続いております。しかしながら、県内民間放送事業者の立場も考慮し、デジタル放送の区域外再送信は、同系列の3波は取りやめるとし、系列外の2波の再送信を要望しております。平成元年から約19年間にわたり区域外の放送番組を視聴しており、生活習慣として根付いており、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えます。
396	(社)日本ケーブルテレビ連盟信越支部	有線テレビジョン放送事業者団体	27	23~29	第II部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定基準の見直し等 iii) 再送信に関する視聴実態 全文	「長年にわたる再送信の実施」に対する「受信者の利益」の確保の必要性を謳っていることを評価しております。我々信越支部の事業者は、大変長い歴史を持っています。現在区域外再送信を行っている事業者21社の内、6社は30年以上区域外再送信をおこなっており、20年以上が11社と8割の事業者が20年以上おこなっています。したがって、受信者にとって区域外の放送は当たり前であり、特に30歳以下の世代は物心ついた時から東京キー局の放送を視聴、その視聴習慣を崩すことは不可能です。また、このような歴史的背景から、県内で発行される県内紙は勿論、全国紙までもがその新聞紙面のテレビ面に、地元放送局と同様に東京キー局の番組表を掲載しています。
397	国立大学法人信州大学	その他団体	27	23~29	iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことによって、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	長野県の場合、交通網の発達により、東京と生活圏・文化圏が同一であると感じている住民は少なくない。日常的に東京と行き来して仕事をする社会人にとっても、子供が東京にいる大学生の親にとっても、少しでも東京の情報を得たいというのは当然の欲求であり、地元CATVは、東京キー局の再送信により長年にわたりその役目を果たしてきた。従って、「受信者の利益」を確保するという観点からすれば、地上アナログ放送において長年にわたり広く行われてきた区域外再送信を、地上デジタル放送への転換にあたり、地上放送事業者の同意が得られないことで受信できなくなるというのは、視聴習慣のある受信者の理解を得られない。まずは受信者の利益の確保を優先的に考える必要があり、今後ますますそのニーズは増大すると思われる。 現在は民放4局地区である長野県も、TXN系列局の番販を含むキー局の深夜帯など一部の番組では、いまだに系列地方局では放送していない番組や1週遅れの放送も残り、受信者のニーズを完全に満たしているとは言えない。また、系列地方局は、そのコンテンツのほとんどをキー局に依存しているが、受信者は地元の情報を得るために、今後も系列地方局制作の情報番組、報道番組などを視聴し続けるのであり、民放各局がデジタル化により急激に不利益を被るとは考えにくい。どれほどの受信者が、キー局制作の全く同じ番組を見るためにキー局のチャンネルを選択するのか検証も必要であろうし、むしろその選択についても受信者に委ねるべきで、これまで存在していたその機会を奪うことは好ましくない。地方の人間は地元民放局の放送だけを見ていてくださいという論理は、衛星を含めた多チャンネル化で視聴者の選択肢が増え、ネットの発達にもよる情報共有の同時性のこの時代にはもはや成り立たないと思われる。 一方、一般視聴者にとっての地上デジタル放送化への対応方法を考えれば、テレビの買い替え、チューナー等録画機器の購入とともに、CATVへの加入も選択肢の一つであり、難視聴地域解消の他にも、低所得層・高齢層に配慮しつつ、地上デジタル放送への切り替えと進展を阻害しないような解決策を見出していくべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
398	(株)テレビ朝日	地上放送事業者	27	23~29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。 今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保のあり方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めることが必要である。	1 区域外再送信の受信者保護は、当該地域におけるケーブルテレビ以外の受信者(地上放送の受信者)との「利益」も比較衡量すべきであり、特に情報格差のない地域(民放4波化以上の地域)では両者間に著しい差異を設けるべきではない。 2 他県等からの放送を再放送する手段は区域外再送信だけに限られるものではなく、ケーブルテレビ受信者からニーズの高い番組を「番組購入」という方法により視聴させることも可能である。 特に同系列の放送が提供され、主要な番組が重複している場合には、その視聴不能番組は、深夜、早朝等の時間帯を除けばわずかである。その例外的な番組を視聴可能とするために、区域外再送信という行政処分(大臣裁定)により全番組の再送信を義務付けることは過度の権利行使といわざるを得ない。仮に区域外再送信が認められなければ視聴不能番組の中で、受信者の視聴ニーズが高い番組があるのなら、番組購入という通常の契約行為により入手するのが原則であると考えられる。 3 視聴実態や視聴習慣も、それは絶対的な権利や利益ではなく一つの比較衡量対象に過ぎない。既に県域の放送局により代替しうる情報提供(放送)が行われているならば、ここでいう「受信者の利益」は相対的に低下しているとみるべきであり、それが従来どおり保護されるべき権利、利益なのかは、個別に検討すべきと考える。 仮に、長年の区域外再送信が視聴習慣となっていたとしても、一定の経過期間をおいてサービスを停止することで区域外受信者の周知、説明は可能と思われる。 4 「一定の区域」は、通常の通勤・通学圏内や買い物等の日常生活上の行動範囲や通常のアンテナで地上波が受信可能な範囲を前提とすべきである。 そういう視点から見れば、週末だけの居住実態や新幹線による遠距離通勤等は、一般的に通常の通勤・通学圏内とはいえない。 こうした基本的理解のうえで、具体的には当該放送事業者とケーブルテレビ事業者の協議により判断すべきと考える。
399	(株)信州ケーブルテレビジョン	有線テレビジョン放送事業者	27	23~29	題Ⅱ部 対応の方向性 2課題に関する対応の方向性 (3) 裁定基準の見直し等 iii) 再送信に関する視聴実態 全文	当社の視聴者の皆様は、すでに30年にわたり東京キー局の放送をご覧になってきています。つまり30~40代の方々は生まれ、意識してテレビを見るようになってからごく当たり前に視聴してきています。もちろんその上の世代は、その重要性を認識しているためにケーブルテレビに加入し、視聴してきています。「長年にわたって再送信がおこなわれて・・・」の解釈においては視聴者が納得できるだけの配慮や意見聴取を願いたい。
400	長野県立科町	地方自治体	27	23~29	iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	昭和62年の地元ケーブルテレビの業務開始より、東京キー局の放送等が視聴され21年が経過し、(現在町内加入率約80%)東京キー局の放送を視聴することは当たり前という感覚になっている。もし、再送信が行われず、県内放送のみに戻った場合新規ケーブル加入者の減と解約者の増加が見込まれ、地元ケーブルテレビの存続も危ぶまれる事態となりうる。
401	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	27	23~29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	現在、区域外再送信が行われている実態がある場合であっても、有線テレビジョン放送法および著作権法に抵触する違法な再送信を解消すべきである。また、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」を尊重し、行き過ぎた区域外再送信は是正すべきである。 既得権の観点からみた場合においても、それは絶対的に確保すべき「受信者の利益」ではない。新たな放送局の開局などの事情変更を踏まえ、それが従来どおり確保されるべき「受信者の利益」なのかは、個別に検討すべきである。仮に、長年の視聴習慣があった場合でも、一定の経過措置を講じたうえで、受信者に十分な周知・説明を行うことにより、区域外再送信を停止ことは可能と考える。
402	(株)毎日放送	地上放送事業者	27	23~29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	区域外再送信が行われている実態がある場合であっても、有線テレビジョン放送法および著作権法に抵触する違法な再送信を解消すべきである。また、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」を尊重し、行き過ぎた区域外再送信は是正すべきである。 既得権についても、それは絶対的な権利ではなく、それが保護されるべき権利なのかは、個別に検討すべきである。
403	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	27	23~29	iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、・・・「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	アナログで長期間、視聴習慣のある放送を視聴できなくなると、「受信者の利益」を損ない、大きな混乱が予想されます。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
404	(株)倉敷ケーブルテレビ	有線テレビジョン放送事業者	27	23~29	iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合に、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	長年に亘る視聴実態、視聴習慣があることから過去適正に同意を得ていたアナログ放送と同様にデジタル放送についての再送信同意の申請を行ったところ、同意条件に岡山香川県内民間放送事業者の確認を取ることを提示を受けました。3回に亘り岡山・香川県内放送事業者の確認をとるもの理解を得る事が出来ず、今日に至っています。15年に亘って、地域住民が区域外放送番組の視聴実態、生活習慣として根付いている岡山県では「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられます。
405	出雲ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	27	23~29	iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、……………一層大きくなると考えられる。	地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられていることに賛同いたします。
406	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	27	23~31	(iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣 再送信が行われている実態がある場合には、情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。 このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きい	東京キー局が、過去に区域外再送信に同意を与えたのは、①当時はその地域に系列局がなく、その系列を見ることができないチャンネル格差があった、②地域からその系列が放送しているプロ野球や人気ドラマなどを是非見たいとの要望が多かった、③難視聴解消に努めている有線テレビジョン放送事業者は小規模で経営が必ずしも安定していなかったため、それを助ける、などの理由があった。その後系列局の開局により情報格差がなくなり、有線テレビジョン放送事業者も大きく成長したため、区域外再送信の同意を取り消したものであり、法令にも則り、かつ立法の趣旨にもならぬ矛盾しない正当な行為であった。有線テレビジョン放送事業者が、キー局の不同意を一方向的に無視し、違法な再送信を続けていることが現在の混乱を招いている。法の秩序の下での「国民視聴者の利益」の確保は当然必要であるが、それはここに記された「受信者の利益＝有料加入者の利益」であってはならない。ましてや違法再送信を行っている有線テレビジョン放送事業者の「不当な利益」が保護の対象にならないのは論をまたない。キー局等区域外の番組を、契約者である「有料加入者」に届ける必要があるなら、有線テレビジョン放送事業者の責任において番組購入するなどして対応すべきである。 iii)を論じたあと、このように「生活面・経済面で一定の関連性」が認められる場合については(略)、としているが、視聴実態、視聴習慣があるからといって地域性があるわけではないので、不適切な論理展開である。
407	個人	個人	27	23~28	受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣	私は、ケーブルテレビを約10年間、視聴し続けています。 東京キー局を主に視聴していますが、ゴールデンタイムは番組が重複しているものの、深夜や休日などは全く違う番組編成がなされており、区域外再送信が不可能な場合、今までの視聴習慣が損なわれることとなります。 情報取得についての「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと感じていますので、アナログ同様、東京キー局のデジタル放送再送信同意を強く望みます。
408	個人	個人	27	23~28	受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣	テレビ東京の区域外再送信を強く希望しています。 これまで、地元のケーブルテレビを通じて当たり前のように視聴してきました。 特にテレビ東京の「ワールドビジネスサテライト」「ガイアの夜明け」「日経ニュース」などはやはり、我々ビジネスマンにとって大切な情報源であり、他に代わるものはありません。 ぜひ、テレビ東京の区域外再送信を継続していただきますようお願いいたします。
409	伊賀上野ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	27	15	特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、……………	特に、過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたこと、あるいはケーブルテレビ事業開始以前、直接電波受信によって区域外受信の習慣が定着したこと等によって… 下線部分を追記 長年の定義について、ケーブルテレビ事業開始前のアンテナ視聴での視聴習慣も追加していただきたい。(要望) (当社の場合、放送開始から長年区域内再送信の電波が届かず、区域外再送信のアンテナ視聴習慣が定着しておりました。区域外再送信のアンテナ視聴習慣が放送開始当初から現在に至るまで約50年、ケーブルテレビを通しての視聴習慣が約17年)
410	(株)テレビ東京	地上放送事業者	27		iii)再送信に関する視聴実態、視聴習慣 過去適正に同意を得て、長年にわたって再送信が行われてきたことにより、地域住民が区域外の放送番組を視聴することが習慣として根付いている場合には、「受信者の利益」の確保の必要性が一層大きくなると考えられる。	再送信に同意するか否かは、地上放送事業者固有の権利であり、過去に同意したケースがあったとしても、その後の状況の変化等により、同意できなくなることもあります。一度同意したものは、事実上二度と不同意にできないという方向性を打ち出すことは、重大な権利侵害であり、有線テレビジョン放送法の極端な拡大解釈であります。テレビ東京は10年以上前から明確に区域外再送信に不同意の姿勢を打ち出し、ケーブル事業者にも通達しています。それにもかかわらず、違法再送信が後を絶たないことは甚だ遺憾であります。10年以上前の同意があったゆえに違法行為が是認されるようなことがないよう適正な判断を要望します。 前述の通り、違法再送信が止まっても、地元の地上波放送局を通じて、テレビ東京の番組はご覧いただくことができ、違法再送信事業者の加入者の不利益にはつながらないことを改めて強調しておきます。
411	(株)ドリームウェーブ静岡	有線テレビジョン放送事業者	20	7~10	第II部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3)裁定の基準の見直し等 ②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから	前出(No99)の内容を受けて、「対応の方向性についても」以下の【追記】が必要と思われるので、お願いしたい。 “iv)「生活そのものの移動」に伴う情報の移動の必要性 国民生活が豊かになったことに伴う「生活の高度化」による“生活の移動” 「生活の高度化」の例としては、別荘地、避暑・避寒地、レジャー基地の利用が定着し、特に首都圏等の広域大都市圏から大量に人口が移動し「生活そのもの」が大規模に移動する場合には、移動元の情報の取得について「受信者の利益」の確保の必要性が大きいと考えられる。”

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
412	(株)上田ケーブルビジョン	有線テレビジョン放送事業者	23		(2)裁定制度の意義における「生活面・経済面での一定に関連性」について	地域間の関連性の程度を量る要素として、26ページから27ページに i)、ii)、iii)の条件が記述されていますが、これは、「イ」受信者の利益」の項目ではなく、別に「生活面・経済面での一定に関連性」の基準として項目を立て、28ページの「エ」具体的な基準」における「一定の区域」との関わりを明確に表現するのが望ましい。
413	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	27	25～29	(3)裁定の基準の見直し等 ②放送が受信される地域についての意図 ウ)受信者の利益と放送事業者の利益の衡量による 基準(略) 具体的には、(2)の①の「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることも適当と考えられる。	■「生活面・経済面での一定の関連性」の客観的な線引きは困難であり、「一定の関連性」があれば、同意裁定が適当というのは、地上放送の地域免許制度と大きく矛盾している。 ■隣接地域の放送を見たいというニーズがあるだけで、区域外再送信を正当化すべきではない。隣接地域のどのような情報が必要か、区域外再送信以外にその情報を得ることができないかを検証すべきである。
414	(株)テレビ東京	地上放送事業者	27	下から2行目	このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受益者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることも適当と考えられる。	テレビ東京は、全国各県の放送局への番組販売を通して、その地域の「すべての」視聴者に対し、番組を視聴する機会を提供しています。 ケーブルテレビに対して区域外の同時再送信を同意することにより、当該地域での放送回数は、番組販売での放送と同時再送信での放送とをダブルカウントしなければなりません。 したがって、放送回数が決まっている番組に対し、区域外の同時再送信を同意すれば権利上の制約のため番組販売が不可能になる事態が予想されます。 さらに、番組販売での放送が同時再送信より後に放送されることになるため各県の放送局にとっても番組を購入するメリットが期待できず、販売が困難になることも予想されます。 広範囲に区域外再送信を同意しなければならぬとすれば、各県の全域で視聴可能だった番組が、同時再送信が視聴可能な「ケーブルテレビの加入世帯のみ」でしか視聴できなくなってしまうことが容易に予想できます。 これはその地域の視聴者全体にとって決して望ましい事態ではないと考えます。 研究会はそれでも、当該「違法」ケーブルテレビ「加入者の利益」を優先すべきとお考えでしょうか。区域外再送信の拡大がもたらす長期的な影響についてもぜひご勘案いただきたいと思います。
415	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	27、28	30～2	このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることも適当と考えられる。	「生活面・経済面での一定の関連性」が認められるための条件をガイドラインとして具体的に示していただきたい。この部分を曖昧にすると、これまでと同様の問題が起こると懸念されます。
416	(株)テレビ大分	地上放送事業者	27～28	30～	2(3)② イ)a このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることも適当と考えられる。	「生活面・経済面での一定の関連性」という曖昧な概念をもって「同意裁定となることも適当」と決めつけてしまうことは、「受信者の利益」への配慮に著しく偏った考え方であり、この事は考慮すべき重要な事項のひとつに過ぎず容認できません。
417	(株)大分放送	地上放送事業者	27～28	30～	2(3)② イ)a このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることも適当と考えられる。	「生活面・経済面での一定の関連性」という曖昧な概念をもって「同意裁定となることも適当」と決めつけてしまうことは、「受信者の利益」への配慮に著しく偏った考え方であり、容認できない。 有線テレビジョン放送事業者が同意を申請する際には、いかなるケースにおいても、この概念を申請理由の中心に据えることとなるが、拡大解釈が可能なこの一事をもって「同意裁定が適当」とするのは論外である。せいぜい「考慮すべき重要な事情の一つ」に過ぎない。
418	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	27～28	30～	2(3)② イ)a このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることも適当と考えられる。	「生活面・経済面での一定の関連性」という曖昧な概念をもって「同意裁定となることも適当」と決めつけてしまうことは、「受信者の利益」への配慮に著しく偏った考え方であり、容認できません。 有線テレビジョン放送事業者が同意を申請する際には、いかなるケースにおいても、この概念を申請理由の中心に据えることとなりますが、拡大解釈が可能なこの一事をもって「同意裁定が適当」とするのは論外です。せいぜい「考慮すべき重要な事情の一つ」に過ぎません。
419	(株)東京放送	地上放送事業者	27～28	30～	2(3)② イ)a このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることも適当と考えられる。	「生活面・経済面での一定の関連性」という曖昧な概念をもって「同意裁定となることも適当」と決めつけてしまうことは、「受信者の利益」への配慮に著しく偏った考え方であり、容認できない。 有線テレビジョン放送事業者が同意を申請する際には、いかなるケースにおいても、この概念を申請理由の中心に据えることとなるが、拡大解釈が可能なこの一事をもって「同意裁定が適当」とするのは論外である。せいぜい「考慮すべき重要な事情の一つ」に過ぎない。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
420	(株)テレビ静岡	地上放送事業者	27~28		(3)裁定基準の見直し等 このような「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる場合については、「受信者の利益」の確保の必要性が大きいことから、放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲内にあるとして、同意裁定となることも適当と考えられる	交通や通信の高度化に伴い、「生活面・経済面での一定の関連性」を持つエリアは当然ながら拡大の一途を辿っている。どこでどう線引きをするのか客観的な基準を示すことが可能か。 特に、関東広域圏・中京広域圏に隣接する静岡地域にあつては大都市圏の影響は大きく、地域の独自性を損なう恐れもあり十分な検討求めたい。
421	(株)ビック東海	有線テレビジョン放送事業者	28	1	放送事業者の「放送の地域性にかかわる意図」の侵害の程度が受忍すべき範囲	「放送の地域性にかかわる意図」は配信側がコントロールする物ではなく、受信者側が意図に合ったものを選択する事が最良と考えます。 「放送の地域性にかかわる意図」の侵害の如何をここで検討する必要はないのでは。
422	(株)熊本放送	地上放送事業者	28	3~18	2(3)②イa ただし、こうした考え方により(中略)「許容範囲内(受忍限度内)」か否かを、個別に判断することは一般的に困難であると考えられる。 一方、この判断の基準が曖昧な場合には(中略)「一定の区域」にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益を確保することが必要」(同意裁定)と推定する仕組みを設けることが考えられる。 この「一定の区域」については(中略)、例えば、通常一般の行政区域である市区町村、都道府県や放送法体系における地域の概念である放送対象地域のほか、気象情報に係る番組に用いられる地域区分なども想定される。	左記「一定の区域」を都道府県など広域に捉えることには賛成できない。何故ならば、何らかの関連性を主張することは比較的容易であるのに対し、隣県間で「生活面・経済面の関連性が認められない」と、具体的に反証することは難しいからである。 「一定の区域」の判断においては、「(通常の移動方法による)通勤・通学圏内」や「買い物など日常生活の行動範囲内」などを基準とし、具体的な地域としては「県境地域の市区町村およびこれに準じる地域」など、関連性が明確に強いと認識できる地域に限定することを原則として、あとは地元放送事業者も含めた事業者同士の協議に委ねることが適当である。
423	(株)東京放送	地上放送事業者	28	3~18	2(3)②イa ただし、こうした考え方により(中略)「許容範囲内(受忍限度内)」か否かを、個別に判断することは一般的に困難であると考えられる。 一方、この判断の基準が曖昧な場合には(中略)「一定の区域」にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益を確保することが必要」(同意裁定)と推定する仕組みを設けることが考えられる。 この「一定の区域」については(中略)、例えば、通常一般の行政区域である市区町村、都道府県や放送法体系における地域の概念である放送対象地域のほか、気象情報に係る番組に用いられる地域区分なども想定される。	「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と「受信者の利益」の程度を比較衡量し、許容範囲内(受忍限度内)か否かを個別に判断することが難しいのは事実であるが、だからといって、隣接する「一定の区域」を同意裁定すべき地域と推定する仕組みを設けることには慎重な検討が必要であり、特にそれを都道府県など広域に捉えることには賛成できない。何故ならば、何らかの関連性を主張することが比較的容易であるのに対し、隣県間で「生活面・経済面の関連性が認められない」と、具体的に反証することは難しいからである。 従って、「地域情報の取得」という「受信者の利益」が認められる地域の判断においては、「(通常の移動方法による)通勤・通学圏内」や「買い物など日常生活の行動範囲内」などを基準とし、具体的な地域としては「県境地域の市区町村およびこれに準じる地域」など、関連性が明確に強いと認識できる地域に限定することを原則として、あとは事業者同士の協議に委ねることが適当である。
424	中部日本放送(株)	地上放送事業者	28~29	8~	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a 「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること」の場合 一方、この判断の基準が曖昧な場合には再送信同意に関する円滑な協議に支障を生じるため、放送事業者の放送対象地域と隣接する「一定の区域」にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益を確保することが必要」(同意裁定)と推定する仕組みを設けることが考えられる。 この「一定の区域」については、当事者間の予測可能性、基準の客観性等を確保することが必要であるため、生活上、通常用いられる地域区分を基本とすることが考えられる。例えば、通常一般の行政地域である市区町村、都道府県や放送法体系における地域の概念である放送対象地域のほか、気象情報に係る番組に用いられる地域区分なども想定される。 今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえて、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めることが必要である。 (略) なお、以上の考え方からすれば、例えば、関東広域圏の放送事業者の放送番組を「遠隔地」である北海道の有線放送事業者が再送信する場合等については、同意が得られるか否かは専ら当事者間の協議に委ねられることとなり、裁定申請が行われたとしても、同意裁定とならないこととなる。	仮に隣接の地域の情報を取得することに係る「受信者の利益」を認めるとしても、地域間の関連性の非常に強い隣接した地域に限定すべきであつて、都道府県など広域に捉えることは賛成できない。したがって、「県境地域の市区町村およびこれに準じた地域」など、関連性が明確に強いと認識できる地域に限定することを原則とすべきである。 さらに、県を飛び越えた遠隔地の放送事業者の放送番組を有線テレビジョン放送事業者が再送信する場合は、大田裁定で同意とならないと明確にすべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
425	(株)熊本県民テレビ	地上放送事業者	28	8~12	③裁定の基準の見直し等 ②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ)受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 一方、この判断の基準が曖昧な場合には再送信同意に関する円滑な協議に支障を生じるため、放送事業者の放送対象地域と隣接する「一定の区域」にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益を確保することが必要」(同意裁定)と推定する仕組みを設けることが考えられる。	アナログの再送信では、放送事業者の放送対象地域と隣接しない「生活面・経済面での一定の関連性」のない区域で、電波のスピルオーバーではなく微弱な放送を標高の高い山頂などで受信し、再送信を行なっている場合もある。このような場合は、デジタルの再送信については、「同意」裁定とならないものと解釈する。
426	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	28	14~34	2 課題に関する対応の方向性 ③ 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) エ) 具体的な基準 一方、この判断の基準が曖昧な場合には再送信同意に関する円滑な協議に支障を生じるため、放送事業者の放送対象地域と隣接する「一定の区域」にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益を確保することが必要」(同意裁定)と推定する仕組みを設けることが考えられる。 この「一定の区域」については、当事者間の予測可能性、基準の客観性を確保することが必要であるため、生活上、通常用いられる地域区分を基本とする考えられる。例えば、通常一般の行政区域である市区町村、都道府県や放送法体系における地域の概念である放送対象地域のほか、気象情報に係る番組に用いられる地域区分なども想定される。 今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めることが必要である。 「一定の区域」をどのような区域とする場合であっても、その区域は、「受信者の利益が確保されるべき」と「推定」されるに過ぎず、当事者に十分な手続機会を与えられた上で、「生活面・経済面での一定の関連性」が認められないと反証される場合には、同意裁定としないなど、社会実態を踏まえた柔軟な取扱いを行うことが適当と考えられる(逆に、「一定の区域」以外の場合でも、「生活面・経済面での一定の関連性」が認められると立証されれば、同意裁定となる。)	「一定の区域」についての記述は、著しく具体性かつ明瞭性に欠けるため、明確なイメージが喚起されない。地域間の関連性の程度を量る要素として、 i) 地域間における人・物等の交流状況 ii) 両地域の関係を巡る歴史的経緯等 iii) 再送信に関する視聴実態、視聴習慣等 という地域間の関連性の程度を量る3つの要素を導入するのなら、「一定の区域」とは、通常の通勤・通学など日常的な行動範囲の内に、自ずと決まってくるであろうし、また、そうあるべきである。 なお、具体的な範囲については、地域事情等に応じて特定すべきである。
427	(株)テレビ静岡	地上放送事業者	28	9~12	放送事業者の放送対象地域と隣接する「一定の区域」にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益を確保することが必要」(同意裁定)と推定する仕組みを設けることが考えられる。	「一定の区域」の具体的な範囲については隣接する市町村、都道府県、気象区分等が想定されるが、上記に述べた通り大都市圏に隣接する静岡地区のような特異な地域については特段の配慮が必要と考える。大都市圏の間に埋没するようなことがあっては「地方の放送文化」や「地域に根ざした放送サービス」、ひいては「健全な民主主義の発展」に資する放送の使命をも危うくすると考える。
428	全国消費者協会連合会	消費者団体	28		一定の区域	「一定の区域」については少なくとも同一都道府県とすべきである。
429	個人	個人	28	14~	エ) 具体的な基準 ……「一定の区域」……	・共同ヘッドエンドで区域外波を受信し、光ファイバーで伝送する限り、地上アナログ波及び地上デジタル放送を県内のあらゆる地域まで届ける事が可能となる。 本来は、【14頁の i)「区域外の電波が届いている」と規定している内容が形骸化してしまう恐れはないのか?
430	(株)ビック東海	有線テレビジョン放送事業者	28	13	「一定の区域」については当事者間の予測可能性、基準の客観性を確保することが必要	アナログ時代より区域外の電波が受信でき新聞のラテ欄のように広く受信者にチャンネル内容が告知されている地域における客観性を確保する為、新聞での掲載地域区分を客観的地域区分として加えてはいかがでしょうか?
431	(株)テレビ大分	地上放送事業者	28	13~18	2(3)② イ) a この「一定の区域」については(中略)、例えば、通常一般の行政区域である市区町村、都道府県や放送法体系における地域の概念である放送対象地域のほか、気象情報に係る番組に用いられる地域区分なども想定される。	「地域情報の取得」という「受信者の利益」が認められる地域の判断においては、「(通常の移動方法による)通勤・通学圏内」や「買い物など日常生活の行動範囲内」などを基準とし、具体的な地域としては「県境地域の市区町村およびこれに準じる地域」など、関連性が明確に強いと認識できる地域に限定することを原則として、あとは事業者同士の協議に委ねることが適当と考えます
432	(株)大分放送	地上放送事業者	28	13~18	2(3)② イ) a この「一定の区域」については(中略)、例えば、通常一般の行政区域である市区町村、都道府県や放送法体系における地域の概念である放送対象地域のほか、気象情報に係る番組に用いられる地域区分なども想定される。	「地域情報の取得」という「受信者の利益」が認められる地域の判断においては、「(通常の移動方法による)通勤・通学圏内」や「買い物など日常生活の行動範囲内」などを基準とし、具体的な地域としては「県境地域の市区町村およびこれに準じる地域」など、関連性が明確に強いと認識できる地域に限定することを原則として、あとは事業者同士の協議に委ねることが適当である。
433	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	28	13~18	2(3)② イ) a この「一定の区域」については(中略)、例えば、通常一般の行政区域である市区町村、都道府県や放送法体系における地域の概念である放送対象地域のほか、気象情報に係る番組に用いられる地域区分なども想定される。	「地域情報の取得」という「受信者の利益」が認められる地域の判断においては、「(通常の移動方法による)通勤・通学圏内」や「買い物など日常生活の行動範囲内」などを基準とし、具体的な地域としては「県境地域の市区町村およびこれに準じる地域」など、関連性が明確に強いと認識できる地域に限定することを原則として、あとは事業者同士の協議に委ねることが適当であります。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
434	中京テレビ放送(株)	地上放送事業者	28	13~21	この「一定の区域」については、当事者間の予測可能性、基準の客観性を確保することが必要であるため、社会生活上、通常用いられる地域区分を基本とすることが考えられる。例えば、通常一般の行政区域である市区町村、都道府県や放送法体系における地域概念である放送対象地域のほか、気象情報に係る番組に用いられる地域区分なども想定される。 今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めることが必要である。	区域外再送信は、各地域においてそれぞれの経緯はあると思うが、通常の方法(一般的なアンテナ)で受信できる県境付近の一部地域に限って特別に同意されてきた経緯がある。地域間の「生活面・経済面での一定の関連性」についての考慮も必要ではあるが、エリア拡大が安易に助長されることに利用されないよう、県境付近の電波受信可能な地域に限定されるべきである。市町村合併とかケーブルテレビのエリア拡大、統廃合等の新たな事情により県境からさらに奥地まで入った地域まで「一定の地域」と見なすのは過大な解釈である。
435	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	28	17	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 “…気象情報に係る番組に用いられる地域区分…”	例えば、NHKの気象情報番組では、関東圏の場合に「関東甲信越および静岡県中東部」の気象図が表示されています。関東圏に「甲信越および静岡県中東部」が含まれており、この様な地域については「一定の区域」と見なすべきと考えます。
436	伊賀上野ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	28	21	気象状況に係る番組に用いられる地域区分など……	気象状況に係る番組に用いられる地域区分、新聞をはじめマスメディア等の販売業務エリア区分など…… 下線部分を追記
437	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	28	19~21	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めることが必要である。	「一定の区域」は、「通常の通勤・通学圏内や買い物等の日常生活上の行動範囲」「法定電界強度が得られる範囲あるいは民生用アンテナで受信可能な範囲」などを基準とし、県境の市区町村などの地域間の関連性が強いと認識できる範囲に限定することを原則とすべきである。そのうえで、具体的な範囲は、関係する地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の協議により特定すべきである。 なお、こうした通勤・通学等の移動状況を客観的に把握する指標として、国勢調査のデータを活用することが考えられる。
438	スカパーJSA T(株)	衛星放送関連会社	28	19~21	今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めることが必要である。	・「一定の区域」の具体的な範囲の策定によって、再送信同意の協議が円滑に行われることが期待できると考えます。 ・この「一定の区域」の具体的な範囲について、早急に策定・公表されることを希望します。 ・具体的な範囲の検討にあたっては、「電波のスピルオーバー」の状況も検討材料に含むべきと考えます。
439	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	28	19~21	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めることが必要である。	「一定の区域」は、「通常の通勤・通学圏内や買い物等の日常生活上の行動範囲」「法定電界強度が得られる範囲あるいは民生用アンテナで受信可能な範囲」などを基準とし、県境の市区町村などの地域間の関連性が強いと認識できる範囲に限定することを原則とすべきである。そのうえで、具体的な範囲は、関係する地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の協議により特定すべきである。 なお、こうした通勤・通学等の移動状況を客観的に把握する指標として、国勢調査のデータを活用することが考えられる。
440	(株)毎日放送	地上放送事業者	28	19~21	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 a 「受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること」の場合 今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進めることが必要である。	「一定の区域」は、「通常の通勤・通学圏内や買い物等の日常生活上の行動範囲」「法定電界強度が得られる範囲あるいは民生用アンテナで受信可能な範囲」が適当と考えるが、具体的な範囲は地域事情に応じて特定すべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
441	名古屋テレビ放送(株)	地上放送事業者	28	19～21	2 課題に関する対応の方向性 今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進める必要がある。	「一定の区域」の具体的な範囲を検討するに当たっては、該当地域の放送事業者の考えも十分に尊重するべきである。
442	静岡放送(株)	地上放送事業者	28	19～27	(3)裁定基準の見直し等 今後、関係者の協議の状況等も注視しながら、「受信者の利益」の確保の在り方を十分に踏まえつつ、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進める必要がある。 「一定の区域」をどのような区域とする場合であっても、その区域は、「受信者の利益が確保されるべき」と「推定」されるに過ぎず、当事者に十分な手続機会が与えられた上で、「生活面・経済面での一定の関連性」が認められないと反証される場合には、同意裁定としないなど、社会実態を踏まえた柔軟な取扱いを行うことが適当と考えられる。	裁定申請＝同意裁定ではなく、「生活面・経済面での一定の関連性」が認められないと反証される場合には、同意裁定としないなど、社会実態を踏まえた柔軟な取扱いを行うことが適当と考えられるとした考えは評価できる。しかしながら、「生活面・経済面での一定の関連性」が認められないと反証することははなはだ困難であり、画餅に等しい。 また、一定の区域が広域圏(関東、中京、近畿)に隣接する場合には、裁定にはより慎重な対応を求めたい。特に、関東、中京の狭間にある静岡県は特異な地区であることから、「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進める上で、例外的な取扱いができるような規程を求めたい。
443	個人	個人	28	22～23	工)具体的な基準	地方民放局系列の新聞社を始め中央紙地方版が過去数十年(テレビ放送開始時より)において東京キー局のテレビ番組を掲載してきたことは、自らその、地域との関連性、必要性を認めてきたことに他ならず「一定の区域」の地域区分として考慮すべきものと考えます。もしも、再送信に同意しないのであれば、このことも見直さなくてはならないものと考えます。
444	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	28	20～21	「一定の区域」の具体的な範囲等について検討を進める必要がある。	一定の判断基準を作ったうえで、運用は事業者間の話し合いによるものとすべきである。
445	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	28	22～27	「一定の区域」をどのような区域とする場合であっても、その区域は、「受信者の利益が確保されるべき」と「推定」されるに過ぎず、当事者に十分な手続機会が与えられた上で、「生活面・経済面での一定の関連性」が認められないと反証される場合には、同意裁定としないなど、社会実態を踏まえた柔軟な取扱いを行うことが適当と考えられる。	大臣裁定を申請した長野県の有線テレビジョン放送事業者を例にとると、文化、経済、生活面での地域性や、歴史的関連性をいうなら隣県の山梨県が対象である。しかし、実際には地域性を主張しながら、最も地域性のある山梨県の放送をするのではなく、隣接していない東京波を再送信している。「生活面・経済面での一定の関連性」を議論するにあたって、こうした矛盾を認めないことが肝要である。
446	(株)テレビ大分	地上放送事業者	28～29	30～	2(3)②イ)a 仮に、「一定の区域」が再送信元の放送事業者が係る放送対象地域に隣接する都道府県全域となる場合であって、有線テレビジョン放送事業者の属する県が複数の県に接しているときには、当該有線テレビジョン放送事業者が、複数の県の放送事業者の区域外再送信の同意について申請すれば、全て同意裁定となることも可能性としては考えられる。	複数の隣接県からの区域外再送信に関しては、左記のような曖昧な表現によって若干の抑制的な考え方を示すのではまったく不十分です。
447	(株)大分放送	地上放送事業者	28～29	30～	2(3)②イ)a 仮に、「一定の区域」が再送信元の放送事業者が係る放送対象地域に隣接する都道府県全域となる場合であって、有線テレビジョン放送事業者の属する県が複数の県に接しているときには、当該有線テレビジョン放送事業者が、複数の県の放送事業者の区域外再送信の同意について申請すれば、全て同意裁定となることも可能性としては考えられる。ただし、こうした場合における、前述の「推定」をくつがえす立証の余地や、その立証に要する具体性の程度等については、なお検討が必要と考えられる。	複数の隣接県からの区域外再送信に関しては、左記のような曖昧な表現によって若干の抑制的な考え方を示すのではまったく不十分である。 むしろこうした場合には、「無秩序、無制限な区域外再送信による(放送事業者の)財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下」の弊害を重視し、「(比較のうえで)関連性をもっとも高い県の放送番組に限定する」方針を明確に打ち出すべきである。
448	長崎放送(株)	地上放送事業者	28～29	30～	2(3)②イ)a 仮に、「一定の区域」が再送信元の放送事業者が係る放送対象地域に隣接する都道府県全域となる場合であって、有線テレビジョン放送事業者の属する県が複数の県に接しているときには、当該有線テレビジョン放送事業者が、複数の県の放送事業者の区域外再送信の同意について申請すれば、全て同意裁定となることも可能性としては考えられる。ただし、こうした場合における、前述の「推定」をくつがえす立証の余地や、その立証に要する具体性の程度等については、なお検討が必要と考えられる。	複数の隣接県からの区域外再送信に関しては、左記のような表現では一定の抑制的な考え方を示すにすぎず、むしろこのようなケースでは、「無秩序、無制限な区域外再送信によって、放送事業者の財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等」の懸念が生じかねないことを重視し、さらに際限なき同意が地域免許制度を形骸化させかねないことも考え合わせ、「比較のうえで、関連性をもっとも高い県の放送番組に限定する」方針を明確に打ち出すことを要する。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
449	(株)東京放送	地上放送事業者	28~29	30~	2(3)②イ)a 仮に、「一定の区域」が再送信元の放送事業者が係る放送対象地域に隣接する都道府県全域となる場合であって、有線テレビジョン放送事業者の属する県が複数の県に接しているときには、当該有線テレビジョン放送事業者が、複数の県の放送事業者の区域外再送信の同意について申請すれば、全て同意裁定となることも可能性としては考えられる。ただし、こうした場合における、前述の「推定」をくつがえす立証の余地や、その立証に要する具体性の程度等については、なお検討が必要と考えられる。	複数の隣接県からの区域外再送信に関しては、左記のような曖昧な表現によって若干の抑制的な考え方を示すのではまったく不十分である。むしろこうした場合には、「無秩序、無制限な区域外再送信による(放送事業者の)財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下」の弊害を重視し、「(比較のうえで)関連性が高もっとも高い県の放送番組に限定する」方針を明確に打ち出すべきである。
450	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	28~29	30~	2(3)②イ)a 仮に、「一定の区域」が再送信元の放送事業者が係る放送対象地域に隣接する都道府県全域となる場合であって、有線テレビジョン放送事業者の属する県が複数の県に接しているときには、当該有線テレビジョン放送事業者が、複数の県の放送事業者の区域外再送信の同意について申請すれば、全て同意裁定となることも可能性としては考えられる。ただし、こうした場合における、前述の「推定」をくつがえす立証の余地や、その立証に要する具体性の程度等については、なお検討が必要と考えられる。	複数の隣接県からの区域外再送信に関しては、左記のような曖昧な表現によって若干の抑制的な考え方を示すのではまったく不十分であります。むしろこうした場合には、「無秩序、無制限な区域外再送信による(放送事業者の)財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下」の弊害を重視し、「(比較のうえで)関連性が高もっとも高い県の放送番組に限定する」方針を明確に打ち出すべきであります。
451	広島テレビ放送(株)	地上放送事業者	29	3~4	複数の県の放送番組のすべてについて区域外再送信に係る同意裁定を得ることも可能となる。	地域免許制度を無視し、有線法のみの解釈に従った思考の行き着く先はこのような矛盾を引き起こすことになる。区域外再送信が行き過ぎた場合には地上民放事業の根幹を揺るがす恐れがあり、再送信区域は放送普及基本計画に沿い法定電界の範囲として厳密に適用されるべき。
452	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	28	9~32	(3)裁定の基準の見直し等 ②放送が受信される地域についての意図 エ)具体的な基準 こうした考え方が、具体的な事案に応じた、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度と「受信者の利益」の程度との衡量において「許容範囲内(受忍限度内)」か否かを、個別に判断することは一般的に困難であると考えられる。 一方、この判断の基準が曖昧な場合には再送信同意に関する円滑な協議に支障を生じるため、放送事業者の放送対象地域と隣接する「一定の区域」にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益を確保することが必要」(同意裁定)と推定する仕組みを設けることが考えられる。 (略) 「一定の区域」をどのような区域とする場合であっても、その区域は、「受信者の利益が確保されるべき」と「推定」されるに過ぎず、当事者に十分な手続機会が与えられた上で、生活面・経済面の関連性が認められないと反証される場合には、同意裁定としないなど、社会実態を踏まえた柔軟な取扱いを行うことが適当と考えられる。	■行政側が「一定の区域」を設定し、同意裁定と推定する仕組みは、地上放送の地域免許制度と大きく矛盾している。 ■県境の隣接地域には、何らかの「生活面・経済面の関連性」がある。「一定の関連性」の客観的な基準が示されなければ、放送事業者側が、「生活面・経済面の関連性が認められない」と反証するのは不可能である。
453	全国消費者協会連合会	消費者団体	29		遠隔地	遠隔地についても同意裁定は必要である。
454	(株)熊本放送	地上放送事業者	23	24~28	2(2)裁定制度の意義 ② 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の放送を再送信により視聴できること。 地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、自らの生活等に必要な地域情報が含まれているか否かに関わらず、複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい。	「複数の地上放送を受信できることのメリットは大きい」との一般論をもって「受信者の利益」を幅広く認めてしまうことは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、また、区域外再送信による無秩序、無制限な地上放送の多チャンネル化に道を開くものであり、とうてい容認できない。
455	長野県辰野町	地方自治体	29	7~	第Ⅱ部 対応の方向性 (3)裁定基準の見直し等 b 「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 全文	CMIについて申します。CMIは現在においては日本の文化と考えます。番組の中で地方CMが流れる現状を見ていると、情報文化の地域間格差がますます増大する懸念があります。当然、地方独自の情報も必要であると考えますが、それは全国の情報を知った上でのことであります。したがって、これは少数チャンネル地域云々は関係ないことです。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
456	(株)テレビ大分	地上放送事業者	29	7~18	2(3)②イ b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (2)②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に情報の多様性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。 特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である	「受信者の利益」のうち②「他県放送の視聴」(チャンネル数の増加)を巡っては、必要とされる主たる理由が地域性とは関わりが薄く、基幹4系列が全国ネットする人気番組への視聴要望にあるのが実態であり、これについては「検討の視点」で言及されている「無秩序、無制限な区域外再送信による(放送事業者の)財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下」という深刻な弊害との比較衡量が重要であります。 従って、「少数チャンネル地域において、全国ネットする4系列のうち当該地域にない系列のチャンネルに限定すること」を原則とするなど、チャンネル数の増加を必要最小限に抑える考え方が望ましく、その上で、再送信を要望するチャンネルの選択の上で「地域間の関連性」が考慮されるべきものと考えます。 今後、大分県などの少数チャンネル地域で、クロスネット局の系列の変更などによりチャンネル数が増加した場合などで4系列化が実現した時は再送信の必要はないと考えます。 以上の観点から、左記の「普及基本計画に照らしての合理性の検討」は、重要なこととあります。
457	(株)大分放送	地上放送事業者	29	7~18	2(3)②イ b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (2)②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に情報の多様性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。 特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である	「受信者の利益」のうち②「他県放送の視聴」(チャンネル数の増加)を巡っては、必要とされる主たる理由が地域性とは関わりが薄く、基幹4系列が全国ネットする人気番組への視聴要望にあるのが実態であり、これについては「検討の視点」で言及されている「無秩序、無制限な区域外再送信による(放送事業者の)財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下」という深刻な弊害との比較衡量が重要である。 従って、「少数チャンネル地域において、全国ネットする4系列のうち当該地域にない系列のチャンネルに限定すること」を原則とするなど、チャンネル数の増加を必要最小限に抑える考え方が望ましい。その上で、再送信を要望するチャンネルの選択の上で「地域間の関連性」が考慮されるべきものとする。 今後、大分県などの少数チャンネル地域で、クロスネット局の系列の変更などによりチャンネル数が増加した場合などで4系列化が実現した時は再送信の必要はないと考えます。 以上の観点から、左記の「普及基本計画に照らしての合理性の検討」は、適切かつ重要なことである。
458	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	29	7~18	2(3)②イ b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (2)②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に情報の多様性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。 特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である	「受信者の利益」のうち②「他県放送の視聴」(チャンネル数の増加)を巡っては、必要とされる主たる理由が地域性とは関わりが薄く、基幹4系列が全国ネットする人気番組への視聴要望にあるのが実態であり、これについては「検討の視点」で言及されている「無秩序、無制限な区域外再送信による(放送事業者の)財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下」という深刻な弊害との比較衡量が重要であります。 従って、「少数チャンネル地域において、全国ネットする4系列のうち当該地域にない系列のチャンネルに限定すること」を原則とするなど、チャンネル数の増加を必要最小限に抑える考え方が望ましい。その上で、再送信を要望するチャンネルの選択の上で「地域間の関連性」が考慮されるべきものと考えます。 今後、大分県などの少数チャンネル地域で、クロスネット局の系列の変更などによりチャンネル数が増加した場合などで4系列化が実現した時は再送信の必要はないと考えます。 以上の観点から、左記の「普及基本計画に照らしての合理性の検討」は、適切かつ重要なこととあります。
459	(株)熊本放送	地上放送事業者	29	7~18	2(3)②イ b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (2)②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に情報の多様性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。 特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である	「受信者の利益」のうち②「他県放送の視聴」(チャンネル数の増加)を巡っては、必要とされる主たる理由が地域性とは関わりが薄く、基幹4系列が全国ネットする人気番組への視聴要望にあるのが実態であり、これについては「検討の視点」で言及されている「無秩序、無制限な区域外再送信による(放送事業者の)財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下」という深刻な弊害との比較衡量が重要である。 従って、「少数チャンネル地域において、全国ネットする4系列のうち当該地域にない系列のチャンネルに限定すること」を原則とするなど、チャンネル数の増加を必要最小限に抑える考え方が望ましい。 以上の観点から、左記の「普及基本計画に照らしての合理性の検討」は、適切かつ重要なことである。
460	(株)熊本県民テレビ	地上放送事業者	29	7~18	(3)裁定の基準の見直し等 ②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) ロ 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (2)②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に情報の多様性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である	少数チャンネル地域の「受信者の利益」について、隣接する地域から同意を出す場合のチャンネル数は、放送普及基本計画に定める考え方に基づいて、最大で、少数チャンネル地域でのチャンネル数と同意を出すチャンネル(モアチャンネル)の合計を4チャンネルとすべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
461	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信 州 長野朝日放送 (株)	地上放送事業者	29	7~18	b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (略) 特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域における情報の多元性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。	少数チャンネル地域においてすら、隣接県の再送信が放送普及基本計画の考えと十分な合理性があるか検討すべきとしているのだから、4波地域ではなおさらである。したがって、4波地域においては、「受信者の利益」と「放送の地域性に係る意図」との比較衡量においては、bの基準は当てはまらないと考えるべきである。
462	(株)テレビ熊本	地上放送事業者	29	7~21	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (2)の②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に、情報の多元性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多元性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。 いずれにしても、当事者間の協議に当たっては、この「受信者の利益」について、十分な配慮が行われることが必要であると考えられる。	bの「受信者の利益」の場合、必要とされる主たる理由は地域性とは関わりが薄く、人気番組への視聴要望が実態である。こうした「受信者の利益」を幅広く認めることは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、無秩序・無制限な区域外再送信を助長することになり、到底容認できない。 又、この点については非常災害時に地域住民の生命と財産を守るという視点から次の問題点を指摘したい。区域外再送信が拡大して地元放送事業者の視聴率が低下した状況においては、非常災害が発生した場合、地域住民が地元災害情報(速報)を知り得る確率は低下することになる。 受信者の利益とは何か、最大の利益は住民の生命と財産を守ることと思われる。この様に区域外再送信が拡大した結果、地元の災害情報が滞るような事態はあってはならないと考える。 中間とりまとめ(案)においては、受信者利益が既得権により確保した多チャンネル化による利益のみの記述に偏っているのではないかと考える。
463	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	29	7~21	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (2)の②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に、情報の多元性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多元性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。 いずれにしても、当事者間の協議に当たっては、この「受信者の利益」について、十分な配慮が行われることが必要であると考えられる。	bの「受信者の利益」の場合、他県の地上放送の再送信が必要とされる主たる理由は地域性とは関わりが薄く、人気番組の視聴ニーズが実態である。こうした「受信者の利益」を幅広く認めることは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、無秩序・無制限な区域外再送信を助長することになり、到底容認できない。
464	匿名	地上放送事業者	29	7~21	b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (2)の②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に、情報の多元性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えられるかを、さらに検討することが必要である。特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多元性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。 いずれにしても、当事者間の協議に当たっては、この「受信者の利益」について、十分な配慮が行われることが必要であると考えられる。	b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できる場合、情報の多元性や多様性向上の観点から再送信同意することについては検討されるべきである。 しかし、一定のチャンネル以上を自県で有する地域において、隣接する「一定の区域」を根拠に再送信を行うことについては、「受信者の利益」以上に民間放送事業者の「放送の地域性に係る意図」を阻害するものであり、到底受忍できる範囲内にはない。
465	個人	個人			b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 (2)の②の複数の地上派放送の受信による利益をさらに検討することが必要であると思います。この点については、少数チャンネル地域において、隣接する地域に地上派放送を視聴できれば、その地域における情報の多元性や多様性の向上につながると考えられます。こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否か、検討が必要である。 いずれにしても、当事者間の協議に当たっては、この「受信者の利益」について、十分な配慮が行われることが必要であると考えられる。	
466	(社)日本ケーブルテレビ連盟信越支部	有線テレビジョン放送事業者団体	29	7~21	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図 b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合 全文	放送普及基本計画では、1県4局体制であることは承知しております。しかし、4局地域であっても、以下の理由により「受信者の利益」は確保されるべきです。 信越支部のテレビ松本とLCVの両社は、それぞれのエリア内の住民に対し、「テレビと生活情報に関する調査」を昨年、専門の第三者機関に依頼しておこないました。その調査結果の要点は次のとおりです。 ・テレビの媒体価値に対する評価は高く、中でも「東京の情報を知るのに役立つ」は84%もの支持を受けている。 ・東京キー局と長野の民放が同じ番組を同時に放送している時は、長野の民放テレビが強い。 ・長野の民放テレビをよく見る理由は地元の詳細なニュースや天気予報が79%を占める。 ・東京キー局を良く見る理由は「東京キー局の独自番組を視たい」が63%、全国の情報を知りたいが48%となっている。 視聴者は、東京キー局と長野の民放テレビの視聴をきちんと使い分けています。したがって、4局地域であっても幅広く情報を得ようとする受信者のニーズは大きく、現在の「受信者の利益」を確保することは重要です。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
467	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	29	7~21	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 b) 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できることの場合 (2)の②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に、情報の多様性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えるかを、さらに検討することが必要である。特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。いずれにしても、当事者間の協議に当たっては、この「受信者の利益」について、十分な配慮が行われることが必要であると考えられる。	b)「受信者の利益」の場合、他県の地上放送の再送信が必要とされる理由は地域性とは関わりが薄く、人気番組の視聴ニーズが実態である。こうした「受信者の利益」を幅広く認めることは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、無秩序・無制限な区域外再送信を助長することになり、到底容認できない。
468	(株)毎日放送	地上放送事業者	29	7~21	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ② 放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図) イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準 b) 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できることの場合 (2)の②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に、情報の多様性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えるかを、さらに検討することが必要である。特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。いずれにしても、当事者間の協議に当たっては、この「受信者の利益」について、十分な配慮が行われることが必要であると考えられる。	b)「受信者の利益」の場合、必要とされる主たる理由は地域性とは関わりが薄く、人気番組への視聴要望が実態である。こうした「受信者の利益」を幅広く認めることは、地域免許制度および放送普及基本計画と著しく矛盾し、無秩序・無制限な区域外再送信を助長することになり、到底容認できない。また、例えばプロ野球中継において正当な対価を支払い、中継権を得ている地上放送事業者や衛星系番組供給事業者の放送が、当該地区では著作権処理がなされていない区域外再送信によって視聴されない、視聴契約されないというような経済的損失をこうむることは、正当な経済活動という観点から容認できない。
469	(株)東京放送	地上放送事業者	29	7~21	2(3)②イ) b) 受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できることの場合 (2)の②で述べられている複数の地上放送の受信による利益、特に、情報の多様性や多様性に関する「受信者の利益」については、それがどのような場合であれば放送事業者の受忍すべき範囲内であると考えるかを、さらに検討することが必要である。特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。	「受信者の利益」のうち②「他県放送の視聴」(チャンネル数の増加)を巡っては、必要とされる主たる理由が地域性とは関わりが薄く、基幹4系列が全国ネットする人気番組や他県でのみ放送されているローカル番組への視聴要望にあるのが実態であり、これについては「検討の視点」で言及されている「無秩序、無制限な区域外再送信による(放送事業者の)財政基盤の脆弱化、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下」という深刻な弊害との比較衡量が重要である。従って、「少数チャンネル地域において、全国ネットする4系列のうち当該地域にない系列のチャンネルに限定すること」を原則とするなど、チャンネル数の増加を必要最小限に抑える考え方が望ましい。その上で、再送信を要望するチャンネルを限定した上で「地域間の関連性」が考慮されるべきものとする。以上の観点から、左記の「普及基本計画に照らしての合理性の検討」は、適切かつ重要なことである。
470	スカパーJSA T(株)	衛星放送関連会社	29	12~18	特に、この点については、例えば、少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。	・「現在の放送普及基本計画に定める考え方」について、具体的に記載願います。
471	(株)秋田放送	地上放送事業者	27~28	32~	少数チャンネル地域において、隣接する地域の地上放送を視聴できれば、その地域における情報の多様性や多様性の向上につながると考えられる一方、こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。	地上放送事業者と違って、有線テレビジョン放送事業者にはあまねく受信努力義務がなく、一部の地域のみをカバーするだけである。少数チャンネル地域の解消という理由で区域外再送信を認めても、多数の受信者にとっては格差解消にはならないことも十分考慮すべきである。
472	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	29	13	第Ⅱ部 対応の方向性 2課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 少数チャンネル	「少数チャンネル」の定義を明確にし、ガイドラインに盛り込んで頂きたい。 少数チャンネル地域では、複数系列を時分割で番組編成する、いわゆるクロスネットが行われている場合がある。当該地域においては、少数チャンネル地域のチャンネル数と系列局数は一致しないこととなる。 「クロスネットを行うことにより欠落チャンネルはない」との解釈にならないよう物理的少数チャンネル地域においては、クロスネット局において複数ある系列の中から代表する主な系列を一つ選択し、1物理的チャンネルとし、「少数チャンネル」数の算出と、欠落する系列のチャンネルを明確にすることを考えて頂きたい。 この定義を定めるにあたって、(一つの方法として、)地上デジタルの放送波信号にある affiliation_id を使用することを提案したい。 (ARIB TR-B14に規定されるBIT内TSループに配置される拡張ブロードキャスト記述子のaffiliation_id値において先頭(優先順)に記載されるaffiliation_id値をプライマリ系列とし、このプライマリ系列をクロスネット局における系列とみなす。) クロスネット局(当地ではフジ系5割・日テレ系3割・テレ朝系1割・その他1割)と(TBS系10割)のような2局がある場合、いくつかの系列局があるとみなす。 TBS系列以外はどれも満足に系列を満たしているとは言えず、5割のフジ系でさえも地元住民からは「フジテレビの番組でも地元で見られない番組も見た」という方が当社の地元住民アンケートでも、いつも1位であり、その他の系列も言わずもがなである。 そうした意味からすれば「少なくとも、7~8割の1キー局の番組を放送していることを1系列とみなす」というような明確な規定が示されないと、真に地元住民のニーズに応えているとは言えないのではないのでしょうか。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
473	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	29	13~16	<p>第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定基準の見直し等 ロ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合</p> <p>“…例えば、少数チャンネル地域において…”</p>	検討するまでもなく、「放送普及基本計画」に定める考え方に照らし、十分な合理性を有していると考えております。
474	東海テレビ放送(株)	地上放送事業者	29	7~18	<p>b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合</p> <p>…こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。</p>	<p>自県に加え他県の地上放送の再送信も視聴できるとは、人気番組を多く見たいというニーズに他ならないが、様々な有料メディアがすでに存在している現在では、他の手段で行うべきである。また、「受信者の利益」という言葉は、区域外再送信による受信者は、一部の加入者に限定されており、その地域の住民全体でもない為、適切ではない。加入者利益とすべきである。その点で、「中間とりまとめ」が述べているように基本的に「受信者の利益」の確保の必要性は小さいと考える。</p>
475	よさこいケーブルネット(株)	有線テレビジョン放送事業者	29	15	<p>b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合</p> <p>…こうした方法により少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。</p>	<p>放送普及基本計画が各県4局政策を掲げているにもかかわらず少数チャンネル地域が存在するのは主に地域の経済力に起因する放送局経営の問題からである。県域免許維持を前提とする以上、欠落チャンネルをCATVが補完することは視聴者利益を実現する手段の一つとして現実的な合理性があるものとする。放送普及基本計画及び有線テレビジョン放送法は放送法第1条の3つの目的を達成するための手段と解すべきである。現実に放送法第2条2の「放送の計画的な普及」段階は地上波では終了しており、「健全な発達」は技術革新等の環境変化に対して具体的に再定義が必要となっていないか。少数チャンネル地域でのCATVによる区域外再送信の合理性に疑義があるならば放送普及基本計画のどの部分の考え方が明示いただきたい。なお、中期的には少数チャンネル地域を解消する手段は他にもあるものと思われる。</p>
476	山口放送(株)	地上放送事業者	29	15	<p>少数チャンネル地域を解消しようとするのが、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。</p>	<p>放送普及基本計画は、放送対象地域内を電波によってあまねくサービスすることが基本理念と認識している。CATVで補完する考え方は、同計画に定める「放送系の数の目標」を形骸化させ、さらに加入者が限定されていることから情報格差を助長することになり、合理性はないと考える。チャンネル数については放送普及基本計画に基づいて検討されるべきである。</p>
477	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	29	15	<p>少数チャンネル地域を解消</p>	<p>地上テレビ放送が放送法および放送普及基本計画に基づく地域免許制度として「広域放送と県域放送」の下で行われているのであれば、少数チャンネル地域と言う曖昧な表現ではなく、少数チャンネル県とはっきり明記すべきである。</p> <p>地上テレビ放送が放送法および放送普及基本計画に基づく地域免許制度として「広域放送と県域放送」の下で行われているのであれば、少数チャンネル地域と言う曖昧な表現ではなく、少数チャンネル県とはっきり明記すべきではないでしょうか。</p> <p>曖昧な表現は元々、地元で力の強い民放側へ都合の良い解釈を生み、その為に立場の弱いCATV局側は表現の自由さえも無言の圧力により、奪われているのが現状です。</p>
478	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	29	15~18	<p>第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)</p> <p>イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合</p> <p>“…一方、…十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。”</p>	<p>少数チャンネル地域の隣接地域からの欠落チャンネル再送信は原則同意となるよう要望します。</p>
479	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	29	15~18	<p>第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等</p> <p>②放送が受信される地域についての意図(放送の地域性に係る意図)</p> <p>イ) 受信者の利益と放送事業者の「放送の地域性に係る意図」の比較衡量の基準</p> <p>b「受信者が自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴できること」の場合</p> <p>“…一方、…十分な合理性を有するか否かについても、さらに検討が必要である。”</p>	<p>当連盟と民放連の昨年末協議による「考え方」は、少数チャンネル地域について、欠落チャンネルが全て同意されるということにされている訳ではありませんが、この点が解決への出発点でありますので、本案では、P24での表現と関連し「少数チャンネル地域の隣接地域からの欠落チャンネル再送信は、原則同意となるよう当事者の話し合いの進展を期待する」の主旨の文言を入れてはいかでしょうか。</p> <p>あるいは、少数チャンネルの問題は、別枠で記述してはいかでしょうか。</p>
480	個人	個人	28	4	<p>ウ) 受信者の利益と放送事業者の利益の衡量による基準</p> <p>……、現在の放送普及基本計画に定める考え方に照らし、……</p>	<p>放送普及基本計画の具体的な説明。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
481	(株)秋田放送	地上放送事業者	29	13~20	③その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながらこうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	(3)裁定の基準の見直し等]では受信者の利益と放送事業者の利益との比較で検討を進めているが、この場合の放送事業者とは区域外再送信先の事業者ではない。区域外再送信は、民放連の主張にあるように、視聴率の低下という形で再送信先の民放の経営に影響を与える。民放の経営力低下は、地域情報発信能力の低下となって受信者の不利益につながるものであり、区域外再送信については再送信先の放送事業者の同意も必要であるとする。
482	匿名	地上放送事業者	29	13~20	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	県域を基本とする地上テレビジョン放送が果たしてきた地域住民の生活に必要不可欠な情報提供や地域情報・番組の全国発信といった役割を維持・発展していくためには、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響についても、裁定の基準に盛り込むべきである。
483	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	29	14~22	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	日本の放送秩序は、国が政策的に創出した国法上の秩序である。放送法ならびにチャンネルプランに依って、放送事業者に地域免許が付与され、地域免許を付与された放送事業者の「ネットワーク系列」によって運営されているのは実態であり、周知の事実である。であるならば、地方局とネットワークというものを無視することはできないし、最大限尊重されるべきである。 少数チャンネル地区については、別に置くとしても、この点を無視して、単に「一部の有料加入者である地域住民の既得権」だけを理由に、4波地区において区域外再送信を行っているケーブルテレビ事業者側に与する国の報告内容は、いかなるものか?
484	(株)テレビ大分	地上放送事業者	29	22~29	2(3)③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	再送信先地域の放送事業者や地上放送ネットワークへの経営影響について、「制度的関連性がない」として考慮しないことは、「無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される」という「検討の視点」とも矛盾しています。 「国民視聴者全体の利益」を損なわない範囲で(ケーブル)受信者の利益を考慮することが重要であり、経営への配慮は欠かせません。
485	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	29	22~29	2(3)③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	再送信先地域の放送事業者や地上放送ネットワークへの経営影響について、「制度的関連性がない」として考慮しないことは、「無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される」という「検討の視点」とも矛盾し、誤りです。 「国民視聴者全体の利益」を損なわない範囲で(ケーブル)受信者の利益を考慮することが重要であり、経営影響への配慮は欠かせません。
486	びわ湖放送(株)	地上放送事業者	29	22~29	③その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作隣接権料その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	そもそも、「大巨裁定制度」については廃止を求めるものであるが、裁定制度自体が存続された場合の基準のうち、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営に関し、法的判断の対象になじまない、と切り捨てられていることについては反対する。 区域外再送信問題は、「地上放送事業者対有線テレビジョン放送事業者」という構図に止まらず、「再送信元と再送信先の地上放送事業者同士」の問題でもある。さらに再送信先の放送事業者にとっては、「区域外再送信を望む視聴者や自治体対経営への悪影響を懸念する地元放送事業者」という、本来あってはならない軋轢さえ生じさせている。また問題は、常に再送信先の放送事業者が一方向的に悪影響を受け、一方の再送信元はエリア拡大というメリットこそあれ、デメリットは皆無という現状の不等性である。 こうした地元放送対象地域内での軋轢が、地元商圏を事業対象とする民放経営そのものに悪影響を及ぼし、結果として地上デジタル放送への円滑な移行を妨げる一因にもなっている。少なくとも当社ではこうした関係にある。当社はアナログ放送の区域外再送信で再送信先となった際、強固に反対意見を表明し、関係各方面に対しても理解を求めたが、地元住民や自治体などの強い要請及び当局の“指導”により結局、受け入れざるを得なかったという経過がある。 さらに上述の通り、現在同地域へのデジタル区域外再送信についても“理解”を求められており、今回の貴研究会の報告がきっかけとなって、そのまま受け入れざるを得ないような状況に“追い込まれる”ような事になれば、ますます経営が困難になることは避けられない。 こうした「裁定になり得ない」(再送信元放送事業者が同意すれば、再送信先事業者は受け入れざるを得ない)という現実も「区域外再送信を巡って現在起きている問題」である。好むと好まざるとにかかわらず、再送信先事業者だけが「経営に与える“悪”影響」を受けてしまうということをご認識いただきたい。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
487	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	29	22～29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	県域を基本とする地上テレビジョン放送が果たしてきた地域住民の生活に必要な不可欠な地域情報の提供や全国への地域情報の発信などといった役割を維持・発展していくためには、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響についても、今回の現行制度を前提とした運用面での見直しにおいて、裁定の基準に追加すべきである。一方、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無は、放送事業者が個別に考慮すべき事項であり、裁定の基準とすることは適当ではない。なお、研究会では、現行制度を前提とした運用面での見直しにとどまらず、現行の硬直した裁定制度の撤廃を含めた抜本的見直しを早急に行うべきと考ええる。
488	静岡放送(株)	地上放送事業者	29	22～29	(3) 裁定の基準の見直し等 ③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いは再送信同意の必要条件ではなく、コンテンツ産業でもある放送事業者が有する固有の権利である。裁定という法的判断の対象にはなじまないとの認識は正しいと考える。放送事業者が再送信を行うCATV事業者に対し対価を請求することは当然の権利として担保されるべきである。
489	(株)テレビ朝日	地上放送事業者	29	22～29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	そもそも「受信者の利益」も制度上の根拠が明確ではなく(法律上の保護対象として明文上は見出せない。)、単に「正当な理由」の有無を判断する際の一要素にすぎないものである。地域の放送事業者の経営等に与える影響も、「受信者の利益」と同様に「正当な理由」を判断する一要素(基準)として考慮されるべきである。仮に制度的関連性を有しないものは裁定という法的判断の対象になじまないとするならば「受信者の利益」も基準の対象外とすべきである。
490	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	29	22～29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	県域を基本とする地上テレビジョン放送が果たしてきた地域住民の生活に必要な不可欠な地域情報の提供や全国への地域情報の発信などといった役割を維持・発展していくためには、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響についても、今回の現行制度を前提とした運用面での見直しにおいて、裁定の基準に追加すべきである。一方、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無は、放送事業者が個別に考慮すべき事項であり、裁定の基準とすることは適当ではない。
491	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	29	22～29	③その他の基準の検討(全体)	区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等について、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」とは制度的関連性を有するものではないとして、裁定の基準になじまないとしているが、これらはいずれも区域外再送信から発生した重要な問題であり、裁定の基準に含めるべきである。さらに、放送普及基本計画に則った4チャンネル地域と少数チャンネル地域の違いについても裁定の基準に加えるべきである。
492	(株)毎日放送	地上放送事業者	29	22～29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	県域を基本とする地上テレビジョン放送が果たしてきた地域住民の生活に必要な不可欠な情報提供や地域の情報・番組の全国発信といった役割を維持・発展していくためには、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響についても、裁定の基準に盛り込むべきである。前項でも述べたとおり、適正に著作権処理されたものが視聴され、流通することが正当な経済行為であって、区域外再送信がそれを阻害することがあってはならない。また、「対価の支払い」については、播送期のケーブルテレビ再送信は難視聴地域におけるものが多かったことから、これまで民放事業者が当然の権利を行使しなかったに過ぎず、商業ケーブルが高度に発達し、地方局の収益を凌駕する有線テレビジョン放送事業者も多くなってきたことから、対価を徴収しない理由はすでに消滅し、徴収の在り方を具体的に検討しているところである。
493	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	29	22～29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	放送事業者の経営が危うくなることは、必要不可欠な情報や上質な番組が視聴者に送られなくなることを意味しており、国民全体の不利益につながるものである。「受信者」という限られた有料加入者の利益の確保を最優先するのであれば大臣裁定制度は、撤廃するべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
494	名古屋テレビ放送(株)	地上放送事業者	29	22~29	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響についても、裁定の基準に盛り込むべきである。 他地区からの再送信によってチャンネル数が増加することは、地元民間放送の競争激化を招き、その経営基盤に少なからずダメージを与える点は看過できない。そしてそれは系列局を通じて全国、すなわち国民視聴者全体に波及する問題である。これは、良質なコンテンツを安定的に放送するという、地上放送の責務の根幹に関わる重要な問題であると考えられる。
495	(株)東京放送	地上放送事業者	29	22~29	2(3)③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	再送信先地域の放送事業者や地上放送ネットワークへの経営影響について、「制度的関連性がない」として考慮しないことは、「無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される」という検討の視点とも矛盾し、誤りである。 「国民視聴者全体の利益」を損なわない範囲で「(ケーブル)受信者の利益」を考慮することが重要であり、経営影響への配慮は欠かせない。 また、「対価の支払い」については、播送期のケーブルテレビ再送信は難視聴地域におけるものが多かったことから、これまで民放事業者が当然の権利を行使しないうえに過ぎず、商業ケーブルが高度に発達し、地方局の収益を凌駕する有線テレビジョン放送事業者も多くなってきたことから、対価を徴収しない理由はすでに消滅し、徴収の在り方を具体的に検討しているところである。 従って、左記の指摘のとおり、対価の支払いの有無は同意・不同意の判断とは関わりがなく、仮に裁定判断を下す場合においても、考慮要素とすることは適当ではない。
496	(株)大分放送	地上放送事業者	29	23~29	2(3)③ その他の基準の検討 これまで述べたほか、裁定の基準として区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	再送信先地域の放送事業者や地上放送ネットワークへの経営影響について、「制度的関連性がない」として考慮しないことは、「無秩序、無制限な区域外再送信によって、地上デジタル放送の中継局投資や番組制作に係る財政基盤の著しい脆弱化が惹き起こされる場合には、難視聴地域の拡大や放送番組の質の低下等が生じることが懸念される」という検討の視点とも矛盾し、誤りである。 「国民視聴者全体の利益」を損なわない範囲で「(ケーブル)受信者の利益」を考慮することが重要であり、経営影響への配慮は欠かせない。
497	(株)テレビ東京	地上放送事業者	29		③ その他の基準の検討 裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	民間地上テレビジョン放送は、単なる民間ビジネスではなく、放送法および放送普及基本計画に基づいて運営がなされています。一部事業者の違法行為によって、基幹メディアである地上波放送の健全な経営が脅かされるような自体は、それこそ、その地域の視聴者の利益を損なうものであり、取りまとめにあたっては十分に考慮されるべき事項と考えます。
498	朝日放送(株)	地上放送事業者	29		③その他の基準の検討 全体	区域外再送信が行われている地域の放送事業者の経営については、考慮されるべきと考える。なぜならば、CATVに加入せず地元局のみをしか視聴していない住民が、区域外再送信によって地元局が経営的にダメージを受けた結果、十分な地域情報や豊富な種類の番組を享受できなくなることがあるからである。 今回の中間答申は、有線放送の加入者の利益のみを考えているが、区域内の全ての視聴者が地元局による充実した放送を享受することこそが、「受信者の利益」である。 充実した放送が可能か否かは放送事業者の経営状況に大きく関連している。
499	個人	個人	29		③ その他の基準の検討	これまで述べたほか、裁定の基準として、区域外再送信が行われる地域の放送事業者の経営やニュースネットワーク協定を結んでいる放送事業者の経営に与える影響、適正な額の著作権隣接権利その他の対価の支払いの有無等を考慮すべきとの指摘がある。 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。
500	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	29	22~29	③ その他の基準の検討 ……こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものでなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	これまで実態として、多くの発局は同意の条件として区域外再送信が行われる地域の放送事業者の承諾を求めるが、これは放送事業者の番組編成上の意図や受信者利益には無関係でありますので、この見解は妥当であると考えております。
501	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	29	27~29	「③ その他の基準の検討」の変更 しかしながら、こうした事項は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	裁定制度は、廃止すべきであるが、仮に、裁定制度が廃止されなかった場合を想定し、意見を述べる。 ネットワーク系列によって一定の番組が放送されるルール、あるいは各地域で独占的な権利として番組が販売されるルールは、現行の地域免許制度の中で成立し、地上テレビ放送事業者がその視聴者に良質な番組を提供することに寄与してきた。 区域外再送信はこのルールに不整合を生じさせており、区域外再送信が行われる地域の放送事業者に対し当該再送信への関与を認めるべきである。 この考え方は、アメリカのFCCルールにもあり、地域免許制度のもとでは欠かせないものである。 したがって、該当箇所は下記の通り改めるべきである。 日本と同じ地域免許制度のアメリカにはFCCルールとして「Network program non-duplication rule: ネットワーク番組の重複禁止 ルール」と「Syndicated exclusivity protection rule: シンジケーション独占権保護 ルール」、「Sports programming blackout rule: スポーツ番組のブラックアウト ルール」がある。これらルールは、区域外再送信が行われる地域の放送事業者が当該再送信に含まれる番組の再送信を拒否することができるというものである。 したがって、上記指摘は、既にアメリカでは制度化されているものであり、日本における裁定という法的判断の対象にとっても欠かせないものである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
502	(株)広島ホームテレビ	地上放送事業者	29	28	③その他の基準の検討 「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。	この項目においては、全く意見を異にする。 区域外再送信される地元地上放送局の経営の悪化、衰退により地元の情報の質の低下は避けられない。ひいては、受信者の居住地の地元情報よりも、区域外再送信による他県情報の方が充実し、地元受信者の不利益となると考える。全く本末転倒の状況が考えられる。
503	須高ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	29	21~28	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ②放送が受信される地域についての意図 エ)具体的な基準 ④経過措置	「受信者の利益」の確保を最大限に考え、仮に、再送信の実施が困難になった場合については、経過措置(激変緩和措置)を一定期間(少なくとも5年以上)実施し、受信者に十分な説明責任を果たせる猶予が必要と考えます。現状でのあまりにドラスティックな環境の変化は、総務省とともにケーブルテレビ業界が積極的に進めているデジタル推進にも大きな影響を及ぼすものと考えます。
504	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	29	23~30	(3) 裁定の基準の見直し等 ④経過措置 過去に「同意」が得られた事例が、②ウ)の考え方に基づく基準の下では、再送信の実施が困難になる場合も想定される。こうした場合については、「受信者の利益」を一定程度保護する観点から、経過措置(激変緩和措置)を講じることも考えられる。その経過措置の内容については、具体的にいかなる期間とするかを含め、2011年に予定される完全デジタル化等の受信者を取り巻くメディア環境の変化を十分に踏まえつつ、さらに検討することが適当である。	■経過措置は最小限に留めるべきである。 ・地上デジタル化の進展により、アナログによる区域外再送信の視聴は、減少傾向にある。経過措置(激変緩和措置)を講じる場合でも、アナログ放送のみで行い、2011年の完全デジタル化を期限とすべきである。 ・経過措置を講じる場合でも、ケーブルテレビ事業者の適性を厳正に審査し、判断しなければならない。
505	(株)テレビ朝日	地上放送事業者	29	23~30	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ④経過措置 「受信者の利益」を一定程度保護する観点から、経過措置(激変緩和措置)を講じることが考えられる。その経過措置の内容については、具体的にいかなる期間とするかを含め、2011年に予定される完全デジタル化等の受信者を取り巻くメディア環境の変化を十分に踏まえつつ、さらに検討することが適当である。	「激変緩和措置」は、そもそも放送事業者が同意しない「正当な理由」があり、当該区域外再送信について「受信者の利益」が認められない場合に、緊急避難的な措置として止むを得ない場合に限り認められるべきである。善意で区域外再送信を受信していたケーブルテレビ受信者の混乱を避けるため、「激変緩和措置」という観点から一定の経過期間を講じることにについては一定の理解はするが、これが長期間になると、それ自体が既得権益化する可能性もある。 したがって、その経過措置に必要な期間は、受信者への周知広報、代替番組の購入に要する期間等を考慮しても一定の猶予期間を与えれば十分と考える。
506	(株)上田ケーブルビジョン	有線テレビジョン放送事業者	29		「経過措置」について	「経過措置(激変緩和措置)を講じることも考えられる」を「経過措置(激変緩和措置)を講じる必要がある」と強い表現が望ましい。
507	(株)新潟総合テレビ	地上放送事業者	29~30	—	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ④経過措置 (この項目全体)	“過去に「同意」が得られた再送信”すべてに対して経過措置を講じる必要は無い。 違法再送信を行っているケーブルテレビ事業者の一部は、“過去に「同意」が得られた再送信”という理由で違法再送信を行っている。これは過去の同意がどうであれ違法状態である。違法行為に対して経過措置を講じることは、違法状態を助長することになる。
508	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	29~30	30~	2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定の基準の見直し等 ④経過措置 過去に「同意」が得られた再送信の実施が、②の考え方に基づく基準の下では困難になる場合も想定される。こうした場合については、「受信者の利益」を一定程度保護する観点から、経過措置(激変緩和措置)を講じることも考えられる。その経過措置の内容については、具体的にいかなる期間とするかを含め、少なくとも2011年に予定される完全デジタル化等の受信者を取り巻くメディア環境の変化を十分に踏まえつつ、さらに検討することが適当である。	放送事業者の「放送の地域性に係る意図」が裁定の基準として示され、これにより行き過ぎた区域外再送信問題の解決が図られることを期待している。これがきちんと担保されるならば、経過措置(激変緩和措置)の必要性については理解するが、その具体的な内容については、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の協議に委ねられるべきである
509	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	29~30	30~	④経過措置 過去に「同意」が得られた再送信の実施が、②の考え方に基づく基準の下では困難になる場合も想定される。こうした場合については、「受信者の利益」を一定程度保護する観点から、経過措置(激変緩和措置)を講じることも考えられる。	4波地域では、地上デジタル放送の区域外再送信は行うべきではない。ただし違法ではあるが、長年にわたって行われてきたアナログ放送の区域外再送信は、「有料加入者」の利益を保護する観点から直ちに中止するのではなく、なるべく早期に中止する等の経過措置(激変緩和措置)を講じることが適当と考える。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
510	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	30		2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 (全文)	平成19年12月21日の本研究会(第5回会合)において、新美座長より『両連盟による協議については、本研究会としても注視し、これを尊重することとしたい。両連盟においては、引き続き協議を重ね、成案を得られるようお願いしたい。』旨の発言があった。正に当事者である日本民間放送連盟および日本ケーブルテレビ連盟が、鋭意、協議を重ね、ようやく両連盟によって取りまとめ、合意に達した平成19年12月3日付け「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」文書における合意事項を何よりも尊重すべきであることをまずもって明記すべきである。
511	(株)毎日放送	地上放送事業者	30	1~7	④経過措置(全体)	経過措置(激変緩和措置)については、現在、アナログ放送で再送信同意なしに区域外再送信がおこなわれている事案についてアナログ放送継続中に限り、アナログ放送での区域外再送信を容認する程度に留めるべきであり、無秩序、無制限なアナログ区域外再送信が行われているエリアでもデジタル区域外再送信を始めることがないよう、経過措置についてはその内容を明文化するべきである。
512	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	30	3	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (3) 裁定基準の見直し等 ④ 経過措置 “…経過措置(激変緩和措置)…”	経過措置の内容については、ケーブルテレビ事業者が受信者から納得が得られるものであることが必須であると考えます。
513	(株)伊豆急ケーブルネットワーク	有線テレビジョン放送事業者	30	1	(4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	総務省が「一定の区域」などの具体的な基準を考慮した「正当な理由」や「協議手続き」ガイドラインを公表することは協議の円滑化に有効と考えます。
514	萩ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	1~4	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	再送信同意の取得に向けた民間放送事業者との折衝では、区域外の放送事業者よりも区域内の放送事業者との協議が進まず同意が得られない。このたび総務省が具体的な基準を考慮した「正当な理由」や「協議手続き」のガイドラインを公表することは協議の円滑化に有効と考えます。
515	日本海ケーブルネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	1~4	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	地上放送事業者の中には、「区域内」の再送信同意にも難色を示すケースが見受けられます。「区域外」とともに、「区域内」の再送信同意につきましても一定のガイドラインをお示しいただきますようお願いいたします。
516	岡山ネットワーク(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	1~5	(4) 協議の円滑化のための措置 「再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である」	総務省のガイドラインの策定については早期をお願いします。「正当な理由」の解釈などのほか「協議の円滑化のための措置」として、特に考慮いただきたい点は、区域外再送信の送信元の放送事業者が同意しても再送信先の放送事業者の了解(確認)が必要な点です。有線テレビジョン放送法上の必要条件ではないが、再送信先の放送事業者に対する配慮の所以と思われます。これにより協議が停滞する恐れがあり、こういった場合の問題解決への示唆なども含めたガイドラインの策定を希望します。
517	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	30	1~5	(4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	■ガイドラインの策定にあたっては、ケーブルテレビ事業者の吸収合併などでサービスエリアが拡大した場合は、区域外再送信同意の更新拒否の「正当な理由」とすべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
518	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	31	1~8	(4) 競技の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、……当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	生活圏・文化圏・経済圏を考慮していただき、県内放送局の系列間問わず該当地域住民に必要な不可欠な情報が得られること、また同一市町村の住民に情報格差が生じないガイドライン策定を早期に公表されるようお願い致します。
519	山口ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	1~8	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	現在、総務省内でまとめられているであろうガイドラインが、早期に公表されることを希望しております。
520	山陽放送(株)	地上放送事業者	31	1~9	2(4) 協議の円滑化のための措置 再送信に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	総務省が、「正当な理由」の解釈についてガイドラインを策定し、公表することは適当と考える。その際、民一民による区域外再送信問題の解決に向けて、民放連と日本ケーブルテレビ連盟が整理を行った「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」を踏襲し、公正でバランスのとれたものとするよう要望する。
521	(株)テレビ大分	地上放送事業者	31	1~9	2(4) 協議の円滑化に向けた措置 再送信に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	「正当な理由」や協議手続きのガイドラインを策定する場合は、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が提出している「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」を十分に踏まえ、バランスのとれたものとするよう希望いたします。
522	(株)大分放送	地上放送事業者	31	1~9	2(4) 協議の円滑化に向けた措置 再送信に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	「正当な理由」や協議手続きのガイドラインを策定することの必要性は理解できる。ただしその場合、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が提出している「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」を十分に踏まえ、バランスのとれたものとするよう希望する。
523	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	31	1~9	2(4) 協議の円滑化に向けた措置 再送信に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	「正当な理由」や協議手続きのガイドラインを策定することの必要性は理解できる。ただしその場合、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が提出している「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」を十分に踏まえ、バランスのとれたものとするよう希望します。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
524	長崎放送(株)	地上放送事業者	31	1~9	2(4)協議の円滑化に向けた措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的な内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	「正当な理由」や協議手続きのガイドラインを策定することの必要性は、理解できる。その場合、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が提出している「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」を十分に踏まえ、バランスのとれた内容とするよう切望する。
525	(株)熊本放送	地上放送事業者	31	1~9	2(4)協議の円滑化に向けた措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的な内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	左記に賛成である。 ただしガイドライン策定にあたっては、事業者間の協議が原則であることを踏まえ、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が提出している「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」を十分に踏まえ、バランスのとれたものとするよう希望する。
526	匿名	地上放送事業者	31	1~9	2 課題に関する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的な内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	宮崎地区の主なケーブルテレビ事業者は都市型の3社。 再送信等の同意については、お互い契約書に基づいて協議をすることになっている。しかし、これまで我々放送事業者の同意なしに区域外再送信を行ったり、事前協議なしに自主放送、エリア拡大の免許申請をするなど契約違反の行為がたびたび発生している。 その都度、ケーブルテレビから、お詫びの文書も取っているが、正式な手続きを無視したこのような契約違反の行為については非常に不信感を抱いている。 デジタルの区域外再送信については、総務省の指導もあり民放2社とケーブルテレビ事業者3社で「宮崎地区5社協議会」を立ち上げ協議を重ねている。 但し、協議においてケーブルテレビ側は、十分な協議もないまま「すぐに同意をもらいたい」といった現状無視とも思える発言や、すぐに同意をもらわないと工事契約をしている業者に迷惑をかけるからと全く理解に苦しむ発言をしている社もある。今後、放送事業者とケーブルテレビ事業者との円滑な共存共栄を図る意味から、公正、明確なガイドラインを策定してもらうことを望む。
527	中京テレビ放送(株)	地上放送事業者	31	1~9	(4)協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的な内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	地上放送において、この区域外再送信問題で影響を被っているのは再送信元の発局ではなく、再送信先の地元局である。地元放送事業者は災害放送、地域情報、政見放送等の地域視聴者のための地域情報の安定供給に努めている。また、地元放送事業者にとって視聴率の低下等による経営的なダメージも無視することはできない。再送信同意の手続きにおいても、地元放送事業者の意向確認が同意条件に反映されることを希望する。
528	(株)倉敷ケーブルテレビ	有線テレビジョン放送事業者	31	1~9	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的な内容に関するガイドライン策定し、公表することが適当である。	区域外再送信について、「正当な理由」の解釈についての総務省のガイドライン策定につきましては、画期的なことであり評価いたします。つきましては、『地元民間放送事業者の確認や承認を条件とする』同意については、「正当な理由」から除外する内容にて策定することを希望いたします。事業者間の混乱の原因は、前記の条件があるため、その点をガイドラインに明記することが適当であると考えます。
529	(株)東京放送	地上放送事業者	31	1~9	2(4)協議の円滑化に向けた措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的な内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	「正当な理由」や協議手続きのガイドラインを策定することの必要性は理解できる。ただしその場合、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が提出している「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」を十分に踏まえ、バランスのとれたものとするよう希望する。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
530	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	31	1~9	(4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、……総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	総務省が「正当な理由」の解釈や「協議手続きの具体的内容」に関するガイドラインを策定し、公表していただくことは事業者間の意識統一ができるため同意手続きの円滑化につながり重要なことであると考えております。
531	出雲ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	1~9	(4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、…… 公表することが適当である。	総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当であるとの考えに賛同いたします。また、ガイドライン策定の際には、関係者に意見聴取する機会が与えられますようお願いいたします。
532	東海テレビ放送(株)	地上放送事業者	31	1~9	(4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	ガイドラインが未発表の現段階ではコメントできないが、民放連と日本ケーブルテレビ連盟との間で、区域外再送信の適正なあり方及び範囲に関する考え方を整理してきた。あくまでも、この結果を踏まえたものを問題解決の大原則とすべきである。
533	(株)ケーブルネット下関	有線テレビジョン放送事業者	31	1~10	再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定することに同意いたします。但し、内容については、有線テレビジョン放送事業者も含めて協議の場の設定を要望いたします。
534	よさこいケーブルネット(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	1~17	(4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう「正当な理由」の解釈についても総務省がガイドラインを策定し公表することが適当である。……当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。……	同意交渉は発局よりも地元局に精力を尽くさなければならずCATV側は常に受け身で対等の交渉ができず、必要な時間を費やしてきた。この点総務省が「解釈のガイドライン」「手続きのガイドライン」を策定公表することは大いに期待できる。これらガイドラインをできるだけ早期に公表すること、また内容につき、できるだけ短期間で交渉を終えることができるように交渉期間や交渉すべき内容等を具体的に示していただきたい。
535	匿名	地上放送事業者	31	1~21	(4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 なお、裁定制度との関連性はないが、再送信の実施に資するため、著作隣接権利とは別に、必要に応じ、再送信の提供に係るサービスの対価について当事者が協議の上、一定の額を支払うことについて当事者間で検討することも考えられる。	(4) 協議の円滑化のための措置 協議の仕組みやあり方について、総務省が一定の指針となるガイドラインを策定することは適当と思われる。また再送信の提供に係るサービスの対価について当事者が協議の上、一定の額を支払うことについて当事者間で検討することは時宜を得たものであり、再送信同意問題の解決に大きく寄与するものと思われる。
536	静岡放送(株)	地上放送事業者	31	2~5	(4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	ガイドラインの公表に当たっては事前に意見募集を行い、関係者の意見が反映されるよう配慮願いたい。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
537	(株)テレビ静岡	地上放送事業者	31	2~5	(4)協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	「正当な理由」として例示されている5つの基準については「同一性の保持」のみに着目する偏った内容となっており、ガイドラインの策定にあたっては関係者の意見を十分に聞くよう求めたい。
538	(株)毎日放送	地上放送事業者	31	2~5	2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	「民一民」による区域外再送信問題の解決に向けて、民放連と日本ケーブルテレビ連盟との間で、区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方を整理しているため、これを踏まえた事業者間の協議による解決が大原則である。例えば裁定制度が廃止され、判断基準としてガイドラインが策定される際でも、その制定は関係方面や学識経験者などの意見を広く聴取し、公正正大に決定されるべきである。
539	名古屋テレビ放送(株)	地上放送事業者	31	2~5	2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	前述の通り、「民放連」と「日本ケーブルテレビ連盟」の間で、区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方をすり合わせている。これを踏まえた各事業者間での協議による解決、「民一民」での解決が大原則である点を明記すべきであるとする。
540	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	31	2~9	2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続が定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続の具体的な内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	「正当な理由」の解釈および再送信同意に係る協議手続に関するガイドラインの策定の必要性は理解するが、民放連と日本ケーブルテレビ連盟との間で、区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方を整理しており、残った諸課題についても、両連盟間を軸に真摯な話し合いを続けているため、これを踏まえた事業者間の協議による解決が大原則であることを明記すべきである。 また、ガイドラインは、両連盟間の協議を十分に踏まえたうえで、策定されるよう要望する。
541	スカパーJSA T(株)	衛星放送関連会社	31	2~9	再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。 また、再送信同意に係る協議手続が定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続の具体的な内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	・「正当な理由」の解釈及び再送信同意に係る協議手続の具体的な内容に関して、総務省が、関係者の意見を踏まえてガイドラインを策定し公表することは、再送信同意の協議の円滑化に資するものと考えます。 ・本ガイドラインは、電気通信役務利用放送法における再送信同意の協議においても、その円滑化に資するものであると考えられるため、準用されることを希望します。
542	(株)宮崎放送	地上放送事業者	31		(4)協議の円滑化のための措置	「正当な理由」の解釈、協議手続の具体的な内容に関するガイドラインを、総務省が策定し公表することは支持するが、その場合は日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が提出している「ケーブルテレビ区域外再送信の適正な在り方および範囲に関する考え方」に基づきバランスのとれたものとするよう要望する。
543	(株)ひろしまケーブルテレビ	有線テレビジョン放送事業者	31	2~4	当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	これまで、不同意の「正当な理由」の解釈が不明確なこと等により当事者間に見解の相違が生じている現状に鑑み、解釈のガイドライン策定を促されていることに賛同いたします。 なお、ガイドライン策定にあたっては、「受信者の利益」が十分に配慮されることを希望します。
544	島根県津和野町	地方自治体	31	2~4	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	自治体営のケーブル局にとって、民放各社と協議することは大変困難で最終的には裁定に持ち込まざるを得なくなる状況が発生しかねません。これらを回避するためにも、ガイドラインの設定はぜひ必要であり、早期の対応を願っています

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
545	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	31	2~4	<p>第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置</p> <p>“…当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。”</p>	<p>1. 総務省が同意、不同意の「解釈ガイドライン」を策定することを促されていることを評価いたします。 なお、この場合には「受信者の利益」(必要性)を十分に勘案するものであることはもちろんとして、関係者には意見聴取の機会が与えられるべきかと存じます。また、このガイドラインはできるだけ早期に設定され公表されるよう要望いたします。</p> <p>2. 標準的な処理日程を織り込んだガイドラインを早期に作成して頂きますようお願いいたします。</p>
546	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	2~4	<p>第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置</p> <p>当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。</p>	<p>ケーブル連盟と民放連の協議において、発局は再送信先の考えを「確認する」となっているが、確認の定義が極めてあいまい。 それだけに、「正当な理由についての解決」が今後の協議レベルでぶれないような、ガイドラインでは明確に示すべき。 この部分のガイドラインは重要であり、早期に設立、公表を望む。</p> <p>当事者間において、適正かつ客観的な判断…とされていることは評価できる。 できるだけ早期に設定、公表されることを望みます。</p> <p>裁定基準となる「正当な理由」に関しては、早期に適正なガイドラインの公表を願っています。 視聴者利益保護を勘案した当事者に明解な判断基準となることを望みます。</p>
547	姫路ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	2~4	<p>当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。</p>	<p>“…、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。”とされ、総務省が同意、不同意の「解釈ガイドライン」を策定することを促されていること。なお、この場合には「受信者の利益」(必要性)を十分に勘案するものであることはもちろんとして、関係者には意見聴取の機会が与えられるべき。また、このガイドラインはできるだけ早期に設定され公表されるよう要望いたします。</p>
548	北海道文化放送(株)	地上放送事業者	31	2~5	<p>2 課題に関する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置</p> <p>再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則であり、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、「正当な理由」の解釈についても、総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。</p>	<p>地上デジタル放送の2011年7月完全移行に向け、昨年12月、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟による協議の結果、「ケーブルテレビの区域外再送信の適正なあり方及び範囲に対する考え方」で見解の一致をみている。 今回の見解に含まれない諸課題に関しても両連盟が協力して今年度内の解決を目指すとしており、「民-民」による区域外再送信問題の解決への取り組みが図られているところである。ただ残念ながら研究会の中間とりまとめ(案)では、今回、両連盟で見解の一致をみた「基本事項」や「区域外再送信の適切な範囲」については、ほとんど言及されておらず、「民-民」の取り組みを踏まえた事業者間の協議による解決が大原則であることが明記されるべきである。</p>
549	(株)ケーブルメディアワイワイ	有線テレビジョン放送事業者	31		<p>第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置</p> <p>総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。</p>	<p>再送信同意の取得に向けた話し合いでは、「研究会の結果を見て判断したい」などの理由で十分な協議に応じて頂けないまま時間の浪費を強いられております。 具体的な指標となるガイドラインの作成をして頂きますようお願いいたします。</p>
550	石見ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	4	<p>第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置</p> <p>総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。</p>	<p>再送信同意の取得に向けた折衝の中で、「他所の大臣裁定の結果により判断する」、「研究会の結果を見て判断する」等の理由で、十分な協議に応じていただけないまま時間が経過している経緯がありますし、再送信に対する考え方も放送局により、まちまちであり、事業者間の協議を迅速かつ円滑に進めていくためにも、判断の指針となるガイドラインを、是非とも早急に作成していただきますようお願いいたします。</p>
551	(株)ケーブルテレビ富山	有線テレビジョン放送事業者	31	4	<p>第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置</p> <p>総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。</p>	<p>再送信同意の取得に向けた折衝では、「他所の大臣裁定の結果を見て判断したい」、「研究会の結果を見て判断したい」などの理由で十分な協議に応じて頂けないまま時間の浪費を強いられてきた。その轍を繰り返さないためにも標準的な処理日程を織り込んだガイドラインを早期に作成して頂きたい。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
552	(株)ケーブルテレビ富山	有線テレビジョン放送事業者	31	4	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置 総務省がガイドラインを策定し――	民放側の同意条件が優越的地位に立った一方的条件とならないよう、当事者間で協議することを原則とする旨、解釈ガイドラインで担保して欲しい。
553	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	4	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置 総務省がガイドラインを策定し、公表することが適当である。	地域によっては、区域外送信について、民放側に協議を申し込んでも応じず、「門前払い」の局もある。また協議に入っても「引き延し」的な協議に終始し、いっこうに進展しない～というのが現状。標準的な処理日程を織り込んだガイドラインは是非必要である。 民放連、CATV連盟の意見を聞いた上でのガイドラインであれば、尊重されると思います。その中には処理日程も盛り込んだ方が良くと考えます。 当事者間における協議手続きの具体的内容・処理日程等の目安となるガイドラインが必要です。協議に進展なく、その間のケーブル事業者の事業運営(エリア拡大)等にも大きく影響することも考えられます。
554	(株)ひろしまケーブルテレビ	有線テレビジョン放送事業者	31	5～8	また、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないことにより、事業者間の協議においても混乱が生じているとの指摘を踏まえるとともに、当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。	これまで、再送信同意に係る協議手続きが定まっていないこと等により協議が停滞している現状に鑑み、協議手続きの具体的な内容に関するガイドライン策定を促されていることに賛同いたします。 なお、ガイドライン策定にあたっては、当事者間で合理的かつ誠実な協議がおこなえるよう、協議手続き完了までの標準スケジュールが示されるよう希望します。
555	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	31	6～8	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置 “...当事者間の誠実な協議を促進するため、総務省が協議手続きの具体的内容に関するガイドラインを策定し、公表することが適当である。”	総務省において「協議手続きガイドライン」を策定されるよう促されていることを評価しています。 なお、「手続きガイドライン」策定に当たっては広く意見聴取の機会が与えられるべきと考えます。
556	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	30	12～19	2 課題に関する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	「一度適正に同意した再送信」について、有線テレビジョン放送事業者に対して厳格な規定を設けるべきである。 例えば、有線テレビジョン放送事業者が合併を繰り返して事業を拡大していったにも関わらず、その後、地上放送事業者の同意を得ずに放置していた場合などは、「適正に同意した」と容認できない。また放送普及基本計画を充足する放送局の新設などの事情変更も「正当な理由」として配慮すべきであり、該当箇所は削除すべきである。 2007年8月9日の情報通信審議会の大分県の有線テレビジョン放送事業者による裁定申請に対する答申では、「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、(略)制度のあり方について今後幅広く検証すべき」旨が指摘されている。これは、大臣裁定制度の根幹となる「正当な理由」5つの基準が昭和61年の国会審議で示されたもので、今の時代にそぐわない等の指摘を受けて検証するべきと指摘されたものである。 研究会では、5基準の時代性、地域性などについても審議してきたはずであるが、「中間とりまとめ」では、従来の裁定制度を踏襲するものでしかない内容である。 検証の結果なぜ、5基準が今もなお有効なのか具体的に示すべきである。
557	(株)テレビ静岡	地上放送事業者	31	11～13	(4)協議の円滑化のための措置 放送事業者が一度適正に同意した再送信にかかわる契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。	まず「一度適正に同意」については地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者とで認識の違いがあり、規定を明確にする必要がある。また、「契約を拒否する理由」については放送局の新設や更新手続きの問題等についても「正当な理由」として十分考慮する必要がある。
558	(株)ケーブルネット下関	有線テレビジョン放送事業者	31	11～13	さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。	当社においても、アナログ時代に福岡5波から再送信を同意されておりましたが、現状延伸地域や地上デジタル放送においては、同意が得られていない状況です。過去に放送事業者から適正に同意を得ている場合、地上デジタル放送においても、「正当な理由」がない限り認められるべきと考えております。 したがって、ガイドラインへの明記に大いに賛同いたします。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
559	朝日放送(株)	地上放送事業者	31	11~13	さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たったの「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である	当社は、一度適正に同意した場合でも今中間審申に記された「正当な理由」以外の理由で再送信同意を拒否することがあると考える。ゆえに当社としてはこの考え方には反対である。 平成19年5月に行われた中国地方のCATVによる大臣裁定申請は、裁定の結果によっては有線テレビジョン放送法・著作権法などの法の根幹を揺るがしかねないものになる可能性がある。 なぜならば、これら中国地方のCATVは発局の有効な同意を得ないまま、アナログの再送信を行っているからであり、これは明らかな違法行為である。大臣裁定の結果によっては、大臣裁定制度が違法行為を免責する制度になってしまう。そのような事態になった場合、裁定制度は大きな欠陥を持つと言わざるを得ない。その点にも当社が大臣裁定の撤廃を求める理由がある。 当社はCATVに対する同意の条件として「有線テレビジョン放送法など諸法令に違反していないこと」を明記している。また、当社のアナログ放送の受信が一般家庭でできない地区で区域外再送信しているCATVの中には、当社の放送にスクランブルを重畳したり、CATVチューナーでしかみられないチャンネルで再送信をしているケースや、申請することなく広範な地域で当社の再送信を行っていたケースがある。(これらも当社の再送信同意条件に違反している。) さらに当社の再送信同意を得ないまま再送信を行っている悪質なCATVも存在する。 また、一部のCATVによるデジタル化に付け込んだ悪質なセールス活動も社会問題化している。 放送は文化の一つのカテゴリーであり、地上波局の番組制作・編成活動は、文化表現活動である。 当社は文化活動の成果である放送の再送信を、違法行為・再送信同意条件の違反を行っているCATVに対して認めたくはない。制度上強制されて認めざるを得ない事態が発生するのであれば、放送事業者に求められているコンプライアンスの観点からも大きな問題がある。 放送事業者にとって文化表現活動の成果物である放送の再送信を委ねられるCATVかどうか検討する自由(=検討の結果、拒否もできる自由)は常に保障されるべきだと考える。
560	山口ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	11~16	さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たったの「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	当社で放送事業者と協議している事案では、新規に拡張したエリアに対し再送信同意すると将来に亘り同意せざるを得なくなるため、隣接県の放送事業者が入ったチャンネルプランに対し地元局が同意しないといった状況があります。この様な事案に関しても、大臣裁定を申請せずに解決できる指針・指導力を持った適切なガイドラインとなることを希望します。
561	(株)テレビ大分	地上放送事業者	31	12~14	2(4)協議円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たったの「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。	同意更新を拒否できる理由を左記のように限定することには反対です。 これまでも、少数チャンネル地域であったことから一旦同意したものを、その後の放送局新設にも関わらず取り消すことが困難であった事例が多い。今後も、同意更新を拒否する正当な理由が生じる事態は多分に想定され、一度の同意を既得権のように扱うガイドラインができるならば、放送事業者は将来のあらゆる不測の事態の予期を迫られ、今後硬直的な判断が多くなるものと危惧されます。
562	(株)大分放送	地上放送事業者	31	12~14	2(4)協議円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たったの「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。	同意更新を拒否できる理由を左記のように限定することには反対である。これまでも、少数チャンネル地域であったことから一旦同意したものを、その後の放送局新設にも関わらず取り消すことが困難であった事例が多い。今後も、同意更新を拒否する正当な理由が生じる事態は多分に想定され、一度の同意を既得権のように扱うガイドラインができるならば、放送事業者は将来のあらゆる不測の事態の予期を迫られ、却って硬直的な判断が多くなるものと危惧する。
563	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	31	12~14	2(4)協議円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たったの「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。	同意更新を拒否できる理由を左記のように限定することには反対であります。これまでも、少数チャンネル地域であったことから一旦同意したものを、その後の放送局新設にも関わらず取り消すことが困難であった事例が多いです。今後も、同意更新を拒否する正当な理由が新たに生じる事態は多分に想定され、一度の同意を既得権のように扱うガイドラインができるならば、放送事業者は将来のあらゆる不測の事態の予期を迫られ、却って硬直的な判断が多くなるものと危惧します。
564	(株)南日本放送	地上放送事業者	31	12~14	2(4)協議円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たったの「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。	同意更新を拒否する理由を限定することには反対である。同意更新を拒否する正当な理由が新たに生じる事態は多分に想定され、一度の同意を既得権のように扱うガイドラインができるならば、放送事業者は将来のあらゆる不測の事態の予期を迫られ、却って硬直的な判断が多くなるものと危惧する。
565	(株)東京放送	地上放送事業者	31	12~14	2(4)協議円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たったの「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。	同意更新を拒否できる理由を左記のように限定することには反対である。これまでも、少数チャンネル地域であったことから一旦同意したものを、その後の放送局新設にも関わらず取り消すことが困難であった事例が多い。今後も、同意更新を拒否する正当な理由が新たに生じる事態は多分に想定され、一度の同意を既得権のように扱うガイドラインができるならば、放送事業者は将来のあらゆる不測の事態の予期を迫られ、却って硬直的な判断が多くなるものと危惧する。
566	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	31	12~14	放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たったの「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。	アナログで長期間、視聴習慣のある放送を視聴できなくなると、「受信者の利益」を損ない、大きな混乱が予想されます。
567	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	31	12~17	2 課題に関する対応の方向性 (4)協議の円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たったの「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	再送信同意の更新を拒否する理由が「正当な理由」に限定されることには反対である。 仮に、再送信同意の更新を拒否する理由が「正当な理由」に限定され、その旨がガイドラインに明記された場合、新たな放送局の開局や有線テレビジョン放送事業者の合併等による業務区域の拡大などの事情変更があったとしても、放送事業者が区域外再送信を一度同意してしまうと、永久に同意を拒否できなくなってしまう。これは看過できない問題である。 したがって、再送信同意の更新を拒否する理由には、区域外再送信同意後の事情変更を追加すべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
568	(株)仙台放送	地上放送事業者	31	12~17	2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	一度適正に同意した再送信に於いても、「正当な理由」以外に状況の変化による理由(例えばチャンネル格差が解消した場合等)も追加すべき。
569	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	31	12~17	2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	再送信同意の更新を拒否する理由が「正当な理由」に限定されることには反対である。仮に、再送信同意の更新を拒否する理由が「正当な理由」に限定され、その旨がガイドラインに明記された場合、新たな放送局の開局や有線テレビジョン放送事業者の合併等による業務区域の拡大などの事情変更があったとしても、放送事業者が、区域外再送信を一度同意してしまうと、永久に同意を拒否できなくなる。これは看過できない問題である。したがって、再送信同意の更新を拒否する理由には、区域外再送信同意後の事情変更を追加すべきである。
570	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	31	12~17	(4) 協議の円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線放送テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	区域外再送信に一度同意すれば、裁定に当たっての正当な理由以外は拒否できなくなるのは、疑問がある。例えば、地上放送新局が開局してその系列の放送が見られるようになったり、有線テレビジョン放送事業者が隣県まで業務範囲を拡大したり、MSO的な事業変更があつて地上放送事業者との間に新たに問題が発生することが想定されるので、「正当な理由」にこのような事情変更を盛り込むべきである。
571	(株)毎日放送	地上放送事業者	31	12~17	(4) 協議の円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	再送信同意の更新を拒否する理由を「正当な理由」に限定した場合、「正当な理由」に新たな放送局の開局などの事情変更が盛り込まなければ、一度同意してしまうと、その後に事情変更があつても放送事業者は永久に再送信同意を拒否できなくなるので、該当箇所は削除すべきである。
572	匿名	地上放送事業者	31	12~18	さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	該当箇所は削除すべきである。再送信同意の更新を拒否する理由を「正当な理由」に限定した場合、「正当な理由」に新たな放送局の開局などの事情変更が盛り込まなければ、一度同意してしまうと、その後に事情変更があつても放送事業者は永久に再送信同意を拒否できなくなる。これは看過できない問題である。
573	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	31	12~18	2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	過去の政府答弁や2度の「大田裁定」で示された「5つの基準」は、当時の国会質疑における答弁によれば「いろいろなケースが考えられますが、共通する一応の判断の目安というものを5点申し上げますと……こういったことが、一応判断の目安になるというように考えています。」とあり、「5つの基準」が必要条件であり「共通する一応の判断の目安になる」が、「いろいろなケース」で変わってくる、と述べられている。「正当な理由」としているいろいろなうちの、「一応の判断の目安」として「5つの基準」があげられているにすぎない。再送信同意の更新を拒否する理由を「正当な理由」に限定した場合、一度同意してしまうと、その後に事情変更があつても放送事業者は永久に再送信同意を拒否できなくなる。これは看過できない問題である。
574	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	31	12~21	(4) 協議の円滑化のための措置」の一部削除 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	当該箇所は、一度適正に同意すると、契約の更新を永久的に拒否できないことを意味している。 仮に、このような趣旨がガイドラインに明記された場合、「一度再送信に同意をすると、永久的に同意をしなければならぬ」という不合理な結果を放送事業者に生んでしまう。このため、放送事業者はすべての同意申請の判断に慎重になり、ガイドラインは当事者間の円滑な話し合いを阻害するものとなってしまう。 当事者間で合意された同意条件には、「正当な理由」だけでなく、期間や地域、権利処理に関する条件、事業者としての適格性等様々なものがある。再送信の問題は、当事者間の協議が原則であり、当事者間の協議が尊重されるべきである。拒否する理由には、紛争が生じた場合の「正当な理由」のみに限定するという根拠はない。仮に、同意裁定が行われた場合であっても、追加の同意条件を当事者間で定めることも想定すべきである。 したがって、当該箇所は削除すべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
575	讀賣テレビ放送(株)	地上放送事業者	31	13~18	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	拒否の理由を「正当な理由」だけに限ることはできない。再送信同意は有線テレビジョン放送事業者の適格性などその他の事情も考慮して判断するものである。したがって、当該箇所の削除を求める。
576	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	31	13~18	2 課題に関する対応の方向性 (4) 協議の円滑化のための措置 さらに、放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、裁定に当たっての「正当な理由」に限られるものとし、その旨をガイドラインに明記することが適当である。これは、仮に、放送事業者が「正当な理由」なく拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、改めて裁定申請を行えば、「正当な理由」がない限り、同意裁定が行われることを踏まえたものである。	「一度適正に同意した再送信」について、有線テレビジョン放送事業者に対して厳格な規定を設けるべきである。例えば、合併を繰り返して事業を拡大していったにも関わらず、その同意を得ずに放置していた場合などは、“適正に同意した”と容認できない。また放送普及基本計画を充足する放送局の新設などの事情変更も「正当な理由」として配慮すべきであり、該当箇所は削除すべきである。
577	山口ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	31	17~20	なお、裁定制度との関連性はないが、再送信の実施に資するため、著作隣接権利とは別に、必要に応じ、再送信の提供に係るサービスの対価について当事者が協議の上、一定の額を支払うことについて当事者間で検討することも考えられる。	再送信の対価を支払うことについては、当事者同士の協議で決めるべき事ではなく、全国統一のルールを作った上で実施されるべき事と考えます。
578	(株)中海テレビ放送	有線テレビジョン放送事業者	31	18~21	なお、裁定制度との関連性はないが、再送信の実施に資するため、著作隣接権利とは別に、必要に応じ、再送信の提供に係るサービスの対価について当事者が協議の上、一定の額を支払うことについて当事者間で検討することも考えられる。	当事者間協議においての高額な対価要求、発局以外の放送事業者からの対価要求等により、再送信を諦めざるを得ない状況を招いたり、もしくは視聴者に過度の負担がかかることのないよう、ガイドライン策定をいただきたいと考えております。
579	信越放送(株) (株)長野放送 (株)テレビ信州 長野朝日放送(株)	地上放送事業者	32		(5) 著作権法との関係(全体)	著作権はすべての著作物に認められた国際的な権利であって、送信元の「同意」を得ない区域外再送信が著作権や著作隣接権の明確な侵害である以上、著作権は区域外再送信にとって切り離すことができない大きな問題であり、再送信同意制度や裁定制度が著作権法体系とは別個のものであると切り捨てるのは、著作権法を否定するものであって適切でない。有線テレビジョン放送の「受信者の利益」とされているのは、前述のとおり「有料加入者の利益」と「有線テレビジョン放送事業者の利益」の色合いが強いことを認識すべきである。 4波地区では情報格差がないので、受信障害地域における制度を参考に理由が成り立たないからここへの引用は適切でない。 また、許諾ではなく報酬請求のみができるようにすることは放送事業者の著作権および著作隣接権を侵害するものである。
580	朝日放送(株)	地上放送事業者	32		著作権法との関係	この記述は削除するべきだ。区域外再送信のために、今まで一度も適用されたことのない区域内の電波障害地区における著作権法上の特例を引き合いに出すことは不適當である。区域外再送信において放送事業者は許諾権を行使できず、報酬請求権しか請求できない措置は地上放送事業者にとっては権利の切り下げに他ならない。また、この記述は、放送番組には放送事業者以外の多くの著作権者、著作隣接権者、その他の権利ホルダーが存在することを無視しており、二重に承服できるものではない。このような措置が本当に検討されようとしていることは、国全体でコンテンツ産業の振興をしようとしていることと、大きく矛盾する。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
581	北日本放送(株)	地上放送事業者			<p>「第Ⅱ部 対応の方向性 2. 課題に関する対応の方向性 (5) 著作権法との関係」について</p>	<p>中間とりまとめ(案)では、「裁定」制度を事前に、著作権制度を別に設けているが、有線テレビジョン放送法による「同意」と著作権法に基づき「許諾」については実務上、事の本質とらえて解決すべきである。両者が異なっても事業者から見て行政として一体であり、有線テレビジョン放送法と著作権法の関係について、行政として整理すべきである。</p> <p>中間とりまとめ(案)において特に修正が必要と考えられる点について2点意見を述べたい。いずれも再送信問題の解決には必要不可欠な点と考える。</p> <p>① テレビジョン放送事業者は自主制作番組など著作権を有しており、著作権者および著作権隣接権者の双方の立場を有している。中間取りまとめ(案)での単なる著作権隣接権者であるという認識は明確な誤りである。著作権者は許諾および差止め請求権を行使でき、著作権侵害の停止と予防が出来る。(著作権法(差止め請求)第112条)</p> <p>② 番組は著作権の集合体であり、著作権隣接権は著作権者自身はもちろぬ。国内外(CFPA、IOC等スポーツ団体、ハリウッド等映画制作会社など)にも数多く存在する。知的財産立憲を標榜する日本は国際条約(ベルヌ条約、1899年批准、著作権に関する世界的著作権機関(WIPO)条約、2002年批准等)に批准しており、国内法の適用も国際的なルールに基づいて行われるべきである。</p> <p>しかるに大分地区大臣裁定による区域外再送信の現状は、裁定に対し福岡地区民放から異議申立てが行われているように放送事業者が同意(許諾)をしない中、CATV事業者が多くの著作権処理を欠落させたままの違法状態である。今回の中間とりまとめ(案)がそうした違法状態を放置することに驚かざるを得ない。これを研究案は改めて認識すべきである。</p> <p>北日本放送制作の番組やコンテンツは全国放送されており、著作権法による日本放送法は現在の著作権法の違法状態を是正する目的で、著作権侵害差止め請求訴訟を行う権利を十分に有している。大分地区CATV事業者を相手取り訴訟を行う場合のケーススタディは以下の通りである。</p> <p>◆ 北日本放送は放送番組とコンテンツ(NNNドキュメント、NNNニュース、番組販売を目的とした自主制作番組等)の著作権者である。これらの番組は福岡地区は福岡放送、大分地区はテレビ大分で放送されること、およびそれぞれの地区のみで有線放送されることを意図し許諾し、月に数回の頻度で当該地区において放送され続けている。</p> <p>◆ 上記の番組やコンテンツについて北日本放送が許諾していないにもかかわらず、大臣裁定によって福岡放送の再送信が、大分地区のCATV事業者によって無断で有線放送され続けている。大分地区ではテレビ大分のみ</p> <p>の受信者視点が北日本放送の明確な意図である。</p> <p>◆ すでに出されている大臣裁定は単に発局の同意を強制するだけのものであって、著作権法的に正しく整理されておらず、著作権法的な根拠は全くない。</p> <p>◆ 著作権法第112条に基づき、北日本放送は著作権者として差止めおよび予防請求を行う。</p> <p>◆ 同時に著作権侵害差止め原則分申訴も併せて</p> <p>北日本放送の著作権はこの2008年1月だけでも、20日に「NNNドキュメント」「08TOMI SHOP」(北日本放送制作の30分番組)やニュース数本が無断で大分地区に再送信されている。</p> <p>【引用】</p> <p>著作権法(差止め請求)第112条 著作権者、著作権者、出版権者、実演家又は著作権隣接権者は、その著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作権隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。</p> <p>① 以下の場合については研究案は検討を要すべきである。</p> <p>◎ 番組著作権を持つテレビジョン放送事業者は北日本放送以外にも数多く存在する。こうした事業者が共同で集団訴訟することも可能。そうした数多くの権利者の権利についてどう考えるのか？</p> <p>◎ 国内はもとより国外にも番組著作権者は数多く存在する。国内権利者5団体に属さない大手国内テレビプロダクションや、国外のIOCやFIFA等スポーツ団体の権利を保持する団体、さらにハリウッド等映画制作会社などの権利者と共に差止めの訴訟を行うことも可能。そうした数多くの権利者の権利についてどう考えるのか？</p> <p>◎ 憲法に基づく表現の自由(憲法21条)に抵触しない自由で再送信を可能にする可能性があるが、そうした基本的権利についてどう考えるのか？</p> <p>有線テレビジョン放送法と著作権法とは別制度であるとの種別判断は、実務上の問題解決とならないので、行政として一律で制度統合を検討すべきである。著作権法および国際条約の有線テレビジョン放送法は整合すべきである。</p> <p>そもそも放送番組は著作権の集合体であり、テレビジョン放送事業者だけの所有物ではない。権利者は国内外に数多く存在し、それぞれが許諾権を有していることを中間とりまとめ(案)では認識されていない。さらに憲法に基づく表現の自由(憲法21条)に抵触しない自由で再送信を可能にする可能性がある。</p> <p>著作権法の整合性を保ち、区域外再送信を想定していない有線テレビジョン放送法の規定を維持すべきである。</p> <p>著作権法との整合性を保ち、区域外再送信を想定していない有線テレビジョン放送法の規定を維持すべきである。</p> <p>◆ 再送信同意制度自体に著作権法的整合性が無く、単なる「同意」なのであって、許諾行為としての意味が事実上無いから廃止すべき。著作権法に基づき「許諾」による再送信同意制度は整理できる。</p> <p>同時に大臣裁定制度も全く著作権法的に整合性がないので廃止すべき。</p> <p>◆ 区域外再送信について社会性と公共性の観点から、著作権および著作権隣接権の整理を時間をかけてすべき。区域内であれば権利処理は可能と思われる。一方で区域外再送信は放送区域の拡充と重複が基盤とし、番組販売時に重複販売となる異時再送信のケースも含め著作権および著作権隣接権の整理は事実上不可能。</p> <p>◆ CATVが地域メディアを標榜するのであれば、その責任として社会性と公共性を明確に位置づけるべきでないが、テレビジョン放送事業者と同様の地域の100%近いエリアカバーを義務化し、放送事故に對しならん責務がない現状を改め、事故時の罰則を厳格化するべき。さらに地上波再送信は契約者と非契約者にかかわらず無料で提供すべきである。</p> <p>著作権法との整合性を保ち、区域外再送信を想定していない有線テレビジョン放送法の規定を維持すべきである。</p> <p>◆ 再送信同意制度自体に著作権法的整合性が無く、単なる「同意」なのであって、許諾行為としての意味が事実上無いから廃止すべき。著作権法に基づき「許諾」による再送信同意制度は整理できる。</p>
582	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	32	1~16	2 課題に関する対応の方向性 (5) 著作権法との関係 (全体)	有線テレビジョン放送法の大分地区大臣裁定制度と著作権法との不整合を、著作権隣接権者である放送事業者の権利切り下げによって措置するという方向性には反対である。
583	(株)東京放送	地上放送事業者	32	1~16	2(5) 著作権法との関係 再送信同意制度や裁定制度は、(中略)著作権法体系とは別個のものである。 しかしながら(中略)、同意裁定が行われたにもかかわらず、当該放送事業者の著作権隣接権の許諾が得られない場合、再送信を行うことができず、「受信者の利益」の確保の上で支障が生じることとなる。 このため、区域外再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作権隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度(中略)を参考として、例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改正の必要性について、今後、権利者である放送事業者との協議の中で、検討が行われるべきである。	<p>裁定制度との整合を図るため、放送事業者が有する著作権を制限し、許諾を不要とする考え方は、「財産権」を定めた憲法29条に抵触する恐れがあると考える。参考として挙げている受信障害地域の場合は、明らかに公益目的であり、著作権隣接権を制限する大義名が立つと判断されるが、営利目的の有線テレビジョン放送事業者の区域外再送信を対象に同じロジックを展開することは、牽強付会できわめて不適切である。</p> <p>また、放送事業者が自ら著作権を有する放送番組が存在することを考慮すると、制度改正により一著者隣接権が制限されたとしても、放送事業者は著作権を根拠にかかると同意裁定に対抗できるため、著作権隣接権の制限が何ら意味を持たないこととなることは明らかである。</p>
584	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	32	1~18	2 課題に関する対応の方向性 (5) 著作権法との関係 (全体)	有線テレビジョン放送法の裁定制度と著作権法との不整合を、著作権隣接権者である放送事業者の権利切り下げによって措置するという方向性には反対である。 また、放送番組は、放送事業者の著作権および著作権隣接権に加え、放送事業者以外の国内外の者の著作権および著作権隣接権、さらにスポーツイベントの放送権等の契約上の権利を含め様々な権利の集合体である。該当箇所「実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者の間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である」と記述されているが、そうした基本ルールの策定自体が困難な作業であることを認識すべきである。
585	匿名	地上放送事業者	32	1~18	(5) 著作権法との関係 再送信同意制度や裁定制度は、放送に対する国民視聴者の信頼や有線テレビジョン放送の「受信者の利益」を確保するための制度であり、この点において、著作権者等の権利の保護等を基本とする著作権法体系とは別個のものである。 しかしながら、放送事業者の著作権隣接権との関係では、同意裁定が行われたにもかかわらず、当該放送事業者の著作権隣接権の許諾が得られない場合、再送信を行うことができず、「受信者の利益」の確保の上で支障が生じることとなる。 このため、区域外再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作権隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度(著作権法第13条第1項、著作権法第99条第2項)を参考として、例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改正の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。 また、実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者の間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である。	<p>(5) 著作権法との関係</p> <p>再送信制度は元来、放送事業者の著作権隣接権を蔑ろにした歴史的背景があり、著作権法上での解決を果たすことが望ましい。</p> <p>放送事業者が著作権ない著作権隣接権を有し、放送番組に対し著作権者への許諾を内包する形で番組購入費を支払ったり番組制作しているのに対し、有線テレビジョン放送事業者が一切の権利許諾や報酬を権利者に支払わない制度は不合理と言わざるを得ない。</p> <p>但し、中間案で例示された区域内再送信における受信障害地域の救済については異論を唱えるものではない。こうした権利処理については、改善の余地が多く、中長期的な視点で継続して検討していかねばならない。</p>

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
586	匿名	地上放送事業者	32	1～18	2 課題に関する対応の方向性 (5) 著作権法との関係 (全体)	有線テレビジョン放送法の大匠裁定制度と著作権法との不整合を、著作権隣接権者である放送事業者の権利切り下げによって措置するという方向性には反対である。 また、放送番組は、放送事業者の著作権および著作権隣接権に加え、放送事業者以外の国内外の者の著作権および著作権隣接権、さらにスポーツイベントの放送権等の契約上の権利を含め様々な権利の集合体である。該当箇所に「実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である」と記述されているが、そうした基本ルールの策定自体が困難な作業である。 大分県の大匠裁定では著作権処理について「再送信同意制度と著作権制度は別物」との判断が下された。著作権に関しては、別途著作権法の規定に従って解決されるべきであるとの見解である。 しかし、一方では著作権法に基づく著作権及び著作権隣接権の処理の観点にも十分留意すべきと現行の大匠裁定制度の不備を指摘している。それにも係らず、研究会の中間取りまとめも同じ見解であり、一歩も踏み出したものがない。 著作権法との乖離は、もはや無視できない状況になっている。デジタル放送においても違法コピーが大きな問題にもなっている中で、著作権もからませて検討していかないと、かたておちの判断が下されることになる。とても納得できるものではない。
587	(株)毎日放送	地上放送事業者	32	1～18	2 課題に関する対応の方向性 (5) 著作権法との関係 (全体)	有線テレビジョン放送法の大匠裁定制度と著作権法との不整合を、著作権隣接権者である放送事業者の権利切り下げによって措置するという方向性には反対である。また、放送番組は、放送事業者の著作権および著作権隣接権に加え、放送事業者以外の国内外の者の著作権および著作権隣接権、さらにスポーツイベントの放送権等の契約上の権利を含め、様々な権利の集合体である。該当箇所に「実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である」と記述されているが、そうした基本ルールの策定自体が困難な作業である。
588	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	32	6～18	「(5) 著作権法との関係」の一部削除 しかしながら、放送事業者の著作権隣接権との関係では、同意裁定が行われたにもかかわらず、当該放送事業者の著作権隣接権の許諾が得られない場合、再送信を行うことができず、「受信者の利益」の確保の上で支障が生じることとなる。 このため、区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作権隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度(有テレ法第13条第1項59、著作権法第99条第2項60)を参考として、例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改正の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。 また、実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である。	当該箇所では、同意裁定の場合、放送事業者の著作権隣接権を許諾権から報酬請求権へ引き下げる方向性を記述しているが、この方向性には反対である。 そもそも、「(3) 裁定基準の見直し 25～29頁」で、著作権隣接権に関する言及がない。 さらに、「③ その他の基準の検討 29頁」では、「こうした事項(適正な額の著作権隣接権料その他の対価の支払いの有無等を考慮すべき)は、放送事業者の「番組編集上の意図」や「受信者の利益」と制度的関連性を有するものではなく、裁定という法的判断の対象にはなじまないと考えられる。」として、裁定から著作権隣接権の扱いを切り捨てている。 「第10回国会(昭和26年3月26日 参議院電気通信委員会)の質疑応答(中間とりまとめ(案)資料67頁高塩三郎氏の発言参照)において、「無線放送事業者の同意を要することとしたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。」とし、放送著作権の保護と権利侵害の防止という側面も指摘されている。 にもかかわらず、中間とりまとめ(案)は「報酬請求権化ありき」という乱暴な方向性を示している。 したがって、当該箇所は削除すべきである。
589	(株)静岡第一テレビ	地上放送事業者	31	10～16	(5) 著作権法との関係 (略) このため、区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作権隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度(有テレ法第13条第1項58、著作権法第99条第2項59)を参考として、例えば、同意裁定が出された場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改正の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。	■著作権については、「受信者の利益」を理由に難視聴地区における区域内再送信と営利目的の有線放送事業者の区域外再送信を同一視し制度変更するのは、整合性を欠くものである。有テレ法による「同意」と著作権法による「許諾」はまったく別の権利である。民放連がかねてから主張してきた「行き過ぎた大匠裁定は財産権を定めた憲法29条に抵触する可能性がある」を無視するものである。
590	(株)フジテレビジョン	地上放送事業者	31	10～16	2 課題に関する対応の方向性 (5) 著作権法との関係 このため、区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作権隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度(有テレ法第13条第1項59、著作権法第99条第2項60)を参考として、例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改正の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。	放送番組の著作権、著作権隣接権は放送事業者だけが保持するものではないことは明白な事実である。また、著作権者に自明の権利である許諾権を無くし、報酬請求権のみに限定しようとする考えは、これから知財立国を目指すとしている政策に反している、と思わざるを得ない。
591	(株)熊本県民テレビ	地上放送事業者	32	10～16	(5) 著作権法との関係 このため、区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作権隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度(有テレ法第13条第1項、著作権法第99条第2項)を参考として、例えば、同意裁定が行なわれた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改正の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行なわれるべきである。	有線テレビジョン放送法による「同意」と著作権法による「許諾」は別の権利である。また、放送番組は、放送事業者以外の著作権、著作権隣接権、スポーツライセンスなど国内外の権利の集合体である。このことから、同意裁定を行ったり、許諾ではなく、報酬措置等を行なうことには、大きな問題がある。大臣裁定制度は、抜本的な見直しが必要である。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
592	静岡放送(株)	地上放送事業者	32	10~16	(5)著作権法との関係 …区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作権隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度(有テレ法第13条第1項59、著作権法第99条第2項60)を参考として、例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改革の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。	「受信者の利益」を理由に、受信障害地域における区域内再送信とCATV事業者の営利に資する区域外再送信を同一視するのは整合性を欠く。区域外再送信による「受信者の利益」とは、CATVに加入している「限られた受信者の利益」である。特定の事業者、特定の受信者を保護するために再送信許諾の権限を地上放送事業者から剥奪することは、民放側としてかねてより主張してきた「行きすぎた大臣裁定は財産権を定めた憲法29条に抵触する可能性がある」を一顧だにしていない。また、国際間での著作権保護をルール化したベルヌ条約にも抵触するおそれがある。
593	個人	個人	32	10~16	区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作権隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度(有テレ法第13条第1項59、著作権法第99条第2項60)を参考として、例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改革の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。	現行の裁定制度は、放送事業者の番組編集の意図を保護することだけを目的としており、著作権隣接権については別個の制度であるとし、裁定が著作権や著作権隣接権に影響を与えるものではないとされている。
594	(株)テレビ東京	地上放送事業者	32		(5)著作権法との関係 区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合には、著作権法上の特例措置により著作権隣接権者である放送事業者の権利処理が不要となる制度(有テレ法第13条第1項、著作権法第99条第2項)を参考として、例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改革の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。	有テレ法第13条第1項、著作権法第99条第2項の対象となる放送事業者の権利処理が不要となる地域は、本来直接受信されるべき電波が受信困難な、「都道府県の区域内」の難視聴地域を想定したものであり、しかもいまだかつて総務大臣による指定はされていません。また、仮に指定されたとしても、このような難視聴地域において放送事業者の権利が制限されることは放送事業者の利益を必ずしも損なうものではありません。ところが、区域外再送信についても同意裁定が行われた場合に放送事業者が有する有線放送権を許諾権ではなく報酬請求権に切り下げることは、放送事業者の利益を大きく損なうものであり、到底納得できるものではありません。仮に制度改革を検討するのであれば、すべての関係者の合意を大前提として、慎重に行われる必要があると考えます。
595	(株)テレビ新広島	地上放送事業者	32	12~17	(5)著作権法との関係 例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみが出来る旨の措置も含め、制度改革の必要性について今後権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。また、実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者間で基本ルールを策定する等の取り組みを行うことが適当である。	放送番組は、放送事業者の著作権及び著作権隣接権に加え、番組に参画する者、使用楽曲に関わる者等の著作権や、購入番組における映画・番組制作者等の著作権、スポーツライセンス等の様々な権利の集合体であり、これらの権利処理を行わないで同意することはありえない。同意制度を考えるには、先に著作権制度の改正を行うべきであり順序が違ふ。著作権問題を解決しないで、同意裁定が出せる制度は、見直すべきである。
596	(株)ケーブルテレビ富山	有線テレビジョン放送事業者	32	13	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (5)著作権法との関係 例えば、同意裁定が行われた場合には、当該放送事業者は許諾でなく、報酬請求のみが出来る旨の――	「当該放送事業者は許諾でなく報酬請求のみが出来る旨」に言及したことは評価できる。しかし、再送信同意の取得に向けた折衝では未だに有テレ法と著作権法の矛盾を盾にケーブル局との協議に難色を示す傾向にある。今後、研究会の最終取りまとめに向け著作権関係の方向性について重点的・具体的取組みをお願いしたい。
597	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	32	13~15	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に対する対応の方向性 (5)著作権法との関係 “…報酬請求のみができる旨の措置も含め、制度改革の必要性について、今後、権利者である放送事業者との十分な協議の中で、検討が行われるべきである。”	今後の課題として認識しています。
598	(株)テレビ東京	地上放送事業者	32		実務上も再送信に関する権利処理が円滑に行えるよう、関係者間で基本ルールを策定する等の取組みを行うことが適当である。	権利処理については、放送事業者の著作権隣接権のみならず、放送番組に含まれる様々な著作権の処理もなされねばなりません。しかるに、放送対象地域外についてはその処理は極めて困難と言わざるを得ないため、基本ルールの策定そのものが不可能と思われます。また、放送権の許諾は、許諾対象地域における独占許諾が大前提であるため、当該地域において同一番組の域内再送信と区域外再送信が並存することは、そもそもあってはならないことであり、権利者の権利を侵害する行為を助長する以外のなにもものではありません。
599	長野県辰野町	地方自治体	33	1~9	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ① ローカルコンテンツの充実	ここで言われている、これからの「地域メディアのありかた」は、まさにそのとおりであると評価します。一方、ローカルコンテンツとは別に、一般的な番組においては地方民放が行う東京の放送で良いではないかという意見がありますが、情報の即時性の観点から疑問が残ります。地方局が本当に同じ時間にその情報(特に緊急情報等)を流してもらえるのか疑問です。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
600	(社)日本ケーブルテレビ連盟信越支部	有線テレビジョン放送事業者団体	33	1~9	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (6)中期的な課題 ①ローカルコンテンツの充実 全文	地上放送事業者とケーブルテレビ放送事業者は、まさに地域のメディアとして相互に協力・協調する体制づくりが必要不可欠と考えます。 我々信越支部は長きにわたり地元民間放送事業者との協力・協調関係を発展させて参りました。 1.長野放送(CX系列)主催のイベント「信州夢街道フェスタ」に、テレビ松本・あづみ野テレビ・LCVはブース出展し、デジタル放送普及の推進に協力しています。 2.信越放送(TBS系列)・信濃毎日新聞社・長野県内ケーブルテレビ10社・上越ケーブルビジョンなどが出資して設立された、ブロードバンド・プランニング(BBP)が、昨年10月からケーブルテレビ局が制作した番組を、信越放送を始めケーブルテレビ局でも放送、更にインターネットでの展開も始めています。 3.長野県高校野球連盟・長野朝日放送(EX系列)の依頼により、平成18年の夏の高校野球県大会組合せ抽選会をケーブルテレビが取材・放送しました。 4.信越放送・LCV両社は、毎年60分の環境特別番組を共同制作し、CMも両社で共同営業し売上を案分、番組は正月特番として両社で放送しています。既に4年間継続しています。 5.毎年秋開催される「諏訪湖マラソン」ではテレビ信州(NTV系列)とLCVが共同取材し、両社で素材の共有をはかっています。今年20回目を迎えます。 6.フジテレビ系列主催による、昨年の「ワールドカップバレーボール大会」における、松本会場の試合ではテレビ松本が中継の協力をしました。 また、ケーブルテレビは地域メディアとして地域の信頼を得ているものと自負すると同時に、多くの地域コンテンツを保有しています。そのため、上記地元民間放送事業者との協力・協調だけでなく、TV東京の「なんでも鑑定団」「出沒アド街ック天国」など東京キー局の番組へ無料で素材を提供してきました。 我々は、今後もこの良い関係を継続したいと望んでいます。
601	静岡放送(株)	地上放送事業者	33	1~11	(6)中期的な課題 ①ローカルコンテンツの充実 地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、ともに地域社会を基盤とするメディアとして普及・発展してきたものであり、地域密着型のローカルコンテンツをそれぞれ制作してきている。 また、地上デジタル放送の円滑な普及等に当たっても、2011年のアナログ停波に向けて、両者が連携して取り組んでいく必要がある。 このため、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、いずれも、地域社会に基盤を有するメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することが適当である。	地域における地上放送事業者とCATV事業者のあり方、及びパートナーシップについては、総論としては賛成である。しかしながら、莫大なデジタル投資、広告出稿形態の変化など、地上放送事業者を取り巻く環境は厳しさを増している。地上放送事業者が果たしてきた地域情報発信の担い手としての役割を将来にわたって担保していくためには、経営の安定を図ることも必要である。区域外再送信によりCATV事業者とその加入者が享受する利益を無条件に優先する施策はまさに見直しの時期にあると考える。
602	東海テレビ放送(株)	地上放送事業者	33	2~5	①ローカルコンテンツの充実 「地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、ともに地域社会を基盤とするメディアとして普及・発展してきたものであり、地域密着型のローカルコンテンツをそれぞれ制作してきている。	ここで指摘されているように様々な伝送路が確保された現在では、ローカルコンテンツの充実こそが求められるべきである。しかし、「中間とりまとめ」の議論は、全体にコンテンツの充実に関しては看過し、もっぱら伝送路の問題に終始している。「生活面・経済面での一定の関連性」が認められる地域については、有線テレビジョン放送事業者自らもその地域独自のニーズに応じた地域密着情報型のローカルコンテンツを充実させるよう要請すべきであると考える。
603	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	33	2~11	2 課題に関する対応の方向性 (6)中期的な課題 ①ローカルコンテンツの充実 (全体)	地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は「ともに地域社会を基盤とするメディアとして普及・発展してきたものであり、地域密着型のローカルコンテンツをそれぞれ制作してきている」とあるが、その実態をみると、多くの有線テレビジョン放送事業者は、もっとローカルコンテンツの充実を努めるべきである。 また、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は「いずれも、地域社会に基盤を有するメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することが適当である」とされているが、これほど「地域社会を基盤とするメディア」の重要性を認識されるのであれば、地域免許制度に基づく地上放送事業者の存在意義について十分尊重すべきである。
604	出雲ケーブルビジョン(株)	有線テレビジョン放送事業者	33	2~11	①ローカルコンテンツの充実 地上放送事業者と……… ………検討することが適当である。	地上放送事業者と有線放送事業者が相互に協調する体制の構築を検討することが適当であるとの考えに賛同いたします。
605	個人	個人	33		中期的な課題 ①ローカルコンテンツの充実	地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、ともに地域社会を基盤とするメディアとして普及・発展してきたものであり、地域密着型のローカルコンテンツをそれぞれ制作してきている。 また、地上デジタル放送の円滑な普及等に当たっても、2011年のアナログ停波に向けて、両者が連携して取り組んでいく必要がある。 このため、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、いずれも、地域社会に基盤を有するメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することが適当である。 また、主とする地域の情報と隣接する地域の情報を得ることは必要なことである。
606	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	33	6~9	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性(6)中期的な課題 ①ローカルコンテンツの充実 “このため、…共同の取り組み等、…”	以下のように追記を要望します。 1. この課題は従来から各地域では様々な試みられているところであり、左記本文中の“等”のあとに“をこれまでも各地域で個別に行っているが、さらに”と追記を要望します。 2. コンテンツ面における放送事業者とのコラボレーションの現況につきましては、数多の事例があります。(夏の全国高校野球の県予選、決勝までの中継番組制作、協力(各地域で実施)および同中継番組のケーブルテレビ局の自社広告スポンサー提供、など)

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
607	(株)倉敷ケーブルテレビ	有線テレビジョン放送事業者	33	8~11	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (6)ローカルコンテンツの充実 このため、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、いずれも、地域社会に基盤を有するメディアとして、各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組等、相互に協調する体制の構築を検討することが適当である。	地上放送と有線テレビジョン放送は、それぞれの役割があります。岡山県内は、殆どの市町村に有線テレビジョン放送事業者が番組を制作し放送していることから、NHK岡山放送局や岡山放送と連携して番組制作とニュース素材提供を積極的に行っています。弊社は、岡山放送と双方の局を結んで日常的にニュース素材等の提供を行っています。これからも地域情報を地上放送各局と連携して地域のために提供する計画です。
608	匿名	地上放送事業者	33	1~28	② 新たな紛争解決の手段 現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、こうした裁定制度を活用することなく、当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備(誠実対応義務等)について検討すべきである。	② 新たな紛争解決の手段 総務大臣の裁定に委ねることなく、紛争解決のための第三者あっせん組織や仲裁制度を設けることは意義深いことである。 ただこうした組織を設けてもなお、放送事業者間での主張に隔たりが大きいことが予想され、大臣裁定制度の名を変えただけになりかねない。 こうした新組織を設置する前に、双方が円満に合意するような再送信が可能な場合のフレームを構築することが先決となろう。
609	(株)アイ・キャン	有線テレビジョン放送事業者	33	10~15	② 新たな紛争解決の手段 現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、……なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備(誠実対応義務等)について検討すべきである。	放送事業者との協議が不調となった際に、即刻裁定申請というよりも、一旦、中国総合通信局が仲裁に入り、策定されたガイドラインに沿った指導をしていただけることを望みます。そこまでしても解決に至らなかった場合には、裁定申請を行うこととなります。
610	朝日放送(株)	地上放送事業者	33	10~25	② 新たな紛争解決の手段 全体	紛争処理解決の手段として、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることに賛成するが、電気通信事業紛争処理委員会がこのような紛争を判断することには反対である。その理由は再送信の問題は電話やインターネットなどの通信とそのための回線接続・施設開放の問題ではなく、きわめて専門性の高い文化の問題であるからだ。
611	(株)ケーブルテレビ富山	有線テレビジョン放送事業者	33	12	第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段	ケーブルテレビ業界が発展してきたとは言え、同意が得られなければ再送信がまったく出来ない構図は変わっていない。従って同意取得に向けて従属的な立場を強いられる事もしばしばである。打開策としての「新たな紛争解決の手段」を中期的課題とせず短期的課題として取り組んで頂きたい。その際には紛争処理が出来るだけ短期間に完了するよう明確にして頂きたい。
612	(株)ビック東海	有線テレビジョン放送事業者	33	12	新たな紛争解決の手段	ケーブルテレビは全体として収益の拡大は得ましたが、実態としては一部の大手事業者以外は小規模の事業者の集まりであり、黎明期よりの共聴施設のままの事業者も依然残っております。一部の大手事業者の収益の向上をもって、これらの小規模の事業者の存在もお忘れなきよう願います。紛争解決の手段は小規模の事業者にとって不公平の無い様、公平な物であるよう願います。
613	(株)テレビ高知	地上放送事業者	-	-	⑥ 新たな紛争解決の手段について	* 大臣裁定しか紛争解決方法がない現状を鑑みれば、あっせん・仲裁の制度化や紛争処理委員会の設置の必要性は理解できる。ただし、事業者間の協議によって解決することが原則であるならば、公的制度整備に替えて、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が有識者などを加えた中立的な民間版紛争委員会を新たに設置し、そこに判断を仰ぐことも一つの方法だと考える。 * その際には、該当県の特異性を考慮する必要性もありますので、公平な判断材料の抽出をする上でも当事者間で十分な協議を重ねることが第一義だと考えています。
614	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	33	12~28	2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段 (全体)	研究会は、裁定制度に加え、新たな紛争解決手段として、“あっせん”“仲裁”に関する制度を提案しているが、現行の硬直した裁定制度の撤廃を前提とすべきである。裁定制度を撤廃するならば、これに代わり、迅速かつ柔軟な“民一民”の仲裁手段の導入に関係者で検討する用意がある。
615	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	33	12~28	2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段 (全体)	研究会は、裁定制度に加え、新たな紛争解決手段として、“あっせん”“仲裁”に関する制度を提案しているが、現行の硬直的な裁定制度の撤廃を前提とすべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
616	(株)毎日放送	地上放送事業者	33	12~28	2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段(全体)	「大臣裁定制度」に加え、新たな紛争解決手段として、「あっせん」仲裁に関する制度を提案しているが、現行「大臣裁定制度」の撤廃を前提とすべきである。なお先述の通り新たな制度の創設、その判断基準の策定に当たっては公明正大な基準作りが不可欠である。
617	個人	個人	33		② 新たな紛争解決の手段	現在の再送信の紛争処理スキームについては、総務大臣に対する裁定申請以外の制度はないが、こうした裁定制度を活用してただかまりを残すようなことなく、当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。なお、あっせん等の制度を設ける場合には、これらが機能するための条件整備(誠実対応義務等)について検討すべきである。また、情報通信分野については、表現の自由の問題等慎重に対処すべき点多々含まれていることや、放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になる中で、この場合のあっせん等の主体としては、放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要である。その際には、例えば、電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会60が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たに業務を担わせることも一つの方法と考えられるのではないかと。
618	(社)日本ケーブルテレビ連盟	有線テレビジョン放送事業者団体	33		第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段 “現在の再送信の紛争処理スキームについては、…”	ケーブルテレビ業界が発展してきたとは言え、同意が得られなければ再送信がまったく出来ない構図は変わっていません。従って同意取得に向けて従属的な立場を強いられる事もしばしばあります。打開策としての「新たな紛争解決の手段」を中期的課題とせず出来るだけ早期に取り組んで頂きたいと考えます。その際には紛争処理が出来るだけ短期間に完了するよう明確にして頂きたいと要望します。
619	宮崎ケーブルテレビ(株)	有線テレビジョン放送事業者	33		第Ⅱ部 対応の方向性 2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段 “現在の再送信の紛争処理スキームについては、…”	ケーブルテレビ業界が発展してきたとは言え、同意が得られなければ、再送信がまったく出来ない構図は変わっていない。従って、同意取得に向けて、従属的な立場を強いられる事もしばしばである。打開策としての、「新たな紛争解決の手段」を中期的課題とせず、短期的課題として取り組んでいただきたい。その際には、紛争処理が出来るだけ短期間に完了するよう明確にしていただきたい。
620	大分朝日放送(株)	地上放送事業者	33	12~18	2(6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段 こうした大臣裁定制度を活用することなく、当事者の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。 (中略) 電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たな業務を担わせることも一つの方法と考えられる。	大臣裁定しか紛争解決方法がない現状に鑑みれば、あっせん・仲裁の制度化や紛争処理委員会の設置の必要性は理解できます。ただし、事業者間の協議によって解決することが原則であるならば、公的制度整備に替えて、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が有識者などを加えた中立的な民間版紛争処理委員会を新たに設置し、そこに判断を仰ぐことも一つの方法だと考えます。
621	(株)テレビ大分	地上放送事業者	33	12~28	2(6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段 こうした大臣裁定制度を活用することなく、当事者の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。 (中略) 電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たな業務を担わせることも一つの方法と考えられる。	大臣裁定しか紛争解決方法がない現状に鑑みれば、あっせん・仲裁の制度化や紛争処理委員会の設置の必要性は理解できます。ただし、事業者間の協議によって解決することが原則であるならば、公的制度整備に替えて、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が有識者などを加えた中立的な民間版紛争処理委員会を新たに設置し、そこに判断を仰ぐことも一つの方法だと考えます。
622	(株)大分放送	地上放送事業者	33	12~28	2(6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段 こうした大臣裁定制度を活用することなく、当事者の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。 (中略) 電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たな業務を担わせることも一つの方法と考えられる。	大臣裁定しか紛争解決方法がない現状に鑑みれば、あっせん・仲裁の制度化や紛争処理委員会の設置の必要性は理解できる。ただし、事業者間の協議によって解決することが原則であるならば、公的制度整備に替えて、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が有識者などを加えた中立的な民間版紛争処理委員会を新たに設置し、そこに判断を仰ぐことも一つの方法だと考える。
623	長崎放送(株)	地上放送事業者	33	12~28	2(6) 中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段 こうした大臣裁定制度を活用することなく、当事者の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。 (中略) 電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たな業務を担わせることも一つの方法と考えられる。	大臣裁定しか紛争解決の方法がない現状からみれば、あっせん・仲裁の制度化や紛争処理委員会の設置の必要性は理解できる。ただし、事業者間の協議によって解決することが原則とすれば、公的制度整備に替えて、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が有識者等を加えた中立的な民間版紛争処理委員会を新たに設置し、その委員会に判断を仰ぐことも一つの解決方法として有益と考える。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
624	(株)東京放送	地上放送事業者	33	12~28	2(6)中期的な課題 ② 新たな紛争解決の手段 こうした大臣裁定制度を活用することなく、当事者の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。 (中略)電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや同委員会に新たな業務を担わせることも一つの方法と考えられる。	大臣裁定しか紛争解決方法がない現状に鑑みれば、あっせん・仲裁の制度化や紛争処理委員会の設置の必要性は理解できる。ただし、事業者間の協議によって解決することが原則であるならば、公的制度整備に替えて、日本民間放送連盟と日本ケーブルテレビ連盟が有識者などを加えた中立的な民間版紛争処理委員会を新たに設置し、そこに判断を仰ぐことも一つの方法だと考える。
625	(株)宮崎放送	地上放送事業者	33		(6)中期的な課題	『当事者間の自主性に配慮したあっせんや、当事者双方の合意に基づき申請される仲裁に関する制度を設けることも有意義であると考えられる。』(33頁14~16行)とした点を支持する。『再送信同意に関しては、事業者間の協議により解決することが原則』(31頁2行)であり、裁定は本来なじまない。ただし、あっせん等の主体については、更なる論議が必要。
626	(株)高知放送	地上放送事業者	33	14	今後、受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づける、マストキャリアーについて検討する必要がある。	放送普及基本計画の趣旨からすれば、「再送信」については「区域内再送信」と明記すべきと考える。
627	(株)静岡朝日テレビ	地上放送事業者	32	12~22	② 新たな紛争解決の手段 放送事業者の利益と受信者の利益との調整が複雑になる中で……	「放送事業者の利益」と「受信者の利益」を同等の枠組みとして併記することには、無理がある。「放送事業」に相対するのは「有線テレビジョン放送事業者」であって、「受信者の利益」に対しては、「国民視聴者全体の利益」とするべきではないかと考える。「受信者の利益」とは、有線テレビジョン放送で区域外再送信を視聴する“有料加入者の利益”に過ぎないからである。
628	(株)テレビ熊本	地上放送事業者	34	1~25	2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ③ 通信・放送の融合を踏まえた課題 (全体)	中間とりまとめ(案)は、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先課題としたため、制度面の見直しを回避し、運用面の見直しにとどまっている。このため、今回の見直し結果は、抜本的な問題解決策とはいえず、あくまでも2011年の地上デジタル放送への完全移行までの暫定的、緊急避難的な措置に過ぎないと理解する。このため、該当箇所に『有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しを行う際には、電気通信役務利用放送など他メディアへ援用せず、改めて検討し直すことが適当である』旨を明記すべきである。 又、「今後、受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づける、マストキャリアーについて検討する必要がある」と記述されているが、諸外国とは異なり、放送波による世帯カバー率が高い我が国の実情を踏まえ、その必要性については慎重に議論する必要がある。したがって、現時点では、マストキャリアーに関する記述は削除すべきである。
629	(社)日本民間放送連盟	放送事業者団体	34	1~25	2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ③ 通信・放送の融合を踏まえた課題 (全体)	中間とりまとめ(案)は、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先課題としたため、制度面の見直しを回避し、運用面の見直しにとどまっている。このため、今回の見直し結果は、抜本的な問題解決策とはいえず、あくまでも暫定的、緊急避難的な措置に過ぎないと理解する。このため、該当箇所に『有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しを行う際には、電気通信役務利用放送など他メディアへ援用せず、改めて検討し直すことが適当である』旨を明記すべきである。 また、「今後、受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づける、マストキャリアーについて検討する必要がある」と記述されているが、諸外国とは異なり、地上放送波による世帯カバー率が高い我が国の実情を踏まえ、その必要性については慎重に議論する必要がある。
630	匿名	地上放送事業者	34	1~25	③ 通信・放送の融合を踏まえた課題 通信・放送の新たな法体系の検討において、有線テレビジョン放送と電気通信役務利用放送の区分の見直しの検討が行われる場合には、再送信同意に関する紛争処理スキームを含めた両者間のイコール・フットイングについて検討する必要がある。また、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったが、この見直しの結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当である。	③ 通信・放送の融合を踏まえた課題 有線テレビジョン放送と電気通信役務利用放送の2つの法体系上に、いわゆるCATV事業者が混在している現状は紛争処理スキーム等の観点から決して望ましいものではなく、一元化が図られるべき事項である。
631	中部日本放送(株)	地上放送事業者	34	1~25	2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ③ 通信・放送の融合を踏まえた課題 (全体)	「中間とりまとめ(案)」は、「大臣裁定制度」をはじめ、制度面の見直しを回避しており、抜本的な問題解決になっていない。 このため、「有線テレビジョン放送を含む放送全体に関する制度に係る抜本的な見直しをする際には、電気通信役務利用放送など他メディアへ援用せず、改めて検討する」旨を明記すべきである。
632	鹿児島テレビ放送(株)	地上放送事業者	34	1~25	2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ③ 通信・放送の融合を踏まえた課題 (全体)	中間とりまとめ(案)は、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先課題としたため、制度面の見直しを回避し、運用面の見直しにとどまっている。このため、今回の見直し結果は、抜本的な問題解決策とはいえず、あくまでも暫定的、緊急避難的な措置に過ぎないと理解する。このため、該当箇所に『有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しを行う際には、電気通信役務利用放送など他メディアへ援用せず、改めて検討し直すことが適当である』旨を明記すべきである
633	(株)毎日放送	地上放送事業者	34	1~25	2 課題に関する対応の方向性 (6) 中期的な課題 ③ 通信・放送の融合を踏まえた課題 (全体)	中間とりまとめ(案)は、現在問題が生じている事案を、迅速に解決できることを最優先課題としたため、制度面の見直しを回避し、運用面の見直しにとどまっている。 このため、今回の見直し結果は、抜本的な問題解決策とはいえず、あくまでも2011年の地上デジタル放送への完全移行までの暫定的、緊急避難的な措置に過ぎないと理解する。このため、該当箇所に『有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しを行う際には、電気通信役務利用放送など他メディアへ援用せず、改めて検討し直すことが適当である』旨を明記すべきである。 また、「今後、受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づける、マストキャリアーについて検討する必要がある」と記述されているが、諸外国とは異なり、放送波による世帯カバー率が高い我が国の実情を踏まえ、その必要性については慎重に議論する必要がある。したがって、現時点では、マストキャリアーに関する記述は極めて時期尚早であり、今後のケーブル業界と放送業界の在り方や、情報通信法の動向等も見ながら伸張に検討すべきテーマであり、今回のこのとりまとめからは、削除すべきである。

No.	意見提出者名	属性	頁	行	意見の対象となる報告書該当箇所	提出された意見(断りが無い限り原文のまま)
634	スカパーJSA T(株)	衛星放送関連連合会	34	2	通信・放送の新たな法体系の検討において、有線テレビジョン放送と電気通信役務利用放送の区分の見直しの検討が行われる場合には、再送信同意に関する紛争処理スキームを含めた両者間のイコール・フットイングについて検討する必要がある。	<p>・現在、同一エリアにて、有線テレビジョン放送事業者と電気通信役務利用放送事業者とが競争状態にあって、ほぼ同一の地上放送のチャンネルを同じ放送方式で再送信している場合があります。</p> <p>・これら2者には違う制度が適用されているため、紛争処理スキームを利用した区域外再送信の実施など、場合によっては同じサービスが提供できない可能性があります。しかしながら、お客様は制度面の違いを意識しないため、競争上片方が不利になることが考えられます。</p> <p>・こうした制度面の違いが事業上の優劣に反映しないよう、通信・放送の新たな法体系の検討を待たず、早急に有線テレビジョン放送事業者と電気通信役務利用放送事業者との間のイコール・フットイングを確保すべきと考えます。</p>
635	全国消費者協会連合会	消費者団体	34		放送・通信の融合	通信、放送の技術の進展はますます盛んになり、システム的にも今後数年での変化は大きいとみられる。地上デジタル化に合わせるため拙速に制度の変更をすべきではなく、地上デジタル化以降の検討でもよいのではないかと。
636	日本テレビ放送網(株)	地上放送事業者	34	11~18	<p>③通信・放送の融合を踏まえた課題」の削除</p> <p>また、再送信に関しては、現行制度上、有線法第13条第1項にあるように、受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した場合には、その受信障害地域に施設を有する有線テレビジョン放送事業者は放送対象地域内の放送事業者の放送番組をそのまま再送信しなければならぬという義務が課せられる。</p> <p>しかしながら、共同受信施設によるものを含め、有線テレビジョン放送施設経由で地上放送を視聴している世帯が全体の6割を超えている現状にあり、地上放送については、あまねく普及すべき高い公益性を有するものであることから、今後、受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づける、マストキャリアーについて検討する必要がある。</p> <p>このため、こうしたマストキャリアーの導入の必要性や再送信に関する紛争処理スキームの在り方については、その他のメディアにおける同様の議論とともに、今後、中期的に検討されることが適当である。</p> <p>また、</p>	<p>中間とりまとめ(案)では、「受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づけるマストキャリアーについて、検討する必要がある。」と記述している。諸外国と異なり、中継局による世帯カバー率が高い日本において、マストキャリアーが本当に必要なかを慎重に議論する必要がある。再送信の原則はあくまで、当事者間の協議に委ねるところから、検討を始めるべきである。</p> <p>また、再送信による地上放送の視聴方法は、あくまでも受信方法の選択肢を増やすための手段という位置付けにすべきである。特に、受信障害の無い地域においては、マストキャリアーよりも、アンテナ設置による直接受信の整備を検討すべきである。</p> <p>例えば、「(フランスでは、)集合住宅の建築主に対しデジタル受信装置の設置義務を課す等、種々の措置を講じている」(NIKKEI NETビジネス:ネット時評、2007年5月17日 情報通信研究機構の炭田氏のレポート)という制度がある。</p> <p>したがって、受信障害が無い地域において、マストキャリアーを検討する必要はなく、当該箇所は削除すべきである。</p>
637	朝日放送(株)	地上放送事業者	34	11~24	<p>しかしながら、共同受信施設によるものを含め、有線テレビジョン放送施設経由で地上放送を視聴している世帯が全体の6割を超えている現状にあり、地上放送については、あまねく普及すべき高い公益性を有するものであることから、今後、受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づける、マストキャリアーの導入の必要性や再送信に関する紛争スキームの在り方については、その他のメディアにおける同様の議論とともに、今後、中期的に検討されることが適当である。</p>	<p>当社は先般発表された「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の中間答申にも同様の意見を提出したが、マストキャリアーの導入の検討には反対である。アメリカにおいてこの制度が導入されているが、地上波局が全てマストキャリアーを導入しているわけではなく、その選択をするか否かの選択権は地上波局にある。非マストキャリアーを選択した地上波局は区域内のCATVに対して放送料を請求できるが、これにより地上放送事業者とCATVの間に紛争が起きていると聞く。当社は区域内のCATVの健全な発達を願い、節度ある競争のもと友好関係を結んでいきたい。それは今後も変わらない。ゆえにCATVとの地上波の紛争の新たな火種になりかねない制度の導入は否定する。</p> <p>また本中間答申には書かれていないが、マストオファーにも反対する。なぜならばそれは地上放送事業者の自由を奪うからである。</p> <p>このような諸外国の制度は、放送制度が全く違う日本の参考にはならないと考える。</p>
638	(株)広島ホームテレビ	地上放送事業者	34	13	<p>③通信・放送の融合を踏まえた課題</p> <p>地上放送については、あまねく普及すべき高い公益性を有するものであることから、今後、受信障害の有無にかかわらず、再送信を義務づける、マストキャリアーについて検討する必要がある。</p>	マストキャリアーについては、地域免許制度に基づく放送対象地域では理解出来るが、この文面では、あまねくと言う表現になっており放送対象地域以外も含まれる解釈が出来る。これは電波法における地上放送事業者の県域放送との整合性が無い。マストキャリアーについては、地上放送事業者の放送対象地域に限るとの文言を付け加え検討すべきである。
639	京都滋賀県人会	その他団体	34	20~25	<p>また、本研究会としては、現在問題が生じている事案を迅速に解決できることを最優先の課題として、現行制度を前提として運用面での見直しを行ったが、この結果は、中期的には、通信・放送の新たな法体系の検討を踏まえつつ、有線テレビジョン放送を含む「放送」全体に関する制度に係る抜本的な見直しが行われるまでの暫定的なものとして位置づけることが適当である。</p>	<p>当県人会では前段で述べた、地域放送を巡る京都と滋賀の関係も「現在問題が生じている事案」と捉えている。私どもが主張している本事案についても、早期に具体的解決が図れるよう、報告書に盛り込んでいただきたい。</p> <p>当県人会としては、「京滋が一体である」と位置づけており、京都・滋賀の両地域放送局が「相互乗り入れ」できることこそ、京滋の「受信者・視聴者の利益」になるものであることを申し添えたい。</p>